

令和 8 年 6 月 18 日 開会
令和 8 年 7 月 3 日 閉会

第 444 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第444回長野県議会（定例会）会議録目次

6月18日（木曜日）

応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件	5
新任理事者の紹介	
危機管理部長 矢 島 武 君	6
総務部長 高 橋 寿 明 君	6
県民文化部長 小 池 広 益 君	6
観光スポーツ部長 柳 井 和 則 君	6
農政部長 根 橋 幸 夫 君	6
林務部長 千 代 登 君	6
建設部長 森 下 淳 君	6
企画振興部交通政策局長 青 木 英 明 君	7
観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長 下 條 伸 彦 君	7
建設部リニア整備推進局長 平 林 高 広 君	7
諸般の報告	7
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
第6次長野県男女共同参画計画の策定について	
長野県公営企業経営戦略2026の策定について	
令和7年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について	
持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について	
長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について	
現金出納検査結果	
会期決定の件	7
木曽広域連合議会議員の選挙	7
知事提出議案の報告	8
第1号より第26号まで及び報第1号より報第19号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	10
延 会 午後1時37分	

6月23日（火曜日）

開 議 午前10時

諸般の報告……………21

人事委員会意見回答

知事提出議案の報告……………21

第27号及び第28号

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

小 池 久 長 君……………22

風 間 辰 一 君……………28

荒 井 武 志 君……………41

休 憩 午後0時2分

再 開 午後1時10分

小 林 君 男 君……………57

林 和 明 君……………64

小 山 仁 志 君……………72

佐 藤 千 枝 君……………78

休 憩 午後2時58分

再 開 午後3時14分

宮 下 克 彦 君……………87

竹 内 正 美 君……………102

延 会 午後4時46分

6月24日（水曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

続 木 幹 夫 君……………115

丸 山 寿 子 君……………120

加 藤 康 治 君……………127

百 瀬 智 之 君……………136

休 憩 午前11時41分

再 開 午後1時

丸 茂 岳 人 君	142
高 島 陽 子 君	156
山 口 典 久 君	165
休 憩 午後2時51分	
再 開 午後3時7分	
両 角 友 成 君	174
小 林 陽 子 君	182
延 会 午後4時	

6月25日（木曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

川 上 信 彦 君	193
小 林 あ や 君	200
望 月 義 寿 君	208
勝 山 秀 夫 君	213
休 憩 午前11時29分	
再 開 午後1時	
奥 村 健 仁 君	218
大 井 岳 夫 君	224
休 憩 午後2時1分	
再 開 午後2時17分	
向 山 賢 悟 君	235
竹 村 直 子 君	242
延 会 午後3時6分	

6月26日（金曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

早 川 大 地 君	251
垣 内 将 邦 君	262
グレート無茶 君	272

休 憩	午前11時31分	
再 開	午後 1 時	
毛 利 栄 子 君	……………	278
青 木 崇 君	……………	285
勝 野 智 行 君	……………	296
休 憩	午後 2 時31分	
再 開	午後 2 時47分	
清 水 正 康 君	……………	304
知事提出議案委員会付託	……………	312
第 1 号より第26号まで及び報第 1 号より報第 3 号まで		
決算特別委員会の設置並びに同委員会に調査事件付託	……………	313
決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任	……………	313
請願・陳情提出報告、委員会付託	……………	314
請願（請第16号及び請第17号）		
陳情（陳第740号より陳第756号まで）		
陳情取下げの件	……………	314
議員提出議案の報告	……………	314
議第 1 号より議第15号まで		
提出議案（議第 9 号）の説明		
小 林 陽 子 君	……………	328
議第 9 号に対する討論		
竹 内 正 美 君	……………	330
散 会	午後 3 時38分	

7月3日（金曜日）

開 議	午後 1 時	
委員会審査報告書提出報告	……………	335
環境文教委員長報告		
委 員 長 加 藤 康 治 君	……………	335
県民文化健康福祉委員長報告		
委 員 長 山 口 典 久 君	……………	336
農政林務委員長報告		

委員 長 望 月 義 寿 君.....	338
産業観光企業委員長報告	
委員 長 山 田 英 喜 君.....	339
危機管理建設委員長報告	
委員 長 大 井 岳 夫 君.....	341
総務企画警察委員長報告	
委員 長 宮 下 克 彦 君.....	342
閉会中継続審査及び調査の申し出.....	344
議員派遣の件.....	344
閉 会 午後1時26分	

令和 8 年 6 月 18 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和8年6月18日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇	野		市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	続	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	一
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	子
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ	根		市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 柳 井 和 則
農 政 部 長 根 橋 幸 夫

林 務 部 長 千 代 登
建 設 部 長 森 下 淳
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 箕
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一

議事課委員会係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 査 石 坂 太 朗
総務課担当係長 東 方 啓 太

午後 1 時開会

○議長（依田明善君）ただいまから第444回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに 6 月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

木曽広域連合議会議員の選挙（日程追加）

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

新任理事者の紹介

諸般の報告

会期決定の件

木曽広域連合議会議員の選挙

知事提出議案

午後 1 時 1 分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（依田明善君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議ありませんので、宮澤敏文議員、丸山栄一議員、小池清議員を指名いたします。

●新任理事者の紹介

○議長（依田明善君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

最初に、矢島武危機管理部長。

〔危機管理部長矢島武君登壇〕

○危機管理部長（矢島武君）去る４月１日付で危機管理部長を命ぜられました矢島武でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、高橋寿明総務部長。

〔総務部長高橋寿明君登壇〕

○総務部長（高橋寿明君）去る４月１日付をもちまして総務部長を命ぜられました高橋寿明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、小池広益県民文化部長。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）去る４月１日付で県民文化部長を命ぜられました小池広益でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、柳井和則観光スポーツ部長。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君）去る４月１日付をもちまして観光スポーツ部長を命ぜられました柳井和則でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、根橋幸夫農政部長。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君）去る４月１日付をもちまして農政部長を命ぜられました根橋幸夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、千代登林務部長。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）去る４月１日付をもちまして林務部長を命ぜられました千代登でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、森下淳建設部長。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）去る４月１日付で建設部長を命ぜられました森下淳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、青木英明企画振興部交通政策局長。

〔企画振興部交通政策局長青木英明君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（青木英明君）去る４月１日付をもちまして企画振興部交通政策局長を命ぜられました青木英明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、下條伸彦観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長下條伸彦君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（下條伸彦君）去る４月１日付をもちまして観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長を命ぜられました下條伸彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、平林高広建設部リニア整備推進局長。

〔建設部リニア整備推進局長平林高広君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（平林高広君）去る４月１日付をもちまして建設部リニア整備推進局長を命ぜられました平林高広でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「２ 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（依田明善君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から７月３日までの１６日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、会期は１６日間と決定いたしました。

●木曽広域連合議会議員の選挙

○議長（依田明善君）次に、木曽広域連合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

これより木曽広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

木曽広域連合議会議員に大畑俊隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大畑俊隆議員を木曽広域連合議会議員の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大畑俊隆議員が木曽広域連合議会議員に当選されました。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和8年6月18日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和8年6月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和8年度長野県一般会計補正予算（第1号）案
- 第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案
- 第 4 号 長野県人権尊重の社会づくり条例案
- 第 5 号 一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案
- 第 6 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案
- 第 7 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部

を改正する条例案

- 第 8 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 号 松本空港航空灯火等更新工事請負契約の締結について
- 第 10 号 伊那文化会館舞台音響設備改修工事請負契約の締結について
- 第 11 号 決済端末の購入について
- 第 12 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 13 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 14 号 県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について
- 第 15 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について
- 第 16 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について
- 第 17 号 一般国道292号道路改築工事（大川トンネル）変更請負契約の締結について
- 第 18 号 一般県道上松南木曽線道路改築工事（和村橋 1 工区）変更請負契約の締結について
- 第 19 号 一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）変更請負契約の締結について
- 第 20 号 権利の放棄について
- 第 21 号 長野県道路公社の解散について
- 第 22 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について
- 第 23 号 急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償について
- 第 24 号 交付金申請事務に係る損害賠償について
- 第 25 号 情報通信機器の購入について
- 第 26 号 児童手当の事務処理に対する国家賠償請求事件に係る和解について
- 報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告
- 報第 2 号 令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告
- 報第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 報第 4 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 5 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 6 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 7 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 8 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 9 号 交付金申請事務に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第10号 訴えの提起の専決処分報告
- 報第11号 訴えの提起の専決処分報告

報第12号 訴えの提起の専決処分報告

報第13号 訴えの提起の専決処分報告

報第14号 高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第15号 高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第16号 令和7年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告

報第17号 令和7年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しについて報告

報第18号 令和7年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報告

報第19号 令和7年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、当面の県政課題について御説明を申し上げます。

本年2月以降の中東地域における緊張の高まりは、エネルギー価格の上昇や供給不安を通じて、県民生活や県内産業に様々な影響を及ぼしております。

こうした状況を踏まえ、県では、関係部局が一体で対策を進めるための「中東情勢に関する対応チーム」を設置するとともに、経済団体等で構成する「国際経済情勢に係る長野県連絡協議会」の開催や、業界団体、事業者へのヒアリングなどを通じて、県内経済への影響把握と関係機関との連携強化に努めています。

また、全国知事会会長として高市内閣総理大臣に対し、重要物資の安定供給の確保をはじめとする必要な対策を要請するとともに、県としても、経済産業省等に対し、石油関連製品の安定供給と価格高騰対策の強化を緊急に要望いたしました。

今週、米国とイランの戦闘終結に向けた覚書の合意が報じられるなど、情勢に変化は見られるものの、引き続き不確実性の高い状況が続いております。このため、「暮らしと産業を支える中東情勢対応方針」を取りまとめ、総合的な対策を講じることといたしました。その主な内

容について御説明申し上げます。

まず第一に、「供給安定化への対応」であります。

国においては、原油やナフサの代替調達による供給量の確保に加え、石油関連製品の流通の停滞や供給の偏りの解消に取り組んでおります。しかし、県内では、なお物資の不足を訴える声があることから、国の相談窓口の活用を促すとともに、業界団体や卸売事業者と連携し、需給状況の把握と必要な対応を進めてまいります。

第二に、「価格高騰への対応」であります。

燃料費や原材料費の高騰は幅広い事業者に影響が及んでおり、その長期化も懸念されます。このため、中小企業の資金繰りを支援するとともに、価格転嫁が難しい医療・福祉、農業などについては、資材価格等の高騰に対する支援を行います。また、L P ガス料金の負担軽減などを実施し、県民の暮らしを守ります。

第三に、「構造転換の促進」であります。

今回の事態を教訓に、国際情勢に左右されにくい産業構造への転換を加速します。省エネルギー設備等の導入支援によりエネルギーコストの削減を図るほか、農業分野においては、海外依存度の高い化学肥料の使用量削減を支援するなど、持続可能な経営基盤の構築を後押しします。

人手不足の深刻化に加え、国際情勢の不安定化やエネルギー価格の高騰などにより、本県経済を取り巻く環境は厳しさを増しております。こうした中、持続的な成長を実現するためには、本県産業の「稼ぐ力」を高め、高付加価値型の産業構造への転換を進めることが重要です。

国が「地域未来戦略」の策定を進める中、本県においても、高度なものづくり産業の集積や豊かな地域資源といった強みを活かし、将来の成長が見込まれる分野への重点投資を促してまいります。また、デジタル技術やA I の活用による生産性向上と高付加価値化を進め、県内企業の競争力を強化します。こうした取組を進めるため「長野県成長戦略推進会議」を立ち上げ、本県産業の将来像や地域産業成長プランに関する検討を加速しています。航空・宇宙、発酵・フードテックなど、本県の強みを活かせる成長分野を中心に、民間投資や質の高い雇用の創出につながる戦略を取りまとめてまいります。

あわせて、公設試験研究機関の機能強化に向け「試験研究機関未来ビジョン（仮称）」の策定に取り組み、技術開発や新たな製品づくりを支える体制を強化します。

今月1日から宿泊税の賦課徴収を開始いたしました。制度導入に当たっては、県内外の皆様への周知に努めてきたところであり、今後は宿泊税を活用した施策を着実に展開します。具体的には、信州観光M a a S の構築や二次交通の充実により、旅行者の利便性向上を図るとともに、観光コンテンツの充実や観光まちづくり、周遊型バスツアーの造成などを支援いたします。

これらの事業には既に多くの申請や問い合わせが寄せられており、関係者の期待に応えられるよう取り組んでまいります。

また、本年7月から9月にかけて、「信州デスティネーションキャンペーン」のプレキャンペーンを実施し、市町村や観光事業者と連携した誘客促進に取り組めます。さらに、御嶽山一帯については、国定公園の指定を契機として、バリアフリー化など自然公園施設の上質化や受入環境の整備を進め、国内外から選ばれる観光地づくりを進めます。

こうした取組を通じて、観光立県の実現と観光を核とした地域の稼ぐ力の向上を目指してまいります。

人口減少や高齢化の進行に伴い、本県の医療を取り巻く環境は大きく変化しています。限られた医療資源の中で必要な医療を将来にわたり確保していくためには、医療機関の役割分担と連携の強化、そして医療人材の確保が急務です。このため県では、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の策定に着手するとともに、医師の偏在是正や地域医療の充実に取り組んでいます。

こうした中、今月15日には、県内医療の中核を担う信州大学医学部及び同附属病院と、地域医療の推進に関する覚書を締結いたしました。今後は、医療人材の確保・養成や適正配置、高度・専門医療の充実などについて、信州大学と一層連携して取り組んでまいります。

引き続き、地域医療構想の実現に向けた取組を進め、県民の皆様が安心して必要な医療を受けられる体制の確保に努めてまいります。

人権は、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、自分らしく安心して暮らすための基礎となるものです。人権がより尊重される社会を実現するため、「長野県人権尊重の社会づくり条例案」を今定例会に提出いたしました。

本条例案は、人権が全ての人に等しく保障されるものであるとの基本認識の下、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権教育や啓発活動の充実など、人権尊重の社会づくりに向けた基本的な枠組みを定めるものであります。また、多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、人権侵害行為を具体的に定義し、これを禁止します。特に、都道府県初となる「人権オンブズパーソン」を設置し、専門的かつ公正な立場からの調査、勧告により、実効性のある人権救済措置が講じられるよう取り組んでまいります。あわせて、インターネット上の誹謗中傷等についても、関係機関と連携して被害の迅速な救済に取り組めます。

本条例に基づき、県民一人ひとりの尊厳が守られ、誰もが安心して暮らすことができる長野県の実現を目指してまいります。

先月6日、部活動で遠征中の高校生が乗車したマイクロバスの事故により、未来ある若い命

が失われ、多くの生徒が負傷しました。心より哀悼の意を表するとともに、お見舞いを申し上げます。

学校教育活動において、子どもの命と安全は何よりも優先されるべきものです。このような痛ましい事故が起きることのないよう、部活動や校外学習などにおける移動のあり方を改めて見直し、安全対策を強化してまいります。

現在、教育委員会、県民文化部及び交通政策局によるワーキングチームを設置し、県内の高等学校等を対象に生徒引率時の移動手段等の実態調査を行っています。今後は、その結果を踏まえ、生徒の安全を最優先に、移動手段や管理体制のあり方、事故発生時の責任と補償の考え方などについて、県として必要な支援策も含めて幅広く検討し、実効性のある対策につなげてまいります。

本年3月、長野県ゼロカーボン戦略を改定し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を一層推進することといたしました。この方針の下、脱炭素社会の実現に向けた「信州くらしの省エネプロジェクト」を始動しました。今月12日からは、「SMART省エネ」をキャッチフレーズに、無理なく賢く省エネルギーに取り組む運動を展開しております。CO₂削減に加え、光熱費節減効果なども発信しながら、県民・事業者の皆様実践を呼びかけてまいります。

また、暑さが本格化する夏に向け、省エネルギーの推進とともに熱中症による健康被害を防ぐため、「クールシェアスポット」の利用促進を図ってまいります。多くの事業者の御協力により、登録施設は昨年度末の約2倍に拡大しました。あわせて、「クーリングシェルター」や給水スポットの活用を進めてまいります。

今後も、脱炭素と暮らしやすさの両立を図りながら、2050年ゼロカーボンの実現を目指して取り組んでまいります。

県民の多彩な発想を県政に活かし、県民参加による県政運営を一層進めるため、新たな取組を開始いたしました。

まず、「県民提案・投票制度～信州みらいスイッチ～」です。県民や本県にゆかりのある皆様から提案を募り、LINEを活用した投票で選ばれた提案を事業化するものです。多くの皆様に御参加いただけるよう、周知に努めてまいります。また、企業や団体との共創を一層進めるため、「長野県共創デザインラボ」を設置しました。企業や団体から寄せられた提案については、コーディネーターの支援をいただきながら、事業化や実証事業の実施につなげてまいります。さらに、多様な企業が参画する「協創／共創コンソーシアム point 0」に地方自治体として初めて参画いたしました。企業等の技術や知見を活かして社会課題の解決に取り組んでまいります。

複雑化・高度化する課題に対応するためには、県民や企業、団体との共創が不可欠です。こ

うした取組を通じて、県民参加と共創を更に進め、より開かれた県政の実現を目指してまいります。

本年、本県は誕生150周年という大きな節目を迎えました。この歴史的な機会を県民の皆様とともに祝い、郷土への誇りと未来への希望を共有するため、各種記念事業を推進しています。

今日の長野県は、豊かな自然と風土の中で、先人たちのたゆまぬ努力により築かれてまいりました。この節目を単なる祝賀にとどめることなく、地域の価値を見つめ直し、次世代へと引き継ぐ契機とするため、「自らを知り 互いを知り 高め合おう『私たちの長野県』」をコンセプトに取り組んでおります。

県民参加による記念事業も着実に広がっています。「わたしの『信濃の国』投稿キャンペーン」には多くの応募が寄せられ、県内77市町村を巡るデジタルスタンプラリーも多数の方々に参加いただくなど、地域の魅力発信と県内周遊の促進につながっています。また、市町村や企業等との連携による記念商品の開発や各種イベントの開催は、地域の活力向上にも寄与しています。引き続き、世代や地域を超えて楽しめる企画を展開してまいります。

8月21日に行う記念祭典は、「つながる長野県」をテーマに開催し、音楽や伝統芸能、スポーツなどを通じて本県の歩みを振り返るとともに、未来への希望を共有する場といたします。フィナーレでは県歌「信濃の国」の大合唱を行い、県民の絆と一体感を改めて確かめ合いたいと考えております。

150年という節目は、未来への新たな出発点でもあります。先人たちが築き上げてきた郷土への誇りと県民の絆を力に、本県の魅力を更に高め、未来を切り拓いてまいります。

県石油商業組合を巡るガソリン価格カルテル問題は、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼし、県民の信頼を損なう重大な事案です。県では、本年2月に業務改善命令を発出し、ガバナンスの確立やコンプライアンスの遵守、再発防止策の着実な実行を求めたところです。

先月提出された改善計画書については、概ね県が求める内容が盛り込まれていることを確認しましたが、その実効性については今後の取組を注視する必要があると考えております。一昨日、吉田和生新理事長との面談においては、改善計画の速やかな実行と、県民からの信頼回復に努めていただくよう申し伝えたところです。

県としては、今後も定期的な報告を受けながら改善状況を厳格に検証し、取組が不十分な場合には必要な指導を行うなど、県中小企業団体中央会とも連携し、適切に対応してまいります。

令和7年度の決算見込みについて申し上げます。

昨年度は、人口減少をはじめとする様々な課題に対応し、「確かな暮らし」を守り、「ゆたかな社会」を実現するため、「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づく施策を着実に推進いたしました。

とりわけ、物価高騰や米国の関税措置への対応、防災・減災対策やツキノワグマ対策、教育環境の整備など、地域経済の活性化と県民生活の安全・安心の確保のための施策に重点的に取り組みました。その結果、一般会計の歳出総額は前年度比約179億円増の1兆808億円余となる見込みです。

一方、県税や地方交付税の収入が当初見込みを上回ったことに加え、効率的な予算執行に努めるとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの国庫補助金を積極的に活用した結果、実質収支は75億円余の黒字となる見込みです。

さて、今定例会に提出いたしました一般会計補正予算案その他の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算案の総額は108億8,287万8千円であります。これまで述べてきた「暮らしと産業を支える中東情勢対応方針」の実行に加え、県民生活の安全・安心の確保、農業の持続的発展と競争力強化、教育環境の整備などに要する経費を計上しました。

県民生活の安全・安心の確保では、患者数や分娩件数の減少により経営環境が厳しさを増している産科・小児科医療施設への支援を行い、地域に必要な小児・周産期医療機能の急激な縮小を防止します。また、地震被害想定への更新に先立ち、災害関連死などを防ぐために必要な調査項目を整理します。

農業分野では、園芸産地の収益力向上に必要な農業用機械や資材等の導入を支援するとともに、県産畜産物の安定供給を確保するため、北信食肉施設の機能強化や畜産経営体等による運搬車両の導入等を支援します。

教育環境の整備としては、県立高校再編に伴う佐久新校、赤穂総合学科新校及び中野総合学科新校の施設整備を進めます。また、猛暑時でも良好な学習環境を確保するため、特別支援学校体育館の空調整備に向けた設計に着手します。

この補正予算案の財源として、国庫支出金45億7,285万3千円、諸収入36億5,142万7千円、その他繰越金など26億5,859万8千円を見込み、計上しました。

今年度の一般会計予算総額は、今回の補正を加えますと1兆767億3,477万6千円となります。次に、条例案は、新設条例案2件、一部改正条例案5件であります。

このうち「一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案」は、児童福祉法の改正を踏まえ、一時保護を委託する者の登録等に関する基準を定めるものであります。

「長野県県税条例の一部を改正する条例案」は、地方税法等の改正に伴い、個人県民税におけるふるさと納税特例控除額の上限設定など、所要の改正を行うものであります。

事件案は、18件であります。

このうち、「長野県道路公社の解散について」は、五輪大橋有料道路の料金徴収期間終了に

よって道路公社の業務が完了するため、地方道路公社法に基づく解散に必要な同意を公社に対して行おうとするものであります。

専決処分等の報告は、令和7年度長野県一般会計補正予算の専決処分報告など19件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

最後に一言申し上げます。

県民の皆様を知事としての重責を託していただいてから、間もなく16年を迎えます。この間、私は「しあわせ信州」の実現を目指し、一日一日を大切にしながら、誠心誠意全力で県政に取り組んでまいりました。これまでの歩みは、議員各位をはじめ、市町村、企業・団体、そして県職員など、多くの県民の皆様ののお力添えのおかげであり、心より感謝申し上げます。

この16年間、本県は、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、様々な困難に直面いたしました。しかし、その度に県民の皆様と力を合わせ、一つ一つの課題に真正面から向き合いながら危機を乗り越えてまいりました。そうした積み重ねが、今日の信州を支え、未来への確かな礎になっていると考えております。

現在、私たちは、人口減少、超高齢化、気候危機、A I・デジタル技術の急速な進展など、社会の前提そのものが問い直される歴史的な転換点に立っています。これまで日本社会を支えてきた仕組みや価値観も、大きな見直しを迫られています。しかし、この変化は単なる危機ではなく、新しい時代にふさわしい社会を創り上げる大きなチャンスだと考えております。

私はこれまで、「県民起点の県政」を基本姿勢に、常に現場の声に耳を傾けながら県政運営に取り組んでまいりました。また、全国知事会会長として全国の地域が直面する課題とも向き合ってまいりました。その中で確信していることがあります。それは、日本の未来は、東京だけで創られるものではなく、それぞれの地域がその底力を最大限に発揮し、様々な挑戦を積み重ねていくことでこそ切り拓かれるということです。だからこそ私は、県民の皆様と力を合わせ、信州から新しい時代の社会づくりに挑戦してまいります。

目指すのは、誰もが安心して暮らし続けることができる社会です。子どもたちや若者たちが、夢や希望を持って育ち、学び、挑戦できる社会です。性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが自分らしく活躍し、支え合いながら幸せを実感できる社会です。そして、豊かな自然や地域の絆を未来へつなぎ、新たな価値を創造し続ける活力ある社会です。

私は、こうした「人口減少下でも豊かで持続可能な社会」の姿を信州で実現し、その成果を日本全体へと広げていきたいと考えています。そのために、全国知事会会長としての責任も深く自覚しながら、県民の皆様との対話を重ね、共に新しい信州を創り上げるため、力の限りを

尽くす覚悟です。

私は先般、来る知事選挙への立候補を決意いたしました。先人の皆様が築き上げてこられた信州の価値を更に高め、次の世代により良い形で引き継いでいく。その責任を果たすため、これまで培ってきた経験を最大限に活かし、全身全霊を傾けてまいります。

もとより、現在の任期の最終日まで、県民の皆様から負託を受けた知事としての責任を全うしてまいります。議員各位におかれましては、今後とも県政推進への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

これらの議案は、来る6月23日から行う質疑の対象に供します。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る6月23日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後1時37分延会

令和 8 年 6 月 23 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

令和 8 年 6 月 23 日(火曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 青 木 英 明
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 柳 井 和 則

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 下 條 伸 彦
農 政 部 長 根 橋 幸 夫
林 務 部 長 千 代 登
建 設 部 長 森 下 淳
建 設 部
リニア整備推進局長 平 林 高 広
会 計 管 理 者 兼 柳 沢 由 里
会 計 局 長 吉 沢 正
公営企業管理者
企業局長事務取扱 塚 本 滉 己
財 政 課 長 武 田 育 夫
教 育 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
教 育 次 長 阿 部 文 彦
警 察 本 部 長 長 瀬 悠
警 務 部 長 増 田 隆 志
監 査 委 員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一
議事課委員会係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 査 赤 地 佳 菜

議 事 課 主 査 石 坂 太 朗
総務課課長補佐兼
庶 務 係 長 村 田 吉 弘
総務課担当係長 東 方 啓 太
総 務 課 主 事 小 山 梨 菜
総 務 課 主 事 菊 田 彩 夏

令和 8 年 6 月 23 日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 8 年 6 月 23 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 8 年 6 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 27 号 収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任について

第 28 号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）皆さん、おはようございます。時代が大きな転換期を迎える中で、本定例会の1番目を飾らせていただくことに大変感謝を申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。森林計画制度の適切な運用及び持続可能な森林整備についてお尋ねします。

本県においては、県土の約8割に当たるおおむね106万ヘクタールが森林で占められており、全国有数の森林県であります。森林は、水源の涵養や土砂災害の防止など、地域の安全・安心を支える重要な公益的機能を有しています。

こうした森林は、千曲川や天竜川、木曽川といった主要河川の源流域を形成し、県内外の水源を支えるとともに、山地災害の防止など県民の暮らしを守る上で極めて重要な役割を果たしています。特に、本県は急傾斜地が多い地形であり、降雨時には土砂災害のリスクが高まりやすい可能性があることから、森林が持つ防災機能の重要性は一層高いものと認識しております。

一方で、森林の育成には長い年月を要するため、短期的な収益性に偏ることなく、長期的視点に立った適切な管理が不可欠な地域資源であります。

近年、気候変動の影響により、豪雨災害が頻発、激甚化しており、森林整備が地域にもたら

す影響についてはこれまで以上に慎重な配慮が求められると認識しております。とりわけ、主伐の実施に当たっては、土砂流出や水源機能の低下が懸念されることから、防災面を十分に踏まえた計画的な対応が重要であると考えています。

また、森林は地域住民の生活と深く結びついた存在であり、森林整備の内容について理解と納得を得るためには、丁寧な情報共有と、双方向の対話を通じ信頼関係を築いていくことが不可欠であります。

こうした中、富士見町議会からは、主伐・再造林に偏ることなく、間伐等による持続的な森林育成への支援を求める意見書が知事宛てに提出されたと承知しています。その背景には、主伐による環境や防災への影響、例えば、伐採により立木がなくなることから、土砂流出や表土の流失、水源涵養機能の低下、さらには、豪雨時における山地災害の発生や、被害の拡大に対する住民の不安があるものと受け止めております。また、伐採後の適切な再造林が確実に進むのかといった点や、森林の将来像が地域に十分に共有されていないことに対する懸念も不安の一因となっているものと思います。

こうした状況を踏まえ、防災面への配慮と地域の理解を得た森林整備の在り方が今まさに問われていると考えています。

そこで、次の２点をお伺いいたします。

主伐・再造林を進める上で、伐採に伴う山地災害リスクといった防災面の視点を県としてどのように森林整備へ反映させているのか。また、森林の多面的機能の維持や持続的な森林経営の観点から、県内の森林づくりをどのように進めていくのか。林務部長にお伺いいたします。

次に、県立高校や高等教育機関の魅力化についてお尋ねいたします。

茅野高校と富士見高校の統合につきましては、令和５年１月に決定された三次再編計画に基づき懇話会を開催して、地域の意見を聞きながら再編実施基本計画を策定するとされています。茅野富士見新校の第２回の懇話会では、両校の生徒がそれぞれの学校の特色を発表し、統合後の学校像について活発な議論が行われたと承知しております。

富士見高校の園芸科は、水耕トマトの栽培においてグローバルＧＡＰ認定を取得しており、食品安全や環境保全、労働安全の面で国際水準を満たすとして全国的にも高い評価を受けています。

こうした実績は、長年にわたる生徒と教員の地道な努力の積み重ねによるものであり、新校においても確実に引き継がれるべき財産であります。統合後の新校の計画に富士見高校園芸科のこうした実績と強みをどのように反映させていくのか、教育長にお伺いいたします。

茅野高校と富士見高校の統合に向けた議論が進んでいますが、その一方で、ＡＩの急速な普及や人口減少の加速など、社会環境は、再編計画が策定された当時と比べて大きくさま変わり

しています。高校が地域に根差して存続し続けるためには、単なる統廃合にとどまらず、時代のニーズに応えた魅力ある学校づくりが不可欠であると考えます。

富士見高校の周辺には、A I やデータを活用した先進的な農業教育で注目を集める八ヶ岳農業大学校など連携先となり得る教育機関が存在しており、こうした機関と積極的に連携し、農業とA I、データ活用を組み合わせた先進的な学びを新校に取り入れることで、地元生徒の学習意欲を高めるとともに、全国から意欲ある生徒を呼び込む選ばれる高校を実現できると考えていますが、新校における学校外部教育機関との連携と魅力化に向けた今後の方向性について教育長に伺います。

少子化の進行とA I の台頭という大きな時代の転換期において、高校教育の在り方そのものを根本から問い直すことが求められています。統合ありきで議論を進めるのではなく、2040年を見据えた長期的な視点に立ち、時代の変化を柔軟に取り込みながら、子供たちに真に意味ある学びを提供できる学校づくりを検討すべきと考えます。

画一的な教育から脱却し、生徒一人一人の多様な可能性を引き出すためには、地域の産業や大学、専門学校との連携をさらに深め、専門性と実践力を兼ね備えた人材を育成する環境を整えていくことが重要ですが、今後の高校の在り方を考える上で、時代の変化にどのように対応していくのか。重ねてその方針を教育長に伺います。

少子化の進行とA I の急速な普及により、大学、専門学校をはじめとする高等教育機関を取り巻く環境はかつてないほど大きく変化しています。全国で定員割れが相次ぎ、2026年4月、財務省の諮問機関である財政制度等審議会の分科会において、2040年までに私立大学の約250校以上が削減される案が提示される中、長野県においても、県内の高等教育機関が若者に選ばれ続けるための取組が急務となっております。

優秀な人材が県外へ流出することなく、県内にとどまり、地域産業を支え、地域の未来を担う人材となるためには、高等教育機関と高校、地域産業が緊密に連携し、県全体として教育の魅力を高めていくことが重要です。

長野県ならではの豊かな自然環境や農業、ものづくりの産業基盤を生かした独自の教育モデルを構築することで、県外からも学生が呼び込める高等教育の拠点形成も視野に入れるべきではないかと考えていますが、県内高等教育機関の魅力化と若者の県内定着に向けた今後の展望について知事にお伺いいたします。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）まず、主伐・再造林を進める上での防災面の視点に関する御質問でございます。

主伐・再造林の推進に当たっては、森林資源の平準化や持続的な林業経営に加えまして、防

災面への配慮も重要であるというふうに認識しております。森林法におきましては、災害防止の観点等から、1か所当たりの伐採面積の上限や、地形、気象等の条件を踏まえた適切な伐採方法により実施することが定められております。

本県におきましては、市町村や事業者等に対し法令遵守の徹底を求めるとともに、県独自で主伐・再造林推進ガイドラインを策定しまして、より安全性に配慮した主伐と再造林の推進に努めております。このガイドラインでは、主伐・再造林の実施箇所としまして、傾斜が緩やかで道からの距離が200メートル以内であるなど林業経営に適した森林で優先的に実施すること、災害履歴や崩壊の危険性等を踏まえまして災害リスクを事前に確認すること、伐採制限についてはおおむね5ヘクタール以内を推奨することなど複数の独自の基準を設けまして、チェックシートによる確認を行うこととしております。

このように、計画段階から伐採、再造林に至る各過程において、防災面での確認を徹底し、地域の理解を得ながら森林整備に取り組んでおります。

次に、森林の多面的機能の維持と持続的経営に向けた森林づくりについてどのように進めていくのかという御質問でございます。

本県は南北に長く、また、標高差もあることから、様々な種類の樹木が生育しております。このため、県では、それぞれの環境に適した森林の姿を目指しまして様々な森林づくりの取組を進めております。

特に、林業経営に適した森林では、主伐・再造林により、おおむね80年サイクルの多様な樹齢で構成される森林の形成を目指して資源の循環利用を推進してまいります。また、そのほかの森林では、針葉樹と広葉樹が混在した災害に強い森林とするなど、より公益的な機能が高い森林を目指してまいります。こうした多様な森林づくりにより、その多面的機能を向上させて、将来にわたり健全な森林を引き継いでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には教育機関の特色化について3点御質問をいただきました。

まず、富士見高校の実績を新校へ反映することについてでございます。

富士見高校園芸科において、グローバルGAP認証の取得をはじめ、地域や産業界と連携した実践的な学びが展開されており、これまでに培われてきた様々な教育活動は、生徒の探究心を育む重要な学びであると認識しております。

茅野富士見新校については、現在、懇話会において、新校の特色や学びの方向性について議論いただいているところでございまして、富士見高校園芸科の農業を主体とした学びを生かしつつ、時代に即して検討していくことが重要であると考えております。

今後は、懇話会での御意見や生徒の発表に込められた思いも受け止め、富士見高校が築いてきた実績をはじめ、両校それぞれの特色や強みを新校の魅力として位置づけ、地域に根差し、地域から選ばれる高校となるよう検討を深めてまいります。

続きまして、地域資源との連携、選ばれる高校づくりについてでございます。

A I の普及や人口減少、産業構造の変化により、高校教育を取り巻く環境が大きく変化しており、地域に高校が存続、発展していくためには、生徒から選ばれる魅力ある学校づくりが不可欠であると認識しております。

議員御指摘のとおり、八ヶ岳農業大学校をはじめとする富士見高校周辺の多様な教育資源は新校の特色づくりにおいても有効であり、地元自治体や農業法人、大学、企業等との連携の可能性についても検討し、生徒が主体的に学び、社会とつながる教育活動を構築していくことが重要であると考えております。加えて、農業とA I、データ活用を組み合わせた先進的な学びについても新校の特色づくりの重要な視点として受け止めているところでございます。

地域に根差しつつ、地域外からも生徒を呼び込むことができる時代の変化に対応した魅力ある高校となるよう、懇話会での議論を踏まえながら検討を進めてまいります。

最後に、高校における時代の変化への対応についてでございます。

本年2月に、国が2040年に向けて策定した高校教育改革に関するグランドデザイン、いわゆるN－E．X．T．ハイスクール構想では、将来社会を見据え、我が国の成長に欠かせないイノベーションの創出に向け、新たな知を生み出すことが必要とされております。

本県においても、急激な少子化の進行や産業構造の変化が見込まれる中、A I が様々な情報を処理する時代において、自ら問いを立てる力や他者と共に価値を創出する力が求められております。

このため、教育は、正解を求める学びから、リアルとデジタルを往還しながらトライ・アンド・エラーを重ねる探究的な学びへと転換することが重要であると認識しております。そのため、教育界にとどまらず、A I などの先端技術を有する産業界や大学等の教育機関、地域社会との連携を深め、時代の変化に対応しながら、社会で求められる資質・能力を育む学びを実現できるよう、今後の高校の在り方について柔軟に検討してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には高等教育機関の魅力化、若者の県内定着に向けた今後の展望という御質問をいただきました。

急激な少子化の進行によりまして、高等教育機関や教育機関全体が全国的に大変大きな環境の変化の中にあるというふうに考えております。そうした中、若者から選ばれる県をつくっていく、そして若者の能力をしっかりと引き出すためには、県内の高等教育機関の充実強化は極

めて重要な課題だというふうに思っております。

県としては、これまでも、県内高校生に対する県内大学や短大の魅力発信、また、県内大学生に対する産学官連携でのインターンシップの推進等に取り組んできているところでございます。

時代の潮流を見据えながら今後の高等教育機関の在り方を大学等関係者と共に考えていくことが、今は極めて重要になってきているというふうに考えております。例えば、県内産業の強みを生かした学び、高校や産業界が大学と一体となって人材育成を行っていくこと、さらには、A I ・ D X時代に対応して地域に求められる人材を育成していくこと、また、県内各大学が連携して、例えば単位互換等を行って共に発展していくこと、こうした取組の方向性や課題が考えられるというふうに思っております。

こうしたことに対応するため、県内の産業界、そして高校と高等教育機関をつなぐ協議体、いわゆるプラットフォームではありますが、こうしたものを設置していきたいというふうに考えております。県内高等教育機関の魅力を高め、若者の県内定着を促すために、県も主体的に行動しながら、関係機関の皆様方と力を合わせて対応していきたいと考えております。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）さて、本県は県政制定150年を今年迎えるわけであります。私は、知事と同年で、知事の真摯な姿勢をずっと評価してまいりましたが、この150年から先に向かって、もし御答弁いただけるようだったら知事の抱負をいただきまして、私の質問を終わりたいします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）長野県が150周年を迎えるに当たりまして、未来への抱負という御質問をいただきました。

長野県は、かつての長野県と筑摩県が一緒になって150年という大きな節目を今年迎えることになります。この間、様々な苦難や困難の時代もありましたし、また、県民の皆様方の力で未来に希望が持てるような様々な取組も行われてきました。災害や戦争に向き合いながらも、県民と力を合わせて、長野県行政を発展させ、そして県民の皆様方の豊かな暮らしを築いてきたというふうに思っています。

ただ、先ほど教育の御質問にもありましたように、今、時代は大きな転換期を迎えています。そういう意味では、これまでの取組を単に延長していくということだけでは信州の明るい未来は開けてこないというふうに私は確信しております。これまでの常識や当たり前にとらわれることなく、未来を見据えて、県民の皆様方と力を合わせて県政を推進していくということが今

まさに求められているというふうに思っています。

例えば、教育であったり、医療であったり、交通であったり、県民の皆様方の確かな暮らしを維持していくためには、これまでの仕組みを大幅に改革していくことが必要だというふうに思っています。

そういう意味で、県政はこれからも県民の皆様方の期待をしっかり受け止めながら、そして、単にこれまでの取組を延長させるのではなくて、未来を見つめて大胆な改革に取り組んでいくということがまさに求められているというふうに思っています。

加えて、今、東京一極集中の問題をはじめ、日本には様々な国全体の課題があります。長野県から日本を動かす。国政や様々な国全体の動きも長野県がリードする。そうした意気込みを持って取り組んでいくということが重要だというふうに思っています。これからも、未来に向けて、県民の皆様方が安心して、そして希望を持って暮らせる社会をつくるべく、長野県政は全力を挙げていきたいというふうに思っております。

議員各位には、引き続きの御指導、御支援をいただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（依田明善君）次に、風間辰一議員。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）阿部知事は、次期知事選への出馬を表明されました。4期目の「信州の明るい未来を拓く121の約束」で掲げました内容は、しあわせ信州創造プラン3.0にも反映され、県全体でその実現に取り組んでいるものと承知いたしております。この間、全国知事会会長に就任され、今まで以上に活躍のフィールドが広がっておりますが、中でも、全国を統括する立場で、日に日に広がる地方と東京との格差を是正していかなければなりません。

この人口減少社会にあって、加速する東京一極集中問題をどのように解決し、長野県の自立的な成長や活性化につなげていくおつもりか。改めて、この4年間の県政運営を振り返り、どのように総括をしているのかも含め、知事の御所見を伺います。

ナフサ由来の資材不足に伴う中小事業者の経営危機に関する緊急支援についてお聞きいたします。

緊迫化が続いている中東情勢については、6月18日にアメリカとイランとの間で戦闘終結に向けた覚書に係る署名が行われたところであります。しかしながら、戦闘により破壊された多くの石油関連施設等の修復には相応の時間を要するとされており、混迷が続くことによる燃料等原材料の供給不安定化や価格高騰は、今後も国民生活や日本経済に深刻な影響を及ぼすものと考えております。

特に問題視されるのは、ナフサ不足がもたらす建設業界をはじめとする各業界への影響であ

ります。ナフサは、住宅の新築やリフォーム工事に必要な多くの建設資材、塗料、シンナーなどの原料であり、その供給不足は資材価格全体の高騰を招き、工事コストの大幅な増加に直結いたします。

さらに、流通過程における買いだめや売惜しみにより供給の偏りや目詰まりが生じ、資材の出荷制限や納品遅延が発生すると工事を中断せざるを得ないことになります。しかし、この間も現場の維持費は発生し続けることから、事業者の負担は一層増えることになります。

民間取引の場合、建設業界には完工しなければ銀行から入金されないという商習慣があることから、工事が完了しなければ資金を回収することができず、多額の自己資金を投入したまま資金繰りが急速に悪化するということになります。結果として、帳簿上は黒字であっても資金が尽きてしまう黒字倒産のリスクが現実のものとなっています。

そこで、3点お伺いいたします。

ナフサ生産の激減という構造的な問題が本県の基幹産業である建設業の存立を脅かしているという現状について、県ではどのように受け止めているのか、対処すべき問題として危機意識を持っているのか、建設部長にお伺いします。

また、中東情勢の先行きが依然として不透明な中、資材不足をはじめ、工期や納期の遅延による様々な分野の中小事業者の黒字倒産の可能性について県はどのように考えているのか。平時とは異なる危機的な状況であることを踏まえ、建設業をはじめとする中小事業者への迅速かつ柔軟な対応が必要と考えます。

今議会に提出されました補正予算案の中で、経営健全化支援資金の融資可能額の増額や貸付対象者の要件緩和が盛り込まれておりますが、より実効性のあるきめ細やかな支援策が必要と考えます。今後県としてどのように取り組んでいくのか、併せて知事の御所見をお伺いします。

次に、本県の地域未来戦略の検討状況等についてお伺いします。

政府は、本年、地域未来戦略を掲げ、地域経済の持続的発展と地域の稼ぐ力の向上を目指す方針を示しております。高市総理は、大胆な投資促進とインフラ整備を一体的に進めるとともに、知事と協働し、大規模投資の呼び込みや産業クラスターの形成、地域資源を生かした地場産業の成長を支援すると述べているところであります。

まさに、全国の自治体は、産業、人材、投資の獲得に向けた競争の時代を迎えております。人口減少が進む中、本県において、持続的な発展のためには、強みを生かし、他県との差別化を図り、本県独自の勝ち筋を描き、やり抜くことが極めて重要であります。

そこで、こうした苛烈な競争の中で、本県の産業構造をどのように捉え、どの産業分野で勝ち筋を描き、本県経済の成長につなげていくのか。地域未来戦略の現時点の検討状況と、その実現に向けた決意を知事にお伺いします。

次に、本県における再犯防止の推進と更生保護支援の在り方についてお伺いします。

更生保護施設は、刑務所等から地域社会で再出発するための生活基盤を支える極めて重要な存在であり、再犯防止の観点からも欠かすことのできない社会インフラであります。本県が掲げる再犯防止推進計画においても、罪を犯した方々が孤立することなく地域に包摂され、安心して暮らせる社会の実現を目指しているところであります。

私ども県議会の更生保護を考える議員連盟におきましても、この課題を重く受け止め、県内の施設を視察し、さらに、更生保護団体の皆様と意見交換を行いました。その中で明らかになったのは、国の委託費に依存した現行の制度の下では施設の運営が非常に厳しく、建物の維持補修や人件費の確保もままならない状況であり、関係者の献身的な努力や自己負担によって何とか支えられているという実態でありました。こうした現状を踏まえ、去る3月12日、知事に対して更生保護施設への時限的かつ安定的な財政支援を求める要望を行ったところであります。

そこで、まず今回の要望に対して、知事はその趣旨に同感であるとし、県としての対応を検討していく旨のコメントをされましたが、更生保護施設が果たしている役割の重要性と、現在直面している課題について県としてどのように認識しているのか。また、どのようなスケジュール感を持って具体的な施策の検討、実施を進めていくのか。知事にお伺いたします。

また、知事は、要望の場において、更生保護を含む法務行政について、国と地方の役割分担の在り方を見直す必要があるとの認識を示され、全国知事会としても問題意識を持ちたい旨の発言をされました。確かに、更生保護は、これまで国の責任において制度が構築されてきた一方で、実際の生活の場は地域であり、地方自治体の関与なくしては成り立たない分野でもあります。再犯防止を地域社会全体で支えるためには、国と地方の役割を改めて整理し、それぞれが責任を果たしていく仕組みづくりが不可欠であります。

そこで、全国知事会会長である知事に伺います。

全国知事会として具体的にはどのような形で議論を進め、国に対してどのような提言や働きかけを行っていくお考えか。さらには、本県としてその議論にどのように関与し、役割を果たしていくのかについてお伺いたします。

次に、中山間地域の道路や河川の維持管理における雑草木の除去についてお聞きします。

現在、全国的な少子高齢化を背景に、県、市町村の技術職員や地元建設業者の担い手不足が極めて深刻な課題となっています。

また、高齢化と過疎化が進行する本県の中山間地域では、人口減少により地域住民のボランティアに頼るアダプトシステムがもはや機能不全に陥っています。これは、国県道、県管理河川のみならず、市町村管理の道路、河川でも同様の状況であります。現場では人手が圧倒的に不足し、住民からはこれ以上維持を自分たちに任せないでほしい、行政で何とかしてくれとい

う切実な悲鳴が上がっております。自らの手で地域を守り切れなくなった今、こうした管理の外注事業は県内市町村のどの期成同盟会においても極めてニーズが高まっております。

冬季の除雪が民間委託されている一方で、除草や雑木の除去については依然として地域の力に依存しております。しかし、放置された雑草木は野生鳥獣に格好の隠れ家を与え、人里への侵入を容易にさせています。近年、全国各地において野生鳥獣の人里への出没が増加し、各地で人身被害や緊急出動が相次ぎ、国民生活に深刻な影響を及ぼしている状況にあります。とりわけ深刻となっているのは熊の出没であり、本県でも、これまでに、松本、北アルプス、木曾地域とツキノワグマ出没注意報が発出されるなど、極めて憂慮すべき事態となっております。今や、除草は、単なる環境美化ではなく、人間と動物との境界を明確にする意図的なゾーニングという県民の生命を守るための不可欠な行政課題であります。

そこで、お尋ねいたします。

地域住民の善意に頼る維持管理はもはや限界です。県は、除草・伐採を、除雪と同様、県民の命を守るための必須の行政課題であると再認識し、行政が主体となって管理責任を果たすべきと考えますが、知事の御認識を伺います。

地域には、専門重機を持ち、即座に対応可能な民間業者が存在していますが、小規模な発注ではその力を生かす出番がありません。今後は、地域一帯のインフラを面として捉え、包括的に民間へ委託するような官民連携を行うべきではないでしょうか。

除草木は、冬の除雪と比較しても、そのスケールとボリュームが圧倒的に大きく、適切に予算化し、外部発注へとかじを切れば、請け負う業者は経営的に十分成り立つはずです。これにより、新たな起業や他業種からの新規参入も期待できると考えます。

また、特定の業者による仕事の寡占を防ぎ、グループ全体で責任を持って業務を執行させる点において、JVでの発注は極めて有効であります。さらに、民間企業のみならず、地域の有志団体や環境美化団体が参画することは、県民の地域を守るという参加意識を助長する点でも大きな意義があると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

こうした緩衝地帯の空間造形の整備とともに、中山間地域での野生鳥獣問題と市街地でのアーバンベア等をつくらない対策の大本は、出てこなくても済む山の環境をいかに整備するかにあります。林務部としても、県の里山森林管理を進めるべきであります。これからは、地域の山をよく知る知恵と力を借りる地域参画を取り入れた対策を行う必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

川上としての森林整備等を推進することにより、木材資源供給地としての森林、野生鳥獣にとっての食料供給の場としての森林を同時に形成し、野生鳥獣と人のすみ分けのある山間部、中山間地域として野生鳥獣との遭遇や侵入の危険性をなくしていく必要があります。

今後、この対策を積極的に講じ、危険な野生鳥獣と遭遇する可能性を除去していかなければ、せっかく移住先として都会に非常に人気の高い県内の中山間地域が、この危険により選ばれなくなるときが来ると考えます。今後どのような対策を講じていくのか、知事の御所見を伺います。

また、あまりに野生鳥獣の被害事案が多くなった我が国のこの異常事態を受けて、県はもっと積極的に他県と連携を取り、他県の知恵を借りながら新たな対策を講じていくべきです。加えて、他県と連携しながら国に必要な対策と支援を求めるべきと考えますが、どのようにすべきとお考えか、併せて知事に伺います。

全国各地で熊の出没が急増し、人身被害や農作物被害が深刻化する中、これを食い止める効果的な熊対策を講じるためには、個体数を適切にコントロールすることが重要になります。都道府県によっては、マイクロチップを埋め込んで放獣するなどの手法を用いながら総数管理を行い、必要な駆除と両立させている事例もあります。

そこで、本県における熊の個体数の把握については、どのような手法により頭数を把握しているのか、その現状と熊対策にどのように活用しているのか、今後の対応を併せ、知事にお伺いいたします。

また、熊対策には、野生鳥獣に関する知識や経験を有し、出沒傾向の分析や被害防止策の検討、住民への啓発活動を担う専門分野の存在が不可欠です。しかしながら、個体管理など実務を担うことができる専門人材は少なく、結果として自治体間で取り合っているのが実情であります。

県が取りまとめている熊対策の総合パッケージにおいても人材の育成確保が掲げられておりますが、本県における専門人材の配置状況はどのようなになっているのか。また、今後確保及び育成をどのように進めていくのか。具体的な方針について併せて伺います。

次に、野生鳥獣被害対策の最前線で命をかける猟友会への支援についてお聞きします。

現在、熊等の人身被害から人を守るため、猟友会への依存度は高まる一方ですが、その活動を支える訓練環境は劣悪を極めております。

その象徴が、長野市芋井にある射撃訓練施設であります。過去の県政の判断により県営から外された結果、土地は県保有だが、上物の維持は猟友会任せ、インフラ維持費は長野市が肩代わりという極めて不自然で無責任な構造となっております。先日現場を視察いたしましたが、老朽化が進み、特に衛生環境は最悪で、女性用トイレですら、数年前に簡易トイレがようやく設置されたというありさまであります。

さらに、皮下脂肪の厚い熊の捕獲に不可欠なライフル銃の訓練施設がないという、安全確保の上で致命的な欠陥を抱えております。行政は、出沒時だけライフル銃での出動を要請しなが

ら、その訓練場すら提供していないというのは、あまりに不誠実ではないでしょうか。北海道で起きたような行政とのあつれきによる狩猟拒否という事態は、本県では断固として避けなければなりません。撃つ側も、守られる県民も、同じ尊い命がかかっているのです。この施設を本来あるべき県営施設へと戻し、県が責任を持って維持運営、近代化を執り行うべきと考えますが、今後の具体的な方針と事業化への計画について知事に御所見をお伺いします。

また、昨年11月から、警察が野生鳥獣に対してライフル銃の発砲が可能となり、本県においても緊急時に熊をライフル銃で駆除するプロジェクトチームが発足したことは、県民の命を守る最後のとりでとして大きな安心感を与えることになっていると思います。

住宅地等でアーバンベアを目撃情報があったとき、警察への通報後から警察による放銃と捕獲に至るまでの流れや条件を具体的に県民に周知しておく必要があると考えますが、その内容と、どのように周知を図るのか、県警本部長にお伺いいたします。また、ライフル銃射撃技能につきましてもどのように向上を図るのか、併せてお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、東京一極集中問題をどのように解決し、どう本県の活性化につなげていくのかということでございます。

これまでの取組としては、まず、子育て支援の充実や若者支援の充実ということで、長野県に多くの人が集まっていたいただけるような取組を進めてきました。また、移住支援ということで、移住にとどまらず二地域居住や関係人口の拡大などにも取り組み、長野県が人口減少下においても活力を維持できるようにということで取り組んでまいりました。

この間、例えば、子育て負担の軽減では、医療費助成の拡充や低所得世帯の方々に対する高等教育進学に対する助成、給食の負担軽減に対する市町村に対する支援、こうしたことに取り組んできたところでございます。また、一昨年、信州未来共創戦略を策定させていただき、県民の皆様方と共に寛容で多様性のある社会づくりということで、まさに若い人たちが長野県に住み続けたいくなるような取組を行ってきているところでございます。

こうした取組を行っているわけでありますが、それでもなお県外への若者の流出が大きいという現状が続いているわけであります。こうした状況の中で、やはりこの問題については、各地域の取組だけではなく、全国的な取組が大変重要になってきているというふう考えております。

例えば、東京23区内の大学の定員増は、今、法律で規制がかかっておりますが、見直しの時期になっております。これについては、我々地方の側としては、継続していただくことがぜひ

必要だというふうに思っております。

また、あまりにも税収が東京に偏在しているのではないかという問題意識の中で、与党の税調においても、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築ということがまさにテーマになっているところでございます。こうしたものを具体的に国レベルで進めていただくということが大変重要になってきているというふうに思っています。

そうした観点から、県知事の立場、そして全国知事会長の立場として、こうした課題にしっかり向き合って関係者の皆様方に働きかけるとともに、全国の都道府県とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、中小企業者の黒字倒産の可能性についてどう考えているのかという御質問でございます。

今般の石油関連製品等の供給停滞や価格高騰等の影響によりまして、資材不足、あるいは工期、納期の遅延といったことが様々な分野で生じている状況でございます。こうした中で、中小企業の皆様方にとっては、コスト増や入金が遅れで資金繰りが悪化し、いわゆる黒字倒産のリスクが高まってきているというふうに考えております。

民間の調査機関によりますと、県内の状況は、ナフサの供給不足等により深刻な影響が出ていると。また、この価格転嫁等ができない場合は事業継続を断念するケースも出てくるのではないかとということで、今後の倒産件数が増加する可能性について言及されているところでございます。我々としても、こうした状況については強い危機感を持っております。今後とも、関係の皆様方の声をしっかりお伺いしながら必要な対策を講じていきたいと考えております。

また、中小事業者への迅速かつ柔軟な対応と今後の取組という御質問でございます。

今般の中東情勢に対応いたしましては、県としては危機管理事象だという認識の下、取り組んできております。中東情勢対応チームを庁内に設置し、また、この中東情勢対応方針に基づく取組を行ってきているところでございます。

特に、供給安定化への対応としては、国がかなりきめ細かな対策・対応を行ってきていただいておりますので、事業者と国をしっかりとつないでいくということが必要だというふうに考えておりますし、また、例えば今月の11日からは潤滑油、本日からシンナーについて、元売事業者から直接購入できるスキームが新設されています。こうした状況について私どものほうからも各事業者にしっかりと伝えていくということが大変重要だというふうに思っておりますし、事業者からの相談等については、県でできることは県で対応すると同時に、国の窓口にもつなげることによって、いわゆる目詰まりの解消にも取り組んでまいります。

こうしたことに加えて、例えば融資についても、借換えによる返済負担の軽減を図る融資メニュー等についても事業者の皆様方にお伝えするなど、県内事業者の皆様方の経営環境の変化

を把握しながら的確な対応を行っていききたいというふうに思っております。

依然として中東情勢をめぐる関係は将来見通しが大変不透明な状況でございます。産業支援機関と共に事業者の声にしっかりと向き合いながら、課題を的確に把握し、必要な対策、対応を行ってまいります。

続きまして、地域未来戦略の検討状況と実現に向けた決意という御質問でございます。

地域未来戦略は、高市政権の中で非常に力を入れて取り組まれている政策でもありますし、本県産業の強みを生かし、未来に向けて長野県の経済、産業を発展させていくためには、大変重要な取組だというふうに考えております。

本県は、精密加工や電子部品といった製造業や、発酵食品や農業といった分野に強みを有しているわけでありまして、首都圏、中京圏といった大都市にも近接するという優位な立地条件も備えているところでございます。

こうした強みやこれまでの私どもの産業振興の取組の成果を踏まえて、まずは航空・宇宙、そして発酵・フードテック・農業、この2分野について先行的に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、このほか、半導体やフィジカルAI、コンテンツなど今後の成長が見込める分野についても検討を行っていききたいと考えております。

こうした分野に対しまして、AI、データサイエンス、ロボティクス、バイオ技術、GXといった要素を横断的に取り込み、本県の強みと融合させることで、AI時代にふさわしい高付加価値型の産業構造の実現を目指していききたいと考えております。今後は、産学官金の連携の下、世界的な競争を勝ち抜く体制整備を進め、全国に先駆けた取組を進めてまいります。

続きまして、更生保護施設への支援についてという御質問でございます。

更生保護施設につきましては、罪を犯した方の社会復帰を支える地域のセーフティーネットとして重要な役割を担っており、安定的な運営が求められているというふうに考えております。一方、運営には固定的経費が必要であるものの、現行の国の委託費制度は入所者数に応じた算定となっておりまして、必要な経費を十分に賄えないという課題があるというふうに受け止めております。こうした状況を踏まえて、県として6月8日に国に対して委託費の水準や算定方法の見直しを求める要望を行ったところでございます。

施設からは、こうした問題に加えて、所持金の少ない入所者の食料や日用品の確保、医療機関の受診や服薬等について課題があるというふうにお伺いしております。このため、県のフードサポートセンターによります食料支援や、関係機関と連携した医療機関の受診・服薬支援の充実について検討を行っているところでございます。更生保護施設と意思疎通をしっかりと行いながら、県として必要な対策を講じてまいります。

続きまして、全国知事会における更生保護施設の議論についてでございます。

更生保護施設につきましては、行く場所のない入所者の方々の受入先として、地域の安全・安心に直結する重要な役割を担っている一方で、先ほど申し上げたように、入所者数の減少で安定的な運営が難しくなるなど、全国的に共通する課題があるというふうに受け止めております。

知事会においては、7月中旬に全国知事会議を開催いたしますが、国への提案をそこで取りまとめてまいります。現在、その案について、各都道府県からの意見を踏まえて調整を行っているところでございますが、これまでは、この更生保護施設に関する項目がございませんでした。今回我々から提案させていただき、委託費の水準や制度の見直し、委託費に係る予算の確保、更生保護施設の在り方の検討、こうしたものを盛り込むよう意見を出しているところでございます。

私は全国知事会の会長でもありますので、こうした提案が国への具体的な提案、要望につながるよう、各知事の皆様方と問題意識を共有して取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、中山間地域におけるインフラ施設の維持管理についてという御質問でございます。

道路、河川といったインフラ施設を適切に維持管理していくことは、これは基本的には行政が主体となって責任を果たすべきものというふうに考えております。一方、これまで、環境美化等については、アダプト団体や河川愛護団体など地域住民の皆様の御協力をいただきながら実施してきているところでございます。

しかしながら、風間議員の御質問にもありましたように、人口減少や高齢化の中で、こうした団体による継続的な活動がなかなか困難になってきているというふうに私どもも受け止めているところであります。これまでの在り方を考え直す時期に来ているのではないかというふうに受け止めております。

包括的な民間委託による官民連携についてという御質問でございます。

地域におきましては、専門的な建設機械などを所有し、災害等にも迅速な対応が可能な企業が多く存在しておりますことから、インフラ施設の維持管理に当たりましてはこうした企業への包括的な委託による官民連携を図っていくことが重要だというふうに考えております。

これまで、道路の維持補修や除草などの小規模工事については、地域の複数路線を対象に建設共同企業体への委託を実施してきておりますが、令和4年度からは、道路に加え、河川、砂防、都市公園施設も含めた包括的な民間委託にも取り組んでいるところでございます。

包括的な民間委託は、受注者の確保等に課題はあるものの、地域に精通した多くの企業による効果的な維持管理が期待できますことから、さらなる拡大を図っていきたいと考えております。

続きましては、共同企業体への発注の有効性及び地域の有志団体などの参画についてという御質問でございます。

先ほどお答え申し上げたように、建設共同企業体への包括的な民間委託は、インフラ施設を効果的に維持管理していく上で大変有効な手法だというふうに考えております。また、地域の有志団体や環境美化団体の皆様方に維持管理に御協力いただくということは、自らの手で地域をつくっていくという、参加意識を育むという観点からも意義があるものというふうに考えております。

一方、先ほど申し上げたように、人口減少や高齢化といった社会情勢の大きな変化がございます。そうした観点から、今後、県として、活動団体の御意向も十分にお伺いしながら、インフラ施設の維持管理の在り方について全般的な検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、地域参画を取り入れた野生鳥獣被害対策についてという御質問でございます。

野生鳥獣被害対策につきましては、森林の状況や野生生物の出没傾向などに詳しい地域の方の知恵や、様々な課題に向き合って暮らしていらっしゃる住民の皆様方の力を生かした取組が御指摘のとおり不可欠だというふうに考えております。

例えば、熊を人里に寄せつけない対策としては、地域の住民の皆様方が参画し、不要な柿の木や伐採やセンサーカメラを活用した出没状況の把握などの取組を進めることを目的に、長野地域において地域ぐるみの取組の構築を進めているところでございます。

あわせて、森林内の生息環境整備の取組としては、森林づくり県民税を活用した緩衝帯整備に加えて、県内120か所で地域住民の参画による里山の森林整備を行っているところでございます。地域を守る観点から、住民の皆様との連携を一層推進してまいります。

続きまして、中山間地域における野生鳥獣被害対策についてという御質問でございます。

本県の中山間地域が移住先として高い評価を受け続けていくためには、御指摘のとおり、住まわれる皆様方の安全・安心の確保ということが大前提だというふうに考えております。そういう観点で、野生鳥獣との遭遇、市街地などへの出没リスクを低減することが大変重要だと考えております。

昨年11月に策定したツキノワグマ対策総合パッケージにより人と野生鳥獣の適切なすみ分けを図っていくため、緩衝帯の整備、誘因物の除去など、人里に引き寄せない環境づくりを地域ぐるみで進めますとともに、出没情報の発信や注意喚起にも取り組んでまいります。

特に、果樹や野菜、生ごみなどを餌として学習し、人の生活圏に出没を繰り返す問題個体については、捕獲を強化し、地域住民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。豊かな自然環境は、移住先としての魅力の一つになり得るものであることから、動物との適切な距離を保つための取組を着実に積み重ね、安全で魅力ある中山間地域の維持発展につなげてまいります。

続きまして、野生鳥獣被害対策における他県との連携と国への要望についてという御質問でございます。

近年、特に熊の出没や被害は、全国的に増加するとともに広域化しており、もはや一自治体のみで対応するには限界があるというふうに考えております。熊は県境を越えて広範囲に行動しますことから、生息数管理や捕獲、出没防止対策については広域的な視点に立った連携が不可欠だというふうに考えております。A Iを搭載したセンサーカメラによる熊の遠隔監視などI C Tを活用した取組をはじめ、他県における優れた取組につきましては、本県としても積極的に取り入れていきたいと考えております。

また、国に対しては、全国知事会を通して、各都道府県が連携した広域的な捕獲活動に対する支援や狩猟者の確保及び育成を促進する仕組みの創設等について要請しているところでございます。今後とも、他の都道府県と連携しながら、様々な機会を捉えて国に対する要請等を行うと同時に、独自の取組を進めてまいります。

続きまして、熊の個体数の把握に関しての御質問でございます。

本県におけるツキノワグマの生息数につきましては、全国的に用いられている科学的手法に基づく推定により、5年ごとに生息規模や増減傾向を把握しているところでございます。

具体的には、センサーカメラの映像や体毛のD N A分析による個体の識別に加え、出没頻度の統計解析を行って生息密度を推定し、これに生息分布などを加味することで県全体の推定生息数を算出しております。

加えて、今年度からは、生息状況の継続的な把握を目的としたモニタリング調査を新たに実施しており、これにより、従来の一定期間ごとの把握に加え、よりきめ細かく動向を把握し、迅速かつ的確な対策につなげていく体制の強化を図っております。

推定生息数は、生息規模や増減傾向を把握する基礎資料として活用しており、捕獲上限数の設定など生息数管理の方針策定にも反映しているところでございます。今後も、国の動向や新たな知見を取り入れ、継続的なモニタリングと調査手法の充実を図り、より精度の高い生息状況の把握と、人の生活圏への影響も踏まえた管理の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、熊対策の専門人材の配置状況と確保育成についての御質問でございます。

本県における野生鳥獣被害対策を担う専門人材の配置につきましては、まず、現場対応を担う体制としてクマ対策員を県内に12名配置しておりますほか、各地域振興局林務課に鳥獣対策専門員を配置しております。

また、専門的な知見の面では、長野県環境保全研究所に哺乳類を担当する研究員を配置し、熊の生態や行動特性、個体群の分析などの調査研究に取り組んでおり、その成果を現場の対策

に活用しているところでございます。

さらに、専門人材の確保及び育成に向けた取組の一環として、本年4月には、熊の生態等に関する専門的知見を有する人材を任期付職員として新たに採用し、林務部に配置するなど、科学的知見を行政の現場に直接生かす体制の強化を図ってきているところでございます。

今後とも、専門人材の確保を進めますとともに、特に若手県職員の育成に重点を置き、研究機関の専門的な知見と現場の実務ノウハウを計画的に蓄積、共有し、持続的に人材を確保できる体制の強化を目指してまいります。

最後に、長野射撃場について御質問をいただきました。

猟友会の皆様方には、熊対策をはじめ、大変な御支援、御協力をいただいておりますことに、私からも心から感謝を申し上げたいと思います。

この長野射撃場につきましては、かつて県営施設として整備されたものの、民間運営による効率化を図るという観点から県営を廃止して、普通財産として猟友会に貸し付け、維持管理等を担っていただいている状況でございます。

近年、熊の出没や人身被害が全国的にも課題となっており、本県においても同様の傾向が見られる中、昨年9月には緊急銃猟制度が施行されるなど、より安全で実践的な射撃技術が求められてきております。

こうした状況を踏まえますと、今日、射撃場は単なる訓練施設にとどまらず、捕獲人材の育成や技能向上を支える重要な施設であり、県民の安全確保に資する公共性の高い社会基盤となっているというふうに受け止めております。このため、長野射撃場の今後の方向性について、施設の再整備や機能強化の在り方、運営の在り方につきまして再県営化も含めて幅広い観点から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私にはナフサ由来の資材不足が建設業に与える影響に関して、県の受け止めと危機意識に関する御質問をいただきました。

本年2月以降の中東情勢の緊迫化に伴い、我が国のナフサ調達に深刻な影響が生じており、その結果、石油化学製品の供給制約が広範囲かつ様々な分野に波及しております。

県が実施したアンケートの結果から、幅広い業種がその影響を受けていることが確認されておりますが、建設部が独自に行った建築関係団体へのヒアリング調査においても、一時期より不足状態が緩和している資材があるものの、例えば塗料、シンナーなどは依然として品薄な状態にあり、多くの現場で対応に苦慮していることを把握しています。

また、供給不足から汎用の建築資材が手に入らないため、やむを得ず高価格帯の代替品に切

り替えて工期に間に合わせようとする事例や、小規模なリフォーム工事等において契約を先延ばししようとする事例もあると聞いております。

建設業は、地域経済と雇用を支える重要な基幹産業の一つであります。このように、今回のナフサ由来の資材不足がその事業継続に甚大な影響を及ぼしかねない危機的な状況にあるものと強く認識しております。

県としても、公共工事において、通常時と異なり、県から受注者の状況を丁寧に聞き取った上で価格転嫁や工期延長などについて柔軟に対応するなど、引き続き強い危機意識を持って取り組んでまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には熊をライフル銃で駆除するまでの流れや条件、県民への周知方法、ライフル射撃技能向上についての御質問をいただきました。

まず、市街地において熊による人身被害が発生し、または発生するおそれのある事案を認知した場合、警察では、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、地域住民の安全確保を最優先にした対応を取ることといたしております。

その上で、市町村長による緊急銃猟、箱わな等の方法による駆除が行われるかどうか不明である、または猟友会員等の確保ができないなどの事情がある場合は、市町村長と調整の上、警察本部長の指揮により、発生場所を管轄する警察署員、機動隊員等から成る熊駆除の現場対応部隊を現地に派遣いたします。

現場到着後は、改めて市町村の対応状況を確認し、警察官による駆除が必要であると認めた場合には、住民の避難、立入り規制などの緊急銃猟の実施に準じた安全確保措置が確実に講じられていることを確認した上で、警察官職務執行法に基づき、ライフル銃を使用して熊の駆除を実施することとなります。こうした流れにつきましては、今後も各種広報啓発の機会や、県警ホームページ、公式Xなどを活用しながら県民の皆様に周知を図ってまいります。

また、ライフル銃の射撃機能の向上につきましては、熊駆除の任務に当たる機動隊員が年間訓練計画に基づき定期的に射撃訓練を実施していることに加え、警察庁主催の研修会や射撃訓練にも参加するとともに、専門的知識を有する猟友会の方を招聘した研修会を開催し、熊の生態や急所に関する教養などを受けているところであります。

今後も必要な訓練を継続的に行い、熊駆除の任務を適切に実施できるよう努めてまいります。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）それぞれお答えいただきました。

融資の関係でありますけれども、このナフサ不足に影響を受けている事業者の皆さんは、今、

大変な苦痛を味わっているわけであります。緊急的に融資事業をセットしていただくことになる予定でございますが、皆さん、コロナのときに相当な借金をされておられるわけです。しかも、ゼロゼロ融資ということで、かなり有利な形で借金をしていると。にもかかわらず、借りた分は返さなきゃいけないという時期に差しかかっている、そして今のナフサ不足という状況になっているわけです。ですから、ここに来てまた新たに借金をするという事はかなり厳しいわけであります。むしろ借金できないわけです。

ですから、そこに対して制度を用意しましたから借金ができますよと言われても、ここで借りられる業者の皆さんというのは相当優秀といいますか、経営的にはかどっていらっしゃる企業のはずで、そうでないいわゆる小規模事業の一人親方、あるいは2人でやっているというような小さな企業が非常に苦しんでおられるわけですから、ここへどう手を差し伸べるかということが非常に重要なんです。

今回、この議会においてそれを出していただきたかったですけれども、それがまだ見せられておりません。これはしっかりと検討していただかなければ困りますので、よろしくお願いします。

それから、射撃場の関係でありますけれども、ぜひとも県営の設備として再整備されますことをお願いしたいというふうに思います。

熊の頭数管理は極めて重要であります。私は、各県でやられているところを全部調べさせていただきましたけれども、やっているところはやはり20年も前から頭数・個体検査を始めています。現在、東北も、年間4,000頭だとか5,000頭だとか出ているようなところは非常に困っていらっしやいますけれども、今になって頭数検査をやろうと言ってもなかなかできない状態なんです。

しかし、遅きに失した感はあるかもしれませんが……

○議長（依田明善君） 風間辰一議員に申し上げます。申合せの時間が経過しましたので発言を終了願います。

○54番（風間辰一君） それでも、今からやらなければいけませんので、しっかりと個体検査を行う体制ができるように推進していただくことをお願いさせていただいて、私の質問といたします。

以上です。

○議長（依田明善君） 次に、荒井武志議員。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君） 皆様、こんにちは。改革信州、千曲市・埴科郡区選出の荒井武志でございます。幾つか質問させていただきます。

初めに、知事４期目の総括と今後についてであります。

知事は、さきの議案説明の結びに、「この16年間、本県は、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、様々な困難に直面いたしました」と述懐する一方、「『県民起点の県政』を基本姿勢に、常に現場の声に耳を傾けながら県政運営に取り組んでまいりました。また、全国知事会会長として全国の地域が直面する課題とも向き合ってまいりました」と述べるとともに、「来る知事選挙への立候補を決意いたしました」と今後も県政を担っていく強い思いをお聞きしたところです。

また、昨年、2025年８月20日に、内外情勢調査会松本支部懇談会で阿部知事が行った講演、「共に生きる未来へ 持続可能な信州を目指して」の講演録報告によれば、長野県の人口が2050年には160万人程度に激減していく人口問題は先送りできないこと、止まらない東京一極集中の課題への対処、女性や外国人が活躍できる環境整備、若者から選ばれる地域をどうつくっていくかなどに触れ、2024年12月に決定した信州未来共創戦略は、寛容な社会づくり、移住・つながり、分散から集住へ・楽しいまち、経営等の革新の大きく四つの方向性を指し示し、行政、企業、地域、県民がみんなで行っていく重要性が語られたものと受け止めております。

翻って、私は、４年前の６月定例会で、知事の言われる行政にある三つの壁、一つは、県民と県行政との間にある壁、二つに、行政組織の中にある壁、三つに、国、県、市町村との間にある壁を乗り越えるために取り組んでこられた成果と課題について伺ったところ、県民との間では、県政タウンミーティングやランチミーティング、移動知事室、県民ホットラインなどを行ってこられたこと。行政組織の中にあっては、部課の枠を超えて全庁にまたがる施策を総合的に取り組んでいく課室の設置や産業政策監の設置、次長職の設置、創造的活動支援制度の試行をはじめたこと。国、県、市町村との壁について、特に市町村との関係では、地域振興局の設置、県と市町村との協議の場の活用などに取り組むとともに、引き続き全国知事会等も通じながら地方分権の実現に向けて取り組んでいきたいとお答えいただきました。

そこで、以下３点について阿部知事にお伺いします。

初めに、４年前の６月定例会において、行政組織の中にある壁の弊害を乗り越えるための取組について知事から答弁がありましたが、組織内の縦割りを打破するためには、部局横断的な課題に対応するための体制整備と職員の意識改革の二つの観点から、一層継続的に取り組むことが重要であると考えます。縦割り打破のための４年間の成果と今後強化すべき点についての認識を伺います。

二つに、知事は、県内77市町村に出向き見聞を広めてきたと承知していますが、そこで得たものはどのようなものだったのでしょうか。また、地域の活性化への今後の意気込みはいかが

か、伺います。

三つに、頻発化する自然災害への対応について、4年前の6月定例会において、知事から、いざというときに速やかに対応できる体制の整備や、逃げ遅れゼロをはじめとするソフト対策の推進にも力を入れたいとの答弁がありましたが、4年間での取組成果と今後の展望はいかがか、伺います。

次に、手話言語条例の具現化についてであります。

長野県手話言語条例は、2016年3月14日に成立し、同年3月22日に施行されましたが、基本理念で、「手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての県民の理解の下に、行われなければならない」、そして、「手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない」とされています。

成立から10年が経過しました。目的としている「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現」が果たされてきたと言えるでしょうか。まだまだ不十分さがあるものと思うところです。

そこで、笹渕健康福祉部長に2点伺います。

一つは、手話言語条例の理念実現には手話通訳者の処遇などのさらなる充実が必要と考えますが、今後の取組を伺います。二つに、手話の普及啓発については今後どのように取り組んでいかれますか。

次に、阿部知事にお伺いします。

私は、2013年の11月定例会で、手話言語条例の制定について阿部知事に質問したところ、知事は、これまでの県としての取組状況も踏まえつつ、その必要性については聴覚障がい者の方々、当事者の皆様方のお考え、思いというものを伺いする中で判断してまいりたいと、幾分慎重姿勢だったように感じました。

そのようなことを受けて、2014年6月に第62回全国ろうあ者大会が長野市で開催された折、長野県聴覚障害者協会理事長から要望書を知事に直接手渡しさせていただき、以降急速に条例化に進んだと記憶しております。手話言語条例を制定し10年が経過しましたが、聾者に対する思いを含め、どのように振り返り、今後はどうつないでいかれるか、お伺いします。

次に、阿部警察本部長に伺います。

一つは、警察行政における手話の取組状況はどのようでしょうか。また、運転免許講習時における手話通訳士の対応が7府県警のみと新聞報道がありましたが、県警察はどのようなか。今後の取組方針を含め、伺います。

次に、学校改革と県立高校の充実についてであります。

阿部知事が、この間、義務教育の充実、高校教育の充実、特別支援教育の強化、高等教育の振興の四つの柱立てをして取り組んでおられることは重要であり、評価するところですが、ここで大きな課題と思われるのが、義務教育における不登校児童生徒が年々増えているという現実です。

千曲市における不登校児童生徒数は、小学校で、2022年が1.56%、41人、2023年が2.45%、69人、2024年が3.65%で102人。中学校で、同じく年度ごとに、7.47%、96人、8.40%、119人、9.05%、146人と、いずれも大きく増加しています。

知事は、「共に生きる未来へ」の講演等で、学校に行かない、行けない子供が県内だけでも数千人いる。このままでいいのか真剣に考える必要がある。そもそも学校の在り方そのものを問い直す時代に来ていると指摘しているように、不登校の生徒が増えている中で、教育の充実において、全ての児童生徒が安心して通学でき、自己実現できる学校が重要と考えますが、阿部知事の見解を伺います。

二つに、私立高校の授業料無償化の影響が県内の県立高校にも出ているのではないかと懸念するところですが、今後県立高校の一層の充実をどうやって図っていくのか。阿部知事に所感を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 順次お答え申し上げます。

まず、縦割り打破について、組織の中の壁を打破するための4年間の成果と、今後強化すべき点という御質問でございます。

私の考え方を引用していただきましたけれども、やはり行政組織は県民のために役立つ組織でなければいけないというふうに思います。そのためには、県民との壁をなくし、あるいは市町村や国との壁をなくし、そして庁内の縦割りの動きを協力し合える体制に変えていくということが重要だと思っています。

まず、体制面につきましては、ずっと長野県は部次長というポストを置いてきませんでした。令和3年度に設置して、今、定期的に次長会議を開いて部局間で連携し、それぞれの部の課題について共有していただいているところであります。

また、今、産業政策監を専任で配置しておりまして、産業政策については部局横断で対応するというので、田中政策監にはかなりいろいろな個別の課題について部局を取りまとめてリーダーシップを発揮していただいているという状況であります。今般の中東情勢の対応方針についても政策監の下で取りまとめていただいたわけでありまして、そういう意味では、体制上は少しずつ部局連携の形ができてきているというふうに考えております。

また、意識改革の面につきましては、行政経営理念の徹底を図っています。かえるプロジェクトで、この行政経営理念は、与えられるものではないので、それぞれの職員にも考えていただくという取組をしてきています。責任、協力、挑戦と、ビジョン、ミッション、バリューのバリューのところにこの三つを掲げています。特に、協力のところが相互に連携して取り組んでいくということにつながるわけでありますが、今、職員との対話を通じて、この考え方についても私の思いを伝えながらそれぞれ考えていただくということを地道ではありますが進めてきております。

こうした中で、先般、主管課長の皆さんといわゆるランチミーティングをさせていただきましたが、この点はかなり主管課長の皆さんに意識をしていただいているなど。日頃何を意識していますかという問いかけに対して、例えば、原課だけだとなかなか自分のところだけ見てしまうので、もう少しアンテナを高くするように主管課として軌道修正しているとか、あるいは、ほかの部局との連携を意識しているといったようなことを複数の主管課長が発言されていました。

主管課としての役割を果たしていただいているなというふうに思いながらも、一方で、連携の意識が少しずつ育ってきているのではないかというふうに思っております。

とはいえ、どうしても、今、多忙感ということが組織全体の課題になっている中で、目の前の課題解決に向き合うということが優先されます。それはやむを得ないところではありますが、やはり大きな視点に立って、庁内で協力し合えるところは、押しつけ合いではなくて連携協力していくという姿勢をもっともっと定着させていくということが必要だというふうに考えております。

今、かえプロの中では、全職員が対話をしていこうということで、129名のかえプロファシリテーターと共に、この行政経営理念に照らしての業務や行動を、部局、職員、世代を超えて主体的に考える取組を進めていこうというふうに考えております。

こうした中でも、まさに今申し上げた協力、部局間連携、あるいはほかの職員との協力、こうしたものがより進むように取り組んでいきたいというふうに考えております。今後とも、組織の垣根を越えて連携が深まり、組織風土がよりよいものになるように、県職員全体と共に進めてまいりたいと思っております。

続きまして、77市町村に出向いて見聞を広めてきて得たものは何か。今後の地域活性化への意気込みはどうかという御質問でございます。

今の4期目のスタートに合わせて、県内77市町村を全て訪問してきました。そこで様々な御意見をいただいたわけですが、私を感じたのは、改めてではありますけれども、やはり地域それぞれの強みや個性があり、そして独自の課題や悩みがあるという問題意識であります。

長野県はなかなか一言では語れない、問題はこれですということで語り切れないわけでありますので、県としては、そうした地域の皆様方の課題や思いにしっかりと向き合いながら、県政を、画一ではなく、多様性を尊重しながら進めていくということが大変重要だというふうに改めて認識しているところでございます。

また、この県民の皆様方との対話については、聞きっ放しにしてはいけないということで、各部局には負担をかけたところもありますが、提案、要望として出たものに対しては、一つ一つ県としての対応を考えて、その状況については、今、ホームページでも公開させていただいているところでございます。

これからもいろいろな対話の機会等がありますが、県民の皆様方の御意見や声を我々組織として聞きっ放しにするのではなく、県としての政策や取組の改善につながるようにしていきたいというふうに思っています。

地域の活性化については、やはり地域の課題にしっかりと向き合いながら、それぞれの個性や特性がしっかりと伸びるような取組を県全体で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、災害に関連して、いざというときに速やかに対応できる体制整備や逃げ遅れゼロをはじめとするソフト対策の推進に力を入れたいという答弁について、4年間の取組成果と今後の展望という御質問でございます。

このソフト対策につきましては、この間、東日本台風災害の教訓等も踏まえて、かなりいろいろな分野で進めてまいりました。例えば、ハザードマップを作成していただく基礎資料となります洪水浸水想定区域図につきましては、対象となる530の河川全てについての作成、公表を令和7年に完了させていただいているところでございます。

また、雨量や土砂災害危険度を確認できる河川砂防情報ステーションにつきましては、スマホで閲覧、多言語で表示できるように令和5年度にリニューアルさせていただきました。また、災害時要援護者の個別避難計画を作成する市町村を県社協と連携して支援させていただいた結果、全市町村で計画策定に着手していただいております。

また、住民に避難情報を発令する市町村長を対象として、災害対応、被災者支援を学んでいただくトップセミナーを年1回開催してきておりますし、また、県民一人一人が平時から災害への備えに主体的に取り組んでいただくよう、テレビCMやウェブ広告等を通じた広報を行わせていただいております。

このほかにも、災害対応はいろいろな取組を進めておりますが、いずれにしても、災害対策にこれで終わりということはございません。今後とも引き続き県全体の災害対応力が向上するように、市町村や関係団体とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。また、いざ災害というときには、やはり日頃から顔の見える関係を構築しておくということも大変重要

でありますので、訓練等を通じて関係機関とのさらなる連携強化も図ってまいりたいと考えております。

今後とも、激甚化、頻発化している災害に対応するため、事前防災に努めるとともに、いざ災害が発生した際には、県民の皆様方の生命、財産をしっかりと守り抜くという決意の下、関係方面と力を合わせて全力で取り組んでまいります。

続きまして、手話言語条例に関連して、この10年の振り返り、そして聾者に対する思いについて御質問をいただきました。

本県におきましては、10年前、聴覚障害者協会をはじめ関係の皆様方と検討を行った上で、都道府県の中では4番目となる手話言語条例を制定いたしました。聾者の方が手話を自由に行うことができず、多くの困難に直面してきた歴史も本県にはございます。手話が大切に受け継がれてきた言語であることを踏まえて、条例の前文に、そうした聾者の方々の思いを込めさせていただいているところでございます。

条例制定の後、いろいろな取組を進めてまいりました。おおむね300名以上の一般県民が参加する県主催行事へは手話通訳者を配置すること。また、私の会見においては手話通訳を常につけさせていただいておりますし、選挙の啓発動画においても聾者による手話の挿入など様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、依然手話通訳を担う人材の確保や災害時の情報伝達などまだまだ課題はございます。そういう意味では、条例が目指す社会の実現は道半ばだというふうに受け止めております。

この条例の理念を今後実現していくためには、手話に対する県民の皆様方の御理解を一層促進していくということに加えて、手話通訳者の養成確保、また、手話通訳システムなどの新技術の活用など、持続可能な情報保障の体制の整備に一層取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。手話は、聾者の方にとって人と人をつなぐ大切な絆だというふうに思っております。そういう観点で、障がいがある方もない方も共に尊重し、安心して暮らせる共生社会の実現に今後とも一層努力をしていきたいと考えております。

続きまして、教育に関連して、まず、不登校生徒が増える中で、全ての児童生徒が安心して通学でき、自己実現できる学校が重要と考えるかどうかという御質問でございます。

私の受け止めとしては、日本の学校は、極端な形で申し上げれば、やはり管理型、そして、一斉教育の中で、個人よりも全体、個性よりも規律、こうしたことを重んじてきた傾向があるものというふうに考えています。一方、今日、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、価値観も多様化しています。学校が一人一人の子供たちに最適な学びを提供する場であってほしいというふうに願っているところでございます。

そうした観点から申し上げます、これまでは、どちらかというと、子供たちが学校というシステムに自分たちを合わせるという形になっていたんじゃないかというふうに思っています。やはり学びの主体は子供でありますので、多様な子供たちを念頭に置きながら、子供を中心とした学校をつくっていくということが何よりも重要ではないかというふうに考えております。

現在、教育委員会におきましては、ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）の取組を通じて、これまでのいわゆる学校の当たり前を見直し、子供を中心とした学校の仕組みの改革を行っていただいているところでございます。

この実践校におきましては、例えば、子供が学び方などを選択し、自分のペースで学ぶ自由進度学習であったり、あるいは、日課を工夫して生み出した時間で子供たちが自分のやりたいことにとことん取り組めるようにしたり、さらには、通知表をやめて子供のよさを評価したりする取組などがなされてきているというふうに伺っております。

教育委員会におきましては、現在143校あるT O C O - T O N（トコトン）校の実践を公開するなど、取組の様子を積極的に発信し、こうした学校改革の流れを加速して全県に広げていく方針だというふうに伺っております。引き続き教育委員会としっかり連携しながら、全ての子供たちが安心して学び、自らの夢や希望の実現に向けて成長することができる教育環境づくりに取り組んでまいります。

もう一点、私への質問の最後ですが、県立高校の一層の充実をどうやって図っていくのかという御質問でございます。

今、私立高校への就学支援が拡充され、また一方で、子供の数がどんどん減っている状況の中ではありますが、私は、県立高校は、引き続き本県における人づくりにおいて大きな役割を果たしていく責務があるというふうに考えております。

教育委員会におきましては、一昨年、県立高校の特色化に関する方針を策定されました。自分の進路に向かって学びたいことをとことん学べること、社会に求められる技術や能力を身につけられること、長野県の地域資源を生かした学びができること、また、一人一人の個性や多様性が尊重されることの四つの視点から特色化を進めるというふうにされております。

今後は、この方針を具体化し、それぞれの高校が何を学べる学校なのか、どのような力を身につけられる学校なのかを、より明確にしていくということが重要だと考えております。

例えば、信州大学や県立大学をはじめとする高等教育機関との連携により、高校生がより高度な学びに触れられる環境づくりを進めたり、また、小規模校においてもオンライン教育等を活用しながら多様で質の高い学びを確保するなど、教育内容の質と魅力を一層高めていくことが必要ではないかというふうに考えております。

また、専門高校におきましては、地域との連携を強化し、農林業や観光、福祉、地域づくり

など、生徒が地域社会の中で実践的に学ぶ機会を増やしていくことも重要だというふうに思います。

さらに、県立高校には、公教育として多様な生徒一人一人の学びを支える重要な役割があるというふうに考えております。そのため、不登校経験のある生徒や特別な支援を必要とする生徒なども含めて、誰一人取り残さない学びの環境づくりもさらに充実していく必要があるものと考えております。

教育委員会においては、この変化の激しい時代において、それぞれの学校、高校の自立性を尊重しながらも、ぜひガバナンスを強く発揮していただくことを期待しているところでございます。

私としては、県立高校は、地域の未来を担う人材を育成し、地域の活力を生み出す拠点として発展させていくことが必要だというふうに考えております。選ばれる県立高校づくりに向けて、教育委員会ともしっかり連携しながら全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には手話言語条例に関連して2点お尋ねがございました。

初めに、手話通訳者の処遇の充実についてでございます。

県が実施する手話通訳者の派遣事業においては、実際の業務への報酬に加え、交通費とは別に、移動時間についても手当を支給しております。移動時間への手当支給は全国的にもまれで、本県の報酬水準は総合的に見て他県と比べても遜色のないものと認識しております。また、本庁及び保健福祉事務所に配置している手話通訳事務員の給与については、その高度な専門性を踏まえ、一般の会計年度任用職員よりも高い報酬区分を適用しているところでございます。

そして、新たな人材確保の取組として、昨年度実施の県職員の採用試験から、手話通訳士の資格を有する者に対して第1次試験での点数を加算しております。

さらに、手話通訳者は、肩、腕、手指を長時間反復して使用することから、登録手話通訳者に対し、特殊健康診断として頸肩腕健診の問診を実施し、健康面にも配慮しているところでございます。

手話通訳者は、聾者の意思疎通を支え、社会参加を促進する上で不可欠な存在であり、安心して活動できる環境づくりに向け、関係団体の御意見を伺いながら、処遇等についても適切に見直しを行ってまいります。

次に、手話普及啓発の今後の取組についてでございます。

これまで、県では、学校などにおける手話講座の開催や、講座で使用する手話ガイドブックの作成、昨年施行の手話施策推進法で新たに定められた「手話の日」のPRなどを通じ、県民

が手話に触れる機会の拡大に取り組んできたところでございます。

一方、昨年実施の県政モニターアンケートでは、「これまで手話を全く見たことがない」との回答が21.1%となっており、さらなる普及啓発が課題であると認識しております。

そういった中、今年度の取組として、将来の通訳の担い手となる若者の関心を高めるため、若年層向けの手話講座を拡充したほか、新たに、県公式LINEなどSNSを活用して手話に関する情報や講座の案内を発信することとしております。また、本年12月には、長野県聴覚障害者協会と連携し、手話言語条例制定から10年間の取組を振り返り、障がいの有無に関係なく、手話に触れ、体験できるイベントも計画しており、こうした取組を通じて手話の普及啓発に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には警察行政における手話の取組状況について御質問をいただきました。

県警察では、長野県手話言語条例の制定を受け、日常の挨拶や救急、災害時に使用する手話を写真つきで掲載した長野県警察手話ガイドブックを作成し、職員の聴覚障がい者の方への理解浸透や、対応時の意思疎通を図るために活用しているほか、警察学校初任科生に対して手話実技の授業を毎年実施しているところであります。

交番、駐在所におきましては、勤務員不在時においても適切な対応ができるよう、スマートフォンを用いて手話通訳オペレーターを介し意思疎通を図る手話リンクサービスを活用するなど取り組んでいるところであります。

続いて、運転免許証の更新時講習での手話通訳士の対応状況についてであります。県警察では、運転免許証の更新時講習等において、手話通訳士の常時配置は行っておりません。しかしながら、聴覚障がい者の方が更新時講習を受講される場合、手話通訳及び字幕が表示された講習映像を使用するほか、要望に応じて筆談で説明するなどの対応を行っているところであります。

今後とも、県警察といたしましては、警察学校における手話実技の授業を継続していくほか、全ての職員が手話は言語であることを理解し、聴覚障がい者の方に対応する際、手話で簡単な挨拶ができるよう、必要な研修を進めてまいります。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）答弁をいただきました。

知事におかれましては、職員との意思疎通といたしますか、そういう部分を今後も大事にしていいただきながらしっかり頑張っていいただければと、そういうふうに思うところでございます。

手話につきまして、知事からは、手話は大変に重要だということで、手話は言語であるということをお話いただきました。まさにそのことを県民にしっかり受け止めていただけるようにこれからもやっていければと思います。

次に、熊対策についてであります。

私は、昨年11月の定例会で、熊対策について一般質問しました。緩衝帯の整備をすれば出てこなくなるのではないかと。若年狩猟従事者の発掘・育成は急務だ。緊急銃猟制度に係る市町村体制整備への支援の必要性。広域連携の推進とともにクマ対策員の増員などを要請したところでした。当時は、人が行き交う町なかに熊が出没するのはごくまれだろうという先入観の中で、至って安直に一般論的な質問に終始したことを反省しているところです。

しかし、現実には突如やってきました。去る5月19日から20日にかけて、千曲市の市街地で熊の目撃情報が10件あり、市役所と千曲警察署がパトロールを実施。翌朝には、警察署員が千曲川対岸の佐野川内にいる熊を発見。周辺住民への注意の呼びかけとともに、市職員、実施隊員が対応を検討し、現場の安全性を踏まえ、麻酔銃による捕獲を決定。緊急出動いただいた長野市のクマ対策員が麻酔銃を発砲し不動化。捕獲場所は小学校に隣接しており、前日から目撃されていた個体である可能性があるため、捕殺を決定し、猟友会員がやりで止め刺しを実施し、駆除。個体を回収し、解体場所へ移動。計測、サンプル収集後に埋設処分を行ったというのが一連の流れとのことでした。ちなみに、サンプルは飯綱の県環境保全研究所に保存、保管されており、私も委員会調査の折、実物を確認させていただきました。

そこで、千代林務部長に3点伺います。

一つに、このように、千曲市や松本市をはじめ、全国で町なかに熊の出没が急増しています。この状況をどのように捉えているのか、伺います。

二つに、千曲市の事案では、麻酔銃による捕獲が行われました。また、他県においては、麻酔吹き矢を用いて捕獲した例もお聞きしています。こうした麻酔による捕獲について、現状と今後の方針はいかがでしょうか。

三つに、クマ対策員の活動と配置人員について認識を伺います。

四つに、市街地に出没する熊への対策について、人身被害ゼロをどのように構築していくのか。今後の在り方を含め、阿部知事に御所見をお伺いします。

次に、長野県人権尊重の社会づくり条例案についてであります。

所属会派、改革信州では、毎年11月末に翌年度の予算編成と当面の課題について提案を行っておりますが、昨年の提案では、この条例案に関わって、制定に当たっては、差別に係る紛争解決体制の規定を盛り込んだものとし、条例における相談体制の施行が着実に進むよう人的配置に配慮すること。加えて、あらゆる差別を許さない人権教育を推進すること。また、条例案

の審議、策定に当たっては、県民総参加の中で、令和7年度内制定にこだわることなく、慎重な議論を経た上で制定に努めることなどを求めたところです。

知事の議案説明では、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、「人権侵害行為を具体的に定義し、これを禁止します。特に、都道府県初となる「人権オンブズパーソン」を設置し、専門的かつ公正な立場からの調査、勧告により、実効性のある人権救済措置が講じられるよう取り組んでまいります。あわせて、インターネット上の誹謗中傷等についても、関係機関と連携して被害の迅速な救済に取り組みます」と表明されました。

以下、より具体的な取組となるよう、小池県民文化部長に3点質問します。

一つに、人権侵害行為について、どのような行為が禁止に当たるのかを周知することは非常に重要だと考えています。県民に対する広報についてどのように取り組んでいかれるか、伺います。

二つに、人権侵害行為の課題解決においては、全県職員に対する人権尊重意識の涵養に加え、他部局や関係機関との密接な連携による取組が不可欠と考えます。県職員に対するこの条例の趣旨の周知と、他部局等との連携にどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

三つに、この条例の効果的な運用に当たっては、人権オンブズパーソン制度を担う事務局体制や、人権に関する課題を迅速に処理するための相談体制の構築が重要と考えますが、現在の体制からどのように充実強化を図っていかれるのでしょうか。

四つに、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除は、地方公共団体による対応だけでは難しいと考えています。国に対してインターネット上の誹謗中傷等の情報の削除につながる実効性のある措置を講ずるよう、全国知事会会長として強く求めていくべきと考えますが、いかがか。阿部知事に伺います。

五つに、条例化議論を始めた頃は、昨年度中、さきの2月定例会には条例案が提出されることで進められていたと思っておりましたが、本定例会への提出となりました。これは、県民の期待に応えるため、人権政策審議会において慎重かつ活発な議論が行われた結果だと思いますが、阿部知事の受け止めについてお伺いします。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には熊対策に関する御質問をいただきました。

初めに、熊の市街地出沒についてでございます。

今年は、熊が市街地に出沒する事例が相次いでおりまして、住民の安全確保の観点から大変憂慮すべき状況であると認識しております。

その要因としては、人の生活圏と接する山林、いわゆる里山の手入れ不足等により熊の生息

域が生活圏に近づいていることが挙げられます。さらに、昨年のドングリなどの堅果類の凶作により、餌を求めた熊の移動が活発化していることに加え、雪解けの早まりによる活動開始時期の前倒しや、経験の少ない若い個体が市街地に迷い込む傾向なども専門家から指摘されております。

市街地では、周辺に住宅や学校、商業施設等が存在する中で、住民の安全確保を最優先とする必要があることから、捕獲方法が制約されるなどの課題もございます。県としては、住民の安全確保を最優先に、里山の整備や緩衝帯の確保による出没の未然防止から出没時の迅速かつ的確な対応まで一体的に取り組む必要があると認識しております。

次に、麻酔による捕獲についてでございます。

本県では、現場の状況に応じて麻酔銃や麻酔吹き矢を用いた捕獲を実施しておりまして、特に、市街地など銃器の使用に制約がある環境において、麻酔銃は有効な捕獲方法の一つであると認識しております。

一方で、麻酔による捕獲は、薬剤の効果発現までに一定の時間を要することや、麻酔の効き方に個体差があることから、薬剤の適切な調合や麻酔銃の取扱いなどには高度な知識と経験が必要であり、対応可能な人材の確保が課題となっております。

現在、県内で麻酔銃による捕獲に対応できる人材は限られていることから、本年3月には、薬剤の取扱いや安全管理を含めた麻酔捕獲技術者研修を実施し、専門人材の育成と技術力の向上に取り組み始めたところであります。

今後については、こうした人材の確保育成を一層進めるとともに、市街地対応を見据えた体制の強化を図り、現場の状況に応じて麻酔捕獲も含めた適切な手法を選択できる体制の整備に取り組んでまいります。

続いて、クマ対策員の活動と配置人員についてでございます。

クマ対策員は、熊の出没や被害が発生した際に、現地での状況判断や捕獲手法の助言、麻酔捕獲を含む専門的対応を担うなど、本県の熊対策の中核を担う重要な存在と位置づけております。特に、近年多発している市街地や住宅地周辺での出没事案においては、高度な専門的知識と経験を有するクマ対策員の役割はますます重要性を増しているものと認識しております。

一方で、今年度は県内で12名のクマ対策員を任用しておりますが、地域的な偏在があり、例えば、特に北信地域をカバーする人員が2名にとどまるなど、出動要請が集中する時期には対応が遅れる可能性があることから、配置のバランスに課題があるというふうに認識しております。

このため、県としては、新たな人材の確保による地域バランスの是正に加え、技術の継承を通じた若手人材の育成などを進め、持続可能な体制の整備に取り組んでいく必要があると考え

ております。

今後とも、市町村や警察、猟友会など、関係機関と緊密に連携するとともに、熊対策員の体制の強化を図り、現場対応力の向上に努めてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には３点御質問をいただきました。

まず初めに、熊対策について、人身被害ゼロをどう実現するのかという御質問でございます。

市街地における熊の出没も増加してくる中で、人身被害ゼロの実現に向けては、出没を抑制する取組、出没時における迅速的確な対応、そして熊を誘引しない環境づくり、大きくこの３点が重要だというふうに考えております。

出没の抑制につきましては、ツキノワグマ対策総合パッケージに基づき、侵入防止柵の整備や緩衝帯の整備など、人と熊のすみ分けを徹底してまいります。

また、出没時の対応につきましては、市町村や警察など関係機関との連携強化や情報共有の迅速化を図るとともに、現場における初動対応から住民の皆様の安全確保まで、切れ目なく対応できる体制を構築してまいります。

また、熊を誘引しない環境づくりにつきましては、生ごみや廃棄野菜等の管理や処分方法などを、県民の皆様も御理解いただく中で実践していただき、地域ぐるみで取組を進めていくことが人身被害の低減につながるものというふうに考えております。

こうした取組を総合的に推進し、人身被害ゼロの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

続きまして、人権尊重の社会づくり条例案に関連して２点御質問をいただきました。

まずはインターネット上の誹謗中傷等の情報の削除につながる実効性のある措置を講ずるよう知事会長として求めていくべきではないかという御質問でございます。

この条例案におきましては、インターネット上の誹謗中傷について、人権オンブズパーソンの判断に基づき、プラットフォーム事業者のみならず、当該情報の発信者に対して知事から直接削除要請を行うことが可能となります。

一方、情報流通プラットフォーム対処法におきましては、一部の大規模プラットフォーム事業者に対し被害者本人が削除を申し出る窓口の設置等が義務づけられているにすぎず、国や県からの削除要請への対応は何ら義務づけられていないことから、制度上の限界もございます。

このため、これまで、全国知事会におきましては、国に対して、公的機関による削除要請に専門に対応する通報窓口の設置、不適切な情報及び悪質な発信者への迅速かつ適正な対応など人権救済制度の確立、強化に努めることを提言してきているところでございます。

今後とも、この条例案に基づく県の削除要請がより実効性のあるものとなるよう、必要な法令の整備等について知事会を通じて国へ働きかけてまいります。

最後に、人権政策審議会における審議の受け止め、今定例会への提出になった要因に対する受け止めという御質問でございます。

昨年6月に人権政策審議会にこの条例案の検討を諮問させていただいて以来、審議会においては丁寧な御議論をいただいたということで、大変感謝をしているところでございます。

審議会からは、当初、令和7年、昨年の12月までに答申をいただく予定でございましたが、審議の過程におきまして、委員や関係団体から、相談体制の充実に加えて、被害者に寄り添った実効性のある救済措置が必要ではないかといったような御意見、また、慎重に検討を進めるべきだという御意見もあり、当初の予定を変更して今回の県議会への条例案の提出に至ったという状況でございます。

そういう意味では、より時間をかけて、中身の濃い、より慎重な御議論をしていただいた結果だというふうに考えております。そうした結果として、今回、都道府県の条例としては初めてとなります人権オンブズパーソンによる救済体制や、インターネット上の誹謗中傷等に対する削除要請といった救済措置を盛り込んでいるところでありまして、より実効性の高い条例案となったものというふうに考えております。

以上です。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には長野県人権尊重の社会づくり条例案につきまして3点お尋ねをいただきました。

1点目、人権侵害行為に関する広報についてでございます。

条例案では、人種、国籍などを理由とする差別的取扱いまたは差別的言動や、誹謗中傷、いじめ、虐待などの他人の権利利益を侵害する行為を禁止いたします。これらの人権侵害行為につきましては、これまでも、学校、企業、地域での人権教育や啓発活動を通じて人権尊重の理解促進に努めてきたところでございます。

条例案では、相談窓口の整備に加え、新たに人権オンブズパーソンによる救済措置を設けますことから、人権侵害に悩む方を確実に救済できるよう、さらには人権侵害を抑止できるよう、多くの方に情報を届けることが重要と考えております。

何が人権侵害行為に当たるのか、条例に基づく救済の仕組みはどのようなものかなどにつきまして、県の公式ホームページへの掲載、チラシの配布、各種スポーツイベントでの情報発信などにより県民の皆様にも周知してまいります。

2点目でございます。県職員に対する条例の趣旨の周知、他部局、関係機関との連携についてでございます。

人権課題は複雑多様であることから、職員がこれを理解し、適切に対応することが必要です。

このため、相談窓口や救済措置を担当する職員のみならず、全ての県職員を対象に、人権尊重の理念、人権侵害行為の禁止、長野県人権オンブズパーソンを核とした救済体制、インターネット上の誹謗中傷等への対応など、条例制定の趣旨や制度に関するオンライン研修を実施いたします。

また、新たに、障がい者差別防止や子供の権利保護といった既存の相談窓口の担当者を対象とした説明会の開催や連携会議を実施し、庁内の情報共有を図るとともに、国や市町村、民間団体の相談窓口とも条例に基づく対応事例や窓口での相談事例を共有することなどにより、各種の相談窓口や人権オンブズパーソンをはじめとする救済措置に確実につなげてまいります。

3点目、長野県人権尊重の社会づくり条例案の運用体制についてでございます。

条例を効果的に運用するためには、その体制整備が重要であると認識しております。相談窓口につきましては、先ほど申し上げたとおり、庁内関係課や国、市町村等の関係機関の相談窓口との連携を強化いたします。また、人権オンブズパーソンについては、人権侵害の申立てを調査し、是正措置を適切に御判断いただくため、5名以内の専門的知見を有する者を任命する予定であります。

これらを支える事務局は、当面、現行の体制で担いますが、相談窓口については、職員研修や連携会議により機能を強化しつつ、令和9年4月の人権オンブズパーソン制度の運用開始に備え、必要な体制を検討してまいります。

以上でございます。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君） 答弁をいただきました。

熊の出没につきましては、住民の安全確保が大変重要だということを改めて御答弁いただきました。まさにそれをどうしっかりやっていくかということだと思います。ぜひ今後も頑張っていたいただければと、こういうふうに思っております。

それから、人権尊重の社会づくり条例案につきましては、条例の前文にお示しいただいているように、あらゆる人権侵害行為が県民に着実に理解、認識され、誰もが当たり前に暮らすことができる社会の実現が一日も早く訪れることが望まれていると思います。

そのためにも、対応する県機関の体制整備が重要でありますし、そのための財政的措置もしっかりやっていただかなければならないと考えております。このことを強く要望するところであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後 1 時10分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）長時間労働の是正と労働時間短縮が、労働者の命と健康のためにも、自らの生活時間、自由の時間のためにも、そしてジェンダー平等を進める上でも不可欠だと、歴史的にも、社会通念上も証明されているにもかかわらず、政府は、事もあろうに裁量労働制を拡大して、生活が苦しければもっと働けと求めていると疑わざるを得ない労働時間の規制緩和を進めようとしています。

県は、2019年に、経済・労働団体と共に信州「働き方改革」共同宣言を発表し、労働者の命と健康を守るという県の責任を明確に示しました。

そこで、今進められようとしている定額働かせ放題とも懸念される裁量労働制の拡大について、県の考え方と対策について、まず産業労働部長に 6 点伺います。

1、県内における現在の裁量労働制の適用事業所数と適用労働者数、また、制度運用にどのような問題点があるか、労働局などとの連携で把握されているか、伺います。

2、裁量労働制の適用に当たっては、労働者本人の同意があれば可能とされていますが、立場の弱い労働者への長時間労働の実質的な強制を招くこととなり、健康確保が危惧されるのではないのでしょうか。過労死ラインを超える長時間労働を県として容認していくのか、見解を伺います。

3、裁量労働制の対象拡大は、実労働時間の把握を曖昧にし、サービス残業の常態化から定額働かせ放題を助長する懸念があります。県内企業に対しては、三六協定の適正な締結や年次有給休暇の取得促進について周知啓発を行うとともに、長時間労働の隠蔽といったことが起こらないように、国の関係機関と連携し、客観的な労働時間の把握の徹底が図られるよう取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

4、いわゆる2024年問題として、物流・建設業などで時間外労働の上限規制が適用され始めたばかりです。このタイミングで、人手不足を背景に、他業種において規制緩和の方向で見直しの議論が進むことは、働き方改革の社会的な機運を損なう懸念があるのではないのでしょうか。人手不足の解消は、本来、労働時間の延長ではなく、生産性向上によって解決すべきと考えますが、見解を伺います。

5、国の裁量労働制の緩和が今後なされた場合に、県内企業の労働環境が悪化すれば、深刻

な若者の県外流出をさらに加速させます。県が取り組む移住・定着促進と明らかに矛盾しています。他県に先駆けて、緩和に頼らずとも高い収益を上げる質の高い雇用環境を県独自にブランド化し、企業の意識改革を促す考えはないのか、見解を伺います。

6、国において、副業・兼業における労働時間の通算管理の規制緩和も議論されているところですが、労働者の命と健康を守る観点から、合算管理の緩和がもたらす疲労蓄積のリスクが大きく懸念されます。県として、労働者の総労働時間を把握し、保護する独自のガイドラインを設ける考えはないか、見解を伺います。

高市首相は、裁量労働制見直しにおいて、「働く方々のお声」などとしていますが、審議会での発言や春闘指針などから見て、経団連の要求に沿ったものと考えられます。働く人たちの要求は、人間らしい賃金と労働時間の構築です。裁量労働制見直しが検討されている現状をどのように受け止めるか、知事の見解を伺います。

また、長時間労働の下で、日本の労働者の睡眠時間は世界でも短く、育児をはじめ労働者が自由に使える時間を確保することは重要な課題であり、労働時間を規制緩和して長くすることは逆行そのものです。労働者が自由な時間を確保して働くためには、今こそ県内企業に対して賃上げと一体の長時間労働の是正を県として強く求めていくことが重要と考えますが、知事の見解を伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には裁量労働制に関して6問御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、県内における裁量労働制の適用等に係る実態の把握についてのお尋ねです。

県では、県内事業所への抽出調査により実施している雇用環境等実態調査において、3年ごとに裁量労働制の導入状況について把握しております。

直近の令和5年実施の調査結果では、複数回答ですが、専門業務型裁量労働制を採用していると回答した事業所は約0.8%、企画業務型裁量労働制を採用していると回答した事業所は約0.2%にとどまっております。なお、適用労働者数についてはこの調査では把握をしておりません。

また、これらの調査や労働局との情報交換等において、現時点では制度運用上の問題については特に把握をしておりません。

一方で、国の検討においては、裁量労働制について、適正に運用されれば労働者にとって有益な制度であるとされる一方、長時間労働につながるおそれや、労働者の裁量や適切な処遇が十分に確保されない実態があるなどの課題も指摘されているものと承知しております。

次に、裁量労働制における過労死ラインを超える長時間労働について県の見解をお尋ねいた

できました。

裁量労働制については、労働者本人の同意の下で適用される制度である一方、先ほども述べたとおり、長時間労働につながる懸念について指摘があることは承知しております。このため、裁量労働制においても、労働者の健康確保は前提であり、制度の適正な運用を通じて長時間労働の抑制を図ることが重要であると認識しております。

県としては、企業に対し、裁量労働制の導入によって過労死ラインを超える長時間労働となるなど長時間労働が是認されるような環境とならないよう、労働者の労働時間の管理と健康管理について適切に行われるための取組を労働局等と共に連携して推し進めてまいります。

次に、三六協定等の周知啓発と労働時間の把握に対する取組についてです。

時間外・休日労働に関する三六協定の締結、年次有給休暇の付与・取得及び労働時間の適切な把握については、各種労働関係法によって規定されており、企業において適正に対応することが求められております。また、長時間労働の隠蔽といった不適切な事案を防ぐ観点からも、企業において客観的な方法による労働時間把握の徹底は重要であると認識しております。

県としては、企業が労働関係法等の正しい理解を深めることが重要であると考えており、労働局等から講師を招き、人事担当者等を対象とした労働教育講座「労務管理改善リーダー研修会」等を開催し、周知啓発に取り組んでおります。

あわせて、職場環境改善アドバイザーの企業訪問や職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の取得推進等による労働関係法等の周知をはじめ、労働時間の客観的把握に関する好事例の紹介などを通じて企業の主体的な取組を支援してまいります。

次に、人手不足の解消に向けた県の見解についてです。

人口減少や少子高齢化等により、県内企業における人手不足の解消は重要な課題であると認識しており、その対応に当たっては、単一の施策ではなく、様々な施策を総合的に推し進めていくことが重要であると考えております。

例えば、自動化・機械化等による省力化により労働需要を抑制するとともに、潜在的な労働力の労働市場への参加促進やリスクリングの推進により働ける人を増やし、さらに、短時間正社員制度の導入などによる多様な人材が働きやすい労働環境の整備を進めるなどの取組を組み合わせ、相乗的な効果の発揮を図っているところです。

一方、人手不足の解消策として、既存労働者の長時間労働の常態化は避けるべきであると考えており、人手不足に対する施策を複合的に実施することに加え、働き方改革の取組を一層推進することで、県内企業の人手不足の解消に向けて総合的に取り組んでまいります。

次に、質の高い雇用環境に対する取組についてです。

質の高い雇用環境は、福利厚生の実施や働きやすさの向上など、若者を含む労働者のニーズ

に應えるものであり、県内企業における雇用環境の整備促進は、若者の県外流出の抑制にもつながると考えております。

このため、県では、企業に対し、社員の子育て応援宣言やパパママ育休実践企業登録、職場いきいきアドバンスカンパニー認証など、県独自の登録や認証の取得を推進しております。これらの登録や認証を取得した企業からは、企業イメージの向上につながったなどの好意的な反応をいただいております、自社のPRにも活用できる取組として評価されているものと認識しております。

引き続きこうした制度の導入を促進することで企業のイメージアップにつなげるとともに、若者から選ばれる企業を増やすことによって県全体のイメージアップにつながるよう、制度の周知や活用の促進を通じて質の高い雇用環境の整備が県内に一層広がるように取り組んでまいります。

最後に、労働者の総労働時間に関する県独自のガイドラインの策定についてです。

国においては、副業・兼業の割増賃金の算定に係る労働時間の通算の在り方について議論される一方、労働者の健康確保の観点からの適正な労働時間の把握・通算については維持すべきとの検討も行われていると認識しております。

こうした動向については引き続き注視していく必要がありますが、労働時間の適正な把握や労働者の健康確保に関する基本的な枠組みは、労働関係法により国において全国一律に定められるものと考えております。このため、県として独自のガイドラインを設けることは考えておりませんが、副業・兼業における総労働時間の把握をはじめとする労務管理上のルールについて企業の正しい理解を促進していくことが重要であると考え、職場環境改善アドバイザーの支援などにより、企業における適切な労務管理の徹底と労働者の健康確保が一層図られるよう働きかけてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはまず裁量労働制の見直しについての受け止めという御質問をいただきました。

裁量労働制につきましては、柔軟で自律的な働き方を可能にするなど、適正に運用されれば労働者にとってもよい制度であります。運用によっては長時間労働につながりやすいことや、適切な処遇が確保されないなどの実態があることが指摘されております。このため、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康や適切な処遇確保などを前提として制度の見直しが行われることが必要だというふうに考えております。

また、賃上げと一体での長時間労働是正を強く県内企業に求めていくことが重要と考えるが

どうかという御質問でございます。

長時間労働の是正につきましては、令和元年に信州「働き方改革」共同宣言を行うなど、政労使協調で本県の場合は取り組ませてきていただいているところでございます。本県の総実労働時間を見ますと、中長期的には減少傾向にあるというふうに受け止めておりまして、令和6年、7年と、全国平均を下回ってきている状況であります。誰もが仕事と生活を両立させ、安心して働き続けることができるように、県としてもなお一層の取組を行っていきたいと考えております。

賃上げにつきましても、大きな課題だというふうに考えております。賃上げ環境整備支援事業などの実施により、生産性の向上や多様な人材の活躍の促進、また労働環境の改善などを総合的に進め、企業の皆様方に対しても労働時間の短縮と賃上げに向けた環境整備を促していきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） 信州「働き方改革」共同宣言では、「生き生きと働き人生を楽しめる長野県」とし、特に長時間労働の是正を目指しています。ぜひその実現のためにたゆまぬ取組をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

県内の鉄道は、沿線住民の生活そのものを支える重要な公共交通機関であると同時に、観光や地域振興の観点からも重要な社会基盤です。

そのような中、大糸線沿線地域公共交通検討会議が設置され、将来の在り方が検討され始めています。その運営には、幾つかの課題が指摘されています。この会議は、地域公共交通の将来を左右する極めて重要な議論の場であるにもかかわらず、既に行われた2回の会議では冒頭のみで、非公開となっています。地域住民にとって大糸線の存続は重大な問題であり、本来であれば住民参加と情報公開が強く求められるはずですが。

また、会議の構成についても、行政機関や交通事業者が中心となっており、日常的な利用者や住民代表の参画がなく、何が議論されているのか分からない、結論ありきではないかとの不信を招くこととなってきています。

そこで、交通政策局長に2点伺います。

1、この会議の目的と、2回開催における検討内容、また、その内容を県としてどう捉えているのか、伺います。

2、新聞報道によると、会議を設置する際には議論を公開するとされていましたが、なぜ非公開としたのか、伺います。

また、議論の透明性の確保と住民への説明責任は重要と考えます。今後、利用者や住民代表

が意見を述べる機会をどのように確保していくのか、伺います。

次に、知事に伺います。

鉄道輸送の社会的意義を踏まえ、県内における各地域の鉄路が地域住民や利用者にとってどのような将来像が望ましいのか。また、国の鉄道存続に対する責任の重要性について見解を伺います。

〔企画振興部交通政策局長青木英明君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（青木英明君）私には大系線沿線地域公共交通検討会議について2点御質問をいただきました。

最初に、本検討会議の目的、会議内容、県の捉え方についてのお尋ねでございます。

大系線の沿線自治体や事業者から構成される本検討会議は、沿線地域の活性化の推進及び持続可能な発展に寄与することを目的として設置され、4月28日に第1回、6月1日に第2回が開催され、本県も事務局として参加しているところです。

これまでの会議内容ですが、第1回では、本会議の会長である流通経済大学経済学部の板谷教授から全国の地方鉄道をめぐる動向や課題等について御講演いただくとともに、大系線の現状やこれまでの沿線における利用促進の取組、また、大系線に対する各沿線自治体の思いなども共有いたしました。

また、第2回では、大系線を含む沿線の公共交通の利用実態、地域の人口動態や生活・観光拠点の立地など、関連するデータに基づいた課題整理、さらに、沿線地域における地域交通の将来の目指す姿などについて意見交換がなされました。

これまでの会議を通じて、県としては、関係者において大系線の客観的な現状や課題等は一定の共有がなされ、今後共通認識を持った上で議論を進めていくための土台ができたものと捉えております。

次に、本検討会議の非公開理由、利用者や住民代表の意見機会の確保についてでございます。

大系線沿線地域の活性化については、沿線地域をはじめ多くの県民の皆様に関わる問題であることから、原則として議論を公開することとしております。

会議自体は冒頭を除き非公開としていますが、これは、沿線地域の活性化や持続可能な発展について様々な観点から関係者間で率直な意見交換を行うことに重きを置いたものでございます。

一方、議員御指摘のとおり、大系線をはじめ地方鉄道の在り方を検討していく上で、地域住民の理解は不可欠であり、議論の透明性の確保や住民への説明責任を果たすことは極めて重要と考えます。そのため、本検討会議では、会議終了後、会長自ら報道各社の取材に丁寧に対応しているほか、会議の資料、議事録のホームページでの公開など議論の中身を広くお伝えし、

御理解いただけるよう努めています。

また、第2回検討会議においては、公共交通に対する地域のニーズを把握する必要性が確認され、住民向けのアンケートやヒアリングなど具体的な手法について現在調整を進めているところです。

さらに、小谷村においては、地元選出の県議会議員の主催により、村長、村議会議員、商工団体の代表等による大系線の懇談会が行われており、今後、村内各地域において住民の皆様を交えた意見交換も予定されていることから、県としても積極的に協力してまいりたいと存じます。

今後も、関係者と連携しながら、引き続き議論の透明性の確保に留意するとともに、地域の皆様の声に丁寧に耳を傾けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）鉄道に関連して御質問を頂戴いたしました。

まず、各地域の鉄道路線の望ましい将来像という御質問でございます。

令和6年に定めました本県の地域公共交通計画におきましては、通院・通学・観光に必要な移動の保証ということを掲げさせていただいたところでございます。そのため、地域の実情や住民のニーズ等を踏まえながら、通院、通学、観光、こうした移動が鉄道を含む最適な交通手段で確保される将来像を実現していくということが重要だというふうに考えております。

また、鉄道路線の存続に対する国の責任についての見解という御質問をいただきました。

鉄道、特に全国的なネットワークを形成する幹線鉄道については、やはり国土政策の視点に立って国の果たすべき責任が大変大きいものというふうに考えております。

こうした考えに立ちまして、今年の2月に国土交通省が鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会を行っておりまして、私もそれに参加して意見を申し述べさせていただきました。

一つは、都道府県をまたぐ全国的なネットワークを形成する路線については、他の交通モードに転換する場合も含め、国としてより主体的に責任を持って取り組むこと。それから、JRの不採算路線については、各社の内部補助により維持されているが、国として事業者と協議し一定の基準をつくることといったことを提言させていただきました。

こうした意見を踏まえていただいて有識者会議で取りまとめがなされたわけでありますけれども、その中では、「幹線鉄道を含めた広域的な地域間の移動を支える公共交通ネットワークの在り方を検討することは国の役割であると考えられる」とされ、また、「広域的な地域間の移動に資する「維持すべき基幹的ネットワーク」を持続的に支えるに当たっては安定的な財源の確保が必要ではないか」と。これは、私から国の交通に対する財源が必要だということをか

なりしつく申し上げたことを受けて入れていただいたのだと思います。しかしながら、最後は、「ないか」という疑問形で断言はされていないので、まだ中途半端な状況ではないかというふうに思います。とはいえ、一定程度国として今後取り組む方向性が示されたところでございますので、こうした方向性が具体化されるよう、我々としては引き続き国に対して求めていきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）同じＪＲ西日本が管轄する広島県と岡山県を結ぶＪＲ芸備線の再構築協議会が存廃決断の３年目に入り、議論の行方が注目されています。また、ＪＲ北海道における在来線８区間の地元自治体負担転嫁による上下分離方式への移行などの方針も発表されるなど、全国各地で地方鉄道の維持困難線区が発生し、当該知事の県民に寄り添った発言も報道されております。

県内の鉄路を維持するため、国が路線存続に責任を果たすよう、知事には格段の努力をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、林和明議員。

〔３番林和明君登壇〕

○３番（林和明君）改革信州の林でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。本日は、大きく二つのテーマにおいて県当局の所見と今後の対応をお伺いいたします。

初めに、１点目、上田・長野地域における水道事業の広域化についてお伺いいたします。

私たちの生活の根幹を成し、命をつなぐ水。水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や高度経済成長期に整備された施設の老朽化、そして深刻な技術者不足など、全国的に厳しい経営環境に直面しております。

将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるため、事業の基盤強化に向けた広域化の議論が必要であることは私も十分に理解をしております。しかしながら、その進め方におきましては、決して住民不在であってはならず、地域の声に真摯に耳を傾けることが大前提であります。

まず、今年３月の上田市長選挙の結果と市民の不安について阿部知事にお伺いいたします。

今年３月に行われた上田市長選挙におきましては、水道事業の広域化に対して慎重な姿勢を示した立候補者が当選を果たすという事実がありました。この選挙結果は、単なる一地方選挙の勝敗にとどまらず、長年親しんできた地元の水がどうなるのか、水道料金が跳ね上がるのではないかと上田市民が抱える強い不安と懸念が直接的に票として表れた結果であ

ると私は受け止めております。

知事は、上田市の水道管耐震化率に対して懸念をお感じであるようでありますが、その背景にある市民の切実な不安を長野県政のトップとしてどのように受け止めておられるのか、率直な御所見をお伺いいたします。

次に、広域化協議会のスケジュールと上田市の意向尊重についてお伺いいたします。

現在、上田市におきましては、広域化の是非やその影響について、市として独自の検証を行うために時間を求めている状況にあります。広域化は、将来のまちづくりに直結する極めて重要な決断であり、立ち止まって熟慮する時間を持つことは自治体としての権利であり、責務でもあります。しかしながら、広域化協議会においてあらかじめ設定されたスケジュールを優先するあまり、性急に議論が進められているのではないかという懸念の声が聞かれます。市民の不安が払拭されないまま既定路線として協議が進められるようなことはあってはなりません。スケジュールありきではなく、上田市の意向を尊重していただき、市が納得いく検証を行えるように待つ姿勢が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

続いて、市民に対する情報提供の場の設定について伺います。

上田市民の皆さんが抱く不安の最大の背景には情報不足があると感じております。広域化によって水質は変わるのか、料金体系はどうなるのか、災害時の対応力は上がるのか、こうした基本的な疑問に対して説明がされていないのが現状です。

この広域化構想は、協議会の構成員でもある長野県企業局も重要な役割を担っていると考えます。したがって、住民への説明を上田市任せにするのではなく、企業局としても、矢面に立ち、広域化のメリットだけでなく想定されるデメリットやリスクについても説明する場を直接設けるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、広域化に係る費用負担の在り方について伺います。

広域化を実現するためには、施設の統廃合や管路のネットワーク化などの多額の初期投資やシステム改修費用が必要となります。この広域化に係る費用について、現在、構成自治体ごとの負担割合はどのような考え方に基つき検討されているのか。その現状の考え方を伺います。

また、水道事業の広域化は、国や県が強力に推し進めている国策、県策の一環でもあります。各構成市町だけではなく、長野県全体としての強靱なインフラ構築という観点から、構成市町の負担分に対して県が独自の財源をもって一部を補助するべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

新たな事業体における意思決定プロセスの対等性の担保について伺います。

仮に新たな広域水道事業体が設立された場合、参加される市町村間で人口規模や持ち寄る施設の資産価値等に大きな差が生じます。その結果、規模の小さい自治体や資産の少ない自治体

の発言権が弱まり、大きな自治体の意向ばかり優先されるのではないかという懸念があります。

例えば、老朽管の更新などにおいて、地域事情に配慮した投資が後回しにされるような事態は避けなければなりません。地域の隅々まで確実な投資が行われるよう、意思決定プロセスにおいて、構成自治体ごとの対等性をどのように担保していくお考えなのか、伺います。

そして、水道事業に関する最後の質問として、段階的、部分的な広域化の提案について伺います。

これまで述べてまいりました上田市の現状や市民の皆様の不安を踏まえますと、初めから事業や経営の完全統合という高いハードルを目指すのはハレーションが大きく、現実的ではないと考えます。性急な完全統合を目指すのではなく、まずは浄水場など基幹施設の共同化や不足している技術者の相互派遣、あるいは顧客管理システム等の共同利用といった、できるところからの段階的、部分的な広域化から始めることが最も現実的かつ着実なアプローチであると考えますが、以上5点、吉沢公営企業管理者の見解をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、上田・長野地域の水道の広域化に関連して、さきの市長選挙において広域化に慎重姿勢を示した立候補者が当選した事実、そして、その背景にある市民の不安をどう受け止めているかという御質問をいただきました。

まず、選挙結果につきましては、様々な争点があろうかというふうに思います。確かに、水道の問題もその一つではあろうというふうには思いますが、水道の問題だけで投票行動を決められた方ばかりではないというふうにも受け止めておりますので、様々なことを考慮された上で市民の皆様方が選択された結果というふうに受け止めております。

この水道の広域化に関する上田市民の皆様方の思いや懸念ということにつきましては、何点かあろうかというふうに思っております。例えば、独自水源や緩速ろ過方式など、上田市がこれまで取り組んできた水道運営に影響を来すのではないか。あるいは、統合によって施設整備などに関する各地域の意向が反映されにくくなってしまうのではないか。あるいは、これは協議会で5月29日に市長が発言されたように、データに基づく検証をしていくことがなお必要ではないかといったような考え方があるのではないかというふうに思っております。

こうした地域の皆様方の思いを真摯に受け止めつつ、正確な情報を分かりやすく共有しながら、この人口減少社会において持続可能な水道事業の運営基盤をどう構築していくのか、関係者間で真摯に協議を進めていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）上田・長野地域の水道事業広域化に関連して5点御質問をいた

できました。順次お答え申し上げます。

まず、協議に当たっての上田市の意向の尊重についてですが、5月29日の協議会では、上田市長の市としての検討、検証のための時間をいただきたい旨の発言を踏まえ、会長である長野市長から、広域化は地域の将来に関わる重要な判断であることから、各地域の実情や構成団体の立場を踏まえ慎重に議論を進めるべきといった点に併せまして、上田市の思いや問題意識を尊重しつつ、基本計画の合意から2から3年後の企業団設立の方針を基本として着実に準備を進めることが重要との方向性が示されました。こうした協議内容を踏まえ、上田市の検討状況などについて関係団体間で十分に共有しながら基本計画の方針に沿って協議を進めてまいります。

次に。住民の皆様に対する説明についてです。

上田・長野地域における広域化に関する住民の皆様への説明は、令和4から5年度までに各地域で83回開催し、約1,200人が参加。また、協議会発足後の令和6から7年にかけては長野・上田市で13回開催し、約530人の参加があったところです。

この各市町が開催する説明会においては、企業局職員も参加し、必要に応じ説明等を行ってまいりました。今後、検討状況や取組効果など、住民の皆様に分かりやすく説明していくことがより重要になると考えております。これまで検討を行ってきております協議会構成員の市町及び企業局等が連携して情報提供を行うなど、説明の実施方法や内容に関して工夫していくことにつきまして協議会で提案し、協議してまいります。

3点目、構成自治体ごとの費用の負担割合等についてです。

広域化に伴う施設整備の費用に関しては、国の補助制度を活用する方向で検討を進めています。構成自治体が負担する部分の団体ごとの割合については、現在検討中の施設整備計画の全体整備費や地域ごとの事業量を踏まえ、給水人口や各地域における事業効果などを総合的に勘案し、県の支援と併せて引き続き検討することとしています。

4点目、新たな事業体における意思決定の対等性の担保についてですが、広域化後の事業運営は一部事務組合である企業団により行う想定ですが、意思決定機関として設置される企業団議会に関しては、現在、先行事例の調査等を行い、議員定数や選出方法などについて検討を行っているところです。

さらに、管理運営に関しては、各団体の代表者で構成する運営協議会を設置し、事業予算や決算、規約変更等の重要事項を協議することになっております。こうした組織体制を通じ、意思決定に際して各構成団体の意見が適切に反映される仕組みを整備してまいります。

最後に、業務の共同化などの段階的な実施についてです。

令和3年度発足の上田長野地域水道事業広域化研究会での検討において、各事業者の組織人

材、施設、財源を一体的に運営し、事業者間の区域を超えた水運用を可能とする事業統合が最も効果が大いとの方向性を確認し、現在の協議会においてもその方向に沿って議論を進めているところです。ただし、事業統合に至る過程におきましても、事務の共同化や施設の共同管理、技術者の相互派遣など実施可能な取組があると考えますので、これらの導入について事業計画案の検討に併せ、協議をしてまいります。

以上でございます。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

続きまして、2 点目、補助金等の申請漏れの再発防止と、A I、デジタル技術の活用について伺いたいします。

行政への信頼は、適正かつ正確な事務処理の上に成り立っています。しかしながら、近年、市町村を含む県内において補助金の申請漏れなどの手続ミスが散見され、県民の貴重な財産である公金に損失をもたらす事態が生じております。これは、単なる個人のケアレスミスとして片づけることはできず、組織全体の構造的な問題として捉え、根本的な対策を講じる必要があります。

まず、補助金等の申請漏れの現状と傾向について伺いたいします。

現状を正しく把握することが全ての出発点です。過去3 年間に発生した長野県の手続ミスによる損失が発生した件数とその総額、また、どのような種類の補助金で申請漏れが発生しやすいのか、その傾向について伺います。

あわせて、こうした申請漏れ等の手続ミスの発生原因について伺います。私は、その背景に、近年の業務の複雑化や人員削減に伴う業務過多等の労働環境の悪化があるのではないかと推察しております。ミスを個人の責任に帰するのではなく、組織としての労働環境や業務量について県は現在どのような認識を持っているのか、所見を伺います。

次に、基本的な再発防止策について伺います。

補助金申請においては、国からの通知が複雑かつ膨大であり、これがミスを誘発する一因となっております。国からの複雑な通知を県が受け取り、それを適切に解釈して市町村へ伝達する際の現在のチェック体制はどのようになっているのか、伺います。

また、事務の停滞を防ぐためには、管理職の役割が極めて重要です。担当職員が一人で仕事を抱え込んでしまったり、事務処理に遅れが生じたりするのを防ぐためには、課長や係長といった管理職が、部下職員のタスクの進捗状況を日常的に、かつ適切に把握、管理する仕組みが不可欠だと考えます。管理職等のマネジメント力の向上に向けて県として今後どのように研修を進めていくお考えか、伺います。

しかしながら、私は、もう従来型の対策には限界が来ていると感じています。ミスが起きるたびに複数人でのダブルチェックの徹底やマニュアルの遵守が叫ばれますが、人間が行う以上、疲労や思い込みによるミスをゼロにすることは不可能です。このような人に依存した精神論的な対策に加え、システムの的にヒューマンエラーを防止するための根本的な仕組みの構築が必要不可欠であると考えますが、所見を伺います。

そこで、A I ・デジタル技術を活用した抜本的な再発防止と業務効率化について伺います。

長野県も本格的なD Xを推進すべく時期にきています。補助金事務をはじめとする各種の事務処理におけるミスの再発防止に向けて、近年急速に発展している生成A I等のデジタル技術の活用をどのように推進していくお考えでしょうか。これまでの県の取組状況と併せて今後の明確な方針を伺います。

また、データ入力や転記作業といった定期的な事務作業につきましては、R P Aなどを活用した徹底的な自動化、効率化を図るべきです。それにより生み出された時間で、職員が本来担うべき制度の企画立案や、先ほど申し上げた進捗の管理といった人間にしかできないコア業務に一層注力できる環境を整備することが何より重要だと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか。以上7点、高橋総務部長に所見を伺います。

最後に、こうしたデジタル技術の恩恵を長野県全体に行き渡らせるための取組についてお伺いいたします。

A I ツールの導入や、それを効果的に使いこなすための活用ノウハウ、例えば、適切な指示文の作成技術などは、財政的、人的リソースが限られる小規模な市町村が単独で導入、習得することは非常に困難です。長野県が率先してこれらのA I ツールや活用ノウハウを整備し、県内の小規模市町村とも積極的に共有していくことで、長野県全体の自治体力の底上げを図るべきであると考えますが、中村企画振興部長の御所見を伺います。

〔総務部長高橋寿明君登壇〕

○総務部長（高橋寿明君）私には、補助金等の申請漏れの防止、A I ・デジタル技術の活用についてということで全部で7問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず1点目、過去3年間の補助金申請漏れの件数と総額、ミスが発生しやすい補助金の傾向についての御質問であります。

県において令和7年度までの過去3年間に判明した国庫補助金等の申請漏れや手続のミスによって県の負担が生じたものは全部で3件でありまして、総額は約4,700万円と把握しております。事案の数が多いということもありまして、御質問にあったような申請漏れが発生しやすい国庫補助金の傾向は見だしにくいですが、こうしたミスが生じた要因等を明らかにして、同じ間違いを起こさないように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の職員の労働環境や業務量の認識についてのお尋ねであります。

近年、急速な社会情勢の変化や人口減少社会への対応などに伴いまして、業務の複雑化・専門化が進み、業務量も増加傾向にあると認識しております。また、職員を対象に行ったこれまでの調査や職員対話などにおいても、業務量が増加している、人員が不足しているといった声が多く寄せられておりまして、こうした業務環境の変化や業務量の増加は、注意力の低下による確認ミスにつながる要因になり得るものと考えております。

続いて3点目、国からの通知を市町村に伝達する際のチェック体制についての御質問であります。

国庫補助金等の制度は、交付要綱や改正通知の専門性が高く、複雑なものもありまして、県がその内容を正確に理解し、市町村に分かりやすく誤りなく伝えることが極めて重要です。そのため、県として国の交付要綱の内容や取扱いなどについて通知を発出する際には、所管する部局において、管理監督者を含めた複数人でその内容を確認した上で市町村に伝えるものと認識しております。

また、市町村に関わる補助制度の重要な見直しや新たな国庫補助制度の創設が行われる際には、国から直接市町村に対しても丁寧な説明を行うよう求めていくことも必要と考えております。

続いて、4点目の管理職等のマネジメント力の向上に向けた研修の進め方についての御質問であります。

業務の抱え込みや事務処理の遅れを防止するためには適切にマネジメントを行うことが重要と認識しており、令和6年度から管理職等を対象としたマネジメント力の向上に関する研修を強化いたしておりまして、PDCAサイクルに基づく進捗管理に加え、タスク管理ツールによる業務管理手法なども取り入れて実施しております。さらに、課題や悩みを相談共有しやすい職場づくりやチーム力の向上に資するため、心理的安全性の向上に関する研修も取り入れているほか、職場環境を客観的な指標により可視化する調査を実施いたしまして、上司と部下とが共に改善を進める取組を行っているところであります。

今後も、課題の変化に応じて研修内容を充実していくとともに、研修の成果を日々の業務の中で具体的な行動として実践できるようフォローする仕組みを検討し、マネジメント力の定着とさらなる向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、5点目のヒューマンエラーを防止するための仕組みの必要性についての御質問であります。

補助金の申請手続などに係るミスの再発防止に当たっては、ダブルチェックやマニュアルの徹底につきましては今後も必要な取組として進めてまいりますが、こうした人によるチェック

に加えて、デジタル技術などを活用した人為的なミスを防止する様々な仕組みにより補完していくことが必要であると考えております。

続いて、6点目の事務処理におけるミスの防止に向けたデジタル技術の活用状況と今後の方針についての御質問です。

県では、これまで、全庁的な業務改革の一環として、例えば、公用車の車検切れ防止のため、車検満了前に該当所属宛てに通知メールを自動的に配信する仕組みの構築や、表計算ソフトのマクロ機能を活用した集計作業の自動化など、ミスを防止するための事務処理の自動化に取り組んできております。さらに、昨年1月からは、全職員のパソコンに対話型の生成AIを導入し、業務での活用を進めるとともに、今年度は、財務会計や福祉関係手当の支給などの業務において、規程や要綱等の蓄積された行政データを参照し、より正確な情報を引き出す生成AIの活用の実証にも取り組む予定です。

今後、こうした取組の成果も踏まえながら、AIやデジタル技術のさらなる活用を図り、補助金事務を含め様々な事務処理ミスの防止に取り組むことによりまして、行政サービスのさらなる質の向上を進めてまいります。

最後に、RPA、AI等のデジタル技術を活用した業務の効率化についての御質問であります。

職員を対象に実証した業務量調査におきまして、データ入力や集計作業などの定型的な作業のために多くの時間が費やされているという状況を把握しております。このため、昨年度から、全庁的な業務改革の一つとして、各所属における定型作業の削減に取り組んでおりまして、会計システムへの入力作業や書類から表計算ソフトへの転記作業などについてRPAを活用した省力化を進めております。既に具体的な成果も表れてきておりまして、こうした事例を庁内で共有し、ほかの所属や類似業務への横展開を図ってまいります。

また、徹底的な業務の効率化に当たっては、こうした定型的な作業の自動化に加えて、事務事業そのものの在り方や実施方法を根本的に見直すことが重要であると考えております。今後、全庁的な業務の洗い出しにより、業務の在り方や進め方を改めて点検した上で、AIなどのデジタル技術を積極的に活用した抜本的な業務改革を進め、地域の人々と直接向き合う現場での対応や責任を持って政策を決定する企画立案など、職員が本来担うべき業務に一層注力できるよう環境の整備を進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私にはAIツールやノウハウの市町村への共有について御質問をいただきました。

A I によるトランスフォーメーションである A X は、業務の在り方自体を大きく変えるものであると認識しております。補助金等の業務についても A I の活用が前提となってくると考えますが、御指摘のとおり、小規模市町村では単独の導入は難しく、また、これらの市町村ではデジタル人材も不足しております。このため、県と市町村が参加する長野県先端技術活用推進協議会において情報システムの共同調達などを推進しており、令和 4 年度からは、A I 音声文字起こしツールの共同調達を開始し、現在は 63 団体が利用中。昨年度は、A I の活用に関する検討チームを設置し、製品のトライアル利用等を通じて A I ツールの比較検証を実施。今年度は、市町村における A I の具体的な活用ノウハウ等の整理を進めるなど、年々取組を進めております。

A I に関する状況の変化は、年度にとらわれた自治体のスピードを凌駕しており、先般開催した DX 推進本部会議においても、県の体制面も含めた抜本的な見直しが必要という議論が行われました。市町村も含めて長野県全体がどのようにこの課題と向き合うのか、引き続き検討してまいります。

以上です。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）ここまで、県民の命と暮らしを守るインフラの未来、そして、県民の県政への信頼を支える行政運営の近代化について質問いたしまして、阿部知事をはじめ関係部局長の皆さんから県民に寄り添った前向きかつ具体的な答弁をいただきました。

私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、小山仁志議員。

〔27 番小山仁志君登壇〕

○27 番（小山仁志君）中東情勢の混迷とその長期化、ホルムズ海峡封鎖による県内産業や県民生活への影響が顕在化し、その先行きや見通しに対する不安感に覆われています。

政府は、ナフサ由来の化学製品について、ナフサは中東以外からの代替調達が従来の 8 割超まで回復。年を越えて供給の継続が可能と強調されています。

一方、産業の現場では、ナフサ不足の影響は日に日に深刻さを増し、その影響は資金繰りや雇用不安等へ波及しています。住宅断熱材や塗料用シンナー、ユニットバスなど建築資材の調達は綱渡り。仕事がなくなりかける中小事業者もあります。食品トレーや弁当容器、食品包装は不足し、大きな値上がりに直面。燃料費や農業資材等の高騰も農業を直撃しています。

先行きが不透明な中で、流通の目詰まりや買いだめの発生は避けがたく、短期的に改善する見通しは立ちません。政府の見解とは裏腹に、サプライチェーンの混乱は、この数か月解消への進展は見られず、状況は悪化するばかりです。

中東情勢の混迷と長期化の影響について、原油やナフサの供給に問題はないという政府の見解と現場の実態には大きな乖離が生じており、大手新聞社の世論調査では、「政府の説明に納得できない」が64%にも上っています。

この政府の説明と現場の実態の乖離の要因を県ではどのように認識されているのでしょうか。また、その要因を解消するため、県として果たしていくべき役割や講じていく対策についての考えを産業政策監に伺います。

ナフサ不足やその価格高騰の影響は医療や介護現場にも広がっています。医療用手袋をはじめ、注射器やカテーテル、透析回路や吸引チューブなど、毎日利用する資材の多くがナフサ由来のプラスチック資材です。

こうした欠かすことのできない消耗品の値上がりは、医療機関等の経営に大きな負担感となっています。公定価格で運営されている医療機関や介護事業所は、消耗品価格が上昇しても、利用者に対しそのまま価格転嫁できるわけではありません。また、供給が滞るような事態となれば、手術の延期や透析への影響など命に直結する影響が生じてしまいます。

こうした事態を防ぐための対策には、最優先に取り組まなければなりません。県では、資材不足がその提供体制に直結する医療機関や介護施設、障害福祉サービス事業所などにおいて供給や備蓄の状況、供給不足のリスクについてどのように認識されているのでしょうか。

今定例会の補正予算案では、医療・衛生用資材価格高騰対策支援事業費として約12億6,000万円の予算が提案されています。本予算におきましては、支援対象や価格動向の捉え方を含め、事業費をどのような考え方で積算されたのでしょうか。また、医療機関や介護施設等における資材価格高騰等による経営への影響をどのように認識されているのか、伺います。

本事業は価格高騰に対する言わば緊急的な支援と言えますが、病床数や定員数に応じた定額となっています。しかし、医療機関においては診療科によっても、また、福祉分野においても、その資材使用量は異なります。一律の支援で、資材使用量の多い施設の負担を十分に反映できるのか。以上3点につきまして健康福祉部長に伺います。

中東情勢の緊迫化とその長期化により懸念されてきたのが、日本のエネルギー確保です。中東主要産油国の輸出ルートが集中しているホルムズ海峡に危機が訪れた際に経済活動のボトルネックとなることは、かねてより指摘されてきました。

政府は、5月以降、迂回ルートの確保により代替調達を拡大、年度を越えて来年春まで石油の安定確保ができるめどが立っているとしています。こうした危機への迅速な対応は短期的に不可欠であります。

一方で、こうした対症療法にとどまらず、中長期的には日本のエネルギー供給構造を抜本的に見直す必要性に迫られていることを強く認識しなければならないと考えます。日本のエネル

ギー供給構造が抱える脆弱性に対する知事の問題意識、所見を伺いたいと思います。

そして、私たちは長野県のエネルギー安全保障をどのように高めていくのかという視点での取組強化も不可欠です。県ではゼロカーボン戦略に取り組まれています、環境政策という枠を超え、県民生活や産業を守るエネルギー安全保障として捉えた構造転換をさらに強く大きく前進させていくことが必要です。これまでの再生可能エネルギーの導入やエネルギーコスト削減設備の導入、蓄電池やEVへの支援等の取組を、危機対応への投資としてさらなる強化が必要とされていると考えますが、県の対策について環境部長に伺います。

中東情勢の影響により、幅広い産業でリスクが顕在化してきました。特に、本県の基幹産業と言えます製造業や建設・建築の現場においても深刻な打撃を生んでいます。発注しても物が届かない調達が不安定な事業者は後を絶たず、その先行きも不透明な状況は、日に日によくない方向に進んでいるというのが現場の声、ここ数か月の実態です。

振り返りますと、県内産業や県民生活を支える物資の高騰や供給リスクは、コロナ禍をはじめ、ウクライナ情勢、米国関税措置、そして今回の中東情勢の緊迫化により、繰り返し顕在化しています。そして、こうした地政学的なリスクは今後も起きる可能性を視野に入れた対策が必要と考えます。リスクが発生するたびに、負担軽減や供給確保等の支援策、財政出動が講じられていくわけですが、一方で、本質的には、県としてもサプライチェーンの強靱化を図っていく視点、取組も忘れてはなりません。

エネルギーや肥料・飼料や食料、さらには医療・介護資材といった県民生活を支える物資について、調達先の多様化や県内生産の拡大による安定供給体制の強化など、経済安全保障の観点から構造転換が必要と考えますが、県の認識を阿部知事に伺います。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には原油・ナフサの供給に関する政府見解と現場の乖離、県の役割についてのお尋ねをいただきました。

国においては、原油やナフサの代替調達を進める中で、日本全体として必要な量は確保され、安定的な供給が可能との発表がなされております。

一方、県で実施しております定期的なヒアリング調査では、事業者の皆様から今なお物資の不足を訴える声をお聞きしております。実際に、県内で流通を担う卸売事業者の方々と意見交換を行う中では、先行きの不安を背景とした少量の買い増しや前倒しの発注が積み重なり、国全体では本来の必要量を上回る需要が生じていること。また、メーカーの生産供給が需要に追いつかず、大口注文を行う大手事業者から優先的に納品される傾向があるといったお話をお聞きしているところでございます。

こうした状況から、国全体としては必要な総量は確保されているものの、需給の偏りにより

県内の中小事業者には物資が行き渡りにくい状況となり、このような乖離が生じているものと考えております。

このため、県の役割といたしましては、まず、供給見通しなど正確な情報を、各業界、各事業者の皆様届けるとともに、特に医療・福祉などのエッセンシャル分野については、その機能維持を最優先とし、定期的なヒアリングに加え、直接現場に出向いて課題を把握し、迅速かつ的確な対策につなげてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には中東情勢に関連して3点お尋ねがありました。

初めに、医療機関や福祉施設への影響の把握についてでございます。

県では、医療機関や介護施設、障害福祉施設、医薬品や医療資材の卸業者等に対し、定期的なヒアリングや事業者アンケート調査の実施に加え、直接団体や業者の現場に出向いて意見交換を実施し、医療・衛生資材の供給や、備蓄、価格高騰の状況について継続的に実態を把握してきたところでございます。

国において、製造業者等に対し、医療用途を中心とした安定供給や特定の需要先に偏らない供給について要請がなされていることもあり、現場においては、必要量を超える調達に対する制限や納品に一定の期間を要するなどの影響が認められているものの、現時点での供給不足や医療・福祉サービスの提供に支障を及ぼす状況にはないものと認識しております。

一方で、多くの医療・衛生資材で価格が上昇している状況があり、今般6月補正予算案でこれらに対する支援をお願いしているところでございます。

次に、補正予算案における支援事業の積算等についてでございます。

県としましては、今般のナフサ由来資材をはじめとする医療・衛生用消耗品の価格高騰による医療機関や介護施設等の経営への影響は少なくないものと認識しており、事業費については、プラスチック手袋やごみ袋、また、点滴チューブや針捨てボックスなど、医療機関や介護施設等で日常的に使用される医療・衛生用品資材の価格高騰分を支援できるように必要経費を見込んでいるところでございます。

最後に、資材の使用量差を踏まえた支援の在り方についてでございます。

議員御指摘のとおり、施設種別やサービス内容によって資材使用量には差異があることから、本来であれば、その実績を踏まえ、施設ごとに必要額を算出した上での支援が望ましいところではございますが、これによる場合、実際の支援までに相応の時間を要することが課題でございます。

県としましては、できる限り速やかに支援を届けることが重要と考え、過去の支援実績や事

業者へのヒアリングを踏まえ、実態に応じた単価設定を行い、定額による支援を基本としたところでございます。なお、有床の医療機関や入所系の介護施設にあっては、病床数や定員数を考慮することでその規模に応じた支援とすることとしております。県民生活に大きな影響を及ぼし得る医療・福祉サービスの提供体制を維持していくため、本事業による支援を確実に届けるとともに、引き続き現場の実情を的確に把握しつつ、国への要望を含め、必要な対応を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まずは日本の現在の供給構造が抱えるエネルギーの脆弱性についての問題意識と所見という御質問でございます。

現在、化石燃料を中心としたいわゆる大規模集中型のエネルギーシステムが日本のエネルギーを支えているわけであります。これは、言わば20世紀型の産業文明を支えてきた基盤でありまして、我が国の経済成長、あるいは効率的な発展という観点では大きな成長を支えてきたシステムだというふうに思っております。

一方、今日の状況を見ると、御質問にもありましたような地政学的なリスクや世界的な需給バランスによる価格変動等に常にさらされ、ある意味脆弱な側面もあるというふうに考えています。東日本大震災の際には、原発の事故があって、広範囲の停電とその後の電力不足ということで、こうした言わば大規模集中型のエネルギーシステムは、自然災害などによって機能停止に陥ると非常に広い範囲で社会に大きな影響を及ぼすということは、既に私たちが体験してきたことでもあります。

私としては、エネルギー政策は、地域の在り方、あるいは国家の在り方として非常に重要なことだというふうに思っております。もとより、経済性、効率性等を考えていくということも重要ではありますが、その一方で、例えば、地域の自立性という観点であったり、あるいは、我々は民主主義社会でありますけれども、ブラックボックスなシステムなのか、我々にとってより身近な分かりやすいシステムなのか、こうしたことは、エネルギーシステムを考える上では重要な視点なのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、エネルギーについては、実は社会の基本構造を決定づけていく大きな要素にもなっているというふうに考えております。そういう意味で、自立分散、地域の資源を大事にしていこうということを考えれば、やはり太陽光、小水力といった小規模分散型のエネルギーに転換していくということが分権型の社会構造とも親和性が高いものというふうに考えております。民主的な統治、あるいは自立度が高い地域、こうしたことを目指すという観点から、

こうした小規模分散型のエネルギーシステムに移行していくということがこれから日本社会にとっても世界全体にとっても求められているのではないかと考えています。

続いて、経済安全保障の観点からの構造転換の必要性という御質問でございます。

先ほど申し上げたように、本県経済社会は、地政学的リスクをはじめ、様々な外部環境に大きく影響される部分がございます。こうした中で、県民生活と県内産業を守り、本県経済の持続的な発展を実現するためには、国際情勢の変化等に左右されにくい産業構造への転換を図っていくということが重要な視点だというふうに考えております。

そのため、各事業者のサプライチェーンの見直し、強靱化などを促すとともに、経営基盤の一層の強化にも取り組んでまいりたいと思っております。例えば、供給リスクを避けるために複数企業からの調達を促す、あるいは備蓄を見直すなど、資材や原材料の確保の徹底。また、バイオ原料や電化など輸入資源に依存しない代替原料、代替技術の導入支援。さらには、レジリエンスを高めるための中小企業の業務の共同化等の推進、こうした今般の中東情勢で明らかになった諸課題に向き合い、各業界の事業者の皆様方とも緊密にコミュニケーションを図りながら、本県経済のリスク体制を強化していくべく取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には、エネルギー安全保障の観点からの省エネルギー、再生可能エネルギー導入支援のさらなる強化について御質問を頂戴しました。

化石燃料に大きく依存した現在の状況は、脱炭素社会の実現の足かせであるばかりか、エネルギー調達の観点からは国際情勢に左右される脆弱なものと言えるところでございます。

こうした中で、今般の中東情勢の緊迫化を受け、エネルギー安全保障や地域のエネルギー自立の観点から、構造転換を図る契機にすべきと考えているところでございます。

また、昨今の物価、エネルギー価格の高騰を受けまして、家計の出費や事業コストへの関心が高まる中においては、経済的負担の軽減にも資する省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入の意義、効果がますます大きくなっているところでございます。この機を捉えまして、今定例会には、エネルギーコスト削減促進事業補助金の補正予算案を提出したところであり、省エネ家電購入応援キャンペーンとともに、家庭や事業所における設備の効率化を進めてまいりたいと考えております。

また、今年度から、太陽光発電設備や蓄電池等の導入補助の対象に新たにEVを追加したほか、地域共生型・地消地産型の小水力発電の普及に向けた懇話会を新設するなど、本県が大きなポテンシャルを有する太陽光発電や小水力発電を中心に再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、災害時などの地域のレジリエンスの強化にもつなげてまいりたいと考えておりま

す。

さらに、今後、薄型太陽電池やプラグインソーラー、地中熱の活用などに向けた取組を行っていくことを予定しておりまして、地域におけるエネルギーの自給確保に向けた施策を強化してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）中東リスクによる将来の供給不安が企業の行動を変え、何がどこまで不足するのか分からないという不確実性がサプライチェーンの停滞、価格高騰などの波及を招き、混乱を高めました。正確な情報提供による安定供給とともに、リスクのたびに叫ばれる構造転換への投資を力強く進めていかなければなりません。経済安全保障の視点からも、危機に強い長野県経済への体質転換に向けた取組を着実に実施していただくことをお願いさせていただいて、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）改革信州の佐藤千枝でございます。

去る6月2日は「世界摂食症アクションデイ」でした。このイベントに際し、当事者団体から朗報が届きました。長野県に拠点病院が設置されたことにより、初めて善光寺本堂と松本城がマゼンタ色にライトアップされました。主催されました長野県拠点病院をはじめ、摂食障害全国支援センター、そして関係者の皆様に、この場をお借りしまして私からも深くお礼を申し上げます。

では、通告に従い質問をさせていただきます。長野県のスポーツ振興についてです。

2025年6月のスポーツ基本法改正により、国の方針は、スポーツによる社会課題解決とウェルビーイングの向上へと大きく転換されました。本県では、知事部局への移管、次期推進計画の策定、部活動の地域展開、そして2028年の国スポ・全障スポという歴史的な転換期を迎えています。この状況下において、国の法改正の理念を現場に落とし込み、具体的な施策へどう反映させていくのか、順次伺っていきます。

改正スポーツ基本法では、中学生が地域でスポーツを楽しむ機会を確保するための政策を講じることが地方公共団体の努力義務として規定されました。令和8年度末をめどとする休日の地域展開完了に向け、財政支援、指導者確保などの課題もあるとお聞きしていますが、現在の取組を伺います。

2027年度から、全国中学校体育大会は、スキー、スケートを含む9競技を廃止する方針となりました。本県における中学校総合体育大会の在り方や方向性についてはどうか。以上2点を

武田教育長に伺います。

改正法では、基本理念に、障害者基本法等を踏まえ、不当に差別されないことが追加され、法律上の名称も「日本パラスポーツ協会」「日本パラスポーツ大会」に変更されました。2028年の信州やまなみ全障スポを控える中、本県における障がい者スポーツの実施状況、指導員の養成状況、障がいのある方とない方が一緒に行うスポーツの取組状況について課題と対応策を伺います。

スポーツ行政を知事部局へ移管した令和6年度末、教育の枠を超えて、観光、福祉、工業など他分野との連携を重視し、第3次スポーツ推進計画を改正したと承知しておりますが、令和9年度を目標年度としているところであり、スポーツと他分野の連携政策として具体的にどのような取組をしているのか。以上2点、柳井観光スポーツ部長に伺います。

次の質問は、阿部知事に伺います。

長野県の次期スポーツ推進計画策定に当たり、スポーツ基本法の改正内容を反映させるとともに、現行計画で示された「スポーツ掛ける〇〇」というように、スポーツと様々な分野とをつなぎ、県としての取組をさらに推進していくことが重要と考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、医療的ケア児等への支援の推進についてです。

超党派議員連盟により、医療的ケア児支援法から18歳の壁を撤廃し、対象を18歳以上の成人期や重症心身障がい者まで拡大し、切れ目のない支援を行い、地域間の支援格差の是正を義務づける医療的ケア児等及び重症心身障害者支援法への改正法案が今後提出される見込みとのこととです。

医療的ケア児者を支える家族は、24時間365日、途切れない介護に心身ともに追われ、自身の親亡き後の我が子の将来に強い不安を抱いております。また、兄弟児へのしわ寄せや、介護による孤立など社会とのつながりの難しさ、学校・保育の受入れ制限や成人期の就労の壁といった地域格差も立ちはだかり、家族は常に葛藤と大きな負担を強いられています。今後これらの課題にどう応えていくのか、順次笹渕健康福祉部長に伺っていきます。

初めに、本県における医療的ケア児等支援センターのこれまでの実績と取組の中で見えてきた医療的ケア児者への支援の課題、そして、対応策をどのように捉えているのでしょうか。また、医療的ケア児等コーディネーターの専門性向上に向けた取組と市町村や各福祉圏域との連携による地域間の格差解消策について併せて伺います。

次に、医療的ケア児や重症心身障がい児が成人後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活介護やグループホームなどのサービスの確保とともに、医療従事者の理解促進や移行期医療の支援策についても伺っていきます。

次に、医療的ケアに関わる家族の心身の疲弊を軽減するため、ショートステイの受入れ拡大、夜間の訪問看護、ヘルパー等の居宅支援の体制拡充に向けた取組についてはどうか、伺います。

次に、人工呼吸器やたんの吸引器を日常的に使用する医療的ケア児者にとって、災害時の停電は命の危機になります。電源確保をはじめとする避難所の環境整備に関する今後の取組についてはどうか、伺います。

次の質問は、阿部知事に伺います。

在宅で医療的ケア児者等の家族を支える保護者からの、自分が動けなくなったらこの子はどこへ行ったらよいのか、我が子を思うと病気になてなっていられないという切実な声。その人自身の思いや感情、訴えを表現しにくい医療的ケア児者に対し、手厚い施策が求められます。今般の支援法の改正の動向を踏まえ、長野県として医療的ケア児者等への支援にどう取り組んでいくのか、阿部知事の御所見を伺います。

最後の質問です。日本語指導が必要な外国籍児童生徒への支援体制についてです。

本県は、外国人の定住化が進む一方、日本語指導が必要な児童生徒が県内全域に散在しており、専門人材の確保や相談体制の構築が困難な状況にあります。日常会話はできても、学習言語の習得が難しく、不適應やキャリア不安など課題が多岐にわたります。

多文化共生方針に基づき、初期指導の見直しやインクルーシブ教育の実現など、誰一人取り残さない教育環境をどう整備していくのか。支援体制についてどうか。4点、武田教育長に伺います。

県内どこに住んでいても来日直後の子供たちがひとしく質の高い初期日本語指導を受けられるよう、県として広域的な支援をどのように展開していくのか、見解を伺います。

次に、多言語化が進む学校現場では、指導員の不足や連携、放課後フォローの不備が課題です。そこで、令和8年度から県が導入する外国人児童生徒等支援充実キャラバン隊の具体的な運用・伴走方法と、言語の壁を越え子供たちの未来を切り開くための高校進学やキャリア教育に向けた中長期的なフォローアップ体制の構築についてはどうか、併せて伺います。

公益財団法人長野県国際化協会が実施している日本語学習コーディネート事業と学校現場とは、どのように連携を図っているのでしょうか。加えて、その関係性を今後どう高めていくのか、併せて伺います。

次に、学校現場では、日本語の未修得か発達障がい等の特性かの判別や、保護者との合意形成の難しさがあるとお聞きしています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめ、医療・福祉、多文化共生部局との具体的な連携策を伺います。また、保護者との信頼関係構築や適切なアセスメントのため、先進県の事例を参考に、外国籍児童生徒のための特別支援教育対応ハンドブック・ガイドラインを県独自に作成するなど、現場へ具体的な

支援方法を周知していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、最後に阿部知事に伺います。

長野県で暮らす外国籍の子供たちが言葉の壁で未来を閉ざされてしまうようでは、真の多文化共生社会とは言えません。子供の教育環境が充実した地域こそが外国人から選ばれる地域になるという視点を踏まえ、外国籍の児童生徒に対して県が責任を持って教育支援の基盤を底上げしていくべきと考えます。知事の政治姿勢と決意を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私にいただいた質問について順次お答えしてまいります。

まず、休日部活動の地域展開における現在の取組についてでございます。

令和7年度中学校部活動調査では、スポーツ分野、芸術分野合わせて87.5%の部活動が令和8年度末までに休日の地域展開を完了する見込みでございます。

一方で、議員御指摘のとおり、財政支援や指導者確保などの課題があることも承知しております。財政支援については、国の補助金を活用し、指導者への謝金や保険料など地域クラブ活動の運営に必要な経費に対して支援をしております。

また、指導者確保については、昨年12月に信州地域クラブ活動指導者人材バンクシステムを構築し、登録者と地域クラブ等のマッチングを図っているところでございます。加えて、特に中山間地域における専門的な指導者の確保が難しい状況であることから、これまでオンラインを活用した活動にも取り組んできており、本年度は対象種目を拡大して実施することとしております。

引き続き地域事情に応じた支援を行いながら、子供たちの多様な活動機会の確保と持続可能な地域クラブ活動の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、長野県中学校総合体育大会の在り方や方向性についてのお尋ねでございます。

長野県中学校総合体育大会は、中学校教育の一環として、生徒が日頃の活動成果を発表し、心身の健全な育成や生徒同士の交流を図る場として長年にわたり実施されてきた大会であり、その教育的意義は大きいものと考えております。しかしながら、少子化による生徒数の減少や合同チームの増加、また熱中症予防対策費用や運営経費の捻出に伴う参加費の増など、大会運営上様々な課題があることも承知しております。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会といたしましては、大会運営を担っている長野県中学校体育連盟と共に、運営方法、規模、経費など今後の大会の在り方等について研究を始めたところでございます。今後も、県中学校体育連盟をはじめ、各種競技団体や市町村教育委員会と連携を図りながら、大会の継続的な実施を見据えた検討を進めてまいります。

続きまして、日本語指導が必要な外国籍児童生徒等への支援体制について4点質問をいただ

きました。

まず、初期日本語指導における広域的な支援についてでございます。

来日直後の外国人児童生徒に対する初期日本語指導については、居住する地域によって支援に差が生じることのないよう、環境整備を進めていくことが重要であると認識しております。議員御指摘のとおり、日本語初期指導教室の設置は、来日直後の子供たちにとって有効な支援の一つであると考えております。

一方で、昨年度実施した外国につながる子どもたち支援ワーキンググループ会議において、教室外でのいわゆる取り出し指導を行うことで、子供同士の関わりの中で生まれる学びが失われるといった意見も出されたところでございます。このため、初期日本語指導の方法については、外国人児童生徒の年齢や実情に応じたよりよい指導の在り方の研究を現在進めているところでございます。

今後も一定数の外国人児童生徒の受入れが想定されることから、地域間の格差が生じないよう、県教育委員会として、初期日本語指導の在り方を市町村教育委員会と連携しながら検討してまいります。

続きまして、専門人材の確保及びキャラバン隊の運用、高校進学等への支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、専門人材の確保や支援体制の整備が課題であり、多言語化の進展に対応した支援の充実が必要であると認識しております。こうした中、専門人材の確保については、本年度から、教員採用選考において、登録日本語教員の資格を有する方を対象とした選考枠を設けたところでございます。また、地域に在住する外国人の方々の協力を得るなど、地域と連携した支援体制の構築についても検討しているところでございます。

外国人児童生徒等支援充実キャラバン隊については、有識者や日本語指導サポート教員を中心に、要請のあった学校や教育委員会に訪問する形で本年度から取組を開始したところでございます。具体的には、訪問時に在籍児童生徒の状況や校内の支援体制を把握するとともに、指導方法や体制整備に関する助言を行っております。また、訪問後には、オンライン等を活用してその後の様子を情報共有するなど、学校現場に寄り添った継続的な支援につなげてまいります。

また、高校進学では、キャリア教育に向けた支援については、現在、長野県国際化協会が各ブロックで実施している進学ガイダンスに県教育委員会としても協力しているところであり、今後も関係機関と連携しながら必要な情報が確実に本人や保護者に届くよう取り組んでまいります。

続きまして、県国際化協会が実施している日本語学習コーディネート事業との連携について

でございます。

日本語学習コーディネート事業については、昨年度、県内の小中学校等から62校、延べ130回の支援要請がありました。日本語学習コーディネーターは、参観等により児童生徒の日本語の習得状況や困り感を把握するとともに、学校の課題やニーズに応じて他の機関との連携を進めるなどの支援をしていると聞いております。学校現場からは、実際に状況を把握してもらえたことでその子の困り感が分かり、大きな支えになった。専門的な立場からの説明により、保護者にも支援の方向性を理解してもらえたといった声が寄せられているところでございます。

今後、外国人児童生徒の多言語化が進むと見込まれることから、こうした支援の活用を図りながら、外国人児童生徒への支援の充実に向け、県国際化協会との連携に一層努めてまいりたいと考えております。

最後に、関係機関等との連携策及びガイドラインの作成についてでございます。

昨年度、外国人児童生徒の支援に関わるNPO法人や県民文化部との連携による外国につながる子どもたち支援ワーキンググループ会議を開催し、初期段階における日本語指導の在り方や言語の課題と発達面の特性の見極めなどに関する課題の整理を進めてきたところでございます。

会議の議論を踏まえ、本年度は、キャラバン隊による学校訪問等を通して現場の実態把握をさらに進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を含め、関係機関との具体的な連携の在り方について検討しているところでございます。

また、議員御提案の保護者との信頼関係構築や適切なアセスメントに資するガイドラインの作成については、学校現場で活用しやすい形で対応のポイントを整理し、特別支援教育の視点も含め、外国につながる児童生徒支援のためのリーフレットを作成する予定であり、支援体制の充実に向けてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君）私には長野県のスポーツ振興について2点お尋ねをいただきました。

まず、障がいのある方のスポーツ実施をめぐる課題と対応策についてのお尋ねでございます。

障がいのある方がスポーツを行う際には、それぞれの障がいの特性を踏まえたサポートや配慮が必要であり、スポーツの実施環境の整備や指導者の確保は大変重要なことと考えております。

お尋ねの障がい者スポーツの実施状況については、直近の令和4年の調査では、当時はまだコロナ禍にあったことから実施率は約11%にとどまりましたが、その後、レクリエーションの

要素もある競技や体験を取り込んだ大会を実施するなど、障がいのある方がスポーツに参加しやすい取組を進めております。

次に、指導員の養成状況については、毎年パラスポーツ指導員の養成講習を実施しており、現在、日本パラスポーツ協会公認の指導者は県内に530名おりますが、近年は受講者数が伸び悩んでいます。そのため、従来の福祉関係者やスポーツクラブだけでなく、企業や大学などにも幅広く受講を働きかけ、指導者の確保に取り組んでいます。

最後に、障がいのある方とない方が一緒に行うスポーツの取組状況については、競技性が高いブラインドサッカーやフロアホッケーのほか、比較的気軽に楽しめるボッチャなど様々な競技を通じて交流を進めていますが、ショッピングモールなどでのパラスポーツイベントを通じ、一層の推進を図ってまいります。

今後も、スポーツ基本法の改正の趣旨を踏まえ、障がいのある方とない方が共にスポーツを楽しめる環境づくり、ひいては共生社会の実現にスポーツの側面より取り組んでまいります。

次に、スポーツと他分野の連携施策の取組についてお尋ねをいただきました。

スポーツ行政を知事部局に移管したことを契機として、第3次長野県スポーツ推進計画では、スポーツと観光、福祉、商工など他分野との連携を一層重視し、スポーツの持つ力の多面的活用を柱の一つとして位置づけたところです。

具体的な取組としては、プロスポーツと観光周遊を組み合わせた販売支援による県内観光の促進と交流人口の拡大、プロスポーツチームと他産業との連携により県内の地域課題解決と経済活性化につなげるプラットフォームの構築、企業や事業者におけるパラスポーツ体験型研修の開催を通じた共生社会づくりの推進などに取り組んでいるところです。

県としましては、今後も引き続きスポーツの持つ多面的な価値を最大限活用しながら、観光振興をはじめ、福祉や健康、地域づくりなど様々な分野とより一層の連携を図り、活力ある長野県づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問をいただきました。

まず初めに、地域スポーツ推進計画の作成に当たり、スポーツと様々な分野をつなぐ取組をさらに推進することが重要と考えるがどうかという御質問でございます。

昨年初めての大幅改正が行われたスポーツ基本法におきましては、基本理念に、スポーツによる地域振興の推進や長寿社会の実現、共生社会の実現を明記するなど、各種改正がなされております。

県としても、次期スポーツ推進計画にこうしたことを踏まえて、必要な事項を適切に反映し

ていきたいと考えております。特に、スポーツと他分野等との連携につきましては、先ほど観光スポーツ部長からもお答え申し上げたように、福祉分野では企業等でのパラスポーツ体験型研修の開催、産業・観光分野ではプロスポーツチームと企業等が連携し地域課題解決に取り組むプラットフォームの構築などを進めてきているところでございます。

今後とも、スポーツと他分野との連携を一層推進し、スポーツを通じた元気な長野県づくりの実現に取り組んでまいります。

次に、医療的ケア児に対する支援について、今回の支援法の改正の動向を踏まえ、県として医療的ケア児者支援にどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

本県では、医療的ケア児等支援センターの開設当初から、医療的ケアの必要な児童に加え、18歳以上の方や重症心身障がいのある方も支援対象としてきており、本県の取組が今般の法改正の内容の検討にも生かされたのではないかとというふうに受け止めております。

一方、医療的ケア児等コーディネーターが未配置の地域があるなど支援体制に濃淡があること、また、医療的ケア児等の暮らしの多様化による当事者や御家族のニーズが多様化していることなどの課題がございますことから、今後は、医療的ケア児等支援センターを中心に、コーディネーター配置の拡大、医師、リハビリ専門職や栄養士など多職種が連携した支援体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。こうしたことを通じて、医療的ケアを必要とされる方がライフステージを通じて尊厳ある生活を安心して送ることができる長野県を目指して取り組んでまいります。

最後であります、外国籍児童生徒に対する支援についての御質問をいただきました。

外国人の方々との共生は、誰もが安心して暮らし、世界中の人からも選ばれる魅力ある長野県を目指していく上で重要な取組だというふうに考えております。

その際に、子供の教育環境につきましては、外国人の方々に、長野県で働き、暮らすといったことを選んでいただく際の重要な判断要素だというふうに考えており、今後県として特に力を入れて取り組んでいかなければいけない分野の一つだと考えております。

学校に通っていない子供の実態把握や支援、また、学校においても、日本語の習熟状況に応じた教育の提供、保護者と学校とのコミュニケーションなど様々な課題が現在ございます。こうしたことから、これらの課題に真正面から向き合って、教育委員会を中心としながらも、関係部局がしっかりと課題を共有しながら、子供たちやその保護者が将来にわたって幸せに生き続けることができるよう、全庁を挙げて取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

初めに、医療的ケア児等支援センターの実績、支援の課題と対応等についてでございます。

医療的ケア児等支援センターでは、地域の支援機関や当事者の御家族からの相談支援や関係機関との連携を図るとともに、支援の中核を担う医療的ケア児等コーディネーターの育成と地域の支援体制の構築を進めてきたところです。

その結果、本年4月時点でコーディネーターがカバーする市町村は51となり、そのほかの市町村においても保健師等が相談に対応するなど、地域の課題は地域で解決できる体制が一定程度は整ってきたと考えております。

一方、成人移行後の日中活動や、就労の場の不足、レスパイトの役割を担う短期入所事業所の活用が進まないことなどに課題があることから、センターを核として、地域における受入れ事業所の開拓や、関係機関の連携による当事者と受入れ施設とのマッチングを引き続き推進してまいります。

また、研修などを通じたコーディネーター等の支援人材の資質向上にも取り組み、各地域の実情に応じた支援体制のさらなる底上げを図ることで、住んでいる場所により受けられるサービスに差が生じないように支援してまいります。

次に、医療的ケア者等の受入れ施設の確保についてです。

本年4月現在、県内の生活介護事業所250事業所のうち105事業所で、グループホームは242事業所のうち6事業所で看護師が医療的ケア等を実施しておりますが、受入れ可能な事業所はまだ限られていると認識しております。このため、受入れ施設が増えるよう、施設整備の補助事業における医療的ケアに対応する施設の優先採択や、看護師配置等による報酬上の評価に関する情報提供に努めているところです。

医療的ケア児等への対応については、医療的な知識のほか、成長過程に合わせた多様な支援が必要であることから、医療的ケア児等支援センターにおいて医療従事者も含めた多職種を対象とした研修を実施し、理解促進を図っております。

また、信州大学医学部附属病院と県立こども病院の移行期医療支援センターが地域の医療機関と連携し、医療的ケア児も含め、小児期から成人期まで切れ目ない支援体制の構築に取り組んでいるところです。

今後とも、医療的ケアを必要とされる方が適切な支援やサービスを受けることができるよう、受入れ体制の充実や理解促進を含めた人材育成に取り組んでまいります。

三つ目に、短期入所の受入れ拡大や居宅支援体制の充実についてでございます。

医療型短期入所の開設に向けては、これまで、医療的ケア児等支援センターにおいて医療機関等に対する制度の説明や先行施設の見学の調整等の後方支援を行ってきたところです。しかしながら、診療報酬と比べ報酬単価が低く、参入が進まないことから、適正な報酬上の評価と

するよう国に対し要望しております。

居宅支援の体制拡充に関して、訪問看護については、医療的ケア児等支援センターにおいて長野県看護協会と連携した研修を実施するとともに、重度訪問介護等を担うヘルパーについても県指定事業所による研修を通じた育成に引き続き取り組んでまいります。

最後に、避難所の環境整備に関する今後の取組についてでございます。

人工呼吸器等を使用する医療的ケア児者にとって、避難所では電源と機器を配置するスペースの確保が最も重要であることから、医療的ケア児等支援センターでは、県社会福祉協議会や市町村と連携した避難訓練を実施し、電源確保をはじめとした避難所の設営方法の啓発に取り組んでおります。

さらに、医療的ケア児等支援センターが監修し県社会福祉協議会が本年2月に作成した「医療的ケア児・者の防災担当者のためのハンドブック」を活用し、災害時における迅速かつ適切な避難所開設に向け、市町村の取組が一層進むよう支援してまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれの質問に対しまして丁寧な御答弁を阿部知事をはじめ関係担当者からいただきまして、ありがとうございました。今回の質問は、法改正に絡めて、スポーツ振興について、医療的ケア児者への支援について、そして多文化共生社会の実現に向けた外国籍児童生徒に対する教育支援ということで質問をさせていただきました。

法改正の趣旨を踏まえた中で、県民一人一人にその効果が実感できる施策として今後着実に推進していただくこと、そして、これからも長野県が外国人からも選ばれる県であり続けるため、横展開を図りながら、県職員一丸となって事業推進に邁進していただくことをお願い申し上げます。私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時14分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出、自民党県議団の宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、しあわせ信州創造プランの成果につきましてお聞きいたします。

阿部知事は、提案説明で、「しあわせ信州」の実現を目指し、誠心誠意全力で県政に取り組んできて、「人口減少下でも豊かで持続可能な社会」の姿を信州で実現し、日本全体に広げていきたいと覚悟を示されました。

しあわせ信州創造プラン3.0まで掲げて県政をリードしてこられたわけですが、県民の幸せ度というものは、単に東京の所得の多さや便利な都市機能だけではなく、かのブータン王国の社会的、精神的な幸せ度に見習うものだと考えます。例えば、忘れ物をしたときに、東京では戻らないのに長野では手元に戻る。この社会の穏やかさ、温かな社会性は確かに違いがあると思いませんか。長野県下では、誰一人取り残される人なく、弱者も子供も居場所を確保して、それぞれがそれぞれの場所で暮らしているのに、都会では果たしてどうでしょうか。

さて、そのような現況下において聞いてまいります。

東京一極集中が一層進んでいる中で、県として若者や女性が希望を持って暮らせる環境づくりをどのように進めていく考えか。現状と今後の方向を中村企画振興部長に伺います。

次に、しあわせ信州創造プラン3.0では、県民一人一人がウェルビーイングを実感できる豊かな社会の実現を掲げていますが、県として県民の幸せやウェルビーイングの状況をどのように把握しているのか、中村企画振興部長に伺います。

続いて、プランの目指す効果を実現し、達成するためには、県組織を活性化させることが重要なポイントと考えます。縦横が自由にコミュニケーションが取れる風通しのよさについてはどのような対策を取っているのか、高橋総務部長に伺います。

知事は、しあわせ信州創造プラン3.0の下で県政運営を進めてこられましたが、県民のウェルビーイングの向上という観点から、これまでの取組をどのように評価しているか。併せて、県民の幸せの実感を高めるために特に重視している施策について、御所見を阿部知事に伺います。

次の質問に入ります。中東情勢を受けた今後の対策についてお聞きします。

今回の補正は108億8,000万円余で、その多くは産業対策としての中小企業融資制度資金36億円余であります。風間議員からも質問がありましたが、実効性がどれだけ伴うか。ナフサの流通の目詰まりなどによる価格高騰への対策を中心とした暮らしと産業を支える中東情勢対応方針に今回加えた対策、補正予算についてお聞きしてまいります。

県民の意見を現場で聞きますと、例えば、医療関係では、薬局におきまして軟膏の容器や薬の分包紙が不足しておりまして、以前は80ミリで切って行っていた作業を分包紙60ミリで節約して提供しているとのこととあります。薬の小分けの袋でございますけれども、6センチに節約して出していると。

様々な影響につきまして現場では工夫をしながら対処されているわけですが、例えば、諏訪薬剤師会では、薬品が不足する場合、どこにどれだけ希少な薬品があるか分かるような薬品の在庫共有システムをつくったということです。ある薬局でどうしてもこの薬品が欲しいという場合にどこにあるか分かるシステムを諏訪ではつくったということでございます。

これと同様に、例えば、お米が、トイレットペーパーが、現在滞留しているか、どこにあるか分かる仕組みをA I等を活用してできれば、目詰まりは調整できて少なくなっていくのだと思います。そのような地域経済の抜本的な仕組みの構築も各業界で工夫してできてきている状況もございます。

そこで、最初の質問ですが、今回の中東情勢対応方針とそれに伴う補正予算は、どのような考え方で取りまとめ、県民生活、県内産業に対してどのような効果を期待したものか、田中産業政策監に伺います。

建築業界、工務店の状況につきましては、風間議員からも質問がございました。農業現場や医療機関でも価格高騰や商品不足への不安があります。そこで、農業資材の価格高騰に対する支援につきまして根橋農政部長に伺います。

医療資材の供給不安や価格高騰に対する支援策については、小山議員が既に聞かれたとおりでございます。今回の中東情勢の緊迫化は、我が国のエネルギー確保の脆弱さを浮き彫りにしましたが、化石燃料からの脱却の好機と捉えて、県としても水素活用等への転換を推進すべきときではないかと考えます。そこで、企業局の水素ステーションは今後どうしていくのか、吉沢公営企業管理者に伺います。

次の質問に移ります。防災対策についてお聞きします。

去る4月末に、防災士の研修のため、砂防会館の防災士研修センターに伺いました。A E Dや避難所の実習を中心とした実践的な研修で、単に座学だけでなく、そういう訓練を重ねるべきと感じたところでございます。A E Dをすぐに使わないと心臓が止まる。そういったときに、どうすれば助けられるか。常に訓練をやっていないと実践することができません。

その研修において、初めて気象庁の洪水等の予報が5月末から変わるという情報を聞きました。主に、今回の改正は、避難レベルを3、4、5と示しまして提供していくというものです。この避難レベルを示すということは、噴火など他の災害にも関係するもので、特に市町村が避難指示を住民に発令する基になっていくものです。

そこで、お聞きします。

気象庁が5月29日から運用している新たな防災気象情報につきまして、テレビ等で取り上げられるようになったのが運用開始間近であり、全国的にまだ認知が進んでいないと感じます。特に、避難情報を発令する立場にある市町村には十分に理解してもらいたいですが、どのよう

な周知がされているのか、矢島危機管理部長に伺います。

あわせて、防災庁についてお聞きします。

この秋には防災庁が東京に設置されると聞いているところですが、防災庁の設置、また、地方機関としての防災局や防災大学校（仮称）に係る国の動向はどうでしょうか。矢島危機管理部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には若者や女性が希望を持って暮らせる環境づくりやウェルビーイングについて2点御質問をいただきました。

若者や女性が希望を持って暮らせる環境づくりについてお答えします。

しあわせ信州創造プラン3.0では、若者や女性に選ばれる県づくりを重点課題の一つとして位置づけ、結婚、出産、子育ての希望実現、安心して子育てできる環境づくり、希望がかなうUターン、移住への転換、多様な働き方の実現に向け、取組を進めています。

これまで、令和7年度の県内事業所の男性育児休業取得率は、令和3年度の19.8%から50.6%に、移住者数は年間2,960人から3,752人になるなど、着実に成果が表れてきています。一方で、若者や女性からは、結婚をしろ、子供はいつだ等の押しつけや性別による固定的役割分担が嫌で地元を離れたという声も聞こえ、これも東京一極集中に拍車をかける要因の一つと推察いたします。

このことを解決するには、地域、社会、職場における寛容性を高める必要があり、県は様々な主体と共に「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を立ち上げ、取組の羅針盤である信州未来共創戦略をつくり、多様な取組を進めています。県民会議では、ユースセンサーや男性の家事・育児参加、「地域の教科書」づくりなどをテーマにしたプロジェクトが実施されるなど、着実に取組を進めています。

県は、県民会議の中でも大きな力を持つステークホルダーです。県民会議の仲間と共に、また、県としても率先して女性・若者に選ばれる地域を目指して行動いたします。

次に、県民の幸せやウェルビーイングの状況の把握についてお答えします。

しあわせ信州創造プラン3.0では、ウェルビーイングの追求も含めた取組の進捗管理のため、各種達成目標を設定しつつ、取組を進めております。

具体的には、健康寿命、労働生産性、一般労働者の総実労働時間などの客観的な指標に加え、県政アンケートにより県民の生活満足度も調査し、客観的な統計と主観的な実感の両面から状況を把握しております。これらを分析しますと、客観的な統計については、健康や労働、学びの分野で着実に効果が上がっているという状況である一方、県民の生活満足度についてはおおむね横ばいで推移しているところです。また、デジタル庁が公表している地域幸福度指標や一

般財団法人日本総合研究所の都道府県幸福度ランキングなども参考としております。

今後も、データに基づく政策形成、E B P Mの観点にも留意しながら、豊かな社会の実現に取り組んでまいります。

以上です。

〔総務部長高橋寿明君登壇〕

○総務部長（高橋寿明君）私には県組織の風通しをよくするための対策の進め方について御質問をいただきました。

県組織が様々な変化に柔軟に対応し、実施する施策の効果を高めていくためには、部局や職位を超えて率直に意見を交わす風通しのよい組織づくりが必要でありまして、これまでも、かえるプロジェクトを中心に業務見直しや働き方改革を進めてまいりましたが、今年度は、特に対話を通じた組織づくりに重点を置いて取り組んでおります。

具体的には、職員一人一人が自らの仕事を振り返り、気づきを行動につなげるためのワークショップを全職員の参加で実施することとしております。

また、地域振興局長や保健福祉事務所長、建設事務所長と一体となり、本庁と現地機関の連携を強化する取組についても進めているところであります。

さらに、若い職員の新しい発想を部局や地域振興局ごとに実行していく「誰もが働きやすい職場づくり」の取組を引き続き実施するとともに、A I時代を見据えた人材育成や働き方等について世代を超えて語り合う職場対話を部局別に進めております。

今後も、こうした対話を中心とした取組に加えまして、職員が明るく楽しく前向きに安心して働ける環境づくりや仕組みづくりに取り組んで、風通しのよい県組織づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、県民のウェルビーイング向上の観点からこれまでの取組をどう評価しているのか、また、特に幸せ実感を高めるために重視している施策は何かという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン3.0におきましては、先ほど企画振興部長からも御答弁申し上げたとおり、健康寿命の延伸や労働生産性の向上、あるいは個別最適な学びの推進といった点で着実に成果が表れつつあるというふうに考えております。

国において公表している地域幸福度指標によりますと、本県は自然景観や自然の恵み、環境共生に強みを持つとされているほか、一般財団法人日本総合研究所の都道府県幸福度ランキングの総合ランキングにおきまして全国の上位を維持しているところでございます。

こうした結果を踏まえますと、県民のウェルビーイング向上には一定程度進捗があるというふうに受け止めております。しかしながら、社会環境が変わる中で、さらなる取組が必要だというふうに考えております。

続きまして、特に重視している施策という御質問であります。

しあわせ信州創造プラン3.0におきましては、ウェルビーイングの考え方を「ゆたかな社会を創る」という基本目標に反映させていただいております。経済的な繁栄とともに、環境と共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる長野県を目指していこうとしているわけですが、特に、今の段階で、私としては、いわゆる社会的共通資本の向上、医療や福祉、公共交通、教育、こうしたものの向上により暮らしの満足度を上げていくこと、そして、今の経済状況は、物価がどんどん上がっている状況でありますので、生産性の向上による県民所得の向上に特に力点を置いて取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。引き続き県民の皆様方のウェルビーイングの向上に向けて全力を傾けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には中東情勢対応方針、補正予算案の取りまとめの考え方と期待する効果についてのお尋ねをいただきました。

今般のこの中東情勢対応方針と関連します6月補正予算案につきましては、石油や関連製品の供給不安や価格への影響が顕在化する中で、県民生活と県内産業への影響緩和を図ることを第一として県の取り組むべき方向性と具体的な施策を取りまとめたものでございます。

方針におきましては、供給の安定化、価格高騰への対応、構造転換の促進の三つの観点から、国の対策を踏まえつつ、その効果が十分に行き届かない分野や地域の現場も念頭に、県として対応すべき事項を整理したところでございます。

これに基づく補正予算案では、まずは事業継続を支える観点から、資金繰り支援やエネルギー負担の軽減に加え、医療・福祉や農業など価格転嫁が難しい分野における資材価格高騰への支援のほか、生活者支援としてLPガス料金の負担軽減などを講じたところでございます。

あわせて、今回の事態を外部環境の変動に左右されにくい産業構造への転換を加速させる契機とし、省エネ設備等の導入支援の拡充により、事業者のエネルギーコスト削減と経営基盤の強化を図ることとしたものでございます。

こうした取組を通じた効果といたしまして、県民や事業者の不安を軽減しながら事業継続を確保するとともに、中長期的には持続可能で強靱な産業構造の構築につなげていくことを目指しているところでございます。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） 農業資材の価格高騰に対する支援についての御質問でございます。

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格高騰などの影響によりまして、農業生産資材価格は、国の統計におきまして令和２年比で122.3%と高い水準となっております。

このような状況が続けば、価格転嫁が難しい農業におきましては、生産コストの上昇が経営を圧迫いたしまして、農業者の今後の営農継続や生産意欲などへの影響が懸念されております。実際に、私どもには、農業者の皆様から不安の声も寄せられているところでございます。

こうしたことから、今回の補正予算におきましては、生産資材費の一部を助成する事業をお願いさせていただいているところでございます。具体的には、農業者の皆様を対象にいたしまして、マルチやハウス用フィルムなどの生産資材を購入した経費につきまして10万円を上限に支援し、営農継続を下支えしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 水素ステーションに係る今後の取組についてお答えします。

企業局では、新たな再生可能エネルギーの創出・活用を目的に、平成31年度から川中島庁舎に環境省の補助金を活用した水素ステーションを設置する実証事業に着手し、これまで、再エネで生成した水素の燃料電池自動車、F C V車での活用やC O₂削減効果の検証、F C V車による災害時の電源供給や各種イベント参加によるP R活動、ステーション運営に必要な資格取得やノウハウ獲得等による人材育成などの取組を行ってきました。

この水素ステーションにより製造した水素は、製造過程でも企業局の水力発電由来の電気を利用したいわゆるグリーン水素であり、燃料として活用した場合にも二酸化炭素が発生しないことから、この利用は脱化石燃料を進める上で有効な手段と考えられます。

ステーションのリース期間は今年度で終了することから、次年度以降の利用の在り方について、企業局での事業継続に限らず、企業や団体での活用なども含め、検討を進めているところです。本年度は、水素ステーション活用に関心がある事業者などにヒアリング等も行いながら今後の方針を決定することとしています。

水素利活用に関しては、産業労働部で所管する信州産業水素推進ネットワークにおいて産学官等の連携によるプロジェクトなどの検討も行われていることから、こうした関係者とも連携しながら利活用の加速化が図られるよう検討してまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長矢島武君登壇〕

○危機管理部長（矢島武君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、新たな防災気象情報への対応についてです。

気象庁が運用している新たな防災気象情報につきましては、大雨や土砂災害といった情報の種類と、注意報・警報などの5段階のレベルが整理されたことにより、行政と住民、それぞれの取るべき行動が明確になったと受け止めております。

新たな気象情報につきましては、特に、住民向けに避難指示等を発令する市町村長が理解を深め、適切な情報発信をしていただくことが重要であると考えております。気象庁においては、令和6年度から検討状況を随時自治体へ説明してきており、県においても、气象台や内閣府から講師を招き、市町村長を対象としたトップセミナーを開催するなど、理解が進むよう支援をしております。

今後とも、市町村に対し、国による首長向け研修への参加を促すことや、県職員や气象台等の有識者で構成する防災キャラバン隊が市町村に出向いて解説を行うことなどにより理解促進を図ってまいります。

また、県民の理解を深めることも重要であることから、気象庁や報道機関による取組に加え、県としてもテレビCMやウェブ広告を通じて県民の理解促進に努めてまいります。

次に、防災庁の設置等に係る国の動向についてです。

まず、防災庁本庁につきましては、本年中の設置に向けた法案が先月19日に衆議院本会議で可決され、現在参議院で審議中と承知しており、一部報道では本年11月の発足を目指すとされているところです。

また、法案や国の資料によりますと、地方機関として防災局を置く、そして、研修及び研究を行う文教研修施設として防災大学校（仮称）を置くことを可能とするとされておりますが、現時点では両機関とも詳細が明らかになっていないことから、引き続き国の動向を注視していくとともに、適時適切な情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君） 御答弁ありがとうございました。

阿部知事には、さらに県民の幸せ度が上がるように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

危機管理部長からは、防災局や防災大学校につきまして、適時適切な情報収集に努めていくなどの答弁がございました。本県への誘致活動につきまして、防災局に加えて防災大学校についても積極的に実施していただくように要望させていただきます。

気象庁の気象情報の発令につきましては、市町村長においては、気象庁が出す情報以上に細かい各地域の情報を加味して避難情報を出すわけで、さらにその辺を県のほうも支援していた

だきたい。

また、県民につきましても、レベル3の段階で高齢者を避難させる、レベル4は自分が逃げるかどうかを自分で判断しなければいけないということです。市町村と共に県民の皆さんへのその辺の周知を徹底していただきたいと思います。

次の質問に入ってまいります。森林を取り巻く喫緊の課題について千代部長にお聞きいたします。

熊対策については各議員より様々な質問がありましたので、私からは、この個体数が桁違いに増加していることを踏まえて抜本的に対応をしていっていただきたい、それには長期的な視点が必要だという点から質問させていただきたいと思います。何より住民の安全を確保していただきたいというところがございますので、熊対策については将来を見据えた長期的な対策をどのような方向で進めていくのか、千代林務部長に伺います。

次に、松くい虫の被害についてお聞きします。

温暖化に伴いまして、諏訪地域でも、いよいよ標高1,000メートル以上の山林に被害が確認され始めております。有効な対策や市町村の指導を適時的確に進めているか、千代林務部長に伺います。

次に、県内では、森林環境譲与税を全額活用して取組が進む市町村もある一方で、市町村によっては、活用が進まず、基金残高が多くなっている市町村もあると聞いております。取組が進んでいない市町村の課題につきましてはどのような支援を行っているか、千代林務部長に伺います。

次の質問に移ります。県下の下水道の緊急修繕について伺います。小林環境部長にお聞きしていきます。

諏訪湖流域下水道は老朽化が進んでおりまして、雨水の流入などによりまして、洪水時には水洗トイレがあふれるとか、使えないとか、使用不可能になったりする、そんな状況が出ております。八潮市のような陥没箇所が突然現れたりする危険がないかと不安もございます。そこで、全国の下水道の老朽化調査結果が4月に出ましたが、長野県下の状況はいかがか、伺います。また、危険な箇所の補修対策はどのように進めていくか、小林環境部長に併せて伺います。

最後の質問に移ります。国スポ・全障スポの成功とそれを引き継ぐ冬季オリンピックの開催の研究につきましてお聞きしてまいります。

国スポ・全障スポの準備が進んでおります。自民党でも松本の新スタジアムを視察させていただきました。美ヶ原をはるかに望むすばらしい施設でありまして、スポーツの競技大会の開催成功は県民の幸せ度を多方面にわたり飛躍的に押し上げるだろうと、そんな感想を持ちました。

長野市の若手経営者たちの間に２度目のオリンピックの招致の動きがあると新聞で報道されたところでございますけれども、諏訪のスケートを愛し、オリンピックを目指す高校生や若者の間にも、再度のオリンピック開催の話は目を輝かせるものがありました。私たち有志県議も橋本聖子ＪＯＣ会長と３回ほど面談させていただきましたが、長野市の若手経営者とも連絡を取り合い、協力を約束しております。長野オリンピック時の施設とともに、長野県にしかない財産、日本アルプスの地を活用すれば、長野県をもっと大きく活性化させる可能性がございます。

１９９８年開催の長野冬季オリンピックについては、長野県の吉村午良知事が招致委員会会長を務めまして、最終的に、長野新幹線をはじめ、長く歴史に残る大きな仕事を成し遂げました。

そこで、順次お聞きしてまいります。

まず、国スポ・全障スポの準備状況はいかがでしょうか。下條国スポ・全障スポ大会局長に伺います。

諏訪湖では、セーリング、ローイング、トライアスロンなどが開催される予定でございますが、御柱祭の小宮の祭りで９月、１０月が超多忙な年に当たっています。その中で実施するため、既に各地の実行委員会が調整を急いでいるところでございます。

諏訪湖のしゅんせつも、治水の面からも対策が検討されていく必要があると考えておりますが、それとともに、水草の繁茂が課題となっている諏訪湖において、セーリング競技実施のための水草対策はどう進めるか、下條局長に伺います。

また、広大な県土の間の移動に要する交通環境についての課題として、岡谷ジャンクションの工事により国スポ開催時に所要時間が計算できないなどの問題に対しましてどのような対策を取るのか、下條局長に伺います。

次に、国スポ開催中も岡谷の高架橋リニューアル工事が行われていると見込まれるため、渋滞回避や事故時の迂回として諏訪湖スマートインターチェンジの活用が有効と考えますが、現在の利用状況はいかがでしょうか。

また、諏訪湖スマートインターチェンジの伊那側に接続する２期工事について、国スポ開催時までの進捗状況と早期完成に向けての取組を森下建設部長に伺います。

国スポ後のスポーツの盛り上がりを生かすとともに、長野県におきまして国際競技大会を開催して競技振興につなげるためにも、施設整備等の支援策を検討してはどうか、柳井観光スポーツ部長に伺います。

さて、長野オリンピックでは、長野県が多くの分野で事務を担当しておりました。オリンピックをやることによる効果の検討など、他の施策同様に研究していく必要があると考えます。インフラだけではなく、将来への希望、関心、若者・女性の楽しみやお年寄りの楽しみなど、

その効果はどれくらいなのでしょう。

そこで、最後に知事にお聞きいたします。国スポの開催の成功を引き続き生かすために、さらなる地域の振興策として冬季オリンピックの開催を研究すべきではないか、阿部知事に伺います。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には森林を取り巻く喫緊の課題について３点御質問をいただきました。

最初に、熊対策についてのお尋ねでございます。

熊については、中山間地域の過疎化等により山麓部まで熊の生息域が拡大したことで、人との接触機会が増加しており、こうした傾向は、一過性のものではなく、今後も継続していく可能性が高いものと認識しております。

このため、熊対策は、出沒対応にとどまらず、もう一步踏み込んで総合的かつ持続的に取組を推進することが重要であるというふうに考えております。

本県では、これまで、侵入防止柵の整備や誘因物の除去など、人と熊のすみ分けを基本とした対策を進めてきておりまして、市街地への出沒抑制や人身被害防止に一定の効果を上げてきたところであります。

今後は、これに加えて、より精度の高い生息状況調査を踏まえた個体管理の強化も見据え、引き続き県のツキノワグマ対策総合パッケージに基づき総合的な取組を着実に推進してまいります。

次に、松くい虫の被害対策における市町村への指導についての御質問でございます。

県では、森林保護専門員を地域振興局へ配置し、市町村等に対する現場指導等を行っておりまして、被害が確認されている市町村においては、巡視等により被害木の早期把握と確認された被害木の抜倒処理を基本とした対策を実施しております。

一方で、今後さらに被害が拡大した場合には、抜倒処理の件数増加により、市町村の人的・財政的負担が大きくなることが懸念されます。こうした市町村に対しては、国庫補助事業の活用を含めた財政支援のほか、防除区域の設定や計画的な樹種転換の推進などについて適宜情報を提供しながら、より効果的かつ継続した対策が講じられるよう取り組んでいるところでございます。今後も、被害の発生状況や地域特性に応じて、対策の重点化、効率化を図りつつ、市町村に対する指導、支援を適時的確に行ってまいります。

続いて、森林環境譲与税の活用状況等についてでございます。

これまで、県内市町村への森林環境譲与税については、譲与税額の約７割が森林整備や木材利用等に活用されているほか、残りの３割については、今後の活用等に向け、積み立てられて

いるところであります。このため、おおむね目的に沿った活用が図られているところですが、一部には有効に活用できていない市町村があることも承知しております。こうした取組が進んでいない市町村での課題としましては、職員のマンパワー不足に加え、特に森林整備における相続等による所有者及び境界が不明確な森林の増加が挙げられます。

県の支援としましては、森林経営管理制度に関するマニュアルの整備や研修会の実施等により制度の理解や実務的な対応力を高めるとともに、地域振興局に森林経営管理制度を担当する専門職員を配置し、市町村からの相談への対応や技術的な支援を行い、譲与税を活用した取組が進むよう支援をしているところであります。

なお、取組が遅れている市町村に対しては個々の課題に応じたきめ細やかな助言を行うなど、引き続き支援に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 県内の下水道管路に関するお尋ねでございます。

まず、下水道管路の特別重点調査の結果についてでございます。

昨年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損による道路陥没事故を受け、既に県内では独自の調査を行っていたところではございますが、別途、国土交通省からの要請により、直径2メートル以上で平成6年度以前に設置された管路を対象に特別重点調査を実施し、本年4月、その結果を公表したところでございます。

県が管理する流域下水道では、諏訪湖流域下水道の湖周幹線3.2キロメートルと千曲川流域下水道の千曲川幹線約2.4キロメートル、合わせて5.6キロメートルが調査対象でございまして、テレビカメラによる調査の結果、諏訪湖流域下水道の2.0キロメートルについて下水道管路に上下方向のたるみが確認され、原則1年以内に速やかな対策を実施する必要があります緊急度Ⅰの判定となりました。また、諏訪湖流域下水道の1.2キロメートルと千曲川流域下水道の0.7キロメートルの合わせて1.9キロメートルについては、主にコンクリートの劣化による管内部の腐食が確認され、5年以内に対策を実施する必要がある緊急度Ⅱの判定となったところでございます。

市町村の公共下水道では、長野市、松本市、飯田市、飯山市、塩尻市及び千曲市の計6市の下水道管路22.1キロメートルが調査対象となりまして、このうち長野市と飯山市の0.4キロメートルについて管内部の劣化による鉄筋の露出が確認され、緊急度Ⅰの判定となりました。また、長野市、松本市、飯田市、塩尻市の1.4キロメートルについてクラックと浸入水が確認され、緊急度Ⅱの判定となったところでございます。

なお、これらの箇所では、道路下の空洞調査も併せて実施しておりまして、陥没事故の危険

性がないことを確認しているところでございます。

次に、今後の補修対策についてでございます。

諏訪湖流域下水道の緊急度Ⅰの判定の2.0キロメートルについては、対象となる延長が長大なこと、管路内の水位が常時高いことから、補強や管路のバイパス化など、大規模な対策も含めた検討が必要となります。このため、緊急度Ⅱの判定の1.2キロメートルと合わせて、令和7年度の補正予算と令和8年度予算を活用しまして、対策工法の比較検討、設計を進め、令和9年度の工事着手を目指し、早期の完了を図ってまいりたいと考えております。

千曲川流域下水道の緊急度Ⅱの判定の0.7キロメートルについては、既設管の内側に新しい管を形成する管更生工法の設計を進めており、令和9年度に工事に着手する予定でございます。これらの箇所については、道路管理者とも情報を共有しながら、工事が完了するまでの間、定期的な巡視パトロールや管路調査により安全を確認してまいりたいと考えております。

市町村の公共下水道の管路については、長野市、飯山市の緊急度Ⅰの判定箇所0.4キロメートルにおいては、令和8年度から鉄筋をコンクリートで覆う対策工事に着手し、令和9年度に完了予定でございます。また、長野市ほか3市の緊急度Ⅱの判定箇所1.4キロメートルにおいては、令和12年度までにクラックを補修する対策工事を完了させる方向で検討されていると承知しているところでございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長下條伸彦君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（下條伸彦君）私には国スポ・全障スポの準備の関係について3点御質問を頂戴いたしました。

まず、準備状況についてでございます。

昨年7月、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の本県での開催が正式に決定されたことから、同年の8月に信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会を設置し、大会開催に向けた準備を進めているところでございます。

主な取組といたしまして、まず、開・閉会式でございますが、式典の基本的な考え方及び構成などを定めた式典の基本計画、運営に必要な施設の配置や選手等の動線の確保に関する開・閉会式会場等準備基本計画を策定したところでございます。

競技会につきましては、市町村が行う競技施設の整備、あるいは競技団体が行う審判員等の競技役員養成に対する支援を行っているところでございます。

また、選手等参加者の宿泊・輸送の関係につきましても、大会本番に向けた受入れ体制の構築のため、必要な検討、調整を行っているところでございます。

引き続き、国スポ・全障スポの開催に向けて、市町村、競技団体等と連携し、着実に取り組

んでまいります。

次に、セーリング競技の実施のための水草対策についてでございます。

諏訪湖でのセーリング競技を安全に実施するため、現在、会場地である諏訪市や競技団体、また、諏訪湖を管轄する建設部などと、競技運営上必要な範囲の水草の除去の実行時期をはじめ、具体的な工法について調整を進めてございます。

一方、諏訪湖におきましては、昨年度は、従来のヒシに加え、クロモが大量に繁茂するなど環境に変化が見られ、こうした実態も踏まえて、競技への影響や環境に配慮した効果的な対策の検討も行っているところでございます。

今後、県としては、水草の繁茂状況の変化などを注視しつつ、大会の本番に向け、会場地である諏訪市など関係機関と緊密に連携し、競技が安全に実施できるよう引き続き対策に取り組んでまいります。

続いて、岡谷ジャンクションの工事による国スポへの影響についてでございます。

NEXCO中日本によりますと、岡谷ジャンクションのリニューアル工事は、中央道につきましては岡谷ジャンクションから諏訪インターチェンジの間、長野道は岡谷インターから岡谷ジャンクションの間で、ともに令和11年まで実施される予定となっております。

一方、令和10年に開催されます信州やまなみ国スポ・全障スポの会期でございますが、国スポの本大会は10月1日から10月11日までの11日間、全障スポ大会は10月21日から10月23日までの3日間となっております。秋の観光シーズンとも重なることから、大会に参加する選手や大会関係者の移動に影響が出ることが予想されているところでございます。

今後、県としては、大会参加者へ、最新の道路情報を入手することや時間に余裕を持った行動を呼びかけるアナウンスを行うなど、情報発信に努めてまいりたいと思います。また、中央道及び長野道リニューアル工事の発注元であるNEXCO中日本や他の道路管理者等の関係機関に対し大会期間中の渋滞緩和対策を求めるなど、影響を最小限にとどめられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君） 私には諏訪湖スマートインターチェンジの利用状況と上伊那側に接続するアクセス道路の2期工事について御質問をいただきました。

初めに、諏訪湖スマートインターチェンジの利用状況についてでございます。

今月までの高速道路統計月報によりますと、スマートインターが開通した令和7年7月から令和8年3月までの9か月間における1日当たりの平均出入り交通量は、約2,800台となっております。また、開通前後の周辺インターにおける日平均交通量を比較したところ、諏訪イン

ターでは約1,300台、岡谷インターでは約500台減少したことが確認されております。

このことから、スマートインターの開通に伴い地域の交通分散が図られていると考えられ、議員御指摘のとおり、国スポ期間中においても岡谷高架橋リニューアル工事に伴う渋滞の回避や事故時の迂回路として有効に機能することが期待されております。

次に、上伊那側に接続するアクセス道路の2期工事についてでございます。

当該工事の国スポ開催までの進捗につきましては、現時点、トンネル掘削土の搬出などに必要な工事用道路を整備するとともに、スマートインターからトンネルまでの本線工事を可能な限り進捗させたいと考えております。

2期工事は約1キロの延長があり、事業費も多額となることから、国土強靱化に係る予算を積極的に活用するほか、早期完成に向けて、工事の効率的な分割発注により工期の縮減を図りながら、引き続き事業を推進してまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君）私には施設整備などの支援策の検討についてお尋ねをいただきました。

国スポ・全障スポの開催に当たっては、大会終了後を見据え、より多くの県民の皆様が「する」「みる」「ささえる」など様々な形でスポーツに参加し、スポーツを通じた元気な長野県づくりの実現を目指すこととしています。

そのためには、大会終了後も、その機運を一過性のものとはせず、継続していくことが重要であり、議員御提案のように国際競技大会などの開催もその方策の一つであると考えております。

他方で、国際競技大会などを開催するには、国際基準等に合致した施設であることといった諸条件を満たす必要があり、そのためには一定の施設整備などを要する場合があります。国スポ・全障スポで使用する施設の多くは市町村所有であることから、まずは関係市町村の意向を十分に踏まえつつ、必要に応じて国に支援を要請することも踏まえて、開催後の競技振興を見据えた県としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には冬季オリンピックの開催について研究すべきではないかという御質問を頂戴いたしました。

今年2月に開催されたミラノ・コルティナオリンピック・パラリンピックにおきましては、本県出身者の活躍もあり、大いに盛り上がりを見せたところでございます。

1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピックは、新幹線や高速道路などの広域的なインフラ整備のほか、地域への誇りやおもてなし文化が県内に広く広まるなど長野県の発展に大きく寄与した一方、施設の建設費用や運営費など大きな負担も伴いました。

オリンピック・パラリンピックという世界的なイベントの開催に当たりましては、国民全体の支持はもとより、経済界や受入れ自治体の理解と協力が不可欠であります。そのため、県内各界各層の皆様の思いや機運、そして、国内外の動向などについて注視してまいりたいと考えております。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君） 御答弁ありがとうございました。

下水道の緊急修繕は速やかに対応いただけるということで、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

国スポの成功でございますけれども、諏訪湖スマートインターの2期工事も含めて、ぜひ成功に向けて確実に進めていただきたいと思います。

オリンピックにつきましては、分散開催という手段もあるということを経本聖子JOC会長からは聞いております。長野県の人口減少のグランドデザインの下でも大きな可能性があると考えております。中南信も含めて開催することで、空港やリニア、中央東線など、国の力も得て飛躍的にインフラ整備が進む可能性があるかと期待されます。その意味で、フランスアルプスの次はジャパンアルプスが、目指す方向として世界的にも最適だと思います。地道に各地での草の根運動を進め、賛同する皆さんと協力一致して、知事に応援してもらうとともに、各地の機運を盛り上げて、県民を挙げて、夢に向けて進めるような環境を整え、かつての長野オリンピックのときのように、県民、市民の幸せ度を上げていくのが進むべき方向として最適であるのではないかと考えます。

前向きに県政を進めていただき、県全体の振興に、幸せ度の向上につながるよう、心より期待しまして、私の質問を終了いたします。

○議長（依田明善君） 次に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君） 自由民主党県議団、千曲市・埴科郡区選出の竹内正美でございます。

最初に、長野県人権尊重の社会づくり条例案について質問してまいります。

人権が尊重され、差別や誹謗中傷のない社会を目指すことは、大変重要であり、その理念について異論はございません。一方で、本条例案では、人権侵害行為などの禁止や人権オンブズパーソンの設置、是正要請、公表制度、インターネット上の人権侵害への対応などが盛り込ま

れており、県民の権利や行政権限の在り方にも関わる内容となっています。

そこで、以下5点について質問します。

最初に、表現の自由との関係についてです。

本条例案における差別的言動、誹謗中傷等の判断基準をどのように考えているのか。また、行政施策や政治的課題に対する批判や意見表明など、憲法で保障された表現の自由や正当な言論活動が萎縮することのないようどのような配慮を行うのか、伺います。

次に、人権オンブズパーソンはどのような基準で人権侵害の有無を判断するのか、また、その独立性や中立性をどのように担保するのか、伺います。

次に、公表制度についてです。

要請や公表は、対象者の社会的評価に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、どのような場合に要請、公表を行うのか。また、対象者への説明や反論の機会、第三者による確認手続などはどのように確保されるのか、伺います。

次に、インターネット上の人権侵害への対応について、県が削除要請や被害者支援を行う際の判断基準はどのようなものか。また、公益目的の情報発信や行政・政治に対する批判的言論との区別をどのように行うのか、伺います。以上4点を小池県民文化部長に質問します。

次に、阿部知事に質問します。

人権保護の推進と憲法で保障された表現の自由や民主的議論の確保は、いずれも重要な価値であります。県として両者のバランスをどのように考えているのか、伺います。

二つ目の項目として、有害鳥獣対策を支える猟友会の持続可能な体制整備について質問してまいります。

近年、県内では、ツキノワグマをはじめとする有害鳥獣の出没が増加し、農林業被害だけでなく、人身被害への不安も高まっています。特に、熊の出没については、住民の生活圏にまで及ぶ事例が相次いでおり、学校の臨時休校や登下校時の見守り体制の強化、保護者による送迎対応など、子供たちの安全確保にも大きな影響を及ぼしています。

また、本来であれば、子供たちが自然の中で伸び伸びと活動できる環境が豊富にあるにもかかわらず、熊の出没によって屋外活動が制限されるなど、地域の日常生活にも様々な影響が生じています。特に、中山間地域においては、住民の生活圏と野生鳥獣の生息域が近接しており、有害鳥獣対策は、農林業被害対策にとどまらず、住民の安全な暮らしや子育て環境を守るために欠かすことのできない重要な課題となっています。

その最前線で活動されているのが、猟友会をはじめとする捕獲従事者の皆様です。有害鳥獣の捕獲や追い払い活動、住民からの緊急要請への対応など地域の安全確保に大きく貢献されていますが、その一方で、高齢化や担い手不足が深刻化し、将来的な体制維持が懸念されていま

す。

私は、猟友会は、単なる狩猟団体ではなく、県民の生命と財産を守り、農林業を守り、さらには中山間地域の暮らしそのものを守る重要な公共的役割を担う組織であると考えています。消防団が火災や災害から地域を守る存在であるならば、猟友会は有害鳥獣から地域を守る存在であり、その役割は今後ますます重要になるものと考えます。

また、有害鳥獣対策は、単なる農林業被害対策にとどまるものではなく、子供たちが安心して通学し、地域住民が安心して暮らし続けることのできる環境を守るための重要な施策であります。人口減少が進む中山間地域を維持していくための地域の安全保障ともいうべき課題であり、その担い手である猟友会の持続可能性は、地域社会の持続可能性そのものに直結していると考えます。

猟友会では、高齢化が進み、若手会員の確保が大きな課題となっています。また、狩猟免許の取得や猟銃の所持、装備品の購入には多くの費用負担が伴い、新規参入の大きな障壁となっています。さらに、熊をはじめとする大型獣への対応は危険を伴い、高度な知識と経験が求められるにもかかわらず、その活動は、多くの方々の使命感によって支えられているのが現状です。猟友会は、有害鳥獣対策を通じて県民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、その公益性は極めて高いものがあると考えます。

そこで、2点質問します。

今後、有害鳥獣対策の重要性が一層高まることが見込まれる中、猟友会をはじめとする捕獲従事者を県民の安全を支える公共的な存在としてどのように位置づけているのか。また、県民の命と暮らしを守り、子供たちが安心して学び育つ環境を維持し、中山間地域を次世代へ引き継いでいくため、持続可能な有害鳥獣対策体制をどのような方向性で構築していくのか、阿部知事のお考えを伺います。

県では、現在、猟友会や狩猟者の確保育成に向けてどのような支援を行っているのでしょうか。また、消防団員に対する支援制度なども参考にしながら、狩猟免許取得費用や、猟銃や装備品購入費用への支援拡充、若手や女性ハンターの育成と確保、有害鳥獣捕獲従事者への処遇改善や活動支援、市町村単位では対応が困難な大型獣対策に対応する広域的かつ専門的な捕獲体制の整備について今後どのように取り組んでいくお考えなのか、千代林務部長に伺います。

三つ目の項目、学校給食費の抜本的な負担軽減を契機とした給食の質の向上と地産地消の推進について質問してまいります。

本年4月より、公立小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減が開始され、子育て世帯の経済的負担軽減が図られております。私は、この制度の効果をさらに高めるためには、単なる負担軽減にとどまらず、学校給食の質の向上や地域農業の振興につなげていくことが重要で

あると考えます。

県は、公立小中学校における県産食材の利用割合を令和9年には75%にするという目標を掲げていますが、達成度合いを高めるためには、現場の一層の努力が必要な状況であろうかと思っています。

長野県は、全国有数の農業県であり、豊かな農産物や発酵文化を有しています。こうした地域資源を学校給食にさらに生かしていくことは、子供たちの健康増進や食育の推進だけでなく、農業者の所得向上や地域経済の活性化にもつながるものと考えます。

また、一昨年、「夢みる給食」というドキュメンタリー映画の上映会が、子供たちにもっと安心な給食をと願うお母さんたちの努力で、長野県で初めて開催されました。この映画は、オーガニック給食を夢見る市民の皆さんと、夢見る市長さんと、夢見る農家さんとの現状を描く内容で、私が関係者から得た情報では、上映会の輪が広がり、千曲市、箕輪町、須坂市、高山村、長野市、長和町、小布施町、上田市等県内各地で次々と開催されたそうです。このことから、県内のお母さんたちの給食に対する関心の高さがうかがえます。

学校給食費の抜本的な負担軽減の実施により保護者負担の軽減が図られたことは、大変意義深いものと考えますが、一方で、物価高騰が続く中、現場では栄養バランスの確保や食材の質の維持に苦慮しているとの声も伺っています。小学生の体の3分の1は給食でできているとも言われており、お母さんたちからの給食に関する御意見や要望が多いことも納得できます。

そこで、2点質問します。

学校給食費の抜本的な負担軽減が実現した今後、県産農産物や有機農産物の活用などを通じ、学校給食の質の向上と地域農業の振興を市町村等と連携しながらどのように進めていく考えか、根橋農政部長に伺います。

学校給食費の抜本的な負担軽減が実施された後においても、学校給食の質を落とさず、栄養価や献立内容を維持向上させるため、県としてどのような支援を行っていく考えか、武田教育長に伺います。

四つ目の項目は、教員による性暴力の根絶に向けた取組と再発防止、被害者支援について質問してまいります。

近年、全国各地で教員による盗撮や児童生徒への性暴力、不適切な交際など、学校への信頼を根底から揺るがす事案が相次いでいます。長野県においても教員による不祥事が発生しており、保護者や地域住民の不安は大変大きなものがあります。

学校は、本来、子供たちが最も安心して学び、成長できる場所でなければなりません。しかし、教員と児童生徒の間には大きな権限の差があり、その立場を利用した性暴力や不適切な関係は、被害児童生徒の人生に深刻かつ長期的な影響を及ぼします。

私は、先日、自民党全国女性議員政策研究会において、学校における性暴力被害の当事者の女性からお話を伺いました。そこでは、加害行為そのものだけでなく、被害を訴えた後の対応や相談体制の不備、さらには、教育委員会による不適切な対応によって、被害がより深刻化するケースもあることが指摘されました。こうした問題は、一部の教員の資質の問題として片づけるのではなく、子供たちを守る仕組みそのものを強化していく必要があると考えます。

そこで、4点質問します。

県教育委員会において、教員による性暴力や不適切な交際等に関する相談・通報件数をどのように把握しているのか。また、被害児童生徒や保護者が安心して相談できる体制は十分に整備されていると考えているのか、伺います。

教員と児童生徒との私的SNS利用や個人的接触について、県教育委員会としてどのようなルールを設け、どのように徹底しているのか、伺います。

日本版DBSの本年度導入を見据え、長野県としてどのような再発防止策や学校現場のチェック体制の強化を進めていくのか、伺います。

長野県として、教員による性暴力や盗撮、不適切な交際等を絶対に許さないという強い姿勢の下、子供たちの安全を守る学校づくりをどのように進めていく考えか、伺います。以上を武田教育長に質問します。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には長野県人権尊重の社会づくり条例案につきまして4点お尋ねをいただきました。

初めに、差別的言動等の判断基準、そして表現の自由や言論活動への配慮についてのお尋ねでございます。

差別的言動の判断基準についてでございます。

本条例で救済の対象とする差別的言動等の人権侵害行為は、我が国が批准している条約や、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの規定、裁判例、学術的研究の成果などに基づき判断いたします。

表現の自由等への配慮についてでございます。

行政機関に対する批判、意見表明は、一般的には人権侵害行為には当たりませんが、その内容、対応によっては、県民に対する人権侵害行為に当たり得る場合があると考えております。そのような事例につきましては、申立てに基づき救済措置を検討することとなりますが、その際には、法令の規定、裁判例などについて専門的な知見を有する人権オンブズパーソンにより、公正中立的な立場で判断いただくことになります。このような取組により、表現の自由への不当な侵害や言論活動の萎縮を招くことがないように十分留意してまいります。

お尋ねの2点目でございます。人権オンブズパーソンの人権侵害に関する判断基準、そして公正中立性の担保についてでございます。

人権オンブズパーソンは、人権侵害行為からの救済措置を講ずるに当たり、表現の自由への過度な干渉にならないよう、個別具体的な事案に即し、法令、判例等の専門的な知見に基づき公正中立な立場で判断いたします。

人権オンブズパーソンが公正中立に判断できるよう、条例案では、救済の申立ては人権オンブズパーソンに直接行うことを規定しており、また、規則で心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合を除いては、その意に反して罷免されることがないこと、直接利害関係のある事案について職務を行ってはならないことなどを規定する予定でございます。

3点目でございます。人権侵害行為の是正要請と公表についてでございます。

是正要請や削除要請は、人権侵害行為を救済する必要があるとオンブズパーソンが判断した場合に、勧告を受けて県が行います。行為者または情報プラットフォーム事業者に対して直接行うものでございますので、その段階では当事者以外が知ることはございません。

次に、要請した旨の公表でございますが、人権侵害行為が実際に行われていることを広く知らしめ、県民等に同様の事案を行わないよう促すためのものであり、制裁として行うものではありませんので、対象者の社会的評価に影響を及ぼすことのないよう、氏名や事業者名等を伏せて行います。

要請、公表は、いずれも不利益処分ではございませんが、条例案では人権オンブズパーソンによる調査の際に、対象者や関係者に説明の協力を求めるとともに、公表の前に対象者に対し意見陳述の機会を設けています。このように対象者の権利に十分配慮するよう努めてまいります。

4点目でございます。インターネット上の人権侵害への対応でございます。

インターネット上の人権侵害の救済措置は、同和地区に関する情報とそれ以外で対応が異なります。特定の地域が同和地区である、または同和地区であったと指摘する情報は、人権擁護上許容し得ないものであることから、該当する情報がインターネット上にあることが分かれば、現在でも県が法務局に削除に向けた対応を依頼しているところです。これに加えて、条例の施行後は、この条例に基づき県が削除要請することも可能になります。

一方で、同和地区に関する情報以外につきましては、公益目的の情報発信、行政、政治に対する批判的言論と、これらを装った人権侵害行為と疑われる情報もございます。これらにつきましては、人権オンブズパーソンが、被害の申立てを受け、情報発信の目的や行為の対応を調査し、人権侵害行為に当たるか否かを専門的知見に基づき公正中立な立場で判断いたします。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には２点御質問をいただきました。

まず、人権保護の推進と憲法で保障された表現の自由や民主的議論の確保はいずれも重要な価値である。県として両者のバランスをどう考えているのかという御質問でございます。

今回の条例案におきまして、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除要請に当たっては、表現の自由を不当に侵害しないよう留意しなければならないという形で規定を置かせていただき、表現の自由に配慮することといたしております。

また、人権侵害行為に対しては、公正中立な立場の人権オンブズパーソンからの勧告により、知事による要請という過度の抑制とにならない手段での是正を図っていこうというふうに考えております。さらに、こうした要請等の実施状況につきましては、人権政策審議会に報告され、同審議会による検証を経ることにより、人権尊重と表現の自由とのバランスを担保していく仕組みとさせていただいているところでございます。

人権の尊重は、日本国憲法にも掲げられている普遍的な原理であります。また一方、表現の自由も憲法で保障されている基本的人権であり、また、民主的な議論の前提となるものというふうに私どもも考えております。したがって、人権尊重と表現の自由との調整に当たっては慎重な判断が求められるものというふうに考えております。以上申し上げたような観点で条例の適正な運用に努めていきたいと考えております。

もう一点、有害鳥獣対策を支える猟友会の持続可能な体制整備ということで御質問をいただきました。

まず、猟友会をはじめとする捕獲従事者、捕獲に当たっていただいている皆様方は、基本的に、市町村からの要請に基づき、野生鳥獣の捕獲や追い払いなどを行う危険を伴う活動を行っていただいておりますので、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊として、市町村の非常勤職員として位置づけられております。このため、公務災害補償の対象ともなっているところでございます。

また、狩猟活動を行う方々が減少傾向にある中で、猟友会の活動が引き続き継続的に維持され、活発化することが公的な側面からも重要だというふうに考えております。そのため、県としては、今年度より、上伊那地域において市町村の枠を超えた広域連携体制モデルの構築に着手したところでございます。

加えて、若手や女性など多様な人材の参入を促進するため、初心者講習の充実や捕獲従事者の処遇改善の仕組みづくりについても検討を進めていきたいと考えております。

猟友会の皆様方をはじめとする捕獲を担っていただく皆様方の公共的役割の重要性を踏まえ、その活動が将来にわたって持続可能なものとなるよう、体制整備と人材確保の両面から取組を

進めていきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には猟友会等の担い手の確保育成と今後の支援の方向性について御質問をいただきました。

県では、有害鳥獣捕獲に従事する方々の負担軽減と安全確保を図るため、狩猟税の非課税措置に加え、新規銃猟者への診断書や講習費用の補助、射撃講習や捕獲技術研修の実施、安全装備の導入支援などに取り組み、担い手の確保育成を進めているところであります。また、初心者向けのハンターデビュー講座や林業大学校での特別講座の実施などを通じ、新たな人材の育成にも取り組んでおります。

担い手の確保は、極めて重要かつ喫緊の課題であることから、今後の取組として、狩猟免許取得や、猟銃、装備品の導入に係る負担軽減について、国の制度も活用しながら支援の充実を検討してまいります。

処遇改善や活動支援については、市町村と共に報奨金や活動経費の平準化等に向けた検討を進めるとともに、消防団員に対する支援制度なども参考に、捕獲活動に参加しやすい職場環境づくりに向けた支援策等について検討してまいります。

さらに、小規模市町村単独では対応が困難な大型獣に的確に対応するため、上伊那地域で進めております広域連携モデルの成果を踏まえまして、他地域への横展開を図るとともに、現場対応力の一層の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君）学校給食の質の向上と地産地消の推進についてのお尋ねでございます。

学校給食に地域の新鮮な農産物を活用することは、給食の質の向上に加えまして、子供たちの健やかな成長や食への理解を深める上で重要でございます。地域農業の振興にも資するものと認識しております。

県といたしましては、学校給食における地産地消の一層の推進に向けまして、市町村や教育委員会等と連携し、地産地消推進コーディネーターの派遣を通じまして、県産農産物や有機農産物を学校給食に安定的に供給するための体制づくりを支援しているところでございます。

令和7年度は、南信地域におきまして、調理場と生産者との調整を担うコーディネーター役の設置と、併せて生産者グループの立ち上げを一体的に進めた結果、学校給食への供給開始に至った事例も生まれております。

今後とも、関係機関との連携を深めまして、コーディネーターの派遣先の拡大など、取組を強化し、地域の実情に応じた食材の充実と活用促進を図ることで学校給食における地産地消を一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には5点について質問をいただきました。

まず、抜本的な負担軽減実施後の学校給食の質の維持向上についてでございます。

近年の食材費や燃料費の高騰により、学校給食を取り巻く状況は厳しさを増してはいるものの、各学校において、栄養教諭が中心となり、日々工夫を凝らしながら、安全・安心で栄養価の高い給食を提供しているものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも、栄養管理報告により学校給食摂取基準に基づく栄養摂取量及び献立内容の確認、栄養教諭等を対象とした研修会において物価高騰下においても摂取基準を満たす献立の工夫等の共有といった取組を実施しているところでございます。

なお、物価の動向や各自治体の実態を的確に把握した上で、学校給食費の基準額が実情に即したものとなるよう国にも要望しているところでございます。引き続き関係機関等と連携しながら安全・安心で質の高い学校給食が提供できるよう支援してまいります。

続きまして、教員による児童生徒への性暴力等に関する相談・通報の把握方法及び相談体制の整備状況についてでございます。

教員による児童生徒への性暴力に関する相談・通報については、学校内において担任や養護教諭、管理職に加え、必要に応じてスクールカウンセラーによる面談などを実施して対応し、管轄する教育委員会事務局へ報告する体制を整備しております。

また、学校での相談が難しい場合にも対応できるよう、児童生徒等の悩みを幅広く受け付ける学校生活相談センター、LINE相談窓口のほか、教職員からの内部通報に対応する相談窓口を設けて必要な相談体制を整備し、専門的知見を有する者が相談に当たっているところでございます。さらに、必要に応じて被害者支援窓口を案内するなど、関係機関と連携した取組を進めております。こうした体制により把握した令和7年度の相談・通報件数は、不適切なSNSでのやり取りなどを含め5件であり、それぞれ適切に対処したところでございます。

これらの相談窓口については、中学、高校の生徒一人一人へのカード配付に加え、校内掲示やチラシ、ホームページ等により広く周知しているところでございます。相談体制について必要な整備を行ってはきているものの、被害の特性上相談しにくい側面もあることから、引き続き児童生徒や保護者に対する丁寧な広報に努め、安心して相談できる環境づくりを進めてまいります。

続きまして、教員と児童生徒との接触等に係るルールとその徹底についてでございます。

県教育委員会では、平成31年3月29日付「児童・生徒に対する性的行為の根絶について」の通知の中で、教職員と児童生徒との接触に係る共通ルールを定めております。

この中で、教職員の児童生徒への不適切な行為を未然に防ぐため、研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。児童生徒の身体へは接触しない。私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしないなどを明確に禁止しております。

このルールの徹底に向けては、各学校において校内ルールの明文化とその周知、ルールに反する行為を発見した場合の通報窓口の周知、さらには、密室化の防止のためのドアの開放等物理的環境の整備に取り組んでいるところでございます。

続きまして、日本版DBSの導入に伴う再発防止策やチェック体制の強化についてでございます。

こども性暴力防止法、いわゆる日本版DBSの本年度の導入を見据え、法に基づき、学校現場で子供と接する全ての教職員等の性犯罪歴を確認するチェック体制を学校設置者として厳格に運用していく予定でございます。

あわせて、先ほど答弁した共通ルールの徹底と生徒・保護者への周知を前提に、過去に発生した事例を踏まえた校内研修や校長・教頭研修の充実、さらに、各学校から報告された取組を校長会で共有するなど、管理職を中心とした組織的な再発防止力の強化に取り組んでまいります。

また、性暴力につながる行為に関する相談や面談、通報体制について各学校で再度確認し、生徒・保護者への周知を含め、実効性のある体制整備を徹底してまいります。

最後に、子供の安全を守る学校づくりについてでございます。

子供の安全・安心な生活を守ることは、学校の最も重要な使命でございます。その学校で子供たちを傷つける不適切な行為が行われることは断じて許されるものではありません。守るべきルールの徹底を図り、不適切な行為を未然に防ぐための研修の実施、相談体制やチェック体制の充実など、不断の努力を重ね、これまで以上に実効性のある取組を徹底してまいります。また、万が一不適切な行為が確認された場合は、事実関係を厳正に調査し、厳しく対処してまいります。

今後も、児童生徒が安心して学校に通い、学ぶことができ、保護者にとっても安心な学校づくりのため、県教育委員会として全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁をいただきました。

人権尊重の社会づくり条例案について、人権侵害の防止とともに、表現の自由や適正手続への配慮についての考え方を伺うことができました。

先ほど知事からお話がありましたように、人権を守ることと自由な言論や民主的な議論を守ることは、どちらも大切な価値であります。条例の運用に当たっては、県民の皆様に、何が対象となるのか、どのような手続で判断されるのかなどを丁寧に説明していただきまして、恣意的な運用との疑念を持たれることのないようお願いしたいと思います。

猟友会の持続可能な体制整備について、前向きな御答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。猟友会の皆様の役割は今後さらに重要になるものと考えております。持続可能な捕獲体制の構築をお願いしたいと思います。

学校給食費の負担軽減については、子育て世帯にとって大変意義のある施策です。しかし、それと同時に、給食の質を維持向上させることも極めて重要であります。子供たちの健康づくりだけでなく、地域農業の振興や食育の推進にもつながります。

市町村や生産者の皆様と連携しながら、長野県らしい学校給食の充実に取り組んでいただくことを期待しております。

教員による性暴力や盗撮、不適切な交際は、子供たちの心に深い傷を残し、学校への信頼を根底から揺るがす重大な問題です。何よりも大切なのは、被害を受けた子供が安心して声を上げられる環境づくりであると考えます。日本版ＤＢＳの導入を契機として、絶対に許さないという強い姿勢を学校現場全体で共有し、子供たちが安心して学べる学校づくりを進めていただくことを強く要望いたします。

以上、県民の皆様が安心して暮らし、子供たちが安全に成長できる長野県の実現に向けて、今後の着実な取組を期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明24日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時46分延会

令和 8 年 6 月 24 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第3号)

令和8年6月24日(水曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 青 木 英 明
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 柳 井 和 則

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 下 條 伸 彦
農 政 部 長 根 橋 幸 夫
林 務 部 長 千 代 登
建 設 部 長 森 下 淳
建 設 部
リニア整備推進局長 平 林 高 広
会 計 管 理 者 兼 柳 沢 由 里
会 計 局 長 吉 沢 正
公営企業管理者
企業局長事務取扱 塚 本 滉 己
財 政 課 長 武 田 育 夫
教 育 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
教 育 次 長 阿 部 文 彦
警 察 本 部 長 長 瀬 悠
警 務 部 長 増 田 隆 志
監 査 委 員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一
議事課委員会係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 査 石 坂 太 朗

議 事 課 主 事 仲 條 正 祥
総務課課長補佐兼
庶 務 係 長 村 田 吉 弘
総務課経理係長 萩 原 晴 香
総務課担当係長 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介

令和8年6月24日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）おはようございます。改革信州の続木幹夫です。順次質問に移ります。

まず、次世代自動車インフラ整備について伺います。

本県は、長野県ゼロカーボン戦略の一環として、令和4年5月に次世代自動車インフラ整備ビジョンを改定しました。このビジョンの趣旨は、2050ゼロカーボンの実現に向け、自家用車や事業用車両を、電気自動車、EV、燃料電池自動車、FCVへ着実に転換し、EVやFCVを日本一安心して快適に使える電池切れゼロの長野県の実現に向け、主要道路や観光地等における充電設備や水素ステーションの整備の促進をうたっております。そして、今、イラン戦争によって、原油不足、燃料価格の高騰が懸念され、EVやFCVの普及促進が一層期待されています。

そこで、私も、このたび、国のEV購入の補助金制度を利用し、EVの軽自動車を購入いたしました。そして、早速このEVで長距離のドライブに出かけました。この車は軽自動車で、フル充電しても200キロメートル程度しか走れませんので、途中、ガソリンスタンドで充電しながら行けばよいと安易に考えて出発しました。ところが、それは全く私の認識不足で、ほとんどのガソリンスタンドには充電スタンドはなく、あるのは高速道路のサービスエリアか、

カーディーラーか、大型のホテルなのであります。したがって、一般道で充電しようと思った場合、カーディーラーか大型のホテルの充電スタンドで充電することになりますが、カーディーラーでの充電は営業時間のみであり、大型ホテルで充電できるのは基本的に宿泊客のみで、山間地域にはカーディーラーや大型宿泊施設はなく、山間地域にある観光地へのドライブはちゅうちょすることになります。

2025年時点で世界でEV普及率が一番高いのはノルウェーで、92%、中国が48%、アメリカは10%で、日本は僅か2.8%です。日本においてなぜEVが普及しないのか。その理由は幾つかあると思いますが、その理由の一つが充電インフラの未整備であることが分かりました。

そこで、環境部長に伺います。

現時点で県内における急速充電器と普通充電器の設置数はどうなっているのでしょうか。また、このビジョンでは、道の駅、空白地域等への充電器の設置に対し県で集中的に支援するとしています。確かに、本県は山間地域に多くの道の駅があり、道の駅への充電スタンドの設置は有効と思われます。道の駅への充電スタンドの設置状況はどうなっているのでしょうか。

また、次世代自動車インフラ整備ビジョンでは、2030年までに20～30キロメートル間隔で確実に充電が可能なサービス水準を確保するとともに、民間主導で急速充電器を700基、滞在時間を活用した充電サービスの環境を整え、利用者の利便性向上を目指し、EVユーザーを呼び込む好循環を実現するため、普通充電器3,200基の設置を目指していますが、この目標の達成の見込みはどうでしょうか。以上、環境部長に伺います。

次に、ナフサ由来マルチの代替マルチについて伺います。

今、ナフサの不足、価格の高騰は、全産業、全業種に多大な悪影響を及ぼし、農業も例外ではありません。とりわけ、本県はレタス類の生産量が全国一であり、全国の年間生産量の3割以上を占めています。

レタス生産の特徴は、畑全体を100%ナフサ由来のマルチシートで地面を覆う全面マルチ方式であり、レタス生産に係るコストの第1位となっていて、ある農家は、レタスの生産は、つくればつくるほど赤字になるので、秋作に向けては、全面マルチの必要のないキャベツやブロッコリーに切り替えると言っておりました。県としても、このたびの補正予算において、マルチ購入への助成金が盛られています。

私は、先頃、JAをはじめ、農業資材の販売店、さらにはレタス生産農家にも聞き取り調査を行ってまいりました。マルチの価格は昨年に比べ5割以上高くなっていて、現在もさらに値上がりしてきていると同時に、発注しても入りにくい状況になっているとのことであります。

そこで、今、ナフサ由来のマルチの代替製品が注目されています。その一つが、生分解性マルチであります。生分解性マルチは、若干石油由来の成分を含みますが、主成分は生分解性ポ

リエステル系樹脂であり、レタスを収穫後、剥がすことなくトラクターなどで土に混ぜてしまえば、土壤中の微生物が分泌する酵素で分解され、水と二酸化炭素になり、環境にもよく、剥がす作業が要らなくなり、労力の省力化にもつながります。

もう一つの代替マルチとして、主な原料が紙である紙マルチがあります。この紙マルチも、生分解性マルチ同様、収穫後、剥がさずにトラクターで土と混ぜてしまえば、分解され、なくなります。課題は、この二つとも柔軟性がなく、もろく裂けやすいという難点がありますが、一作ならば十分に使えるものです。

また、この二つのマルチは、ナフサ由来のマルチに比べ、約2倍から3倍の価格です。県内では、飯山市と原村が生分解性マルチ購入に際して補助金をつけ、使用を促しています。そこで、本県においても県全体で補助金をつけ、生分解性マルチと紙マルチの使用を促したらいかにか、農政部長に伺います。

さらに、ナフサ不足、価格高騰への対応として、再生マルチシートが考えられます。現在は、ほとんどのマルチシートは、使用後剥ぎ取られ、産廃業者によって集められ、50%は再度溶かしプラスチック製品に再生され、残りの半分は熱源として利用するサーマルリサイクルが主となっています。

一方、再生マルチは、レタスを収穫後、使用済マルチを剥がして集め、洗浄後溶解し、ある程度のナフサを加えて再びマルチシートにするものです。再生マルチの原材料の元はナフサなので、柔軟性もあり、新品のナフサ由来のマルチ同様に使うことができます。しかし、洗浄という一工程が増えるため、新品のマルチシートより3割から5割ほど高くなってしまい、本県においては再生マルチの利用はほとんどありません。

愛知県に本社を持つある企業では、農業用廃プラスチックをマルチに再生して販売しており、ナフサ不足で価格高騰してきている現在、新品のマルチより若干安い価格で販売していて、この会社には、JAをはじめ、農業資材販売店や自治体からの問合せが来ているとのことですが、

政府見解では、今後ナフサの目詰まりは解消し、潤沢に出回るようになるとのことですが、価格は下がらないというのが大方の予測です。何より、環境保全という面からも再生マルチの活用は有効であると考えますが、農政部長に伺います。

次に、教育における政治的中立について伺います。

先頃、沖縄県辺野古の事故を受けて、文科省は、同志社国際高校の教育内容が、辺野古移設工事について様々な見解を十分に提示した形跡が確認できず、特定の立場に偏った扱いだった。また、同校が2015年から2018年の研修旅行用しおりに抗議活動への参加を促す文書を掲載していたことも問題視され、教育の政治的中立性を定めた教育基本法第14条に違反するとして、法律を制定後、初めて認定されました。

この件を受けて、今後、教師は、平和教育や主権者教育、現代史教育などを行うことについてちゅうちょや萎縮するのではないかとの声もあります。

そこで、教育長に伺います。

本県において教師などから平和教育や主権者教育がやりにくくなったとの声があるのか、伺います。また、本年度、本県の17の県立高校が沖縄に修学旅行に行く計画とのことですが、修学旅行先、見学先について相談などがあったか、教育長に伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）次世代自動車インフラ整備について御質問をいただきました。

まず、県内の充電設備の設置状況についてでございますが、民間のウェブサイト等の公開情報を基に県で取りまとめを行ったところ、今年3月末時点で、急速充電器は386基、普通充電器は1,402基の設置を確認しております。また、道の駅については、現在県内に所在します54の施設のうち、約9割に当たります47施設に充電設備が設置されているところでございます。

次に、県の次世代自動車インフラ整備ビジョンに掲げる目標の達成見込みについてでございます。

充電インフラ整備状況については、ビジョンを改定しました2022年度以降、急速充電器については、2022年度の199件から2025年度には386件、普通充電器は、2022年度の699件から2025年度には1,402件と、それぞれ倍増しておりまして、着実に進展しているという状況でございます。

今後、ビジョン改定以降のペースで整備が進むと仮定した場合でございますが、急速充電器は目標の700件におおむね到達する見込みではございますが、普通充電器については目標の3,200件の約7割、約2,500件程度にとどまる見込みでございます。

一方、2023年10月に策定されました国の充電インフラ整備促進に向けた指針では、新たに充電時間の短縮のため設備の高出力化の方針が示されるなど、EV利用者の利便性向上の観点からは、急速充電器のさらなる拡充も必要と考えられるところでございます。

県内の急速充電器については、今なお、主要路線では30キロ以上にわたり充電器がない空白区間が17区間存在するほか、観光地を有する16の市町村では未設置であるということから、引き続き国の補助制度へ県独自の上乗せ補助を継続して一層の整備を図るとともに、不足が見込まれる普通充電器についても、宿泊施設や商業施設を中心に設置の働きかけを強化してまいりたいと考えております。

あわせて、充電インフラの整備促進と相関関係がございますEV自体の普及についても、今年度創設しましたEV購入への補助などを通じまして着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） マルチの利用につきまして2問の御質問をいただきました。

まず、代替マルチの利用拡大についてでございます。

紙マルチを含む生分解性マルチは、耐久性や土壌水分保持と価格面で課題があるものの、収穫後の回収処理作業の省力化や処分費用の削減につながるなどのメリットがあるものと承知しております。本県には、主にスイートコーンやジュース用トマトなどで生分解性マルチが使用されておりまして、使用量はマルチ全体の1割程度と推計しております。

中東情勢の緊迫化に伴いまして、生分解性マルチを含みます農業用生産資材の価格が高騰しております。県といたしましては、まずは農業者の経営負担軽減につながる取組を優先して進めてまいりたいと考えております。

あわせまして、長期的にはやはり農業者の減少も見込まれておりますので、生分解性マルチ等を活用した作業体系の省力化につきまして、導入効果やコスト面の課題を踏まえながら効果的な活用に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、再生マルチの活用についてでございます。

使用済マルチの現状における再利用は燃料利用が主体となっておりますが、近年では土などの不純物の除去等の課題をクリアいたしまして、現地実証を経て市販化に至った事例もあると承知しております。

再生マルチの活用は、環境保全や資源循環の推進、さらには原料供給リスクへの対応等の観点からも有効であると考えております。このため、県といたしましては、今後、優良事例や技術動向を把握するとともに、品質や耐久性などの課題を整理いたしまして、本県での導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 平和教育、主権者教育及び沖縄への修学旅行についてのお尋ねでございます。

新聞報道等において、国に対立する意見は平和教育や主権者教育の教材として扱いづらくなってしまうのではないかという声があることは承知しておりますが、現時点におきまして県教育委員会に直接そのような声は寄せられておりません。

また、修学旅行の行き先については、本年度17校が沖縄を目的地として予定しておりますが、これも、現時点において、行き先、見学内容等について県教育委員会に相談や問合せはございません。いずれにいたしましても、そういった相談があった場合は丁寧に対応してまいりたい

と考えております。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君） るる答弁をいただきました。

教育における政治的中立について、本県には松代大本営平和祈念館や満蒙開拓平和記念館など、さきの大戦に関わる資料館が幾つかあります。特に、松代大本営象山地下壕の隣に、「もうひとつの歴史館・松代」があります。ここにも毎年何校もの学校が見学に来ているとのこと。この資料館には、現政権の見解とは異なる、ここで働いていた朝鮮人労働者や慰安婦の生々しい証言が記されたパネルが展示されています。こうした資料館に見学を訪れるのにちゅうちょするような状況にならないことを願って、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君） 次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君） 皆様、おはようございます。一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

1、漆林づくりの推進について。

日本の伝統工芸である漆器製品や文化財修復に欠かせない漆は、現在は国産の生産量が減少し、輸入に頼っている現状です。日本では縄文時代から漆が使われてきましたが、高度経済成長以降、石油化学の発展や生活スタイルの変化などから需要が減りました。また、高価な国産より比較的安価な中国産に依存し、現在は95%を中国産に頼っています。

一方、日本産の漆の質は評価が高く、また、2015年に文化庁が国宝・重要文化財建造物の保存修理において原則として国産漆を使用する方針を通達したことをきっかけに、国産漆はそれらの修復に使われることが増えたため、漆器産業の方に漆が出回らない状況となりました。そのため、伝統を守りたい漆器組合等の関係者により漆林づくりが求められ、全国で少しずつ復活が図られています。

漆は、ほぼ自生できず、苗を植えてから10年から15年で漆の樹液を採取しますが、1本の木から牛乳瓶1本分程度しか取れないため、苦労も多いのが現状です。県内では、木曽漆器組合の青年部が塩尻市内に何か所か植え始めています。里山保全にも寄与する漆林づくりは県内林業にも有益と考えますが、それに対する県の支援状況はどうか。千代林務部長にお伺いします。

次に、2、環境に配慮した製品の選択について。

世界的にマイクロプラスチック問題が深刻化している中で、海に流れ込む河川の上流域に位置する長野県においても、発生源対策としての責任が問われています。特に、日常生活における製品選択がマイクロプラスチックの発生に大きく関わることから、消費者に対して環境に配慮した製品選択を促す必要があると考えます。

一例を挙げれば、先ほど質問をした漆製品は、木と漆といった天然素材で体にも安全であり、修復して使い続けられるなど、環境にも負荷をかけないものであります。環境を守るための県の施策について小林環境部長にお伺いします。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には漆林づくりに対する県の支援状況についてお尋ねでございます。

本県では、木曽漆器工業協同組合が中心となりまして、松本市や塩尻市の荒廃林地等を活用した漆林の整備が進められており、これまでに1,100本を超える漆林が造成され、これらは植栽からおおむね10年から12年が経過し、現在では漆を採取できる時期になりつつあります。

この取組に対して、県としては、これまで、下刈りなどの保育作業等を対象に、林業総合センターの知見を生かした技術指導を行ってきております。こうした漆林づくりは、里山保全や地域活性化にもつながる重要な取組であることから、関係団体のニーズに応じて引き続き支援してまいります。

また、木曽谷・伊那谷フォレストバレーの枠組みも活用し、木曽漆器の魅力発信により地域内外の関心を高め、漆林づくりの取組拡大に向けた機運醸成を図ってまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）マイクロプラスチックの発生に配慮した県の施策についての御質問でございます。

マイクロプラスチック問題は世界的にも重要な課題となっている中、今般の中東情勢を受けまして、我々の社会生活が石油由来のプラスチックに依存していることを痛感する事態となつていところでございまして、こうした中、まさにプラスチック製品への依存からの脱却が重要であると考えております。

県では、令和2年度から河川におけるマイクロプラスチック実態調査を実施しておりまして、本年度からは、経年変化を観測できるよう、信濃川水系と天竜川水系の市街地周辺の3地点で定点調査を行い、実態把握を開始しようとしているところでございます。

また、県では、プラスチック製品全体の削減に向けて、信州プラスチックスマート運動としまして、不要な製品を受け取らない「選択」、レジ袋やペットボトルの使用からマイバッグやマイボトルの使用などへの「転換」、使用済製品の「回収」という「選択・転換・回収」の三つを意識した行動を呼びかけるとともに、県政出前講座や子供たちへの環境学習などを併せて進めているところでございます。

さらに、熱中症対策としても、マイボトルの使用を呼びかけ、マイボトルに給水できます給水スポットの設置、利用促進にも取り組んできており、県の本庁舎や合同庁舎、市町村役場な

どへの給水器設置等により、設置箇所はこの2年間で約2倍の県内1,030か所に増加したところでございます。引き続き、河川の上流域に位置する県として、マイクロプラスチックの発生抑制に向けた施策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。伝統も生かしながら、環境に配慮し、心豊かに暮らせる長野県であることを願い、次に進みます。

3、県内のワイン用ブドウの保全について。

地球温暖化は、世界中のワイン業界に大きな影響を与えています。国際ブドウ・ワイン機構、O I Vによれば、2024年は、異常気象により世界のワイン生産量が減ったとの報告がありました。また、日本国内では、日本ワインの品質が向上し、上り調子でしたが、近年、急激な気候変動で夜の温度が今までどおりには下がらず、赤ワイン用のブドウの色づきが悪くなり、また、白ワイン用のブドウでは酸の量の減少が深刻との山梨県の報告を聞いています。

長野県においては、標高差を生かしてワイン用のブドウを昔から栽培していますが、高温の影響を受け、栽培が以前より厳しい状況と聞きます。こういったブドウの品種をどう守っていくのか、根橋農政部長にお伺いします。

塩尻市など、県内には全国的にも有数のワイン用ブドウの生産地がありますが、各ワイナリーが試行錯誤でいろいろな品種を植えて研究するのも、時間と費用がかかり、限界があるとの声を聞きました。この気候変動の中で、暑さに強い品種の開発、改良などを行う県立のワイン用ブドウ研究所の設置を検討すべきと思いますが、いかがか。阿部知事にお伺いします。

次に進みます。4、特色ある県立高校の学習環境整備と農業高校の特色化について。

総合学科である県立塩尻志学館高校は、ブドウ栽培からワインの醸造、そのワインの販売までを生徒が学びの一環として行っている全国的にも珍しい特色を持った高校であります。先日、ワイン醸造のための施設の見学をさせていただきました。ワイン醸造設備は老朽化が著しい状況です。こういった特色ある高校の学習環境整備を進めることが将来につながる学びになり重要だと考えますが、どのようにお考えか。武田教育長にお伺いします。

次に、県内の農業高校の取組についてお伺いします。

野菜や花卉等を栽培し、販売されていますが、それぞれの売上額の把握だけでなく、材料費や光熱費などもそれぞれ明らかにして自分たちの収入額を知るところまで勉強すれば、生産経験のみならず、経営感覚の学習にもつながり、それが県立の農業高校ならではの特色になると思いますが、いかがか。武田教育長にお伺いします。

次に、5、人口減少社会に対応したまちづくりについて。

コロナ禍のために地域の事業や行事、祭りなどが中断され、付き合いが希薄になったと言われています。また、人口減少社会であることと、定年延長もあり、地域の役員の成り手や、行事や祭りの担い手不足の現状も見聞きます。また、人手不足であっても、旧態依然としたやり方から抜け出せないでいる状況も多く見受けられ、若い人たちが参加しにくい状況をつくっていると感じます。それらを変えるために、次の３点についてお聞きます。

最初に、県が各地域へ取組を呼びかける「地域の教科書」についてですが、今その地域に住んでいる方と移住者とを結ぶ重要なかけ橋となり、地域住民同士の相互理解も進み、また、これまでの慣習を見直すきっかけになることが期待されるもので、この人口減少社会においてはよい施策だと思います。実際に各地域で策定が進み、また、それを様々な方が活用できるようになることが大切ですが、県としてどのように支援を進めていくのか、中村企画振興部長にお伺いします。

次に、地域の祭りや伝統行事の存続に向けて若い方や女性の参画が必要だと考えますが、県としては存続に向けてどのように取り組んでいくのか、小池県民文化部長にお伺いします。

次に、３点目として、第６次長野県男女共同参画計画が策定されましたが、「地域・社会活動における女性活躍の推進」の中にも取り上げられているように、地域の役職を女性も引き受けやすい体制をつくり、地域や家庭からそれをつくっていくことの必要性を感じています。実際に女性の自治会長が誕生し、地域の高齢者への対応等福祉に目が向けられたことが評価された例を聞いています。

長野県は、自治会長などを女性が務める役割が他県に比べて非常に低く、ジェンダーギャップ指数に大きな課題があります。コミュニティや地域のつながりを維持するには、これまで男性が務めるべきとされてきた役割を女性も担うなど、固定的性別役割分担意識を変えることが重要だと考えますが、県としては、県民に対してどのように啓発事業等を行い、今後どのように社会を変えていくつもりでしょうか。都道府県版ジェンダーギャップ指数の４分野の順位をよくしたいとお考えの知事に、御所見をお伺いします。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） ワイン用ブドウの生産維持についての御質問でございます。

ワイン用ブドウは、近年の温暖化によりまして、高温による品質への影響が懸念されております。本県におきましても、その生産環境は厳しさを増しているものと認識しております。

このため、県では、高温下におきましても品質を維持し、適期に収穫できるよう、栽培管理技術の確立に向けた試験研究を進めております。具体的には、果樹試験場におきまして気象条件や品質に関するデータを継続的に収集分析し、温暖化に伴い発生が増加する病害虫への対策に取り組むとともに、ワイン用ブドウ園の土壌条件と品質との関連性の検証を進めております。

さらに、工業技術総合センターと連携いたしまして、糖度や酸度を基に収穫適期を予測するシステムの開発にも取り組んでいるところでございます。引き続き関係部局や研究機関と連携しながら、こうした技術の普及やデータの蓄積、活用を一層推進いたしまして、産地や生産者をしっかりと支え、県内におけるワイン用ブドウの安定生産につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、県立のワイン用ブドウ研究所の設置を検討すべきと考えるかどうかという御質問でございます。

本県は、シャルドネ、メルローをはじめ、ワイン用ブドウの生産量が日本一の県であります。ワイナリーの数も全国第2位ということで、本当に多くの皆様方の御協力とお力添えのおかげでこのワイン産業を発展させてくることができたというふうに思っています。そういう観点で、このワイン用ブドウについては、本県の特徴を今後とも生かし得る重要な分野だというふうに考えております。

現在、県の試験研究機関の在り方については、トータルで見直しをしていこうということで検討を行っています。公設試験研究機関未来ビジョンというものを策定していきたいというふうに思っておりますが、その中では、県の試験研究機関でありますので、やはり長野県としての強み、特性をしっかりと伸ばせるような試験研究機関でなければいけないというふうに思っております。県内では、新たに醸造分野の研究を行う大学の開設も予定されています。産学官連携で長野県の強みとなる分野の支援をしていかなければいけないというふうに思っております。

信州ワインバレー構想でいろいろな取組を進めてまいりましたが、このワイン用ブドウも含めて、本県の特徴ある強みとなる分野につきましては、ぜひ研究面、開発面からも支えていくことが必要ではないかというふうに思っています。

そうした観点でこの試験研究機関の在り方をしっかり検討して、ワインも含めて、これから未来に向けて長野県の産業がどういうところに力を入れて進んでいくべきか、その観点も踏まえながら検討を行っていきたいというふうに思っております。ワイン用ブドウの研究というテーマは、我々として受け止めるべき大きな御提案だというふうに思いますので、しっかり検討を行っていききたいと思っております。

続きまして、地域における固定的性別役割分担意識について今後どうやって変えていくのかという御質問でございます。

本県の自治会長の女性割合は2.5%ということで、残念ながら全国の7.8%に比べても大変低

い状況にあります。また、固定的な性別役割分担意識は県の調査においても依然として残っているということで、これから若者・女性にとって暮らしやすい選ばれる地域にしていく上でも、この固定的な性別役割分担意識をどうやってなくしていくかということは非常に重要な課題だというふうに考えています。

これまでも、男女共同参画センターにおける講座、研修などの啓発に取り組んできているところではありますが、研修を行っているだけではなかなか解消していくのは難しいというふうに思っております。こうしたことに加えて、これは市町村や教育委員会にも御協力いただかなければいけませんけれども、小さい頃からの教育や、男性自らが積極的に家事、育児、介護へ参加していく機運を高めていくこと、また、固定的な性別役割分担がある地域や職場というのは、進んでいる発想の人から見ると明らかにおかしいというふうに思っても、実際にそこで活動している人たちはあまりそういう意識を持っていないということがありますので、そういう方たちが無意識のうちに偏った感覚を持たれているのを何とか変えていかなければいけないというふうに思っております。

今、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会ということで、市町村長や企業の経営者の皆様方にも参画いただいてこの問題について取り組ませていただいております。より具体的な取組につなげていきたいというふうに思っているところでありますし、県としても、男性の育児休業の取得の一層の促進や、ロールモデルとなるような方々や地域をもっともっと後押ししていく必要があるというふうに思っております。今年度、自治会等の女性役員増加に向けた課題に関する調査等も行って、具体的な課題の洗い出しを行っていきたいというふうに思っております。

固定的な性別役割分担意識の解消は、私ども行政だけではなかなか進まないというふうに思っております。地域や県民の皆様方と共に進めていかなければいけないと思います。「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」をはじめ、様々な県民の皆様方との対話の場も通じて、性別に関わりなく誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には2点お尋ねをいただきました。

まず、特色ある高校の学習環境整備についてでございます。

塩尻志学館高校は、戦時中から果実酒の製造免許を持ち、ワイン醸造の授業を実施する全国でも数少ない学校の一つであり、地域資源を活用した特色ある教育活動が展開されているものと認識しております。

ワイン醸造に必要な施設整備については、学校現場からの要望を踏まえ、現在、県立高校空調設備整備事業において、ワイン醸造実習室やワイン貯蔵庫へのエアコン設置に向けた発注手続を進めているところでございます。また、老朽化した設備・備品についても、圃場で使用する農薬噴霧器やワイン用ブドウの搾汁に必要な圧搾機、純水製造装置の更新、修繕など、優先順位をつけながら計画的に対応しているところでございます。

県立高校の特色化、魅力化に向けた施設整備の充実は重要な課題であり、今後も、塩尻志学館高校のワイン製造実習をはじめとする県立学校の特色ある学びの推進に向け、必要な学習環境の整備に努めてまいります。

続きまして、農業高校の特色化についてでございます。

議員御指摘のとおり、生産から加工、流通、販売に至る一連の過程を通して学ぶことは、農業に関する専門的な知識、技術の習得にとどまらず、課題を発見し解決する力や、それらを社会の中で活用する力を育成する観点から非常に重要であると認識しております。農業高校では、流通や販売等について農業経営という授業を通して学んでおりますが、収入・支出の算定に関しては、材料等の購入費や光熱費の算出方法を工夫することで、より実践的な学びへと発展させられる余地があるものと考えております。

また、農業の法人化が進展する中、経営感覚に優れた農業従事者の育成は、本県農業の将来にとっても重要でございます。このため、生徒が経営的な視点を身につけ、AI等を用いデータの収集・分析を行い、農業を稼げる産業として捉えることができるよう学びの充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地域の教科書の策定支援について御質問をいただきました。

議員から御指摘のあった地域の教科書は、地域で当たり前となっていることを整理し、分かりやすく見える化するものであり、移住者と地域住民、また住民同士の相互理解を促進する、地域の慣習やルールを見直す契機となるといった効果があると認識しております。

この地域の教科書につきましては、必要性は共有されているものの、どこから手をつければよいか分からないといった声もあることから、昨年度、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」においてプロジェクトチームを設置し、市町村、個人と共に、ひな形と「作成の手引」を作成いたしました。また、元気づくり支援金においては、地域の教科書の作成を重点支援対象事業に位置づけ、財政面での支援も行っております。

地域の教科書は、地域の多様な主体が参画しながら議論を積み重ねていくことが重要であることから、今年度は、作成したひな形や手引の周知を図るとともに、各地域での取組の横展開

や活用事例の共有を進めるなど、策定と活用の両面から支援に取り組んでまいります。

以上です。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には、地域の祭り、伝統行事の存続に向けた取組について御質問をいただきました。

地域の伝統行事の存続・継承は、地域コミュニティの維持や地域のアイデンティティーにも関わるものです。こうした問題意識の下、県では、今年1月に伝承文化の継承と地域コミュニティの現状を共有するシンポジウムを開催いたしました。この中では、松本地域の担い手の方から、小学生の参加の促進や環境の変化に応じた行事の見直しなど担い手確保に向けた事例報告が行われたほか、グループディスカッションを通じて行事存続のためのアイデア等の意見交換を行うなど、伝統行事の継承に向けた機運の醸成を図ったところです。

これを踏まえ、今年度は、フィールドワークを通じて地域で実際に活動されている方々の声を丁寧にお聞きするなど、伝統行事を取り巻く現状や課題を把握する調査を実施することとしています。この調査を通じて、地域の若い世代や女性が参画している事例、地域外の方々や企業・団体といった多様な主体が参画している事例などを掘り起こし、伝統行事継承のための支援策を検討してまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。

ワイン用ブドウの研究施設については、県内でのブドウの生産維持及び喫緊の課題であります暑さに強い品種の研究等々を進めていくため、ぜひ設置の検討をお願いしたいと思います。

伝統文化の継承につきましては、今答弁のあったシンポジウムの中で、講師から、新たな担い手の確保に向けて、子供、次世代への継承、地区外からの参加者募集、女性の参画が重要だという指摘がございました。それらが県民の皆さんに浸透するよう、よろしくお願いいたします。

最後に、固定的性別役割分担意識を変えるため、県の力強い男女共同参画の推進を期待いたしまして、私の一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）公明党長野県議団、加藤康治です。

初めに、原油高対策について伺います。

物価高騰の長期化に加えまして、米国とイスラエルによるイランへの攻撃に伴う原油高やナ

フサの不足により、県民生活や県内経済にさらなる影響が生じています。イラン情勢に伴う原油高などによる国民生活への影響について実態把握を行うため、公明党では、中道改革連合、立憲民主党と共に3月から4月にかけて緊急アンケート調査を行い、個人と法人合わせて1万2,000件を超える回答をいただきました。

調査の結果、個人ではほぼ全員が物価上昇を実感しており、9割以上が「消費を控えている」と回答するなど、生活への圧迫が広く及んでいることが明らかになりました。法人では、原材料費や燃料費の高騰によるコスト増が顕著であり、8割を超える企業が「既に影響を受けている」と回答され、さらに、「今後影響が予想される」を含めると97.1%に達し、ほぼ全ての企業が原油高の影響にある、または影響を憂慮していることが確認されました。

企業からは、ナフサを原料とする塗料、シンナー、建築資材やエンジンオイルなどの調達に困難になりつつあるとの具体的な声が数多く寄せられました。また、賃上げの見通しについては、「現状維持」が最多となり、企業が賃上げに踏み切れない状況が浮き彫りとなりました。

今回の調査結果により、生活費の上昇は既に県民生活全体へ影響しており、命や暮らしを守るための対策が急務であることや、コスト増やサプライチェーンの断絶など企業の存続そのものが危ぶまれる事態が発生しており、経済活動を維持するための対策を緊急に打つ必要性が明らかになりました。

以上のような状況を踏まえ、県民生活の底支えや企業活動の継続のための対策を速やかに実行するよう、公明党県議団として、先月、イラン情勢に伴う原油高などから県民の命や暮らしを守るための緊急要望を阿部知事に行わせていただきました。県では、今月、暮らしと産業を支える中東情勢対応方針を策定するとともに、補正予算案を編成し、LPガス利用者への支援や事業者への資金繰り支援などが盛り込まれました。

先週、米国とイランによる戦闘終結の覚書が結ばれたことは、事態の収束と地域の平和に向け一歩前進したものであり、歓迎するところですが、県民生活への影響が直ちに解消するものではないため、引き続き県民や事業者への不安解消に向け取組を進めていく必要があります。

そこで、昨日も風間議員、小山議員、宮下議員が質問をされていましたが、私からも、知事へ行った緊急要望や県が策定した対応方針を踏まえ、何点か伺いたします。

まず、個人に対する支援について。

県の対応方針では、今後の低所得者に対するきめ細かな支援の在り方について部局横断チームでの検討に着手するとなっています。しかし、現在の物価高は、食料品や日用品を中心に長期化しておりまして、低所得世帯を中心に、毎日の生活にも事欠く大変厳しい状況に置かれています。低所得者に今どう必要な支援をしていくのか、健康福祉部長に伺います。

また、これから夏休みを迎えるに当たり、お子さんが家にいる時間が多くなりますので、食

費やエアコン代など子育て世帯への負担が大きくなることを踏まえた支援策を講じることが重要と考えます。今後、子育て世帯に対し必要な支援をどう行っていくのか、こども若者局長に伺います。

次に、事業者への支援について。

利益が出ているにもかかわらず、現金の流れが滞ることで支払いができなくなり、経営が継続できなくなる、いわゆる黒字倒産を防ぐため、資金繰りの支援が重要と考えます。今回の補正予算案に中小企業融資制度資金が盛り込まれていますが、原油高を踏まえ、どのような制度の拡充がなされるのか、伺います。また、支援が必要な事業者が確実に融資を受けられるよう周知を拡充すべきと考えますが、どのように行っていくのか、産業労働部長に伺います。

緊急要望では、サプライチェーン全体の在庫状況や不足リスクの把握についても要望しました。県の対応方針では、需給状況のモニタリングと県内への影響分析を行うこととしています。医療資材や農業資材、石油化学製品など、個別分野においてどのような体制で状況を把握し、県民や事業者へ情報提供をしていくのか、産業政策監に伺います。

医療現場におきましては、医療資材の供給不安や価格高騰が大きな影響を及ぼすことが懸念されておりまして、とりわけ医療用手袋など基礎的な資材の不足や流通の偏りは安定的な診療継続に直結する重要な課題です。

そこで、国は、医療資材の供給状況などの実態をどのように把握し、供給の目詰まり解消に向けてどのような具体的取組を行っているのか。また、これを踏まえ、県は実態をどのように把握し、国といかに連携し、医療機関への支援に今後どのように対応していくのか。医療現場における医療資材の供給不安などへの国と県の対応について、健康福祉部長に伺います。

また、農業分野では、肥料や農業用資材、ハウス資材などへの影響が指摘されています。来春の営農に向け、資材の確保ができるのか心配だという声もお聞きしています。来春の営農に向けた農業資材の供給の見通しについて農政部長に伺います。

ナフサ原料を用いない業態への転換を行うための設備投資に対する支援についても要望させていただきました。一例を挙げますと、ホテル・旅館関係に携わる方とお話をした際に、現状はシーツやバスタオルなどのクリーニングを業者に委託しているが、クリーニング溶剤の不足などにより受入れが厳しくなった場合、自前で大型洗濯機を導入してバスタオルやフェースタオルのクリーニングを行うことも考えられるが、その際の設備投資の支援が重要ではないかとのお声をお聞きいたしました。

また、これまで食品トレーの製造をナフサ原料に依存してきましたが、環境にも配慮し、ナフサ原料に頼らない材料でつくる取組が県内でも行われています。ナフサ原料が足りないというピンチを逆にチャンスに変えるためにも、今回御紹介したような業態転換に対する支援は重

要と考えますが、県としてどのような支援を行っていくのか、産業政策監に伺います。

次に、若者への支援について伺います。

長野県においても、人口の減少、とりわけ若者の県外への流出が深刻な課題となっています。進学や就職などを契機に県外へ転出した若者がそのまま戻らないという状況が続いていまして、地域の活力低下や担い手不足の大きな要因となっています。

人口減少を食い止めるためには、若者から選ばれる長野県を実現しなければなりません。そのためには、若者の生きづらさを解消していく大胆な支援が必要です。私は、昨年11月と本年2月議会の一般質問で、若者の奨学金返済の負担軽減や若者に対する住まいへの支援について提案をさせていただきました。

先月、会派で兵庫県の若者支援の取組を調査させていただきました。兵庫県では、若者・Z世代応援パッケージを打ち出し、教育費の負担軽減や住宅支援、就職支援などを横断的に整理し、パッケージ化して一体的に進めています。若者が学び、働き、結婚し、子育てをしながら安心して暮らせる環境づくりを県の重要政策として位置づけています。全国の自治体でも個々の若者支援に関する事業は実施されていますが、それを一つのパッケージとして発信することで若者に対する県の姿勢を明確に示しています。

そのような中、令和7年の兵庫県の人口の転出超過が大幅に改善されました。県では、その要因を今後分析していくとしていますが、若者・Z世代応援パッケージを打ち出したことも要因の一つではないかと推察されます。

そこで、兵庫県の取組を踏まえ、何点かお伺いいたします。

兵庫県では、県内在住者を対象として、県立大学や専門職大学の入学金と授業料を所得制限なく無償化する取組を進めていまして、少子化対策と若者定着策を兼ねた先進的な施策として注目されています。

大学進学に伴う経済的負担は依然として大きく、多くの学生が奨学金を利用しており、卒業後の返済負担が結婚や出産などの将来設計に影響を与えているとの指摘もあり、授業料の無償化は大きな効果があると考えます。無償化を行うに当たり、財源の確保や対象者をどこまで広げるかなどの課題はありますが、例えば、授業料の相当額を一旦貸与する形にし、県内に就職した際に返還を免除することにより若者の県内定着につなげる効果もあると考えます。そこで、県立大学の魅力向上や県内定着促進の観点から、本県においても入学金や授業料の無償化について検討してはどうかと考えますが、県民文化部長の御所見を伺います。

また、兵庫県では、地域に若い世代を呼び戻し地域コミュニティを再び活性化することや、住宅価格の高騰による若年世帯への影響を緩和するため、住宅ニーズが高い地域をモデル地域として指定し、市町村と共に住宅購入補助などを行っています。人口減少対策を進める上では、

子育て支援に加え、若者が地域に住み続けるための政策も重要と考えます。

そこで、本県が現在策定を進めています県土のグランドデザインに、若者に定着していただくためのまちづくりという観点を取り入れることも重要と考えますが、建設部長の御所見を伺います。

最後に、若者から選ばれる長野県を目指すため、本県においても、若者に対する支援策を総合的に整理し、例えば若者定着人口減少対策パッケージとして若者や県民に分かりやすく示すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には２点お尋ねがございました。

初めに、低所得世帯への支援についてでございます。

生活にお困りの方については、生活就労支援センター「まいさぼ」において、一人一人の状況に応じ、生活支援や就労支援、各種制度へのつなぎなどを行っており、令和７年度の新規相談件数は前年度比11%増となっております。また、県フードサポートセンターによる食料支援に加え、日用品支援も実施しており、令和７年度はいずれも前年度比約50%増となるなど、ニーズの高まりが見られます。

こうした状況を踏まえ、昨年度の11月補正により、まいさぼ及びフードサポートセンターにおいて生活必需品や食料品の支援を強化しているところであり、今後の状況変化にも的確に対応できるよう引き続き実態把握に努めるとともに、必要に応じてさらなる支援を実施してまいります。あわせて、ウェブ広告等を活用したまいさぼの広報強化により、相談につながりやすい環境づくりを進めてまいります。

今後とも、まいさぼを入り口として食料品や日用品の提供による当面の生活の安定を図るとともに、就労支援など自立に向けた中長期的な支援を一体的に提供し、部局横断チームによる検討も進めながら、必要な支援を切れ目なく着実に実施してまいります。

次に、医療資材の供給不安等への国と県の対応についてでございます。

医療資材の供給不安等は、地域の医療提供体制などに大きな影響を及ぼす重要な課題であると認識しております。まず、国においては、流通の目詰まりや供給の偏在解消に向け、相談窓口の設置や対策チームを立ち上げるなど、供給不安への対応を進めているところでございます。

こうした状況を踏まえ、県では、医療機関からの情報を的確に把握し国へつないでいくことが重要であると考えており、医療機関へのヒアリングの実施に加え、国のシステムを活用した医療資材の供給状況の把握や国の相談窓口の周知に努めてきたところでございます。

また、国が実施する医療用手袋の備蓄放出につきましては、資材確保が困難となっている医療機関を取りまとめ、必要な資材が現場に円滑に行き渡るよう支援をしております。あわせて、

中東情勢の長期化等への不安を抱える医療機関の皆様の安定的なサービス継続を支援するため、社会福祉施設等医療・衛生用資材価格高騰対策支援事業を6月補正予算案に計上させていただいたところでございます。

県としましては、医療資材の供給と価格の両面から支援を行うことにより、引き続き国や関係機関と緊密に連携を図りながら医療機関の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には子育て世帯に対する今後の支援策について御質問をいただきました。

県では、物価高が続く中、子育て世帯の家計負担の軽減を図るため、昨年度の11月補正による低所得のひとり親世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金や、児童1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当の着実な支給について市町村と連携しながら取り組んでまいりました。

また、食品の支援については、間もなく夏休みを迎えるに当たり、現在フードドライブ統一キャンペーンを開催しており、こどもカフェや生活に不安を抱える家庭に食品を届けられるよう取り組むほか、本年度の当初予算で信州こどもカフェに対する助成単価を引き上げたり、昨年度の11月補正による県内フードバンク団体を通じた子育て家庭への食品支援等を行っているところです。

さらに、今年度、信州こどもカフェサポートセンターを設置し、関係者で連携し、食品、人材等の円滑な確保、立ち上げ、運営に関わる相談支援、利用促進に向けた情報発信等を行ってまいります。こうした支援により、学校給食がなくなるなど食生活を含めた生活面での負担が増加しやすい夏休みなどの長期休暇の時期においても必要な支援が行われるように取り組むとともに、今後も子育て世帯の置かれた状況に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には中小企業融資制度資金について2点お尋ねをいただきました。

まず、今回の拡充内容についてのお尋ねです。

原油高騰に起因する物価高騰に苦しむ事業者の皆様を支援するため、今回の補正予算案に融資枠の拡大に関する予算を計上させていただきました。金利が上昇する中、固定、長期、低利の県制度融資をより多くの事業者に活用いただけるよう、融資可能額を200億円増額し、総額で1,000億円といたします。これにより、コロナ禍後で最大規模となる融資可能額を確保し、事業者の資金繰りを一層力強く支援してまいります。

また、借入を希望する事業者がより制度を利用しやすくなるよう、貸付対象者の要件を緩和し、これまで、「売上高や収益性が直近3か月の実績で減少していること」を要件としていたものを「直近2か月の実績とその後1か月の見込み」に見直すことにより、3か月目の実績を待たず、より迅速な融資が可能となるようにいたしました。

次に、制度の周知についてのお尋ねです。

これまで、金融機関や経済団体、市町村、信用保証協会等の団体組織を通じて機関紙や総会等での情報提供を実施してまいりましたが、新たに県公式LINEやXを活用し、登録いただいた事業者の方々にプッシュ型の情報発信を行うほか、500人を超えた長野県価格転嫁サポーターや県職員による事業所訪問の機会も活用し、直接事業者に対してよりきめ細やかな情報の提供を行ってまいります。これらを通じて、支援を必要とする事業者に対し確実に情報が届くよう努めてまいります。

以上です。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、中東情勢に係る物資の状況把握と情報提供の体制についてでございます。

今般の中東情勢は、危機管理事象として、全庁的な体制としまして関係部局で構成します中東情勢対応チームを設置し、方針に基づく取組を進めているところでございます。

具体的には、個別分野の状況把握のため、交通、医療・福祉、製造業、農業、建設業などの業界団体や事業者計79者に対して各所管部局から定期的にヒアリングを実施し、対策の検討の際のベースとしているところでございます。また、本年3月には国際経済情勢に係る長野県連絡協議会を設置し、県内経済団体や国との情報共有、連携体制を構築しております。

加えて、国においては、物資供給に関する相談窓口の設置や、元売事業者から石油関連製品を直接販売するスキームの創設などの対応をしており、こうした情報を県内事業者の皆様にお伝えすることが最も重要であることから、各部局から業界団体等を通じた速やかな周知に加え、国の相談窓口についても県公式LINEや約3万者を対象としたアンケートに合わせた情報提供などに取り組んできたところでございます。引き続き県民・事業者の皆様が正確な情報に基づいて判断、行動ができるよう、業界団体の総会や個別企業への訪問機会などあらゆる場面を活用し、より丁寧な情報発信に取り組んでまいります。

次に、業態転換に対する支援についてでございます。

中東情勢の混乱によるナフサ関連の物資の不足は県内事業者に大きな影響を与えていますが、同時に、輸入資材に過度に頼らない経営の在り方を見直す大事な契機になるものと考えております。このため、環境の変化に対応し、経営基盤の強化を図る業態転換について、資金面、技

術面の両面からトータルでサポートしてまいります。

具体的に、資金面では、新商品開発や事業の多角化など生産性向上を目的とした事業展開などを目指す事業者には、県中小企業融資制度による貸付利率を低利に抑えた支援のほか、ナフサ原料等を使用しない既存事業とは異なる事業への転換を目指す事業者には、設備投資関連の国の新事業進出補助金等の活用促進などに取り組んでまいります。

また、技術面では、ナフサ原料を用いない素材の開発や施策を行う際に、県工業技術総合センターによる素材の分析や評価を行うなど、事業者の製品開発を支援してまいります。

さらに、農業分野では、ナフサ由来ではない生分解性マルチの活用、化学肥料の使用量低減に向けた堆肥、緑肥の活用なども考えられ、こうした様々な面から県内事業者の業態や事業の転換を支援することを通じて、外部環境に左右されない強靱な経済構造の構築につなげてまいります。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） 来春の営農に向けた農業資材の供給の見通しについての御質問でございます。

先月県が実施いたしました中東情勢等を踏まえたアンケートでは、農業者団体から、突発的な新規の発注が難しく、来年以降の資材調達に不安があるといった声が寄せられております。こうした切実な声を受けまして、県においてメーカー等に確認させていただいたところ、資材の種類や在庫の状況、調達ルートによってメーカー間でも認識に差があると承知しておりまして、今後の国際情勢や物流状況等によりましては、現場における調達に影響が生じる可能性も考えられます。

こうした中、国におきましては、石油関連製品の安定的な調達に向けまして、製造、生産、流通の各団体に協力を要請しているところでございます。県といたしましても、引き続きメーカー、流通事業者、関係団体等と緊密に情報共有を行いまして供給や流通の状況を注視するとともに、国とも連携しながら現場の不安や課題の解消に向けて対応してまいりたいと考えております。

あわせまして、様々な機会を通じまして、正確な情報を農業者の皆様に丁寧に伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君） 私には県立大学の魅力向上、若者県内定着のための無償化検討についてお尋ねをいただきました。

県立大学は、1年次全寮制、少人数クラスによる英語集中プログラム、全員参加の海外プログラムなど教育上の特色があり、他の大学と差別化できる魅力があると認識しております。入学金や授業料について申し上げますと、県内出身者の入学金を国公立大学標準額の2分の1に設定し、国の高等教育修学支援新制度に県単独で上乗せ補助し、おおむね年収380万円未満の世帯の県内出身学生の授業料及び入学金を無償化しております。こうしたこともあり、令和8年度入試における志願倍率は3.8倍と、高校生にとって魅力ある選択肢として受け止めていただいていると考えております。

他方、この春の県立大学卒業生の県内就職率は48.9%で、ここ数年同程度の推移となっております。若者の県内定着のためには、県立大学のみならず、全ての県内大学の学生や県出身学生に、長野県で働き、暮らす魅力を伝える取組が必要です。県立大学の入学金、授業料の無償化もそのための具体的な方策として御質問いただいたと認識はしておりますが、その実施に当たりましては、先行して授業料等の全面無償化を行っている他県の状況を確認し、様々な人口定着、若者支援策の中で費用や効果を比較検討する必要があると考えております。

以上でございます。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には県土のグランドデザインに若者定住の観点を取り入れることについて御質問をいただきました。

現在、県では、人口減少下にあっても都市の利便性と地方の豊かさを併せ持つ県土や地域の将来像を描くものとして県土のグランドデザインの策定を進めているところでございます。

人口減少下においても持続可能な地域を形成していくためには、産業や生活サービスの担い手であり、また地域に活気と活力をもたらす若者世代の定着が重要な要素の一つであると認識しております。そのため、若者世代の暮らしに関する不安を減らし、多くの若者が地域に残り、戻ってくる、もしくは移り住んでもらえる環境の整備を念頭にグランドデザインを検討することが必要であると考えております。

今後、子育てや買物のしやすさ、それぞれのライフスタイルに合った多様な住まい方など、若者世代の定住の観点を踏まえつつ、引き続き県土のグランドデザインの策定を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には若者から選ばれる長野県を目指すため、若者、県民にもっと分かりやすく施策を示すべきだと思えるがどうかという御質問をいただきました。本当に何度も同じような御指摘をいただいていた大変恐縮に存じておりますが、大変重要な指摘だというふう

に思います。

長野県は、これまでも、若い世代の皆さんの意見を取り入れて、全国に先駆けた取組を含めて数多くの施策、政策を構築してまいりましたけれども、しかしながら、それが若い人たち、子育て世代にしっかり伝わっているかという、まだまだ伝わり切れていないというふうに率直に感じております。子育て家庭の経済的負担の軽減や特色ある学び、若者支援について、兵庫県の実例も拝見していますが、確かに我々が参考にすべき兵庫県ならではの取組もある一方で、我々の取組のほうがより望ましいのではないかと、進んでいるのではないかとということも率直に言っているところがあるのではないかとこのように思っています。

しかしながら、発信力が違うことによって県民の皆様に訴求していないという実情は改善していかなければいけない大きな課題だということに考えております。県庁内の文書で見慣れていると、少し工夫されているとどうしてもよくなったように見えてしまいますけれども、それだと、先ほどの固定的性別役割分担意識の中で、従来の発想でいるとなかなか違和感を覚えなという形になってしまいますので、私自身も少しその辺の感性を磨かなければいけないなというふうに改めて感じますし、また、何よりも、こうしたものについては、県職員にも若い職員がたくさんいるので、若い職員の感性を生かしていくということも大変重要だということに思っております。

今後は、御指摘をいただきましたので、こうした若者・子育て世帯に対する支援の全体像を分かりやすくパッケージで整理していきたいというふうに思いますし、若い職員の感性もいただき、デザインや表現も工夫しながら、若い人たちや子育て世代の皆さんに県の取組がしっかり伝わるような効果的な情報発信に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）新型コロナから始まりまして、さらに物価高で大変厳しい状況が続く中で、追い打ちをかけるように今回の原油高が襲いかかっています。戦闘終結の覚書が結ばれましたが、今までどおりに戻るには時間がかかりますし、一度上がってしまった価格は下がらないのではないかとこの指摘もあります。

今この瞬間に困っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。県民の皆様の命や暮らしを守るため、そのような方に今後もさらに手を差し伸べていただきますよう心からお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）漫画やアニメを扱った前回に続き、今回は動画配信や映像を切り口に伺

います。

一昔前、「ロード・オブ・ザ・リング」という映画が世界的に大ヒットしました。舞台となる場所は地球でありながら、時代は著者トールキンが創造したはるか遠い昔であると設定されています。著者は、この世界を「ミドルアース」と呼び、物語は、力の指輪の存在を軸に、ホビットやエルフ、人間、ドワーフなど多彩な種族を巻き込んで展開されました。

しかし、何といっても映画を見た誰もが吸い込まれたのは、ロケ地となったニュージーランドの壮大な自然と世界観でありました。驚くべきことに、観光客による聖地巡礼は20年以上たった今でも非常に根強く、象徴的存在となったホビット村は、コロナ禍が明けても年間50万人以上の来訪者があり、そのほとんどがミドルアース、日本で言う「中つ国」を体験するために来ていると報じられています。

そして、それは、ニュージーランド政府が意図的につくり上げた部分でもあったと言われます。上映直後、政府はこう気づいた。待てよ、我々は観光地を売っているんじゃない、ミドルアースを売っているんだ。以来、実施した観光キャンペーンは、「ニュージーランドへようこそ」ではなくて、「ウエルカム・トゥー・ミドルアース 中つ国へようこそ」、それを徹底し、空港、観光パンフレット、国際広告全てがミドルアースで統一されました。政府が売ったのは、山、森、湖ではなく、一つの世界観、ブランドで再定義された国全体、ミドルアースそのものでありました。

これを場所と世界観の力と言い換えて長野県の一つの可能性をバックキャストしてみると、例えば、仮に2035年に「ロード・オブ・ザ・リング」以来の諏訪神話をモチーフにしたNetflix作品が大ヒットしたとします。その直後に観光客が増える、これは当然。しかし、本当に重要なのは、2050年、2100年になってもその世界観が残っているか、あの物語の舞台を訪れたいと思われ続けるかであります。

では、どうやって肝心の世界観をつくるのか。そこは、究極的にはクリエイターにやっていただくほかはないものの、何しろ、ここからの数年間は、大手の制作会社までもが次の舞台、次の世界観を探し回る、買手市場の貴重な時間です。制作会社やクリエイターのニーズを満たす場所がここにはあるとしっかり伝え、同時に、そういったトップクリエイターだけではなく、多くの県民も参加できるような形で地道にセルフブランディングを積み上げていくことも、また長野県の世界観づくりに欠かせない要素だと思います。

そこで、以下2点、お尋ねします。

まず、長野県は、庁内だけでも、観光PR動画や文化財映像、災害記録映像等、大量の動画を保存しています。これに、市町村、観光協会、放送局等まで含めると数はいよいよ膨大で、それらは分野別素材としては有用でありながら、コンテンツ制作者の使い勝手やニーズに合致

しているとは限りません。よって、クリエイターが求めるような映像・写真資産、民話・神話、文化財等を総点検し、一元的にデータベース化する事業を実施すべきであると考えますが、いかがでしょうか。企画振興部長に伺います。

また、企画振興部の広報パートナーの取組には注目しています。もっとも、長野県らしい価値やイメージを形づくり、県全体のブランド力の向上につなげていく取組も同時進行で実施すべきであります。差し当たり、県内外のクリエイターや創作者との連携を深め、長野県に関する新たな作品制作を促進するような、言わばクリエイターパートナーのような事業が必要ではないか。こちらでも企画振興部長の見解を求めます。

さて、長野県にも「ロード・オブ・ザ・リング」のような大砲が出てくれば好ましいことではありますが、たとえなくても問題ありません。むしろ、足元から県内のあらゆる場所が大化けする可能性が出てきたというのが2020年代の大変面白いところであります。

数年前のネットフリックス作品に「ダーク」という大ヒット作があります。あらすじとしては、2019年、ドイツの小さな田舎町ヴィンデンで子供の連続失踪事件が発生。33年前の類似事件、そして四つの家族の何世代にもわたる秘密を基に、町の人々が事件の真相に迫っていくという、こちらは、先ほどと打って変わって、一見よくありそうというか、日本の推理小説や刑事ドラマにも出てきそうな筋書であるものの、緻密に張り巡らされた伏線とタイムループを完璧に描き切った作品として、ネットフリックス史上最高のSFドラマと称されています。

面白いのは、あれを見れば、まず設定がすごいと感じます。繰り返し見れば見るほど、あれはこういうことだったのかという要素があって、それは不思議と現実離れを感じさせないタイムループによる効果だなと気づく。

しかし、もちろんそれもあるのですが、先ほどの例に漏れることなく、ここでの本質は逆なんじゃないかと思うわけです。つまり、「ダーク」は、まずドイツの暗い森がある。その次に小さな町がある。その次に閉塞感と家族のしがらみがあって、最後にそれらを紡ぐようにタイムループが来る。タイムループという舞台装置やいかに優れたストーリーがあっても、それらを生かせるか否かは結局場所と世界観の力次第。

実際、「ダーク」の町が成功しているかと言えば、終始全然成功していません。若者は出ていく、閉鎖的、森しかない、雨ばかり。でも、世界中の人々がその町に魅了された。なぜか。それは、不気味さや閉塞感も含めて、そこにしかない空気があるから。仮にそういうことならば、長野県こそが世界基準であります。軽井沢とは対照的な南佐久の誰も入らない森、木曽谷の湿った山道、秋山郷の雪に閉ざされた集落、天龍村の深い谷に位置する神社の記憶。恐れながら若干脚色してみましたが、これらは、いずれも過去の委員会の現地調査で訪れて、長野県にもこういうところがあるのだなと率直に思った場所であり、今思えば、地域の活性化という

切り口よりは、その場所が本来的に持つ力と価値観、ストーリーを、行政が切り取らず、そのまま生かすべき地域だと思います。

そこで、以下、知事に質問いたします。

先ほど、ここからの数年間はクリエイターを呼び込むには絶好の期間だという話をしましたが、そうはいつでも、悠長に構えている時間はありません。他の都道府県が優越的地位を築く前に、短期的な戦略にも迅速に取り組んでいただきたいです。

そこで、まず営業本部について、ロケやコンテンツ企業の誘致、クリエイターの移住促進等を新たな業務として位置づける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、知事におかれては、ロケ支援体制の整備や許認可の迅速化を推進する旗振り役となることを期待しています。わけでも、トップセールスは、商品売る従来型のものとは違って、投資誘致的な要素が強くなります。果敢にネットフリックス本社、アマゾンMGMなど制作会社やプラットフォーム企業の懐に入っていってほしいと思いますが、いかがか。これまでのトップセールスの課題とともに伺います。

そして、最後に、長期戦略の一つとして、クリエイターを対象とした長期滞在制度の創設を提案します。

先ほど申し上げたとおり、特に中山間地や小さな集落は、確かに人口だけを見れば課題先進地かもしれません。ゆえに、従来は、ここでも明るい部分を見つけて、さわやか信州などと銘打って観光パンフレットをつくってきましたが、コンテンツの世界では、明るさや爽やかさだけでは弱いです。むしろ、美しいけれど怖い。懐かしいけれど不穏。この感覚こそ長野県の深いコンテンツ資源であり、行政が未開拓にしている部分であります。これらは、別の視座からコンテンツを起点として組み立て直すため、クリエイターの方々に長期滞在していただき、実体験を踏まえて作品を創作してもらうことが重要だと考えるのですが、いかがか。こちら、過疎地域や小さな集落への向き合い方について改めて振り返っていただいて、最後の質問いたします。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私にはコンテンツやクリエイターについて2点御質問をいただきました。

まず、映像や写真等の一元的なデータベースについてでございますが、コンテンツ制作に資する情報を扱う取組としては、県だけでも、県で制作した各分野の動画をまとめたムービートップピクスを県ホームページ上に設置、NAGANO MOVIEによる海外向けプロモーション動画等の提供、信州フィルムコミッションネットワークのホームページにおいて県内各地のロケ地やロケ実績を紹介する等を行っております。

一方で、議員御指摘のとおり、これらの取組や素材は分野や主体ごとに管理されているため、コンテンツ制作者が必要な情報を横断的に把握し、活用できる環境としては必ずしも十分とは言えないと認識しております。県以外の主体も含めた情報の統合については、著作権等の問題も含めて慎重に検討する必要がありますが、まずは県に関連する情報だけでも連携させられるようにするとともに、クリエイターが使いやすいようにするにはどのような手法があるのか、関係部局と研究してまいります。

次に、県内外のクリエイターや創作者等との連携についてでございます。

クリエイターや創作者に長野県を題材とした作品を創作いただくことは、本県の魅力発信やブランド力の向上につながるものと認識しております。県内でも、佐久市出身の漫画原作者、武論尊氏と「北斗の拳」を生かした取組、映画「ゴジラ-1.0」における岡谷市でのロケ、アニメ映画「サマーウォーズ」の上田市を舞台とした展開など、地域がクリエイターや作品と連携して地域のブランド化を図っている例が見られるところであり、これらは長野県の資産であると認識しております。

議員御指摘のクリエイターとの連携については、まずは県内でこのような資産がどれほどあるのか、また、他県ではどのような動きがあるのか、把握をしたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）コンテンツ産業、とりわけロケの誘致等について、私には3点御質問を頂戴いたしました。

全体を通じてコンテンツ産業やロケ地としての長野県の可能性をどうやって高めていくのかという御質問を頂戴したわけですが、先日、日本映画製作者連盟をはじめ、映画産業の関係者の皆さんと全国知事会長の立場でお会いさせていただきました。その際、先方からは、日本映画産業として、世界中の作品を、まさにハリウッド作品みたいなものも含めて、日本にロケ誘致していくことがこれからは必要ではないかというお話がありました。

映画産業としても、海外の大型作品のロケ誘致を通じてこの地域の雇用が生み出され、産業にとってもプラスになるのではないかと、そういう観点で国内外のロケ誘致を拡大していきたいというお話をいただきました。非常に重要な話であり、長野県も、これまで、信州フィルムコミッションネットワークや各地のフィルムコミッションがそれぞれ努力をし、地域の皆さんの御協力の中で様々な映画作品、テレビ作品のロケ地になってきたわけですので、そうした取組を長野県の強みとして生かしていくということは大変重要だというふうに考えております。知事会としての問題意識としても受け止めておりますが、長野県としても大きな問題意識を持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

そうした中で、まず営業本部の業務拡大について御質問をいただきました。

営業本部は、2019年に県産品の国内外の販路開拓・拡張に向けて、生産から販売まで一貫したマーケティング支援を行って、本県のブランド力、稼ぐ力を向上していこうということで設置されたわけであります。これまで、海外にもかなり積極的にプロモーションをして輸出額等も伸びてきているところでありますので、一定の成果が上がってきているというふうに思っておりますし、この長野県のよさを映像等で発信していこうという取組も進めてきております。海外向けのプロモーション画像等も作成させていただき、そうしたものを通じて本県のすばらしさを発信してきております。

ただ、設置当時と比べて、輸出の状況や世界経済の状況が大分変化してきておりますし、御提案をいただきましたような観点も含めて、これから営業本部としてどこに軸足を置いてどういう分野に最も力を発揮するのか。また、単に物産の販売促進だけではなく、より広い観点から取組を進めていくことが必要ではないかという問題意識もありますので、営業本部の在り方については、これまでの取組を踏まえながら、今後の在り方について改めて検討していきたいというふうに考えております。

また、私が旗振り役となって県全体でロケ誘致を進めていってはどうか、これまでのトップセールスの課題とともに伺うという御質問でございます。

信州フィルムコミッションは、平成24年に設置して、支援体制の整備や許認可の迅速化を図ろうということで、観光機構とも連携しながらロケ誘致を行ってきたところでございます。全県的なロケの受入れ調整や撮影の許認可の迅速化を図るための手続のサポートなどを行ってきているわけでありますけれども、さらなる誘致に向けては、こうした取組を一層進めていくことが必要だというふうに考えております。

例えば、これまでの海外のトップセールスは、どちらかというところ、これまで関係性を築いてきたものをさらに発展させるとか、安定させるとか、そうしたところに力点を置いてきましたが、今御指摘いただいたように、新たな分野や新たなルートを開拓するところでトップセールスを発揮していくということもケースによって必要な場面があるというふうに考えておりますので、そうした観点も持ちながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、このロケ誘致の取組については、県内各地でかなり積極的にお取り組みいただいているフィルムコミッションがでございます。先日映画関係者とお話をしたときも、ジャパン・フィルムコミッションの事務局長からは、諏訪とか上田は相当頑張っていますねというお話もいただいておりますので、そうした地域のフィルムコミッションとも連携しながら取組を行っていきたいと考えております。

最後に、過疎地域や小さな集落への向き合い方を振り返ると同時に、クリエイターを対象と

した長期滞在制度を創設してはどうかという御質問でございます。

長野県においては、中山間地域こそクリエイティブフロンティアだということでこれまでも取組を進めてきました。輝く農山村地域創造プロジェクトをはじめ、中山間地域のポテンシャルを生かして発展させていこう、都市部とは違う強みを生かしていこうということで取り組んできました。リゾートテレワークやリゾートオフィスの設置なども進んできて、都市部は都市部の強みがありますが、一方で、長野県は、やはり豊かな自然環境を背景として、中山間地域にこそ長野県の特徴や強みがたくさんあるというふうに考えております。

そうした中で、クリエイターを対象とした長期滞在制度ということですが、現在、信州アーツカウンシルと協働して、様々なジャンルで活躍するアーティストをこれまでも本県に招聘しております。信州アーツカウンシルの「NAGANO ORGANIC AIR」ということで、いわゆるアーティスト・イン・レジデンス事業として取り組んできているわけでもありますけれども、近年は、信州フィルムコミッションネットワークと連携して、映画監督やビジュアルアーティストの方々も招聘させていただいて、県内様々なところに滞在していただき、創作に向けたリサーチやワークショップを行ってきていただいているところでございます。

受入れ地域としては、映画監督の方々は、池田町、喬木村、飯山市、こうしたところで迎え入れていただいております。ビジュアルアーティストの方は小谷村、写真家の方は大鹿村、県内のいわゆる中山間地域を中心にこうした方を受け入れさせてきていただいているところでございます。これまでのこうした取組を振り返りながら、今後こうしたクリエイターの方々と長野県のいわゆる過疎地域や中山間地域をどうやってつなげていくかということについて、問題意識を持って考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、このコンテンツ産業、とりわけ様々なロケ誘致という観点では、長野県は、歴史文化の側面でも、あるいは自然景観の側面でも、非常に強い優位性を持っているというふうに考えておりますので、積極的な取組を行っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（依田明善君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後１時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）格差と分断を防ぎ、中間層と地域共同体を守る県政について伺います。

本年2月定例会において、物価高と賃金、産業の生産性向上、成長投資、人材確保などについて質問しました。今回は、経済社会の変化が県民生活や地域社会にどう影響しているのか、格差と分断、中間層の弱体化、地域共同体の維持という観点から伺います。

近年、世界では、格差の拡大と社会の分断が民主主義そのものを揺るがす問題となっています。特に、アメリカでは、製造業の衰退と中間層の没落、所得や学歴による生活環境の差、さらに健康や寿命の格差までもが政治の極端化や国民的合意の喪失につながっているとの指摘もあります。

これは、決して遠い国の話ではないと感じています。日本は、明治維新以降、資源に乏しく、産業基盤も十分とは言えない中、教育を重んじ、勤勉に働き、力を合わせて近代国家を築いてきました。戦後の焼け野原からも、底力を発揮し、高度経済成長へとつなげてきました。その中で生まれたいわゆる一億総中流社会は、全てが理想的だったわけではありませんが、多くの国民が、努力すれば報われ、真面目に働けば、家族を養い、将来に希望を持てるという実感を持てた社会であったと思います。

しかし、近年、その土台が少しずつ揺らいでいるのではないかと危機感を持っています。長野県には、豊かな自然、ものづくり産業、農業、観光、教育、医療・福祉、そして地域共同体という大きな財産があります。この財産を次の世代につなぎ、格差と分断を防ぐ県政が今こそ求められていると考え、順次お伺いします。

阿部県政4期16年の社会構造の変化と対応について伺います。

知事は、これまで、4期16年にわたり長野県政を担ってこられました。この間、人口減少、少子高齢化、若者の県外流出、地域産業の人手不足、子育て世帯への負担、単身高齢者の孤立、地域共同体の担い手不足など、社会構造は大きく変化しました。また、日本経済も、長く続いたデフレから、物価上昇を伴う時代へ転換しつつあります。

デフレからの脱却は、本来、企業収益の改善、賃上げ、投資拡大、地域経済の活性化につながるものであり、否定すべきものではありません。しかし、現在のインフレは、食料品、燃料、電気代、資材価格など、生活や事業に欠かせない物の価格上昇が先行しています。所得や資産のある層は一定程度対応できますが、低所得者層、年金生活者、子育て世帯、中小・小規模事業者ほど負担を強く受けています。インフレは経済の正常化につながる一方、行き過ぎれば格差を広げ、地域社会を不安定化させる危険もあります。

こうした時代だからこそ、県政の根底にある哲学が問われています。成長は必要です。しかし、成長の果実が一部に偏り、地域で暮らす多くの人々が取り残されるようであれば、県民の将来の希望は失われてしまいます。

そこで、知事に伺います。

知事は、4期16年を振り返り、長野県の社会構造がどのように変化したと認識しておられるでしょうか。また、デフレからインフレへの転換、人口減少、少子高齢化、格差拡大の中で、努力すれば報われ、支え合いながら地域で暮らせるという社会の力が弱まりつつあることをどう受け止めておられるのか。さらに、格差と分断を防ぎ、中間層と地域共同体を守るため、どのような基本姿勢や価値観を大切にすべきだとお考えになっているのか、知事の所見を伺います。

次に、人口減少社会への対応について伺います。

国においては、2040年を一つの節目として、人口減少、高齢化、労働力不足、社会保障負担、地域交通や医療・福祉の維持など、いわゆる2040年問題が指摘されてきました。しかし、地方の現場に立つと、2040年を待つまでもなく、こうした課題は既に前倒しで現れていると感じています。

人口減少・少子化対策、移住促進、若者の県内定着はもちろん重要です。しかし、同時に、人口減少を完全に食い止めることが難しい現実を直視し、人口が減っても県民の暮らしを守り、地域の機能を維持できる仕組みへと転換する必要があります。2040年を待たずに前倒しで進む社会構造の変化に、より積極的に備えるべきだと考えます。

そこで、知事に伺います。

知事は、長野県において2040年問題が想定より前倒しで進んでいるとの認識を持っておられるか。人口減少対策を進める一方、人口減少を前提としても、暮らしを守る地域社会の再設計をどのようにお考えになっているのか、伺います。

次に、国際情勢の緊張が県民生活に与える影響について伺います。

イラン情勢に伴うホルムズ海峡をめぐる混乱は、原油価格、燃料費、物流コスト、資材価格を通じて、日本社会、そして長野県の県民生活にも影響を及ぼしました。もちろん、外交、安全保障、エネルギー政策の根幹は、国が責任を持って対応すべき事項です。しかし、物価高や品不足、燃料価格上昇、物流混乱の影響を受けるのは、県民一人一人の暮らしであり、各産業の現場です。

特に、内陸県である長野県では、燃料・物流コストの上昇は、生活必需品、農業・建設資材、観光、交通、医療・福祉など幅広い分野に影響しました。

また、仮に台湾海峡をめぐる緊張が高まり、日本に向かうシーレーンが不安定化すれば、エネルギーだけでなく、半導体、電子部品、食料、肥料、資材などの供給網に影響が生じる可能性があります。その場合、今以上のインフレや品不足が起こり、県民生活や県内産業に大きな影響が及ぶことも想定しなければなりません。

そこで、田中産業政策監に伺います。

今回のホルムズ海峡をめぐる混乱が、原油価格、資材価格、品不足などを通じて県民に与えた影響と、その教訓をどのように受け止めておられるか。また、台湾海峡を含むシーレーンの不安定化が起きた際、県民生活や県内産業に及ぼす影響についてどのような危機感を持っておられるのか。

さらに、国との連携、市町村との情報共有、生活困窮者への支援、燃料、物資、資材価格高騰への対応、地域経済の影響把握など、県としてどのような備えを進めていくお考えか。それぞれ田中産業政策監に伺います。

教育格差、健康格差、寿命格差とアジアの若者との交流について伺います。

アメリカ社会の分断に関する議論の中で極めて深刻だと感じたのは、学歴によって、所得や職業だけでなく、健康や平均寿命にまで差が出ているという点です。これは、教育格差が、進学や就職にとどまらず、食生活、住環境、医療へのアクセス、健康意識など人生全体に影響することを示しています。

日本においても、家庭の所得、親の教育環境、住む地域によって、子供たちの学習・体験機会、進路選択、将来の職業、所得、健康状態にまで差が生じる可能性があります。教育は、格差を固定化するものではなく、格差を乗り越える力を子供たちに与えるものでなくてはなりません。

同時に、成熟期を迎えた日本の若者たちが、これから国を成長させようとしているアジアの若者たちと交流することも重要だと考えます。強い熱量を持つ国々の若者との交流は、日本の子供たちに、挑戦する意欲、働くことへの誇り、社会を自らつくる感覚を育てる機会になると思います。

そこで、教育長に伺います。

教育長は、学歴や教育環境の差が、将来の所得、健康、さらには寿命にまで影響している現実をどのように認識されておられるか。また、家庭の経済状況や地域差に左右されない学習支援、体験機会の確保、キャリア教育をどのように進めていくお考えか。

さらに、長野県の若者が、成長するアジアの若者と交流し、挑戦する意欲や社会を切り開く力を育む国際交流、海外研修、地域産業と海外との接点づくりを教育政策の中でどのように位置づけるのか、お伺いします。

大学進学だけではない多様な進路と地域産業を支える教育について伺います。

格差社会を防ぐためには、全ての子供たちに大学進学を促すことだけが答えではないと考えます。

近年、AIをはじめとするテクノロジーは急速に進化し、今後多くの仕事の在り方が変わっ

ていくことは間違いありません。しかし、どれほど技術が進んでも、人の手、人の感覚、人との信頼関係、現場での経験によって支えられる仕事があります。いわゆる手に職をつけるという価値観は、A I時代において、古くなるどころか、むしろ一層重要になるのではないのでしょうか。テクノロジーで完全には代替できない人間業とも言える仕事は今後ますます必要とされ、担い手も不足していくと考えます。

一方、学校教育では、大学進学や偏差値中心の価値観が強くなりがちです。もちろん、大学進学を否定するものではありません。しかし、同時に、専門高校、職業教育、地域企業で働くこと、地元で起業すること、農業やものづくりに関わることを誇りある進路として位置づける必要があります。

子供たちが、東京に出なければ成功できない、大学に行かなければ人生が狭まるという価値観に縛られるのではなく、長野県で働き、長野県で暮らし、手に職を持ち、地域に貢献しながら豊かに生きる。そういう選択肢を自信を持って選べる教育が必要です。

そこで、教育長に伺います。

A Iやテクノロジーが進化する時代でも、現場の技術、経験、感覚、人との関係性に基づく仕事の価値はますます高まると考えます。県として、専門高校、職業高校、農業高校、工業高校、商業高校と地域企業が連携したキャリア教育をどのように充実させていくのか。また、手に職をつけることや地域産業を支える人材育成を教育政策の重要な柱として位置づける考えがあるのか、お伺いします。

農業構造転換に向けた生産基盤の整備について伺います。

国は、令和6年6月に改正した食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間、すなわち令和7年度から11年度までを農業構造転換集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化など、集中的、計画的に推進することとしています。

また、令和7年9月12日に閣議決定された新たな土地改良長期計画では、令和11年度までの5年間で農業構造転換を集中的に進める政策目標を設定し、その第一に、農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減を掲げています。

担い手への農地の集積・集約化とスマート農業技術の導入による生産コストの低減のため、農地の大区画化や管理作業の省力化に資する基盤整備を進める活動指標には、水田の基盤整備約9万ヘクタール、そのうち1ヘクタール以上の大区画化約6万ヘクタールなども明記されています。

農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響を考えると、本県でも、担い手への集積・集約化に向け、農地の区画拡大を進める必要があると考えます。県内での圃場整備の取組状況と、農業構造転換集中対策を踏まえ、今後どのように取り組むのか、根橋農政部長に伺います。

次に、長野県におけるスケート文化の継承について知事にお尋ねします。

長野県は、冬季オリンピックを開催し、全国に誇るウインタースポーツの歴史を持つ県です。中でも、スピードスケートは長野県を象徴する競技であり、小平奈緒さんをはじめ、オリンピック選手や、国際大会、国民スポーツ大会で活躍する選手を多く輩出してきました。

しかし、今、そのスケート文化は大きな岐路に立っています。県内のスケート施設は老朽化が進み、温暖化により屋外リンクを安定して維持することも難しくなりつつあります。加えて、人口減少や少子化により、競技人口の減少、指導者や役員の高齢化も進んでいます。

スケートは、単なる競技成績だけの問題ではありません。寒さの中で子供たちがリンクに立ち、地域の大人たちがそれを支える、その積み重ねが長野県の冬の文化を形づくってきたのだと思います。特に、南信地域では、スケートは長い歴史を持つ地域文化です。諏訪地域をはじめ、多くの子供たちが親しみ、選手、指導者、審判、競技役員として長野県のスケートを支えてきました。しかし、施設の老朽化、温暖化、競技人口の減少、担い手不足が重なれば、この文化は自然には続きません。長年育ててきたスケート文化が静かに失われていくのではないかと懸念します。

そこで、知事に伺います。

知事は、これまで多くの選手を輩出し、南信地域をはじめ地域の人々によって支えられてきた長野県のスピードスケート文化にどのような価値を感じておられるか。また、施設の老朽化、温暖化、人口減少などによりその継承が難しくなりつつある現状をどのように受け止めておられるか。そして、長野県のスケート文化を今後どのように守り、次世代につないでいくお考えなのか。阿部知事にお伺いします。

次に、文化財、歴史的施設の維持継承についてお尋ねします。

長野県には、善光寺、諏訪大社をはじめ、長い歴史と文化を象徴する施設が数多くあります。先日も、文化財振興議連において諏訪大社を超党派で視察したところでございます。これらは、単なる建物ではなく、地域の信仰、暮らし、祭り、観光、景観、誇りを支えてきた長野県の歴史そのものです。

しかし、こうした施設や文化財の中には、老朽化が進み、維持管理や修繕の負担が大きくなっているものがたくさんございます。人口減少や地域の担い手不足が進む中で、所有者や地域だけで守り続けることが次第に難しくなっているのではないのでしょうか。

文化財や歴史的施設は、失われてしまえば二度と元には戻らない、金額でははかれない価値を持つものです。道路や橋と同様、歴史や文化も地域の暮らしを支える社会基盤です。それが失われれば、地域の記憶や誇り、観光資源、次世代へ引き継ぐべき長野県らしさも失われてしまいます。

もちろん、文化財の維持は、所有者や地域の思いによって支えられるべきものです。しかし、その価値が、地域を超え、県民全体、さらには国民全体の財産と言えるものであるならば、県や国が一定の責任を持って支援することも必要ではないでしょうか。また、過去には、文化財や歴史的施設への県の支援の在り方が変化したとの声も聞いています。この点については、過去の支援制度や予算の変化を整理した上で現在の支援の在り方を検証する必要があると考えます。

そこで、伺います。

善光寺や諏訪大社をはじめとする長野県の文化財、歴史的施設についてどのような価値を感じておられるか。また、老朽化や人口減少、地域の担い手不足により、所有者や地域だけでは維持継承が難しくなっている現状をどう受け止めておられるか。

さらに、過去の県の支援の変化について、事実確認をした上で、今後、県として文化財や歴史的施設の保存、修理、継承にどのように関わっていくのか。それぞれお考えを小池県民文化部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には5点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、これまで4期16年における長野県の社会構造の変化についてという御質問でございます。

一言で申し上げますと、社会を支えてきた前提条件そのものが変わってきたというふうに受け止めております。大きく三つの面で変化したというふうに受け止めております。

一つは、経済環境の変化でございます。リーマンショック後の厳しい雇用情勢の中で私の県政はスタートしたわけであります。平成23年4月の有効求人倍率は0.67倍という数字でありましたが、令和7年の4月は1.29倍ということで、雇用をつくらなければいけないという状況から、逆に人手不足にどう対応するかという状況になっています。

また、県内総生産や1人当たり家計可処分所得も着実に上昇してきましたし、観光面で見ると、観光消費額も大幅に伸び、特に、当時はインバウンドの観光客はそんなに多くいらっしゃっていませんでしたが、今は様々な観光地に海外からも多くの方に訪れていただくという形になっています。そういう意味では、長野県の経済は、量的にも質的にも発展してきたというふうに考えております。

また、第2の変化としては、やはり何といたっても人口減少が社会全体の前提になってきたということだというふうに思っております。本県の人口は、2001年の約222万人をピークに減少を続けて、2024年には200万人を下回る状況になってまいりました。今はあらゆる分野で担い手不足が深刻化しているという状況になっておりますし、また、産業分野はもとより、地域活

動、医療や介護、公共交通など社会を支える仕組みそのものの維持が課題となってきたというふうに考えております。

そして、第3は、価値をつくり上げていく価値の源泉が変化してきたということだと思います。AIやデジタル技術の急速な進展によりまして、単に人口、規模、こうしたものを追う時代から、人材の力や知恵、技術、こうしたものによって付加価値を生み出していく時代になってきております。これからは、生産性の向上やイノベーションが地域の競争力を左右するというふうに考えております。

さらに申し上げれば、県民の皆様方の価値観も多様化してきております。物質的な豊かさだけではなく、生きがいを追求する、あるいは環境との調和を重視する、こうした県民の皆様方の価値観の多様化も進んできているものというふうに考えております。そういう観点で、この16年間、長野県の社会を支えてきた前提条件そのものが大きく変わってきたというふうに考えております。

続きまして、努力すれば報われ、支え合いながら暮らしていける社会の力が弱まりつつあることへの受け止めという御質問でございます。

御質問の中にもありましたが、デフレからインフレへの転換は、本来、経済のパイが大きくなって、努力すれば報われる社会につながるものであるというふうに私も考えております。しかし、現実には、物価上昇になかなか賃金上昇が追いつかないという方々もいらっしゃいます。そうした中で、所得格差の拡大や子供たちの教育、体験格差の拡大、こうした課題も生じてきている、拡大してきているというふうに思っております。

また、本県の場合は、大都市圏ほどではありませんが、人口減少や高齢化の進行によって、消防団員や民生委員をはじめとする地域を支える担い手の方々をこれまでどおり確保することがだんだん困難になってきているという状況がございます。かつて神城断層地震の際、白馬の奇跡ということで、地域の支え合いの力が全国的に称賛されたわけでありすけれども、そうした地域の力が弱まりつつあることにつきましては危機感を持っているという状況であります。

一方、本県には大きな可能性があるというふうに考えております。長野県内各地域には、今なお、お互いを思いやり、助け合う、そうした文化が根づいているというふうに思っておりますし、地域や社会のために努力しよう、力を尽くそうということで頑張っている県民の皆様方が大勢いらっしゃいます。

本県としては、生活困窮世帯の子供たちの学びを支える取組や地域活動を担う人材の支援等を進めてきましたけれども、これからは、人口減少社会にふさわしい新たな支え合いの仕組みづくりが必要になってきているというふうに考えております。誰もが希望を持ち挑戦することができる社会、そして、困ったときには安心して支援を受けられる社会を県民の皆様方と共に

つくっていききたいと考えております。

続きまして、格差と分断を防ぎ中間層と地域共同体を守るための基本姿勢についてという御質問でございます。

私は、格差と分断を防ぎ、中間層と地域共同体を守るために最も大切なことは、全ての県民の皆様方が将来に希望を持って、そして安心して暮らすことができる社会をつくっていくことだというふうに思っています。

希望と安心ということをこれまでの県政においてもキーワードとして使ってまいりましたけれども、やはりこうしたものを現実のものにしていくということが重要だというふうに考えております。

年齢、性別、障がいの有無、国籍、育った環境、そうしたものににかかわらず、お一人お一人の県民の皆様方が自らの力を発揮し、挑戦できる機会が保障されるということが大事だというふうに思います。また、同時に、病気や障がい、家庭環境など自らの努力だけでは乗り越えられない困難に直面した際には、社会全体で支え合うということが必要だと考えております。

そうしたことを進めるためには、まずは何よりも教育、人づくりへの投資というものが重要ではないかというふうに考えております。あわせて、所得、生活の安定を支え、そして地域のつながり、支え合いの力を維持発展させていくことがこれまでの長野県の強みを生かすことにもつながっていくというふうに考えております。

人口減少、高齢化、A I・デジタル技術の進展と、社会の前提条件がどんどん変化していく中ではありますが、こうした問題意識を持って県政を進めていきたい。誰一人取り残されることなく、努力が報われ、支え合いが息づき、希望と安心を実感できる、そうした信州の実現に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2040年問題の前倒しの認識、人口減少を前提とした地域社会の再設計についてという御質問でございます。

本県におきましても、人口減少と少子化、高齢化は、当初の想定を上回る速度で進行しております。人手不足、担い手不足に加えて、医療・福祉、公共交通、地域コミュニティーなど、県民の皆様方の暮らしを支える基盤への影響が顕在化してきており、いわゆる2040年問題は既に始まっているというふうに認識しております。

私は、こうした変化を一時的な逆風だというふうには捉えておりません。人口増加を前提として築かれてきた社会の仕組みそのものを見直し、人口減少社会にふさわしい新たな社会モデルに移行していかなければいけない時代に入ってきたというふうに受け止めております。

人口が減っても、豊かさと安心を実感できる成熟した社会をつくるため、教育や医療・福祉、交通、そういったいわゆる社会的共通資本について、持続可能性と利便性を両立させながら再

構築していかなければいけないというふうに考えております。

本県では、既に学びの改革や地域交通の再構築などに取り組み始めているところでございますけれども、今後は、若い世代をはじめとする県民の皆様方の声を十分に生かしながら、社会の基本設計そのものを更新するための取組をさらに踏み込んで進めていきたいと考えております。

また、こうした取組は、長野県だけで解決できないものもございます。東京一極集中の是正や国と地方の役割分担の見直しなど、国全体の構造改革も不可欠だというふうに考えております。全国知事会長の立場としては、そうした議論も積極的にリードしていきたいというふうに考えております。希望と安心を持って県民の皆様方が暮らせる、そうした長野県づくりに全力で取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、長野県のスケート文化の価値の認識とその継承についてという御質問をいただきました。

本県のスケート文化は、厳しくも豊かな自然の中で育まれてきた地域に根差した大変貴重な財産だというふうに認識しております。また、本県を代表する競技として、オリンピック選手をはじめとして、国内外で大活躍する多くの選手を輩出してきております。県民に夢や希望、そして郷土への誇りをもたらしめているものというふうに受け止めております。

一方、御指摘のとおり、近年の少子化に伴う競技人口の減少に加えて、スポーツの多様化などによって若年層のウィンタースポーツ離れが進んでおりますほか、指導者等の高齢化も課題だというふうに認識しております。

また、関連施設の老朽化に加えまして、気候変動の影響によりスケートリンクの安定的な維持が難しい状況が顕在化するなど、スケートを取り巻く環境は厳しさを増してきているというふうに受け止めております。

こうした中であっても、地域に根差したスケート文化は、選手の育成を支える基盤として重要であるとともに、子供たちの健やかな成長や地域コミュニティの形成に寄与するものだというふうに考えております。こうしたスケート文化の重要性に鑑み、関係市町村の取組等も踏まえつつ、関係団体と連携し、県としてもスケート文化を次世代に継承していくため、協力を行っていききたいと考えております。

以上です。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、ホルムズ海峡閉鎖によります県民生活への影響と教訓についてでございます。

今般のホルムズ海峡をめぐる混乱は、原油価格の上昇に加え、石油関連製品の価格高騰や供

給の不安定化などにより、県民生活や県内産業に幅広く影響を及ぼしております。

県民生活に不可欠な医療・福祉などの分野において、資材不足によりサービス継続に支障が生じかねない状況も見られ、事業者はもとより県民にも不安が生じております。また、製造業や建設業をはじめとする産業分野においては、原材料や資材の供給不足等により、調達コストの増加や、納期、工期の遅延が生じ、特に中小企業の事業活動に大きな影響が及んでいるところでございます。

こうしたホルムズ海峡をめぐる一連の事象については、外部に大きく依存する経済構造の脆弱性が顕在化したものと改めて認識しております。県民生活と県内産業を守り持続的な発展を実現するためには、今般の事態を教訓とし、例えば、供給リスクを避けるための資材、原材料の確保や、輸入資源に依存しない代替原料、代替技術の導入支援など、国際情勢の変動に左右されにくい産業構造への転換を進めていく必要があるものと考えております。

次に、国際的なシーレーン不安定化の影響への危機感と県としての備えについてでございます。

エネルギーや食料、資材などの輸入に大きく依存する日本において、今回のホルムズ海峡と同様に国際的なシーレーンに混乱が生じた場合には、様々な物資の不足や価格高騰などに直結する可能性があり、県民生活や県内産業に大きな影響を及ぼすものと危機意識を持っております。

こうしたリスクを念頭に、エネルギー調達構造の転換など社会経済の基盤の見直しについて国に求めていくとともに、外部依存度の低減に向けて地域資源を活用した地域内経済循環の構築を国と連携して進めてまいります。

また、価格高騰などによる影響を迅速に把握し、県の支援策等の情報を県民、事業者の皆様へ届け、そして活用していただくため、関係団体との一層の連携強化を図ってまいります。さらに、今後の低所得者に対するきめ細やかな支援の在り方については、市町村との連携を含め検討に着手したところであり、実情を踏まえながら必要な対応の具体化を進めてまいります。

引き続き中東情勢の影響を把握し、併せて世界の動向を注視しながら、暮らしと産業を支える備えに向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には5点質問をいただきました。

まず、学歴や教育環境の差が将来に与える影響についてでございます。

教育は、子供一人一人の可能性を広げ、将来を主体的に生き抜くための力を育むものでございます。しかし、戦後の我が国の学校教育を振り返ると、上級学校への進学を意識した学力の

形成が重視されてきた側面があり、果たしてそれが真の学力を育む教育だったか検証する必要があると私は考えております。

また、人の幸せは学歴や教育環境のみによって一律に決まるものではないと捉えており、人が豊かに生きていくためには、人と関わりながら互いに支え合い、豊かに学ぶことが重要であると考えております。

議員御指摘のように、学歴や教育環境の差が将来の様々な側面に影響を及ぼし得るという調査結果があることは承知しております。その上で、学校教育に求められる役割は、全ての子供が生まれ育った環境や経済状況に左右されることなく自分らしく生きていけるよう力をつけていくことだと考えております。

続きまして、家庭の経済状況や地域差に左右されない教育の推進についてでございます。

家庭の経済状況の格差については、高校生等奨学給付金や給食費の無償化などにより経済的支援を行っているところでございます。また、地域差に左右されない学習支援や体験機会の確保については、本年度、総合教育センターに遠隔教育配信センターを開設するとともに、小学校において、小規模校での指導充実に向けた研究や、小規模校同士をオンラインでつなぎ授業をするための特別加配教員を配置しているところでございます。

教育は、格差を固定化するものではなく、格差を乗り越える力を育むものと教育委員会としても認識しており、そのために、社会の現実的な課題に向き合い、その過程で多様な人と関わりながら多様な価値観を身につけていく教育が重要と考え、本年度、地域に学ぶ「わたしの生き方探究」実践校を指定し、自らの生き方を考えるキャリア教育のカリキュラム開発に取り組んできているところでございます。

続きまして、長野県の若者が海外との接点をつくる教育施策についてでございます。

次世代の社会を担う若者にとって、世界に通じる広い視野や、多様な価値観を受け入れつつ課題を解決する力は重要であると認識しております。

国際交流については、令和6年度において県内高等学校20校が実施し、オンライン等を活用した海外との交流に取り組んだところでございます。海外研修については、「海外での学び」推進事業である信州つばさプロジェクトを実施しており、韓国、台湾、マレーシアなどへの短期留学プログラムを設定し、昨年度は県内100名の高校生が参加するなど、応募人数は年々増加しています。

今後は、これらの施策に加え、議員御指摘の地域産業と海外との接点づくりも重視し、生徒の挑戦する意欲や創造力、社会を切り開く力を育む取組を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、地域企業と連携したキャリア教育の充実についてでございます。

A I やテクノロジーが進化する時代においても、現場で培われる確かな技術や経験、感覚は A I では代替できないものであり、生きた学びや人との関わりの中で生まれる判断力や対応力が今後さらに重要になるものと認識しております。

このため、農業、工業、商業をはじめとする専門高校においては、地域企業や業界団体と連携し、インターンシップやデュアルシステム等の長期企業研修を実施しております。また、商品開発や企業の課題解決に取り組むなど、実社会とつながる探究的な学習を通して、専門的な知識、技術に加え、課題解決力や協働力、創造力の育成を図っているところでございます。

今後は、これらの取組をさらに発展させ、地域企業や業界団体との連携を一層深め、変化の激しい時代や産業構造の変化に対応しながら自らの人生をたくましく切り開き、地域社会の発展に貢献する力を育むキャリア教育を充実させてまいります。

最後に、地域社会を支える人材育成の教育政策への位置づけでございます。

地域産業の維持発展やインフラの維持整備のためには、生活の基盤を支える労働力の確保が不可欠であり、議員御指摘のとおり、手に職をつける人材の育成は重要であると認識しております。

現在、専門高校では、農業、工業、商業、家庭分野に関する専門的な知識と技能を習得するとともに、地域と連携し、地域と密着した学びを通して実践的に学ぶことに力を入れております。

一方で、県立高校工業科の入学者数は県立全日制全体の9.7%にとどまり、必要とされる人材の絶対数が不足している状況であることから、理工系人材の育成は喫緊の課題でございます。長野県をさらに豊かな地域として発展させてまいりたいという思いは県教育委員会も同様であり、地域活性化を担う人材の育成は最も重要な課題の一つとして位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） 圃場整備の取組状況と今後の整備方針についての御質問でございます。

県内の水田約5万ヘクタールのうち、スマート農業の取組が容易となる50アール以上の区画は1,000ヘクタールにとどまっております。こうしたことから、現在、県営事業8地区、約150ヘクタールにおきまして区画の拡大に取り組んでいるところでございます。

今後は、担い手への農地の集積・集約化を一層進めるために、地域計画の40の重点支援地域のうち、基盤整備が課題となっております15の地域を中心に、地域計画の実効性を高める取組を支援してまいります。

あわせて、本年度から拡充いたしました県単独事業によりまして、農地の権利関係調査

や整備のイメージ図の作成などに要する経費の支援をいたしまして、事業化に向けた地域の合意形成を促進してまいります。

また、農業構造転換集中対策によりまして創設された支援制度を積極的に活用いたしまして、農業者負担がゼロとなる県営事業でありますとか、農業者が自ら行う畦畔除去などの簡易整備への支援を効果的に組み合わせながら圃場整備の加速化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には文化財につきまして3点御質問をいただきました。

まず、長野県の歴史的建造物にどのような価値を感じているのかについてでございます。

県内の歴史的建造物は、地域の文化や信仰などと深く結びつきながら長い歴史の中で育まれ、今日まで大切に受け継がれてきたものです。本県のこれまでの歩みを象徴するかけがえのない財産であるとともに、地域に対する誇りのよりどころであり、また、観光や地域経済を支える資源でもあるといった重要な役割を果たしていると認識しております。

続きまして、歴史的建造物の維持継承に係る現状についてでございます。

歴史的建造物は、原則、所有者が維持管理や修繕を行っていますが、近年は、所有者の不在により住宅等が空き家となる事例、伝統的な工法で建造物を修繕する人材の不足、お寺や神社の維持管理を支える檀家や氏子の減少、木造建築の経年劣化など、貴重な文化財として次世代に継承していく上で多くの課題が人口減少に伴い顕在化していると認識しております。

3点目でございます。歴史的建造物の保護に対する県の支援の経過、そして今後の関わりについてでございます。県の補助制度の経過につきまして、国指定文化財を例に申し上げます。

国庫補助に上乗せする県単独補助は、平成14年度以前の補助率は、補助対象団体の財政状況に応じて7.5%から15%でした。平成15年度からは、新規事業の採択を見送るとともに、補助率を段階的に引き下げ、平成20年代前半には補助率をおおむね3%から5%とし、平成25年度以降は、民間事業者に対しては財政力に応じて1%から7.5%としています。

このほか、歴史的建造物の適切な保護を図るため、防災機器の保守点検に対する補助制度を新たに設けたほか、文化財パトロールを通じて文化財の管理状況を把握し、その結果を市町村や所有者と共有して適切な維持管理につなげるといった対応を行っているところでございます。

文化財の保護には様々な課題がございます。しかしながら、文化財が持つ多様な価値を後世に伝えられるよう、引き続きその保護に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）今年150周年を迎える長野県であります。150年前の明治初期、我が国

はまさに開花期を迎えたわけです。米と絹のほかに主要産業がなく、今よりもはるかに貧しく、世界の中ではまだ小さな存在だった日本が、身の丈に合わない希望を抱き、西洋諸国に負けな近代国家を実現しようとした時代でありました。150年目の今こそ、この時代の人々が抱いたような希望や高揚感を思い出すときだと思います。

格差や分断を乗り越え、子供たちが未来を信じ、伝統文化を大切にし、誰もが地域で生きること誇りをもち、そして、今が実は150年前よりもさらにすばらしい可能性を秘めた時代であることを認識し、前向きに坂の上の白い雲を目指すことができる社会を構築することこそ、これからの県民の使命であると私は確信しております。

日本人が持つポテンシャルは無限であり、必ず未来は開ける。このことを確信しまして、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、高島陽子議員。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）改革信州の高島陽子です。通告しております四つの項目について質問いたします。

初めに、県立高校の入学者選抜の在り方について聞きます。

令和8年春、県内高校は、私立高校で専願による入学者が大幅に増えるなど充足率は100%を優に超え、一方で、伝統あるトップ校をはじめとし、多数の県立高校において定員割れ、再募集を実施する事態となり、衝撃が走りました。

高校入試後期選抜の合格発表から数日を経てのことです。ある先生から、勤務校で追加募集を実施したが、今年は私立高校の入学者数が想定を超えて増えた影響などで入学予定者数に満たないという話を聞き、年度末間際の業務に迫われ、4月からの新学期を目前に控えた時期に御苦労なことだと感じていました。

時同じくして、全県で過去最少の不合格者と最多の再募集とメディアが報じることで、県立高校の入学者定員の大幅な欠員などがどの通学区においても起こり、受検生の意識がさま変わりしたことがあらわになりました。難関と言われてきた進学校が再募集を実施し、また、これまで人気のあった中堅校で大量の不合格者を出したことなどから、県立高校普通科の危機として、県立高校の立ち位置や意義、また、将来どうなっていくのかを心配する県民は決して少なくないと思います。

高校教育費無償化がもたらしたとも言えるこのような現象に関して、武田教育長に以下5点をお聞きします。

- 1、まず、入学者選抜における募集定員の定め方について伺います。
- 2、その上で、多くの高校において定員割れや欠員が生じていることを踏まえると、入学者

選抜のこれまでの方式を変更せざるを得ない状況であると考えます。過去に自己推薦型入試があったり、前期・後期選抜を行ったりしてきた取組についてどのように評価しますか。

また、偏差値重視や輪切りによって生徒の学力で判断するようなやり方を取ってきたと思うが、そうではなく、例えば、志願数が定員に満たない高校においては、中学生の学びたい気持ちを尊重して入りを閉ざさない、このような入学者選抜の在り方も検討されたいが、お考えを伺います。

3、さて、公立高校と私立高校の募集定員については、公私協調による枠組みの中で長きにわたり決定されてきたが、今年度の入学者選抜の結果を踏まえ、今後も維持していくおつもりか、伺います。

今月9日の公私立高等学校連絡協議会で、既に私立高校募集定員数については、今春同様同数を決定されたとお聞きしています。公私協調路線を維持していくというならば、従来の方法を部分的に変更するなどの検討を行う余地はありますか。

4、ところで、中学生が自らの意思で希望する高校へ進学するためには、進路指導は大変に重要だと考えます。これまで以上に送り出す側の中学校進路担当のプレッシャーは強まることでしょうか。そこで、現在の取組と課題について伺います。また、進路指導を経て入学した後に、ミスマッチ等を理由として進路変更や中途退学に至った生徒の状況をどのように把握しているか、お聞きします。

5、最後に、高校無償化が入学者選抜へ及ぼす影響についてどのように把握し、分析しているのか、伺います。

次に、長野県警察の治安対策の強化や人材確保について阿部警察本部長に3点お聞きします。

私たちが生活する身近なところで高額な損失を与える特殊詐欺が後を絶ちません。加えて、少年や若者が指示役に従って実行犯に仕立てられ、凶悪犯となるような匿名・流動型犯罪グループ、トクリュウによる犯罪が多発しています。

県民の大切な資産を奪うお金詐欺の被害は県下各地で散発して、深刻な額に上っていることや、被害者の命を狙い、脅かすばかりでなく、犯行に手を下す10代、低年齢の少年たちが組織犯罪グループの手下となって、いともやすやすと加害側、容疑者になってしまう構造は許し難く、ゆゆしき問題であります。県警察として、専門的で高度な人材やスキルの活用などをしていと思いますが、被害状況や発生傾向の把握と、どのような対策を行っているのか。防犯や広報活動も含め、取組について伺います。

今年3月には、従来の組織犯罪対策課から組織犯罪対策第一課、第二課へ組織改正がありましたが、その目的とするところ、また取組について伺います。

ところで、こうした治安対策の強化に欠かせないのは、何よりも人材であります。その確

保と養成が確実に行われてこそと思います。

警察官の採用については、これまでも、本会議や委員会において議員から関心が寄せられ、幾つかの提案もされているところです。長野県警察への志願者が増え、採用に結びついて、確かな人材を獲得するために、様々に工夫されているとお聞きしています。例えば、現代の生活様式や水準に合わせるために官舎にエアコンを設置するなど、住環境の改善をはじめとするQOL向上によって働きやすさにつなげ、有為な人材を確保。使命感を備えた警察官を大切に育てていくための方針が必要です。

実際に、選考の条件として、プロスポーツ選手やトップアスリートの活躍に目を向けたり、警察学校の体験をメディア関係者にしてもらったりするなど具体的に取り組まれているとお聞きしますが、こうした人材確保の現状はいかがでしょうか。

次に、地域未来戦略について米沢産業労働部長にお聞きします。

第1弾の申請に向けて、発酵・フードテック・農業分野では、発酵を軸としたフードサプライチェーンの形成、世界市場でのブランド確立を目指す方向とのことですが、他県でも最近この分野に力を入れているようです。

食は、誰にとっても欠かせない日々の営みです。伝統的に家庭や地域でつながれてきた地元の特産、また、地場産業という歴史の中で形成され、蓄積されてきた重要な資源とも言えることから、ブランド確立に欠かせぬ地域に根差したところに大いに注目しております。

そこで、マーケットでの激しい競争においては、独自性や高品質、長野県の地域特性も発揮できるように、産学官金の緊密な連携体制を構築し、一步先んじて取組を推進するべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 5点にわたり質問をいただきました。

まず、入学者選抜における県立高校の募集定員の定め方についてでございます。

募集定員の策定に当たっては、旧12通学区ごとの中学校卒業予定者数を基本としながら、まず6月に私立高校募集定員を確定し、その後、11月に過去3年間の志願者数及び入学者の状況、隣接通学区の流出入の状況、さらに空き定員の状況等を総合的に勘案し、教育委員会定例会において決定しているところでございます。

続きまして、現状を踏まえた入学者選抜の在り方についてでございます。

本県の公立高校入学者選抜は、中高接続の重要な結節点と位置づけ、学力検査、調査書、面接などを総合的に評価し、前期選抜、後期選抜ともに生徒一人一人の資質、能力を多角的、総合的に捉えているとして一定の評価を得ております。

また、学ぶ意欲を有する生徒に対し学びの場が確保されることについては、近年、志願者が

定員に満たないが不合格とする、いわゆる定員内不合格者を年々減少させ、現在は全県で1桁の人数まで減らしてきており、多くの生徒を受け入れてきているところでございます。

しかし、最も重要なことは、その生徒にとって最適に学べる環境を提供することであり、そのためにも多様な選択肢を提供してきているところでございますが、生徒の「学びたい」を実現できるよう、今後さらに入学者選抜の在り方を検討してまいります。

続きまして、公私協調についてでございます。

今年度の入学者選抜の結果において、公立高校の全日制及び定時制ではいずれも充足率が低下した一方で、私立高校では充足率が上昇いたしました。背景としましては、いわゆる高校授業料の実質無償化の影響があったものと考えられます。

また、6月9日に開催された第54回長野県公立高等学校連絡協議会においては、公私協調の意義を改めて確認するとともに、社会情勢の変化も踏まえ、中学生や保護者のニーズに応えられるよう、公立、私立それぞれの役割を議論していく必要があることが確認されたところでございます。

長野県の高等学校教育の充実発展を図るためには、公立及び私立の高等学校が、特徴を生かしつつ、それぞれが長野県教育の一翼を担い、役割を果たしていくことが重要であると考えております。このため、今後は、今までの定員決定方法を含め、時代の変化に応じた公私協調の在り方について検討してまいります。

続きまして、中学校における進路指導の取組と課題についてでございます。

私自身、長く中学校の教員をしてまいりましたが、進路指導に当たっては、生徒の合格を強く願う思いから、生徒の進路選択に対して慎重な指導を行ってきたように思います。その中で、生徒の希望を十分に尊重し切れていたかという点については改めて考えさせられるところがございます。

進路指導において重要なことは、生徒と保護者が自ら進路先を決定することであり、教員はそのための適切な情報を提供することにあると考えております。そのために、中学校教員が高校の特色や多様な学びの選択肢について十分理解していることがまず重要でございます。このため、県教育委員会では、本年度、全ての中学校の進路指導担当者を対象として、高校生から学習内容や学校生活について直接話を聞く研修会を実施したところでございます。

また、進路変更や中途退学者の状況については、毎月の在籍調査や毎年の中途退学者追跡調査により、進路変更の理由とともに把握しているところでございます。令和6年度は、公立私立110校、合わせて647名が、学校生活・学業不適應、進路変更などの理由により中途退学している状況でございます。

最後に、高校無償化が入学者選抜へ及ぼす影響についてでございます。

4月に県内中学校を対象に実施した入学者選抜に関わるアンケート調査を実施した結果、私立高校への進学を検討する生徒にとって、費用面での負担が軽減されることにより、進学先の選択肢に私立高校を加える生徒が増加した。特に、都市部において、受検者数及び入学者の増加につながったということでございます。

加えて、私立の通信制高校や県外高校への進学者も増加するなど、生徒自身が多様な学び方を選択する傾向が強まった結果、公立高校への進学者が減少したものと分析しているところでございます。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には3点御質問をいただきました。

1点目、特殊詐欺等の状況についてお答えいたします。

本年5月末時点での電話でお金詐欺の認知件数は197件と、前年同期に比べ28件増加し、被害額についても、約17億2,000万円と、過去最悪となった昨年を上回るペースとなっており、極めて深刻な状況にあります。

警察におきましては、県内に本部、本店を置く全ての金融機関と情報連携協定を締結し、詐欺被害の早期認知と迅速な口座凍結等による被害防止を図るとともに、これら詐欺被害の多くが被害者の固定電話、携帯電話に対する国外からの着信が発端となっていることを踏まえ、犯人からの電話を受けないための国際電話利用休止や、警察庁推奨アプリのインストールなどの対策、あるいは最新のだましの手口等について、県警ホームページや県警公式アプリ「ライブリス」等を活用して注意喚起、広報啓発を行っているところであります。

次に、匿名・流動型犯罪グループ対策についてであります。いわゆるトクリュウは、暴力団や外国人犯罪グループ等と密接な関係を持ち、中核的人物は匿名化され、実行犯を流動的に入れ替えながら、特殊詐欺をはじめ強盗・窃盗等で資金を得る犯罪集団であり、その実態解明と取締りの強化が必要であると考えております。そのため、警察本部内及び各警察署に体制を構築し、部門横断的に関連情報の集約、分析を行い、警察庁や関係都道府県警察と情報共有を図りながら、実態解明、取締りを強力に推進しているところであります。

あわせて、若者がこうしたグループにつながりを持ち、犯罪に加担するケースが見られることから、教育機関に警察職員を派遣して講話や広報啓発活動を行うなど、加担防止対策にも取り組んでいるところであります。

2点目、組織犯罪対策部門の組織改正についてお答えいたします。

全国警察における現下の最重要課題の一つであるトクリュウへの対策を抜本的に強化するため、本年3月、トクリュウ対策の中心となる組織犯罪対策第一課と、従来の暴力団対策等を推

進する組織犯罪対策第二課を新設いたしました。

組織犯罪対策第一課には、専従の取締り体制として匿名・流動型犯罪グループ対策室を設置し、人員を増強するとともに、指揮命令系統を一元化し、司令塔機能が強化された組織犯罪対策統括官の下、県警内の各部門はもとより、警察庁や警視庁その他の関係都道府県警察、金融機関や関係事業者等とも必要な連携を図りながらトクリュウに対する実態解明や取締り等を強力に推進しているところであります。

また、組織犯罪対策第二課につきましては、暴力団とその資金源となる薬物・銃器事犯の取締り、暴力団排除活動等を一体的に運用し、効果的な暴力団対策を推進しております。引き続き、変化する治安情勢に迅速かつ柔軟に対応しながら、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

3点目の昨年の採用試験の実施状況等についてお答えいたします。

昨年度の採用試験の受験者は471人で、前年比マイナス56人、競争倍率は2.8倍で、前年比マイナス0.3ポイントと、いずれも低下いたしました。

採用情勢がこのように厳しさを増す中、県警察におきましては、本年度から新たに、異動があっても南信エリア内での勤務を原則とする南信エリア採用、元スポーツ選手を対象とするスポーツキャリアアピール選考を導入したところでありますが、こうした取組に加え、優秀な人材を確保育成するためには、働きやすい職場環境づくり、住環境設備の充実等も重要であると認識しております。

そこで、働きやすい職場環境づくりについてであります。本年4月から5か年を期間として長野県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画（第二期）を策定し、年次休暇の取得促進、時間外勤務の縮減、その他の働き方の柔軟化や、仕事と生活を両立できる勤務体制、勤務制度の確立に向け計画的に取り組むとともに、こうした取組をSNS等を通じて広く情報発信するよう努めております。

また、職員及びその家族が安心して居住できるよう、老朽宿舎のリフォームや独身寮の居住環境整備等、住環境を改善する取組を推進しております。

さらに、警察学校の規律の厳しさや生活への不安が警察へのネガティブなイメージにつながっているとの指摘があることを踏まえ、初任科生の携帯電話の使用制限や髪型の制限等について見直しを行ったほか、今年度中には柔剣道場にエアコンを設置する予定であり、知識の習得や訓練に打ち込める環境の整備を進めております。

引き続き警察官の仕事の魅力を積極的に発信するとともに、ソフト、ハード両面にわたって職場環境の改善を図り、優秀な人材の確保育成ができるよう努めてまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には地域未来戦略の発酵・フードテック・農業分野についてお尋ねをいただきました。

本県では、全国に先駆けて平成30年に「発酵・長寿県」長野宣言を行い、健康長寿の実現と地域経済の活性化を目指し、発酵産業の発展や地域ブランドの構築に取り組んでまいりました。

さらに、令和5年には、県内の発酵食品産業8団体や大学等が連携して発酵バレーNAGANOを設立し、産学官が一体となって、発酵産業の振興、ブランド力向上、人材育成などの取組を進めてまいりました。

現在、地域未来戦略の第1弾として、発酵・フードテック・農業分野について計画づくりを進めており、その中では、これまでの全国に先駆けた取組を生かすとともに、伝統的な発酵食品の振興にとどまらず、AIやバイオ技術、健康データと結びつけることにより、発酵工程の見える化や品質の安定化、さらには熟練技能の継承を図ることに加え、食品の機能性の分析や、輸出に当たって海外の嗜好や食習慣に対応した商品開発を進めるなど、新たな価値を創出する次世代食品産業の確立を目指し、検討を進めているところです。

また、企業、教育機関、試験研究機関との連携により、発酵、食品、バイオテクノロジー、AIを体系的に学ぶことができる次世代の食品産業を担う人材育成体制の構築についても検討を進めてまいります。

こうした取組を通じ、本県が誇る発酵文化とAI・デジタル技術を融合させ、世界市場を見据えた発酵を軸とする高度食品産業県として他県に先んじた展開を図ってまいります。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）武田教育長からは、先ほど定員内不合格に取り組まれている状況を御答弁いただきました。

ここで、全体最適というものを考えるに当たり、誰をも取り残さない高校の入り口こそが県立高校の担うべきところ、また、県立高校は、多様な学びや子供がこぼれないところを保障する言わば最後のとりでというような存在ではないかと、私は今回の事態に至って考えておりますが、これについての御所見を伺いたと思います。

次に、知事のジェンダー主流化への意識についてお聞きしたいと思います。

第6次長野県男女共同参画計画については、8年度4月からの5か年の計画が始まったところですが、ジェンダー主流化の考え方が新たに計画に盛り込まれました。しかしながら、県民にはまだなじみがないと思われる「ジェンダー平等の実現」や「ジェンダーギャップ解消」など、まず言葉の理解促進や浸透をどう図るのでしょうか。

また、どのような状態になればジェンダー主流化を果たすことになるのか。県民に分かりやすく伝え、理解を促し、行動変容につなげていくには長い道のりがあると感じています。基本

方針や道しるべの設定、実務的な進め方に期待を寄せ、今後の展望について知事より見解をお聞きします。

阿部知事は、全国知事会長として、ジェンダー平等の推進を知事会の四つの重点テーマの一つとして掲げています。知事会での取組に意欲を掲げ、ほかの都道府県と共有し乗り越えようとする姿勢に敬意を表し、大いに注目しております。

全国的に見ると、地方ブロックや都道府県ごとに現状や課題における格差や違いがあることは、学術的にも研究や分析が行われ、認知されています。そのような背景、流れの中で、どう進めようとしているのでしょうか。長野県から率先して取組に加速度をつけ、推進するなら、特にどの分野で実行していくつもりか、お聞きしたいと思います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）誰一人取り残すことないということで、公立高校はどうあるべきかという御質問かと思います。

先ほどお話をしたように、入学者選抜に関わって、いろいろな選択肢の中で子供たちが自分の最適な学びの場を探していく、選んでいくことが一番重要であるというふうに考えております。

入学者選抜につきましては、様々な考え方があることは承知しておりまして、私の中学校教師としての経験からいたしますと、やはり子供たちが自分の行くべき高校を自分の手でつかんだということが高校生活を充実させる一つのモチベーションにもなっていくんじゃないかというふうに思います。

そういった意味で、多くの子供が自分の目標の行きたいところを実現できること、もう一点は、やはり自分の力で切り開いていくことの兼ね合いということがこの入学者選抜では非常に重要なことだと考えておりまして、その点も含めて、これからよりよい入学者選抜の方向について検討してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはジェンダー主流化に関連して2点御質問をいただきました。

まず、ジェンダー主流化の理解促進をどう図っていくのか、また、どういう状態をもってジェンダー主流化が実現したと言えるのか。今後の方針と併せて伺うという御質問でございます。

ジェンダー主流化は、多様な立場や価値観を踏まえた質の高い政策形成のための有効な手法だというふうに考えております。

ジェンダーという言葉から、女性に特化した取組というふうに誤解されやすいわけですが、この手法によって、例えば避難所においてプライバシーの確保に配慮した結果、男性にとっても居心地のよい空間となった事例であったり、あるいは、海外では、幹線道路よりも女性が使

うことが多い生活道路を先に除雪した結果、歩行者や自転車の転倒が減り、医療費の削減にもつながった事例等があり、女性への配慮にとどまることなく、県民誰もがその恩恵を受けることができるわけであります。

あらゆる分野、段階で、このジェンダーを切り口として、日常生活の中にある気づきにくい不便さ、不合理さが可視化され、解消されている社会、これが目指したい姿でございます。県としては、まず、御指摘のとおり、分かりやすく共有していくことが非常に重要だと私も思いますので、まずは職員の理解促進のため、幹部職員や職員向けの研修を行っていききたいと思います。また、各部局が政策形成、予算の検討に当たって、性別による不平等がないか確認、改善するためのチェックリスト等の作成も進めていきたいというふうに思っています。こうしたことを通じて具体的な施策や取組に反映していきたいと考えております。

その上で、こうした取組による改善事例を県民の皆様方とも共有し、また、市町村とも共有して、県内におけるジェンダー主流化の普及展開を図り、結果的に多くの皆様方の行動変容につなげていきたいと考えております。

続きまして、全国知事会においてこのジェンダー平等の推進の取組をどう進めているのか、長野県として率先して取組を進めるにはどの分野に重点を置き、取り組んでいくのかという御質問でございます。

全国知事会におきましては、従来、この男女共同参画という視点では、プロジェクトチームでの取組にとどまっておりましたが、私が会長に就任して以降、推進本部ということで格上げさせていただいたところであります。今、山形県の吉村知事に本部長を務めていただき、男女共同参画本部の取組を進めていただいているところでございます。

まず、夏の全国知事会議に向けては、実効性のある提言を取りまとめるべく検討作業を進めているところでありますし、また、共通の行動項目の下で、全ての都道府県が一致して取り組めるような行動内容も共有していきたいというふうに考えております。

御指摘のとおり、都道府県ごとに現状や課題は異なりますので、それぞれの地域の優れた取組を共有していくことによって、各都道府県の取組を一層充実させることにもつなげていきたいと考えております。

本県における取組といたしましては、第6次長野県男女共同参画計画に基づきジェンダー主流化の具体化を進めていきたいというふうに考えておりますが、まずは、先ほど申し上げたように、私も含めて、我々職員自体も問題意識を持たなければいけませんので、あらゆる分野においてモデルとなるような重点分野を設定していきたいというふうに考えております。その上で、まずは小さなことでもいいので、具体的な成功事例を積み上げていくように取り組んでいきたいと考えております。

今後、有識者の御意見もお伺いしながら、本県の強み、弱みを分析した上で、本県がジェンダー主流化のモデルケースとなれるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔33番高島陽子君登壇〕

○33番（高島陽子君）ジェンダー問題をどう捉えるかについて部局と意見交換を行えば、人権や男女共同参画を担う職員の皆さんは、時代の流れの中でジェンダー課題を捉え、認識を深めようと努め、また、実現のための方法論を模索し、その実効性の検討にもしっかりと取り組んでおられると感心しています。

意識の共有化や浸透のため、部下の提案や企画力を信じて、知事においてはさらなる原動力を発揮され、一歩先へとリードすることで確かなジェンダー主流化を果たしてほしいと願い、私の質問といたします。

○副議長（中川博司君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。最初に、中東情勢の影響から県民の暮らしを支える施策について4点質問いたします。

まず最初に、県民の暮らしの実情の把握についてです。

中東情勢の影響について、長野県は、経済産業省への緊急要望を実施。ヒアリングや県内事業者へのウェブアンケートを行っています。このウェブアンケートでは、「中東情勢の悪化による事業活動への影響を受けている」と「今後受ける可能性がある」が全業種合わせて87.4%に上っています。こうした中で、6月補正予算案でも県内産業への支援策を打ち出しています。

同時に、県内産業とともに、県民の暮らしも深刻になっています。長野市の消費者物価指数は、2025年1年間の平均が、総合指数は113.5ですが、費目別に見ると、食料は128.3、水道光熱は117.8と、毎日の生活に欠かせない食料や水道光熱費が異常なまでに高騰しています。そこへ中東情勢悪化の波が襲いかかり、7月の飲食料品の値上げは2,000品目を超える見通しです。県民の暮らしは逼迫し、もう節約できるものがないなど、不安や悲鳴の声が広がっています。今、深刻な県民の暮らしの実情をしっかりと把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。産業政策監に伺います。

続いて、生活にお困りの皆さんへの支援策について伺います。

先日、長野市内で食料支援を行っている団体でお話を聞きました。多い日は7～8人が訪れ、お米は1袋2キロほどに小分けして配付していますが、窓口には、「お米は残り少なくなりました。在庫終了次第提供はできなくなります」と貼り紙がありました。残りは2～3袋とのことでした。フードバンクなどを通じて各種支援団体にお米などの食料品の提供が行われていま

すが、必要な物資が支援団体に行き届いているのでしょうか。

同時に、食料品の支援を受ける方々は居住地付近の支援団体に直接訪問して支援物資を受け取ることが基本ですが、そうなると、近くに住んでいる人や受け取りに来ることのできる人が中心にならざるを得ません。長野県フードサポートセンターで、県の責任において食品を配送する取組も行われていますが、支援団体からお聞きしても、支援を求めている、また支援が必要であっても届いていない御家庭がまだまだたくさんあるのではないのでしょうか。求めている方、必要とする方々が、その条件にかかわらず支援を受けられるような体制や取組の充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、健康福祉部長に伺います。

次に、水道料金の負担軽減について質問します。

6月補正予算案では、暮らしへの直接的な支援策として、L P ガスを利用する飲食店や家庭の負担軽減に12億900万円が盛り込まれています。その効果は、1 消費者当たり2,000円ということです。

一方、国では、消費税率の引下げや給付付き税額控除の検討が行われていますが、その動向は定まりません。この間、住民の暮らしが逼迫する中で、県外や県内の自治体において、一般家庭での水道基本料金について期限を区切って無料化するなどの取組が行われています。1 世帯当たり5,000円程度の負担軽減になったところもあるようです。県民は、抜本的な物価高騰対策を求めています。水道料金の負担軽減は、全ての世帯が対象になる支援策です。水は日常生活に直結し、健康を守るために欠かせません。まさに水は命です。そこで、県営水道の料金負担軽減について公営企業管理者に伺います。

また、県も緊急に市町村と連携し、県民の水道料金の負担軽減に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。阿部知事の見解を伺います。

県民の暮らしを支える施策の最後に、賃上げ支援について質問いたします。

産業労働部の令和8年春季賃上げ要求・妥結状況調査第1報、その平均妥結額は1万1,407円で、前年同期と比べて金額で612円増加しました。また、長野県の最低賃金は時間額1,061円です。しかし、働く人の暮らしは決して楽になっていないのが現状ではないのでしょうか。

県は、この間、賃上げ環境整備促進補助金や中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金など、生産性向上に資する設備投資や人材育成等、中小企業事業者の賃上げに向けた環境づくりを支援してきました。しかし、経営基盤の弱い中小企業は、この生産性向上に資する設備投資や人材育成等の対応が困難な状況にあり、申請手続の簡略化などを求める声も上がっています。申請手続の簡略化への見解を伺います。

また、岩手、徳島、奈良、群馬、茨城県では、設備投資などを条件とせず、賃上げた中小企業に対し県が直接支援する事業を実施しています。

先日、その岩手県を視察しました。1時間当たり60円以上の賃上げを行った場合に、従業員1人当たり6万円、上限50人分を支給しています。県全体で25億4,000万円を上限とし、財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているということでした。賃上げ環境整備促進補助金等と併用できるようです。中小企業者からこの直接支援金は歓迎されており、令和6年、7年に続き、今年がもう3年目になるそうです。

本来は、生産性を向上し、企業自らが賃上げを行うべきでしょう。しかし、暮らしと産業への深刻な不安が広がる中で、賃上げの緊急性、重要性を鑑みて、長野県においても同様の直接支援措置制度を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。以上2点、産業労働部長に伺います。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には中東情勢の影響を受ける暮らしの実情の把握についてのお尋ねをいただきました。

今般の中東情勢の影響は幅広く、エネルギー価格の上昇や物流コストの増加を通じて食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇にもつながっており、生活コストの増加により県民生活の負担が一層高まっている状況にあるものと認識しております。

生活者への支援につきましては、市町村とも連携や役割分担をしながら、これまでも、県としましては、特に価格高騰の影響を受けやすい低所得者層への支援を中心に生活の下支えに取り組んでいるところでございます。

これまでも、生活にお困りの方々につきましては、生活就労支援センター「まいさぼ」など現場の窓口を通じて生活の状況を把握しておりますが、それぞれ置かれた状況によって悩みや課題が異なるため、様々な関係機関とも連携しながら、より丁寧に実情の把握に取り組んでいくことが非常に重要と考えております。

今後、こうしたきめ細やかな実態の把握に努めながら、個々の状況に応じた具体的な支援につなげてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、県民の暮らしを支える施策に関連して、支援団体の状況と生活困窮者支援の充実についてのお尋ねでございます。

食料支援につきましては、支援団体において物資の不足が生じないよう県としても確保に努めており、昨年6月と11月補正により、県フードサポートセンターの食料購入費の増額に加え、生活に不安を抱える子育て世帯への支援の充実を図るため、フードバンク団体に対する購入経費の支援や、フードドライブ統一キャンペーンによる寄附の呼びかけを行っております。また、

米につきましては、さらに農林水産省の備蓄米無償交付事業を活用することにより、支援団体等に一定量が供給されており、必要量は確保されているものと認識しております。

生活にお困りの方への対応につきましては、生活就労支援センター「まいさぼ」での相談と食料支援を一体的に実施しており、直接来所が難しい方に対しても、町村部の出張所での対応や、電話相談、食料の自宅配送を行うなど、利用しやすい体制を整えているところでございます。

また、まいさぼは令和8年度当初予算により、フードサポートセンターは昨年6月と11月補正により、増員を含めた人件費の増額を行い、運営体制の強化も図っております。引き続き相談体制の充実を図るとともに、居住地にかかわらず生活にお困りの方に必要な支援が行き渡るよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 県営水道における水道料金の軽減についてお答えします。

県営水道は、現在近隣市であります長野市、上田市と比較して1～2割程度低い料金水準で、これは平成14年度から据え置いて運営しておりますが、昨今の物価上昇の影響による動力費などの費用の増加により利益が減少し、現行料金を維持した場合、今後は純損失の赤字を計上する見込みとなっており、健全経営を維持し、安全・安心な水道水を供給する観点から、今年度、公営企業経営審議会で料金改定について審議いただくことを予定しています。

あわせて、県営水道の給水エリアである長野、上田、千曲の各市においては、それぞれが市水道事業を運営し、同一自治体で複数の事業者となっておりますが、現状では各種事業者においても減免を実施する予定はないとお聞きしております。

こうした点を考慮いたしまして、県営水道において水道料金の軽減措置を講ずる状況にはないというふうに考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には水道料金の負担軽減に取り組むべきと考えるが見解はいかがかという御質問でございます。

今、物価高騰が長期化している中で、県民の皆様方の暮らし、とりわけ低所得の方々や子育て世帯に対する影響は大変大きなものがあるというふうに思いますので、行政としては、県民の皆様方の暮らしを支える取組を進めていくことが大変重要だというふうに考えております。

この水道料金の負担軽減ということにつきましては、今申し上げたように、例えば、生活にお困りの方に集中的に支援をするというよりは、広く薄い支援にならざるを得ないということ

で、そうした本当に困られている方々に対する効果は限定的にならざるを得ないということ、また、長野県の場合、個々の市町村等が水道事業を行っていますが、県が直接ではないので、料金徴収システムの改修等をそれぞれでやってもらうことになり、一定の時間がかかってしまいます。

また、今申し上げたように、県内には多くの水道事業者があります。独立採算を基本として経営し、先ほど公営企業管理者からも答弁申し上げたように、それぞれの水道事業は、置かれている経営状況や今の料金の状況は非常に様々といった状況でありまして、生活者支援という観点で一律に水道料金の負担軽減を行っていくことについては課題があるのではないかというふうに思っております。

私としては、限られた財源を活用していくのであれば、一律に負担軽減するよりも、困難を抱える方々に、より重点的に支援を行うということが重要だというふうに考えております。県としては、引き続き市町村とも連携しながら、生活困窮者の方や子育て世帯への支援の充実に取り組んでいきたいというふうに思います。また、生活にお困りの方に対するさらに有効な支援策の在り方については、部局横断のチームをつくってしっかり検討して具体化していきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には2点お尋ねをいただきました。

まず、賃上げ環境整備支援事業の申請手続の簡略化についてです。

補助金の手続については、長野県賃上げ・業務改善支援センターにおいて一元的に対応しており、書類作成に関する相談や助言など、申請前の段階から伴走型の支援を行っております。また、電子メールによる申請を可能とすることで、書類の修正や追加提出の際の負担軽減を図っております。

一方、申請者からは、書類の記載方法や必要な添付書類が分かりにくいとの声も寄せられております。このため、本年度は、相談内容や誤りの多い箇所を踏まえ、記入例やマニュアルをより分かりやすく改善するなど、申請時の負担軽減に取り組んでいるところです。引き続き申請者の声を踏まえながら相談体制の充実と手続の簡素化に努め、より多くの事業者に円滑に活用いただける環境整備を進めてまいります。

次に、賃上げ支援制度の直接支援に対する見解についてです。

本県においては、賃上げそのものに対する直接的な補助は一時的な効果にとどまる可能性があり、持続的な賃上げ上昇に結びつけるためには企業の収益力や生産性の向上が不可欠であると考えております。

このため、県では、賃上げ環境整備促進補助金により、生産性向上の取組と賃上げを一体的に進める企業を支援するとともに、専門家派遣等による経営課題の解決や高度人材の活用、成長期待分野への展開や新たな販路開拓、適切な価格転嫁等に向けた交渉支援など、経営基盤の強化に資する多面的な施策を展開しているところです。

さらに、今回の補正予算案には、県の制度融資の枠の拡大に関する予算を計上させていただき、事業者の資金繰りの支援も行っているところです。引き続きこうした取組を企業の実情やニーズに応じて推進することにより、雇用の維持確保と経営の安定を図りながら、持続的な賃上げにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）生活支援、食料品などの支援については、本当に現場に行き届いているのかどうか、必要な人が支援を受けることができているのかどうか、また現場もよく見ていただきたいと思います。

それから、水道料金など、本当に生活に困っている人も含めて、どうしたら生活を支えることができるのか、その点で具体的で前向きな検討を改めてお願いしたいと思います。

続いて、教育環境の向上に関して質問いたします。

県立の公立学校、特別支援学校において教員の欠員が生じている問題について伺います。

教員が産育休や病気療養の取得などで一定期間の休暇を取り、欠員が生じた際、講師として臨時的に任用される教員、いわゆる臨時的任用教員を探しますが、校長先生などが講師登録者名簿で連絡を取ったり情報収集しており、業務量が増えているとお聞きします。

また、結果として欠員が埋められない状況にあり、専科の先生や加配の先生が代わりに担任を務めたり、また、管理職が対応することが多いと伺います。それは、子供にも影響し、小学校の場合、授業ごとに先生が替わったり、中学や高校の場合、教科の免許を持っている人が見つからなければ免許外の教員から教わることになることもあるようです。

そこで、臨時的任用教員として勤務されている人数、欠員の状況、欠員をなくすためにどのような対応を行っているのか、伺います。

臨時的任用教員の処遇改善について伺います。

これまで経験した方々からお話をお聞きしました。現場に勤務しながら毎年毎年採用試験を受け続けることの負担が重くてストレスで体調を崩された方や、正規と同じように様々な公務をこなしているのに報酬に差があることがつらい、また、短時間非常勤の方からは、授業の準備に関わる業務も報酬の対象にしてほしいなどの声をお聞きしています。この間、県教育委員会は処遇の改善を図ってきていますが、まだまだ課題は残され、依然改善が必要であると考え

ます。処遇改善に関する今後の具体的な取組について伺います。

地方公務員法では、緊急的な任用と臨時的任用教員を位置づけていますが、実際は臨時的任用教員抜きにして一日たりとも教育活動が成り立たないとの現場の声もお聞きします。そこで、この現状をどのように捉えているのか、伺います。

継続的、安定的に児童生徒との関係を築くことが大切であるとして、茨城県では、臨時的任用教員の9割以上に当たる約1,600人を2032年度までに段階的に正規教員に転換すると決めています。これは2月定例会においても質問がありましたが、長野県においても正規教員採用に抜本的な取組を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、教育長に伺います。

令和8年度長野県新潟県国民保護共同実動・図上訓練について質問します。

内閣官房によると、国民保護とは、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して住民を守るための仕組みであり、迅速な避難、避難住民等への救援、武力攻撃災害への対処を3本柱としています。

そして、政府は、4月28日、対象の一つである武力攻撃予測事態を想定した国重点訓練を、11月18日に長野、新潟両県で実施すると発表しました。国が主導して自治体と共同で行う実動・図上訓練で、長野県内で計画するのは初めてとのこと。

訓練は、武力攻撃の可能性が高まったとして武力攻撃予測事態を認定し、新潟県から長野県への避難措置を指示することを想定。対策本部の設置や運営、避難者支援の検討、避難先連絡所への避難者の受入れ・運営などの訓練を行うとしています。

そこで、今回長野県においてなぜ訓練が必要なのか、実施する目的について伺います。あわせて、訓練の概要や規模、県民への周知、予算はどのようになっているのでしょうか。危機管理部長に伺います。

長野県に近いお隣の新潟県関山演習場では、昨年9月16日から24日にかけて、陸上自衛隊、アメリカ陸軍、オーストラリア陸軍が共同戦闘訓練、各種小火器や迫撃砲による共同実弾射撃訓練、ヘリによる人員及び物資輸送、野戦病院の開設など、1,700名近くが参加する大規模な実動訓練が行われています。

そして、今回、長野県において国主導の国民保護訓練を行うことは、戦争への不安をまおり、軍備の拡大、軍事力対軍事力のエスカレートにより戦争への道を歩むことになりかねません。長野県新潟県国民保護共同実動・図上訓練は中止していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。阿部知事の見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教育環境の向上について3点の御質問をいただきました。

まず、教員の欠員状況についてでございます。

本県で臨時的任用教員として勤務している人数は、令和7年度において、小学校738人、中学校449人、特別支援学校410人、高校448人で、計2,045人でございます。教員の欠員が生じている人数は、本年度5月1日時点において、小学校13人、中学校5人、特別支援学校4人、高校2人で、合計24人でございます。

欠員をなくすための対応といたしまして、新規採用者数の段階的な増加、年度途中の急な休職等に対する欠員対策教員の配置、5月から7月までに産育休に入る教員の代替者の事前配置等を行っているところでございます。

また、県教育委員会ホームページに講師登録用サイトを設け、いつでも手軽に登録できる仕組みを整え、講師名簿登録者を増やすことで代替講師の確保に努めているところでございます。

続きまして、臨時的任用教員の処遇改善についてのお尋ねでございます。

本県では、教職調整額の段階的な引上げや部活動指導に係る手当の引上げなど、臨時的任用教員を含めた教員全体の処遇改善を図ってきたところでございます。また、給与面のみならず、臨時的任用教員の校務分掌等が適切なものとなるよう、校長会等を通じて配慮を求めているところであります。

これに加え、県教育委員会では、本年4月に策定した長野県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、教員業務支援員、部活動指導員等の外部人材の活用や、自動採点システム等DX化を推進するとともに、市町村立学校の取組への伴走支援を通じて、臨時的任用教員を含めた教員一人一人の業務負担の軽減と健康確保に取り組んできております。今後も、臨時的任用教員の処遇改善に向け、必要な取組を着実に進めてまいります。

続きまして、教育現場の現状と正規教員採用の取組についてでございます。

産休・育休や病休等における教員の対応や児童生徒数の変動といった観点から、臨時的任用教員の配置は円滑な学校運営に不可欠な面があると捉えております。

一方で、正規率を高めていくことは必要でございますが、短期的に正規教員を増やすことは、教員採用試験の倍率が低下し、教員の質の担保という点でのリスクがございます。さらに、年齢構成のバランスが偏ることにより学校運営に支障が生じる可能性があるなど、幾つかの課題がございます。

県教育委員会では、新規採用者数を計画的に増やしてきており、令和8年度の採用者数は594名で、これは10年前の約1.6倍であり、リスクを軽減しながら正規率を上げるよう努めているところでございます。

今後、児童生徒数は年々減少し、結果、教員定数も減少することから、小中学校でこのまま採用数を維持した場合、10年後には正規教員の割合が約95%になるというシミュレーションをしており、高等学校や特別支援学校においても割合を高めていくように進めているところでござ

ざいます。

こうした中長期的な見通しを持ち、教育水準を維持しながら計画的に正規教員の割合を高めていくことが適切であると考えているところでございます。

以上でございます。

〔危機管理部長矢島武君登壇〕

○危機管理部長（矢島武君）私には国民保護訓練の実施目的、概要や予算等について御質問をいただきました。

今回の訓練は、新潟県が武力攻撃を受ける可能性が高まり、新潟県からの避難者を県内で受け入れる想定の下、避難者の受付や移動手段の確保などについて、国、市町村、関係機関との連携強化を図ること、そして、国民保護措置への理解促進を図ることを目的として、国民保護法の趣旨を踏まえ、国や新潟県と共催で実施するものです。

また、訓練の目的であります県外避難者の受入れにつきましては、県単独での訓練実施は困難であることに加え、長野県地震防災対策強化アクションプランで掲げる広域避難の仕組みづくりなどにも資することから、本県において実施することは意義があるものと認識しております。

予算につきましては、会場設営費、避難者役を担うエキストラの人件費等で1,181万円余を令和8年度当初予算に計上しております。規模等詳細につきましては、今後国など関係機関と検討することとしておりまして、詳細が決まり次第、訓練の目的であります国民保護措置について県民の皆様にご理解をいただけるよう、報道発表や広報用ポスターの配布などによりまして周知してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には予定されている国民保護訓練を中止すべきと考えるがどうかという御質問をいただきました。

まず、国民保護を行う大前提は、こうした想定されるような武力攻撃事態等が起きないようにすることが基本だというふうに思います。これは、ある意味大前提だというふうに思いますし、政府においては、外交努力等を通じてそうした事態が生ずることのないように取り組んでいただくことがまずは重要だというふうに思っています。

しかしながら、我々県としては、様々なリスクに対してしっかり対応していくことが必要だというふうに思っております。県民の皆様方、あるいは滞在される方々の被害や、安全が脅かされるというようなことに対して、我々県としては、やはり責任を持って対応していく、そうした責務、責任があるというふうに思っております。

国民保護法においても都道府県の努力義務というふうに位置づけられておりますし、また、こうしたものがなくても、県民あるいは滞在者を守ることは、自然災害も含めて、我々として当然やらなければいけないことだと思っております。

今回の訓練は、万が一の事態に備えて、初動対応や関係機関との連携の確認などに取り組むわけでありますので、こうした訓練を実施することは必要なことであり、予定どおり国民保護訓練は実施していきたいと考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）正規教員を急速に増やすとリスクが生じるということですが、その具体的なリスクは何なのか、私にはよく理解できません。同時に、リスクが生じると言いますけれども、今、教育現場の働き方改革を進める上でも、そして、子供たちのことを何よりも中心に考えた場合に、やはり正規教員を増やしていく、急速に増やしていくことが必要なのだと思います。その上で、新しい正規教員になられた皆さんへの支援、新しい教員の皆さんへの研修なども充実、徹底していくのが筋ではないか、その検討をすべきではないかということを申し上げたいと思います。

新潟県では、昨年10月にも新潟県国民保護共同実動・図上訓練が行われました。先日、その概要について私たちはお聞きしてまいりました。避難住民役がエキストラだということや、地域外へ避難する上越市直江津区などの約1万8,000世帯、4万3,000人の避難が完了するまでに6日間ほど見込んでいることなど、訓練の基本的なことでもプレスリリースや資料だけでは分からないことがありました。

長野県においては、県民の判断材料として、情報の公開、周知、説明を責任を持って行っていただくことを求め、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時7分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は、発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、水田政策についてであります。

一昨年来の令和の米騒動は、国民生活に大きな打撃を与えました。日本の稲作が、国民の主食、米の需要を十分に満たすことができなくなっている、こんな重大事態です。米の価格が著しく高騰している中にあっても、離農と耕作放棄の拡大は止まらず、昨年発表された農林業センサスでは、農業生産基盤が急激に縮小しています。今や、米の生産者への支援拡充は、農家だけでなく、多くの消費者、国民の願いです。

ところが、高市政権が示した水田政策の見直し案は、農家に自己責任を迫る食糧法改定案と連動し、我が国の米と食料、農業の危機と農村の荒廃を一層深めるものとなっています。政府の見直し案は、国際的には当たり前になっている価格保障と所得補償を排除し、農家への直接支援制度の拡充に背を向け、むしろ縮小するものです。非主食用米や業務用米、飼料用米などへの支援も、一層対象の絞り込みを図ろうとしています。

水田は、米を生産するだけでなく、洪水の防止、生態系の維持、地域の伝統文化の継承など、国土、文化、環境保全にとって重要な多面的機能を果たしています。長野県の稲作を守るため、国が「需要に応じた生産」と言い出しましたから、まずは国に備蓄米を増やすよう求めているが、いかがか。

政府備蓄米は、2013年度から91万トンで推移。昨年の米不足で59万トンが放出され、残りは古い米ばかり32万トン。今年度21万トンを買入れる予定ですが、古い米は処分するので、91万トンまで回復する見込みは全くありません。政府は、民間備蓄あるいは輸入米で備蓄と言っていますが、食料安保と言うなら、備蓄米は国産米で100万トンは必要です。いずれにせよ、政府備蓄米が最大の米需要ではないでしょうか。政府に買戻しを求めるべきと考えますが、県としての見解を農政部長に伺います。

また、長野県は、全国平均を上回る極めて高い中山間地域を有する県です。中山間地域等直接支払交付金は、交付単価を、物価上昇、生産条件の変化などを踏まえて大幅に引き上げる。要件を緩和し、対象地域を大幅に広げる。自治体の財政負担を軽減し、煩雑な申請手続の簡素化を図ることを国に求めているが、いかがか。これを農政部長に伺います。

10年後の後継者が未定の農地の割合は、長野県では34.7%で、全国平均を3ポイント上回っており、面積は3万4,000ヘクタール。県農政部の担当者は、平地では集約化が進んでいるが、県内は中山間地が多い。高齢化が進み大型機械を入れられない小さな田畑では引き受け手を見つけづらいと訴える。昨年9月10日、信濃毎日新聞の報道です。

今、農業県長野としての取り組む姿勢が問われているときではないでしょうか。稲作だけでなく、生産現場からは、不安定な国際情勢や急速な円安の進行を背景に、農畜産物の生産に不可欠な肥料・飼料に加え、特に燃油価格などの動力光熱費が高騰しており、生産者の経営を大

きく圧迫している。これらのコスト上昇は、生産者の自助努力だけでは到底吸収できず、地域農業の持続性を脅かす深刻な課題としています。

こうした状況を踏まえ、生産基盤の維持強化と、価格高騰対策の拡充、恒久化に向けた長野県としての支援の仕組みづくりについて積極的に取り組んでいただくようお願い。このような訴えです。県としてどう応えていくか、知事に伺います。

国道、県道の道路側溝が農業用水路と兼ねている箇所があります。私の地元にも存在し、国道143号で数キロにわたり、泥上げなど稲作農家が管理しています。この頃は、道路脇の樹木が太木となり、枝葉が一冬を越すと水路に堆積し、バックホーを使うまでになっている。用水路が詰まれば国道を水が洗っている状況もある。この支障木の枝葉の伐採を要望された経過があります。

これは、建設部道路管理課の仕事だと思いますが、これを施工することで用水路管理の助けにもなります。部局横断と言いますが、これで県内の農家が助かるのであれば大いにやるべきと考えますが、いかがでしょうか。建設部長に伺います。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君）水田政策につきまして2問の御質問を頂戴いたしました。

まず、政府備蓄米の買戻しについてでございますが、政府備蓄米につきましては、御指摘のとおり、現在32万トンとなっております。これは、政府が適正備蓄水準としている100万トンの約3分の1に当たる水準でございます。

政府は、買戻しにつきまして、民間在庫や販売動向を見定めた上で判断するとしておりますが、県といたしましては、国民の主食である米の需給の安定と食料安全保障の観点から、政府備蓄米制度の適正な運用が極めて重要であると考えております。

このため、県では、昨年11月及び本年6月に、農林水産省に対しまして早期の買戻しを求めてきたところでございまして、引き続き、政府備蓄米の確保をはじめ、国の米政策の充実につきましてあらゆる機会を通じて強く働きかけてまいります。

続きまして、中山間地域等直接支払制度の見直しへの見解についての御質問でございます。

本制度は、中山間地域における営農の継続と農地の有する多面的機能の維持を支える本県にとりましては不可欠な制度であると認識しております。

一方で、現場では、資材・燃料価格の高騰や、担い手の減少、高齢化によりまして、営農継続や共同活動の維持が困難になってきております。また、制度運用を担う自治体におきまして、人員体制に制約がある中、申請・確認事務などの負担が課題となっております。

県といたしましては、令和9年度からの水田政策の見直しに向け、交付単価や対象地域の見直しに加えまして、申請手続の簡素化など、農業者と自治体双方の負担軽減が現場の実情に即

して図られるよう国に強く働きかけ、中山間地域の農業の維持に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、水田政策に関連して、生産基盤の強化や価格高騰対策の県独自の支援について御質問をいただきました。

持続可能な本県農業を将来にわたり確かなものとしていくため、本年度から、農地、人材等の総合的な改革を進めているところでございます。

そうした中、今般の肥料等の価格高騰は、生産者の自助努力のみで吸収できる範囲を超え、生産意欲や産地維持に影響を及ぼしかねない極めて厳しい状況だと認識しております。このため、県では、今回の補正予算におきまして、生産資材費の一部を助成する新たな緊急支援事業とともに、化学肥料やエネルギーコストの低減に資する機械・設備の導入など、輸入依存度の低減やコスト構造の転換等に向けた支援策を計上させていただいております。

また、価格高騰局面におきましては、生産者の自助努力だけでなく、消費者の理解醸成も重要であります。昨年度、米の生産から消費に至る関係者と共に発出した「長野県産米の安定生産・供給と適正な価格形成に向けた共同宣言」において、県版コスト指標の作成によりコスト構造が見える化し、納得感のある価格形成を実現するとしたところであります。今後とも、関係者で十分情報共有をしながら取り組んでいくということが必要だと思っております。

この価格高騰は全国的な課題でありますので、引き続き国に対して適時適切な対応を求めてまいります。また、県としても、本県の地域特性や生産現場の実情を踏まえ、独自の対策も機動的に講じながら持続可能な食料システムの構築に取り組んでまいります。

以上です。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には道路側溝が農業用水路を兼ねている箇所における道路脇樹木の枝葉の伐採に関する御質問をいただきました。

道路管理者による沿道の樹木伐採につきましては、主に通行の支障となっている、またはそのおそれのある枝葉の除去を目的とし、樹木の所有者の協力を得ながら行っております。こうした対応は、近接する道路側溝への枝葉の落下・堆積の抑止にも資することから、農業用水路を兼ねる道路側溝の周辺におきましては、道路管理上の枝葉伐採が農業用水路の機能維持にも一定程度貢献するものと考えてございます。

県といたしましては、それぞれの地域において道路施設に関する様々な関係者の御意見をお聞きしつつ、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）国の新たな水田政策の見直しで、水田活用支援事業は、田んぼだけでなく畑も支援対象に。支援方法も、作付面積に対する支援をやめ、生産性向上の取組を行った上で10アール当たりの収量に応じた単価で支援に変更とし、5年に1回の水張りはやめと。令和6年の長野県全体の水田活用の支援額は31億1,000万円です。国は、この予算は増やさず、畑まで広げ、出来高払い。競争原理を現場に持ち込む。先ほど質問しましたが、なぜ物価高の現状に合った全体の底上げを図る潤沢な予算を国は用意しないのか、腹立たしい思いです。食料生産を担う農家が報われない農政であってはなりません。

次の質問事項に移ります。次の質問項目は、健康法改定についてであります。

来年3月から、O T C類似薬のうち77成分1,100品目の薬剤費の4分の1が保険給付から外れ、現役世代の場合、3割だった薬剤費の自己負担が1.5倍に増える。さらに問題なのが、一部保険外療養がO T C類似薬の保険外しにとどまらない無限定な規定になっているということです。

保険外しの対象とすることができる療養は、薬剤以外の診察、処置、入院、手術などが排除されない規定となっており、療養の定義いかんでは、療養に含まれる一部の医療を取り出してそれを全額保険外給付とすることもできる規定となっています。

このように、一部保険外療養制度は、保険適用だったものを保険から外すという点でこれまでとは全く次元が異なる改定であります。

日本では、保険が利く診療と保険が利かない診療を併用する混合診療は原則禁止されています。例外として、保険外併用療養費制度が2006年に導入され、先進医療など将来の保険適用を前提とした評価療養や差額ベッド代など、患者の選択による選定療養は保険診療との併用が認められています。しかし、今回の一部保険外療養については、評価療養や選定療養と異なり、保険適用していたものを、一部とはいえ、保険から外す仕組みです。必要な医療は保険診療で確保するという国民皆保険制度の理念に反することになるのではないのでしょうか。

選定療養は、「特別の病室の提供その他」と規定し、差額ベッド代以外にも対象を拡大してきました。一部保険外療養の保険外し対象にも「その他」の規定があり、O T C類似薬にとどまらず、今後さらに保険外しの対象拡大になるのではないかと心配されます。政府が保険料の負担軽減を図ると言いつつも、度重なる負担増が強いられることになるのではないかと、懸念されます。次元が異なる改定の動きに対する県の見解を伺います。

また、県民生活の国民皆保険制度を守るため、国に意見すべきではないのでしょうか。知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）健康保険法の改正に対する見解と国に意見を言うべきではないかという御質問でございます。

まず、国民全体が将来に向けて安心して暮らすことができるよう、社会保障制度につきましては持続可能性をしっかりと担保するということが必要であります。そのためには、制度全体を絶えず検証し、必要な見直しを行っていくということが重要だと考えております。

今般の健康保険法等一部改正法につきましては、附帯決議が国会でつけられております。一部保険外療養の対象範囲に薬剤以外の診療行為を含めるべきではないという指摘や、制度導入後の実態の把握、検証、こうしたことが附帯決議としてなされているわけでありまして、県としては、こうした趣旨を踏まえた対応が国において行われることを期待しております。

一方、医療保険制度の見直しにつきましては、県民の皆様方の負担、受療行動に影響を及ぼすものというふうに受け止めております。特に、社会的に弱い立場にある方々への過度な負担などが生じないよう十分に配慮いただくことが重要だというふうに考えております。

県としては、これまでも、国に対して、国民健康保険制度の財政基盤の強化のため、さらなる財政措置などを継続して要望してきております。また、直近でも、中東情勢の影響による急激な物価上昇局面であることを踏まえ、高額療養費制度の見直しに当たって、低所得者に十分配慮し、実施時期を含めてその在り方を慎重に検討するよう緊急要望を行わせていただいたところであります。

引き続き県民の皆様方に寄り添って対応すると同時に、必要な国への提言、要請をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）せっかく守り育ててきた国民皆保険制度を一度壊してしまったら大変なことになると、このことを申し上げておきたいと思います。

次の質問項目は、人材紹介業者の手数料上限規制についてであります。

人材紹介手数料の高騰が病院や介護事業所の経営に深刻な負担となっています。手数料に上限規制を設け、人材不足解消に向けて処遇改善を行うべきと考えます。

人材紹介による就職1件当たりの手数料が、10年前に比べ、医師、介護士は2倍になり、年間の総額も、医師、看護師は2倍に、介護職では7倍に急騰していると、医療・介護現場から指摘があります。人材紹介手数料負担は1病院当たり数千万円になっているとのこと。日本医師会、四病院団体協議会からも上限規制の要望が国に出されています。

診療報酬を引き上げても、増額分が人材紹介業者に流れ、現場の職員の待遇改善につながらないとの指摘があります。人材紹介業者の規制強化が必要です。保険料や税金等で賄われてい

る医療機関の経営原資が紹介手数料に流れることで、さらなる保険料の上昇を招くことになりかねません。

独立法人とはいえ、県立病院を運営している長野県、また、県内の医療機関等を考えても、本来医療や介護従事者の処遇改善、患者や利用者さんへのサービスに使われるべきお金が、それとは無関係の人材紹介業者に流れることは、おかしい話だと思います。手数料負担の増加が医療・介護分野の人材確保に及ぼす影響について、県の見解と対応策について健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には人材紹介業者の手数料上限規制についてのお尋ねでございます。

有料人材紹介事業は、厚生労働大臣の許可を得た事業者が実施するもので、医療や介護の分野では、慢性的な人材不足や近年の人件費の高騰を受けて手数料の負担が増えている状況でございます。こうした手数料の負担の増大は、医療機関等の経営を圧迫し、今後本県の医療や介護の提供体制にも影響を及ぼすおそれがあると認識しております。

こうした中、国では、ハローワークにおいて、今年度から、医療、介護等の分野の急募求人に対する優先的な情報提供など人材確保対策を強化するプロジェクトに取り組んでおります。県としましては、無料の職業紹介所であるナースセンター、福祉人材センターにおいて、ハローワークと連携し、求職者情報の共有や巡回相談などに取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、引き続きこのような公的な無料職業紹介の活用促進につながる取組を継続しつつ、上限規制等に係る国の動きや県内の状況を注視しながら必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）ただでさえ病院がなくなると言われているとき、病院経営は本当に苦しい。それがこういうことでビジネスにされてしまったらいけない。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問項目は、森林政策についてであります。

長野県民の多くが望んでいる森林政策とは何でしょうか。理念として持続可能な森林管理ではないでしょうか。県が進める再生産も大事かと思いますが、地域によっては松枯れを何とかしてほしいと願っていますし、間伐や更新伐により森林を維持管理し、いい山をつくりたいと山守り的な林業業者もおられます。

現場からは、今年3月16日、信州の森林づくり事業説明会にて、県から、直接支援事業の予

算配分を主伐・再造林へ重点化する方針が示されました。従来は、現場からの予定調書をベースに、間伐や更新伐を含めた様々な作業に予算配分されますが、現在の県の意向は、人工林、下草刈りに予算配分を偏重し、間伐・更新伐の予算枠は全体として大幅に減少することに。県の説明の中に、長野県は岐阜県等と比べ主伐・再造林が少ないと言っているようだが、長野県内で主伐・再造林がサイクルとして可能な地域は八ヶ岳山麓と東信だけとの専門家の話もあるように、急峻な地形が多い県内を全て押しなべて主伐・再造林に固守するのはいかがかと思えますし、再造林はコストがかかります。皆伐地の増加により、森林の持つ公益的機能低下も心配されます。

幾つかの林業事業体で、このたびの主伐シフトを原因とする従業員の雇い止めや事業体存続の危機が実際に生じており、主伐シフトは林業就業者数を減らしかねない施策です。主伐・再造林一辺倒ではなく、それぞれの山に合った森林政策を望みますが、いかがでしょうか。林務部長の見解を伺います。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）県内地域の実情に沿った森林政策についての見解のお尋ねでございます。

本県の森林資源が利用期を迎える中、林業経営に適した森林においては資源の循環利用が重要であることから、主伐・再造林を徐々に進め、幅広い樹齢の人工林を段階的に造成しているところであります。

本県は、南北に長く、標高差もあることから、様々な樹種が生育しており、それぞれの地域、環境に適した森林の姿を目指して、人工林の若返りだけでなく、針広混交林化の推進や森林空間の多面的利活用の推進など、多様な森林づくりへの取組も重要であるというふうに認識しております。

こうした森林づくりを進めるに当たっては、森林組合や林業事業体などから、将来目指す森林の姿や利用目的、マンパワー等の実情をお聞きしながら、長期的な事業展開への助言等を行い、地域ごとの課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。

引き続き、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ、豊かな暮らしにつながる社会を目指して、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）間伐をするのに、つるを切って3年と。まずつるを切って、3年たって間伐と、こんなことを教わったことがございました。日本では、水源涵養林も、20ヘクタールもの大規模皆伐が認められています。欧州諸国では、皆伐縮減の動きが進み、ドイツの州法や

スイスは1ヘクタール以上の皆伐を原則禁止しています。気候危機の下、森林の多面的機能が一層重要になっていることから、皆伐の上限を見直すべきと、山を思う皆さんはどなたも思っているのではないのでしょうか。

部長答弁がありました。県内それぞれの地域に合った森林政策が必要だと重ねて申し上げ、質問いたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。今回は、学校活動の在り方と部活動の地域展開、そして子供のウェルビーイングを向上させる包括的性教育について質問します。一見すると異なるテーマに見えますが、いずれも、子供たちが安心して過ごせる居場所を持ち、自ら考え、行動し、主体的に生きる力を育むという共通の課題につながっています。子供たちの成長を支える環境づくりという観点から質問いたします。

近年、少子化や教員の働き方改革を背景として、部活動の地域展開が進められています。しかし、子供たちの成長を支える場は、部活動だけではありません。生徒会活動、学校行事、探究活動など、学校には、子供たちが仲間と協力し、自ら考え、挑戦する多様な活動があります。これらは、知識や技能の習得だけでなく、主体性や協働性、責任感を育み、家庭や授業とは異なる人間関係を築く場として子供たちにとって大切な居場所にもなっています。部活動改革は必要な取組ですが、その議論が運営主体の変更だけに終わるのではなく、子供たちの成長機会や居場所をどのように守り育てていくのかという視点から進められることが重要であると考えます。

そこで、学校活動の在り方と部活動の地域展開について伺います。

まず、生徒会活動や探究活動、学校行事、部活動など、生徒が主体的に取り組む学校活動は、子供たちの成長に重要な役割を果たし、貴重な居場所となっていると考えますが、改めて教育長の認識を伺います。

次に、これまでの部活動は、一つの競技に長期間取り組み、成果を競うことが一般的でありましたが、一方で、過度な競争や長時間の活動による心身への負担も指摘されています。生徒の自主性を尊重した運営、適切な活動時間、勝敗だけにとらわれない活動の実施のほか、多様な活動に触れる機会を創出することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、部活動の地域展開に当たっては、従来の部活動が担ってきた教育的価値を守るため、ハラスメント防止を含む指導者の質の確保、事故時の責任や緊急時対応など、生徒が安心して活動できる体制整備が重要です。県としてどのような取組をしているか、伺います。

日本中学校体育連盟は、全国大会の競技数の削減を決定しました。競技人口の減少が進み、

地域展開が進む中で、文化芸術活動も含め、様々な目標を持つ子供たちが成果を発表し、互いにたたえ合う場としての大会の在り方や方向性についてどのように考えているか、伺います。

最後に、今年5月に磐越道で起きた部活動の遠征バス事故では、不適切な運行形態や運行管理の不備が明らかになりました。県内の中高生の部活においても、県内、県外への遠征の送り迎えは課題になっていますが、県教育委員会として現状をどう捉えていますか。

また、部活動の遠征等、移動の状況について調査し、ガイドラインを定め、遠征時の安全確保に向けて対策することが必要であると考えますが、いかがでしょうか。以上、武田教育長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 学校活動の在り方と部活動の地域展開について5点質問をいただきました。

まず、子供たちの成長における学校活動の役割と居場所についてでございます。

生徒会活動や部活動など学校活動は、子供たちが主体的に取り組み、その成果を実感しながら活躍できる場でございます。このような場において、子供たちは、仲間と対話し、意見の違いを調整し、時に失敗を経験しながら学びを充実させていくものと認識しております。

こうした活動において子供たちが主体的に取り組むためには、教師が子供一人一人の持っている力を信頼し、任せることが肝要であり、その積み重ねが自己有用感や居場所としての実感につながっていくものと考えております。私は、長い教員生活の中で、子供たちは、教科の学習だけでなく、こうした活動の中で大切なものを学んでいくということを実感してきたところでございます。

次に、子供たちが多様な活動に触れる機会を創出することについてでございます。

令和6年12月の学習指導要領一部改訂において、子供たちが複数のスポーツや文化芸術分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮することが明記され、県教育委員会が進める地域展開においても、こうした考え方を踏まえ、取組を進めているところでございます。

そのため、生徒が興味関心に応じて多様な活動に触れることができるよう、昨年度、松本市教育委員会と共に、ラグビー、フェンシング、ピックルボール、太鼓など多様な種目を体験できる機会として「まつチャレフェスタ」を開催し、800名を超える方々が参加したところでございます。引き続き、市町村や公民館運営協議会などと連携し、学校の枠を超えて生徒が様々な活動を体験できる機会の創出に取り組んでまいります。

続きまして、生徒が安心して活動するための体制整備に向けた県の取組についてでございます。

国において認定地域クラブ活動指導者登録制度を創設し、指導者等の研修や適切な安全確保

の体制整備を義務づけるなど、運営団体、実施主体において適切な対応を徹底することとしております。

県教育委員会においても、市町村と連携しながら、指導者の質の担保や緊急時の対応力向上を図るため、ハラスメント防止を含めた地域クラブ等の指導者研修会に講師を派遣するなど、研修内容の充実に取り組んでいるところでございます。また、資格取得の経費を補助することで指導者の質の向上を図っているところでございます。引き続き、子供たちが安心して活動できるよう、指導者の質の担保及び地域クラブの的確な事故対応等について取り組んでまいります。

続きまして、スポーツ・文化芸術活動の大会等の在り方の方向性についてでございます。

現在、中学生の多くの大会等は、学校部活動に限らず地域クラブも参加できるよう、制度や参加規程の見直しを進めていると認識しております。

県教育委員会といたしましても、地域展開により学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた地域クラブが、スポーツのみならず、文化芸術活動も含め、大会等で子供たちの日頃の活動の成果を発揮できるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、部活動のための遠征の現状把握とガイドラインの策定についてでございます。

部活動の遠征等における移動については、原則として公共交通機関か貸切りバス等を利用する一方、学校や地域の実情、目的地の状況に応じ、要綱に基づいて、教員が公務使用自家用車での引率、保護者による送迎など様々な形で行われているものと承知しております。

移動の安全確保や運行の在り方については、これまで、学校現場の判断に委ねられてきた面もあり、先般の事故を受け、部活動に伴う移動の安全をどのように確保していくかは改めて重要な課題になると受け止めております。

このため、県教育委員会では、関係部局と連携し、部局横断のワーキングチームを設置し、部活動の遠征等における移動の実態把握を行っており、今後、その結果を受けて、分析や課題の整理を進めてまいります。最終的には、指針の策定を念頭に置いて、その指針を実効性のあるものとするための支援策も含め、関係部局と連携しながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔２番小林陽子君登壇〕

○２番（小林陽子君）次に、子供のウェルビーイングを向上させる包括的性教育について伺います。

いじめ、不登校、孤立、SNSトラブル、性被害、自殺など、子供たちを取り巻く課題は年々複雑化しており、県の課題でもあります。これらは、個別の問題に見えますが、背景にあるのは、自分を大切にする力、他者を尊重する力、困ったときに助けを求める力、人と適切な

関係を築く力などがより求められるものと推察されます。

現在、国では生命の安全教育が進められています。これは、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育として重要な取組です。しかし、危険の回避だけでは、本来あるべき生きていくために身につけていってほしい能力を獲得することは難しいでしょう。

先日、20代の女性と話す機会がありました。彼女は、中学生のときを振り返り、保健体育の授業で第二性徴の体の変化の説明を受けたことを語ってくれました。講義は男女別室で受け、教室に戻ったときにはお互いの授業内容を話さないこととされたとのこと。どうすると妊娠するかが講義では曖昧にされていてよく分からず、親に聞いても説明が得られなかった。結局インターネットや本を調べて何となく理解したが、きちんとした知識が身につかないと、避妊や性感染症防止についても分からない。子供が必要な情報を教えられないのは子供の権利の観点からも問題だと思っていると話してくれました。

子供たちが正しい知識を得ることで自他を尊重し、主体的に行動できるようにすることは大事なことではないでしょうか。自分を肯定すること、他者の尊厳を尊重すること、違いを認め合うこと、自分の意思を伝えること、困ったときに助けを求めること、こうした能力は、人生を主体的に生きていくための基礎であると考えます。

ユネスコが提唱する包括的性教育は、身体や生殖に関する知識だけでなく、人権、自己肯定感、人間関係、自己決定、多様性の理解、コミュニケーションなど、人として生きる力を育む教育として位置づけられています。

こうした点を踏まえ、私は、包括的性教育こそが、問題や危険を回避するだけでなく、子供のウェルビーイングを高めるプラス志向、プラスを目指す教育ではないかと考えています。

以上の観点から質問します。

まず、子供たちを取り巻く課題が複雑化する中、県として子供たちの生きづらさの背景をどのように認識していますか。また、自他を尊重する人権教育をさらに強化していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。武田教育長に所見を伺います。

次に、県では、長野県子供を性被害から守るための条例を平成28年7月7日に制定し、子供を性被害から守るための取組として、性教育を行うことを定めています。幼児期から、自分の体を大切にすること、他者の体を尊重すること、嫌なことは嫌と言ってよいこと、困ったときには信頼できる大人に相談してよいことを学ぶことは、性被害防止だけでなく、自己肯定感や人間関係形成の土台にもなると考えます。保育所等における性教育の現状と課題について酒井こども若者局長に伺います。

県内の小中学校、高校では、保健体育等を中心に性に関する指導が行われているものと承知しています。一方で、体の変化、生殖、性感染症、妊娠などに重点が置かれがちであり、人間

関係、同意、自己決定、コミュニケーション、多様性の理解といった観点が十分に体系化されているとは言い難いのではないかと考えます。

県内の公立小中学校、県立高等学校それぞれで行われている性に関する指導について、現場における現状と課題をどう捉えているのでしょうか。また、学校や教員により取組の差が生じていないのか、教育長に所見を伺います。

りんどうハートながのに寄せられた性被害に関する相談の件数、傾向、対応状況、相談窓口の啓発や周知の状況を小池県民文化部長に伺います。

文部科学省等が推進する生命の安全教育について、県内の取組状況と課題をどのように捉えているのでしょうか。また、同教育を、危険を防ぐ教育にとどめず、子供のウェルビーイングを向上させる教育へと発展させる必要性について教育長の所見を伺います。

最後に、ユネスコが推奨する包括的性教育について、長野県においても生命の安全教育を一歩進め、子供のウェルビーイングを向上させるプラス志向教育として包括的性教育の考え方を取り入れた長野県版ガイドラインを策定すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）子供のウェルビーイングを向上させる包括的性教育について御質問をいただきました。

まず、子供たちの生きづらさの背景の認識及び人権教育の強化についてでございます。

子供たちが生きづらさを抱える背景には、国籍や価値観、発達特性の違いなどにより人権が十分に尊重されていない状況があると捉えております。こうした状況を踏まえ、多様性への理解を深めるとともに、自他を大切にする人権教育の重要性はますます高まっていると認識しております。このため、教職員の人権意識の向上に向けた研修の充実を図るとともに、家庭や地域と連携協働しながら人権教育のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、性に関する指導の現状と課題についてでございます。

学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、小学校で思春期の体の変化、中学校で生殖に関わる機能の成熟、高等学校で感染症の予防などについて学んでいるところでございます。これらの学びを通して身につけた知識を子供たちが自らの生き方に取り込んでいくことが重要でございますが、科学的知識を教えるだけにとどまってしまうことが散見され、そのことが課題であると認識しております。

県教育委員会では、様々な研修の機会を通じて、性に関する科学的知識に加え、児童生徒一人一人の生き方や人権の尊重につながる視点を大切にした指導が行われるよう教員の資質向上に努めているところでございます。

議員御指摘の学校や教員によって取扱いに差が生じていないかという点については、子供た

ちの生き方に関する指導などでは学校や教員により指導が異なることはあり得るものと考えております。

続きまして、生命の安全教育の取組状況と課題についてでございます。

生命の安全教育は、国の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づき、子供たちが性暴力の被害者にも加害者にも、また傍観者にもならないための教育と普及を行うものと認識しております。命を大切にすることや、自分や他者を尊重すること等を発達段階に応じて指導することが求められています。県教育委員会では、教員を対象とした研究会を実施しているほか、国が作成している教材や指導の手引きについて各学校で活用が進むよう周知を図っているところでございます。

一方で、課題といたしましては、教科横断的な指導や教育活動全体を通した指導計画という点ではまだ十分とは言えない状況であると考えております。生命の安全教育の目的は、自他の生命や人権を尊重する力を育むものであり、このことは子供のウェルビーイングを向上させる教育につながるものと認識しております。

続きまして、包括的性教育の長野県版ガイドラインの策定についてでございます。

包括的性教育は、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを包括的に扱うものであると承知しております。生命の安全教育を進め、子供たちのウェルビーイングの向上につなげることについては、県教育委員会としても重要であると認識しております。

一方で、文部科学省においては、学習指導要領の改訂に向けた議論が行われているところであり、県教育委員会といたしましては、その動向を注視するとともに、必要な情報収集に努めているところでございます。

その上で、ガイドラインの策定も一つの方法であることは認識しておりますが、教育現場や保護者等様々な意見を参考にしながら、今後のよりよい在り方について研究してまいります。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には保育所等における性教育の現状と課題について御質問をいただきました。

県条例の趣旨を踏まえ、子供が自らの体を大切にし、安全で豊かな生活を送る上で、発達段階に応じて早期から性に関する理解や態度を育むことは重要です。

保育所等では、保育所保育指針等に基づき、子供の人権を尊重し、自らと他者を大切にする意識を育む取組が行われており、こうした取組は、性被害の防止にもつながるものと認識しております。具体的には、衣服の着脱時にプライベートゾーンを大切にすることや、他者との適切な関わり方を身につけること、困ったときには信頼できる大人に相談すること等、自分の身を守る力を育む取組が行われております。

一方で、SNSの普及拡大等により、性に関する意識や理解の多様化、性をめぐる課題の複雑化が進む中、保育士等が画一的ではない子供一人一人のニーズに応じた支援力を身につけることが課題と捉えております。このため、県では、保育士保育所等研修などや、県内に8名配置する保育士専門相談員による保育所への巡回指導等を通じ、保育士の支援力向上に取り組んでおります。

また、市町村と連携して啓発資料を保護者に配付し、園児や保護者が性に関わる問題に直面した際の対応方法等を周知しております。

今後とも、こうした取組を通じて、子供の発達段階に応じた性に関わる教育の充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私にはりんどうハートながのにおける性被害に関する相談・啓発の状況についてお尋ねをいただきました。

長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」は、平成28年の開設以降、24時間365日の相談受付など、性暴力被害に遭われた方に寄り添った支援を実施しております。令和7年度には、新規、継続を合わせて173件の相談が寄せられました。これは過去最多の相談件数でした。また、相談に対し、電話、メール、面談や医療機関等への同行などの対応を行った件数は延べ1,277回となりました。これは過去2番目の多さで、学校関係の相談も増加傾向にあります。

相談窓口の周知につきましては、インターネット広告やSNSでの情報発信、リーフレット、児童生徒やその保護者に対するクレジットカードサイズの広報カードの配付などを行っています。こうした取組の結果、相談窓口の認知が進み、これまで潜在化していた被害が相談へとつながっているものと受け止めております。

加えて、県教育委員会とは相談件数や内容等について情報共有するとともに、学校現場において性被害を把握した場合に、二次被害を防ぎ、速やかな支援を進めるため、養護教諭等を対象とする研修会を開催し、被害者支援の在り方やりんどうハートながのの役割についての理解促進を図っているところでございます。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）本日取り上げました二つのテーマに共通して申し上げたいのは、子供たちが安心できる居場所を持ち、自ら考え、他者と関わりながら主体的に成長できる環境をどうつくるかということです。部活動や生徒会活動、探究活動などの学校活動も、自分を大切にし、

他者を尊重する力を育む教育も、その目的は同じです。

子供たち一人一人のウェルビーイングを中心に据えた長野県らしい教育の充実を期待いたしまして、私の一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時延会

令和 8 年 6 月 25 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和 8 年 6 月 25 日(木曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 青 木 英 明
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 柳 井 和 則

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

下 條 伸 彦
根 橋 幸 夫
千 代 登
森 下 淳
平 林 高 広
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一
議 事 課 主 査 石 坂 太 朗
議 事 課 主 事 仲 條 正 祥

総務課課長補佐兼
庶 務 係 長
総務課担当係長
総 務 課 主 任
総 務 課 主 事
総 務 課 主 事

村 田 吉 弘
東 方 啓 太
木 下 裕 介
小 山 梨 菜
菊 田 彩 夏

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）おはようございます。飯田警察署の改築と周辺施設の整備について伺います。

飯田警察署の老朽化対策、そして南信地域の悲願であった運転免許センターの新設が一体となった本プロジェクトは、南信州地域の住民生活及び交通安全の拠点として、また、住民の利便性を向上させる一大事業として、地域から高い期待が寄せられています。

本事業の推進に当たり、令和 4 年11月に飯田市議会全員協議会において示された三つの重点事項について、1、アクセス道路の改良、2、風越公園の再整備、3、飯田創造館利用者の活動継続支援が示されましたが、その後、飯田市をはじめ南信州広域連合、県では、地域住民と丁寧な協議を重ね、着実に前進させてきていただきました。

具体的には、風越公園の敷地の一部が警察署、免許センターの用地として活用されることに伴い、令和 5 年 4 月に県から市へ公園移管がなされ、都市計画の変更を経て、現在は地域住民の声を反映した質の高い防災・市民公園として、その基本設計の最終取りまとめが進んでいます。

また、本事業に伴い昨年 3 月に閉館した県立飯田創造館の利用者支援についても、南信州広

域連合により、昨年5月に、新たな拠点、文化芸術活動支援センター「はにかむベース」がオープン。創造館の専門機材の移設を含め、南信州地域の文化芸術活動が途切れることなく移行、継続されたことは、飯田市及び広域連合、県の関係者の皆様の御尽力のたまものであり、心より感謝申し上げます。

これら地域の理解と多大な協力を背景に、本年度から飯田警察署の新庁舎の工事が本格化してまいります。県として一層のリーダーシップと財政的、技術的な支援が不可欠であります。

そこで、以下3点について質問いたします。

新庁舎の建設について、現在の工事の進捗状況と、2028年春の警察署運用開始、2029年春の免許センター全面運用開始というスケジュールの見通しについて伺います。また、デザインや機能性、耐久性やゼロカーボンへの対応など、県としてどのようなコンセプトで事業を進めているのか、伺います。

また、飯田警察署の周辺市道の改良・拡幅について、飯田市は、県警の意向や地元の要望を踏まえた道路計画を進めています。市道整備・改良について、来庁者の安全確保のために、県警としてこれまで市に対してどのような要望をし、どのような調整や協議を行ってきたのか。以上2点について警察本部長に伺います。

風越公園の再整備について、風越公園は今回の警察署、免許センター用地への充当及び市道拡幅により、面積が従来の1.8ヘクタールから1.1ヘクタールへと縮小されることとなりました。飯田市は、質的な向上を図るべく、豊かな樹木の保全やユニバーサルデザインの導入、さらには、広域避難地としての防災機能強化として、独立電源の夜間照明や防災テント等の配置を盛り込んだ再整備計画を地域住民と一体となって策定しています。

これらの経緯に鑑み、県として風越公園のリニューアル・防災機能強化に対しどのような支援をしてきたのか、建設部長に伺います。

飯田創造館の閉館を受け、南信州広域連合により昨年5月にオープンした文化芸術活動支援センター「はにかむベース」では、飯田創造館の機材が引き継がれ、有志による南信州創造の森プロジェクトが始動し、陶芸、木工、彫刻、版画の講習会や企画展の開催、部活動の地域展開の支援など、早くも新たな息吹が生まれております。

また、新たな施設では、ダンスや音楽に使用する部屋が最も使用されており、従来の飯田創造館の利用者に加え、新たな利用者も増加し、文化活動の新たな拠点として今後の広がりが期待されております。

しかし、これまで県立施設が担ってきた広域的な文化芸術の発信や育成の機能を、今後は市町村や民間が主導して持続可能なものにしていかなければなりません。県立創造館の歴史と役割を真に継承し、飯田・下伊那地域の文化芸術活動を今後もさらに発展させていくため、県と

してソフト、ハード両面において今後どのような支援を行っていくのか、知事に思いを聞かせていただきます。

次に、農福連携の推進について伺います。

本年4月18日に松川町で開催されたノウフクサミット2026 in 松川町は、阿部知事も出席され、「暮らしを守る、食とコミュニティ」をテーマに、県内外から多くの関係者が集い、農福連携について様々な角度から発信がなされました。会場では、ノウフクマルシェ、「障害×サーカス」のワークショップや、車椅子バスケの体験、防災キッチンカー、消防車や農業用ドローンの展示などが行われ、講演会では、ノウフクをテーマに、地域における農業の振興、経済の循環、防災力を高めるコミュニティづくり、芸術文化の継承などが語られ、さらには、地元松川高校ボランティア部の発表もあり、地域や次世代を巻き込んだ多角的な可能性が示され、本県にとっても大きな意義があったと考えます。

そこで、農福連携について伺います。

先月、公明党県議団では、京都府の農福連携について調査を行いました。京都府では、府内に福祉部局と農林部局が一体となったきょうと農福連携センターを設置し、政策の司令塔としての機能を果たしています。

その上で、府内の北部、中部の二つの圏域において地域サテライトを設置しており、このサテライトが拠点となり、地域ごとのきめ細やかな相談窓口や就労のコーディネート、地元農産物のミニマルシェの開催、特産品の共同栽培のハブ機能を担うことで、地域に根差した農福連携を成功させています。

そこで、長野県において、既に健康福祉部と農政部が連携し、役割分担、連携強化を図っていると承知しておりますが、今後、より効果的、一体的に推進し、県内外の認知度向上と県民の理解と協力を拡大するため、本県において農福連携センターの設置も含めた推進体制を検討していただきたいが、いかがか。

また、長野県は南北に長く、それぞれの気候や風土を生かした適地適作の農業が行われており、地域ごとに際立った農作物があります。南信州地域では、リンゴや市田柿で既に農福連携の取組が着実に進んできております。

そこで、それぞれの地域の特徴を生かした取組を推進するため、現在、農福連携促進コーディネーターを配置している県下4ブロックを念頭に、地域サテライトのような地域の支援拠点の設置についても併せて検討していただきたいが、いかがか。健康福祉部長に所見を伺います。

京都府では、障がい者や福祉事業所の支援員に対し農業講座を行い、技術の習得、向上を図り、その実績を認証するチャレンジ・アグリ認証制度を行っています。基礎、実践、地域連携の3段階があり、基礎課程では、農業の基礎を体得して農業での働きがいや農作業について習

得。実践課程では、個別の事業所の希望する栽培品目を題材として出張形式の講座を開設。地域連携課程では、地域の複数の事業所が共同受注を目指して同一品目を栽培できる技術を習得しています。

そこで、長野県ではお試しノウフクを行っており、多くの成果を上げていますが、さらに農業への理解を広め、認知度を向上させるとともに、地域ぐるみの産業として発展させていくため、独自の認証制度を創設するなど、農業振興の観点からも地域性を取り入れるべきと考えるが、いかがか。農政部長に伺います。

知事におかれましては、農福連携全国都道府県ネットワークの会長として、今後、長野県をはじめ全国をリードする取組の推進をお願いしたいと考えますが、長野県において、地域の実情に即した地域に根差した農福連携について、今後どのような姿を目指して展開していくのか。また、その取組をどのように発信していくのか。ビジョンを知事に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）飯田警察署、南信運転免許センターの新庁舎建設に係る御質問をいただきました。

建設工事の進捗状況についてであります。地面の掘削が終了し、基礎工事の準備を行っているとあります。建設地に隣接する風越公園内にあった飯田創造館の解体工事に遅れが生じたため、新庁舎の工事着手が遅れましたが、当初の計画どおり、警察署は2028年春に、免許センターは2029年春に、それぞれ運用開始の予定であります。

新庁舎の外観は、飯田市の伝統産業である水引をモチーフとしたデザインを採用し、飯田城桜丸御門や警察を想起させる赤い色を外壁の一部に取り入れております。

機能面につきましては、太陽光発電設備や地中熱を利用した冷暖房設備等を導入することで一次エネルギー使用量を50%以下にするZEB Readyを県下の警察署では初めて実現しております。また、防災拠点施設として機能できるように耐震強度を高めるとともに、72時間使用可能な非常用発電設備等を導入しております。そのほか、車椅子対応のエレベーターの設置や、駐車区画を通常よりも広めに設定するなど、来庁者にとって使いやすく、安全性を確保した計画としております。

次に、市道整備・改良に係る飯田市との協議状況等についてお答え申し上げます。

飯田市とは、令和4年に風越公園を建設地として決定して以降、継続的に協議を行ってきております。その中で、警察からは、想定される来庁者数や来庁車両台数を飯田市側にお伝えしており、それを踏まえ、飯田市において必要な道路幅の確保や歩道の設置を行うなど、来庁者をはじめとする地域の皆様の安全に十分配慮した道路改良を行う予定であるものと承知しております。また、道路工事のスケジュールにつきましても、免許センター運用開始の時期に合わ

せた計画となっております。

引き続き工事の安全対策に万全を期すとともに、近隣住民の皆様の御協力を賜りながら関係機関と綿密に調整を図り、計画どおりに運用が開始できるよう努めてまいります。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には飯田市が進める風越公園の再整備に対する県の支援について御質問をいただきました。

風越公園は、飯田市の中心市街地に位置する地域の皆様に長年親しまれてきた都市公園であり、現在、飯田市において、豊かな自然環境を生かしつつ、かまどベンチや広場の確保など広域避難地としての防災機能強化を図る再整備計画が、住民との丁寧な対話の下、進められております。

県においては、これまでに、都市計画変更手続に対する技術的助言を行うとともに、公園周辺を含めた施設整備のための国庫補助事業に係る情報提供や事業採択に向けた技術的サポートなどにより、飯田市による再整備計画を支援してまいりました。

今年度は、公園の実施設計や地質調査が実施されると伺っておりますが、住民の安全・安心を支える質の高い公園整備が実現されるよう、今後も引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、県立創造館の歴史と役割を真に継承し、飯田・下伊那地域の文化芸術活動をさらに発展させるため、県として今後どういう支援を行っていくのかという御質問でございます。

まず、飯田・下伊那地域は、本当に豊かな伝統芸能等に恵まれ、また、文化活動が活発な地域だというふうに受け止めております。先日も大鹿歌舞伎に伺いましたし、また、いいだ人形劇フェスタに代表されるように、地域の方々が一体となって地域の文化を守り育む活動が広がっている地域だというふうに受け止めております。

こうした中で、まず、御質問にもありました南信州広域連合によります文化芸術活動支援センター「はにかむベース」の整備につきましては、県としても支援をしっかりと行おうということで、地元飯田市等の御意向もお伺いしながら、施設の新設に対して県が全額補助を行うとともに、運営費に対しても開設から一定期間の支援を行わせていただいているところでございます。

また、南信州地域振興局においては多彩な民俗芸能の保存・継承活動を行い、昨年のお阪・関西万博においても上演されたところでございます。こうした取組を県としてさらにしっかりと

発展させていかなければいけないというふうに思っております。

現在、信州アーツカウンシルでそれぞれの地域の様々な文化活動を支援させていただいておりますので、こうした取組をこの飯田・下伊那地域においても一層進めていくとともに、公立の文化施設、県立施設と市町村等の文化施設の連携を図って、さらに全県的に文化芸術の振興を牽引していこうという取組を始めています。

飯田・下伊那地域は、伝統芸能をはじめとして、地域の皆様方が文化をしっかりと守り育てよという気風が強い地域でもございますので、関係の皆様方や市町村としっかりと連携させていただきながら、飯田・下伊那地域の文化芸術活動のさらなる発展に向けて県としても取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、農福連携について御質問をいただきました。目指す姿、そしてどう発信していくのかという御質問でございます。

まず、農福連携の目指す姿につきましては、障がいのある方がその特性に応じた作業を担い、生き生きと働ける機会の創出を行いますとともに、現在大変な人手不足で困っている農業の持続可能性を確保していく、この両方を実現していくことだというふうに考えております。

本県におきましても、例えば、障がいがある方の活躍による適切な時期での収穫を実現した高品質な市田柿の生産や、規格外農作物やジビエを活用した高付加価値のレトルト商品の開発など、地域の価値と障がいのある方の工賃の双方の向上につながる農福連携の成果が各地で生まれてきているところであり、こうした取組を確実なものにしていくことが重要だというふうに考えております。

また、こうした取組の発信につきましては、地域や農業者の参画をさらに広げるために積極的な事例の発信を行うとともに、今年10月には、長野市で農福連携全国フォーラムを開催する予定にしております。長野県の取組をこうした場を通じて全国にしっかりと発信していきたいと考えております。

こうした取組を通じて、障がいのある方に地域を支える担い手として活躍していただき、誰もが役割、そして生きがいを持って暮らせる共生社会の実現を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、農福連携推進のための新たな拠点の設置についてのお尋ねでございます。

本県の農福連携については、これまで、農政部と健康福祉部が連携しながら取組を進めてきており、5年前と比べ、農家での障がいのある方の受入れは2.2倍、福祉事業所での農業の取

組は1.8倍に増加するなど、着実に成果が現れております。

一方で、農家の人手不足などの課題についてまだ相談まで進んでいないケースや、農家が福祉事業所と作業内容の調整が十分にできていない場合があるなど、ニーズの掘り起こしと双方のマッチングについてはなお課題があると認識しております。

こうした課題に対応していくためには、関係者が身近に相談できる環境の整備と、相談窓口を明確にするとともに、分野横断的な連携体制を分かりやすく発信していくことが重要であり、議員御提案の推進拠点や地域の支援体制の構築は、農福連携の取組の強化に資する手段の一つであると受け止めております。

本県においては、部局を横断した連携やコーディネーターの支援が一定の機能を発揮しているところであることから、現行の体制を基盤としつつ、全国の先進的な取組を参考にしながら支援体制の一層の強化について研究してまいります。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君）農福連携の推進における地域性の反映についての御質問でございます。

農福連携の推進におきまして、国では、障がいのある方が生産工程に携わった農産物を認証いたしますノウフクJASや、実践手法を助言できる専門人材を育成する農福連携技術支援者育成研修を実施するなど、農福連携を後押しする施策が進められているところでございます。

県におきましても、農福連携の体験機会を提供いたしますお試しノウフクのほか、地域単位の研修会や現場見学会の開催など、地域の実情に応じ、農業者と福祉事業者の連携を広げるための独自の取組を行っているところでございます。

今後とも、農福連携の意義や取組の価値が広く伝わり、農業振興にも資するものとなるよう、御指摘の点も踏まえながら、地域の特性を生かした実効性のある取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）それぞれ御答弁いただきました。

飯田警察署と南信運転免許センターの整備については、地域の安全・安心をはじめ、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、広域的な犯罪抑止や交通安全推進のための新たな拠点として着実に整備を進めていただくことを期待いたします。

農福連携の推進については、福祉的就労支援にとどまらず、農業の新たな担い手、地域コミュニティの維持、さらには共生社会の実現につながることを期待しまして、私の全ての質

問を終了します。

○議長（依田明善君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）まずは本日の地震被災地の皆様にお見舞い申し上げます。

顔にけがをしておりまして、本日はマスクを着用しての発言になりますが、御理解をよろしくお願いします。

まず、子供たちの将来に責任を持てる教育行政について質問します。

近年、国による私立高校授業料実質無償化や私立通信制高校の増加により、高校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

県内の私立通信制高校は、令和3年度の10校から令和7年度には14校へ増加しており、公費支出も増加傾向にあります。教育の多様化や学びの選択肢の拡大は重要であり、通信制高校が果たす役割も大きいと認識しております。

しかし、一方で、教育内容や学習評価の在り方については、子供たちの将来的な社会的自立や学力形成に資するものでなければならないと考えます。令和8年度入試では、第4通学区を中心に公立高校の志願倍率に大きな影響が生じ、県立高校の在り方そのものが問われる状況となっています。

また、県の私立学校監査では、毎年相当数の指導事項が確認されており、通信制高校に対する指導も継続して行われています。学校法人の自主性が尊重される私立学校については、県による監査が主として提出資料や限られた調査期間に基づいて行われているため、教育内容や学校運営の実態把握には限界もあると考えられます。

さらに、授業の質や学習評価の妥当性に課題がある場合であっても、それを単に教育の多様性として容認してよいのか、教育内容の質の把握及び保障について行政としてどのように責任を果たすかという点においては整理されるべき問題です。

そこで、私立通信制高校の増加と県の監督・相談体制について、県内の私立通信制高校が過去5年間で約4割増加する中、監査・指導を担う県職員の体制や、現在の監査手法により教育活動や学校運営の実態を十分把握できているのか、現行体制における課題の認識について伺います。その上で、監査担当職員の配置や専門性の確保、人材育成について今後どのように体制整備を進めていく方針か、伺います。

専門的知見を有する外部監査委員等を配置していない中で、職員の異動サイクルを踏まえ、私学行政に関する専門的知見や不適切事案を見抜くノウハウをどのように継承、蓄積しているのか、伺います。

不適切な学校運営や教育活動が存在した場合、現状では内部告発や保護者からの相談がなけ

れば表面化しにくいとの指摘もありますが、生徒や保護者が安心して相談できる仕組みや、第三者的なチェック機能が十分に働いていると認識しているのか、伺います。その上で、今後これらの体制の充実をどのように図っていく方針か。以上、県民文化部長に伺います。

私立高校の授業料無償化の影響もあり、県立高校の志願状況には大きな変化が見られます。特に、第4通学区をはじめ、志願倍率の低下や定員割れの拡大、また、後期選抜の受検者の減少について、その要因をどのように分析しているのか、伺います。

県立高校の魅力向上を図るためには、教育内容に加え、施設設備の充実も重要と考えます。老朽化した校舎や設備、実習環境、ICT環境等について、魅力向上の観点から、現在の予算規模や整備の進め方は十分か、認識を伺います。また、今後どのような考え方で整備を進めていくのか、見解を伺います。

県立高校には、探究活動、地域連携学習、専門教育、部活動など、特色ある取組が数多く存在していますが、その魅力が十分に中学生や保護者へ伝わっているとは言い難い状況にあると聞いています。また、発信力には学校間の格差も大きいとの指摘もあります。

県教育委員会として、県立高校の特色ある教育活動について、私立高校と同等、あるいはそれ以上に積極的な情報発信を行う必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいく考えなのか。以上、教育長に伺います。

大きな環境変化の中で、県立高校が地域の中で担う役割や存在意義をどのように認識されているのでしょうか。また、縮小を前提とするだけでなく、子供や保護者から選ばれる県立高校を実現するために教育委員会としてどのような将来像を描いているのか、教育長に伺います。

私立高校の授業料無償化後の環境変化を踏まえ、私学振興と教育の質の確保を両立させるため、県として私立高校に対する支援や関与を今後どのような方向で進めていくのか、知事に所見を伺います。

近年、長野県内でも地域司法の充実を求める動きが広がっています。

人口減少や人材不足が進む中で、地方裁判所支部や簡易裁判所の機能維持、家庭裁判所調査官や裁判所書記官など専門職員の確保、さらには施設のバリアフリー化など、多くの課題が山積しています。

また、離婚調停や成年後見、少年事件など、家庭裁判所が担う役割も年々大きくなっていますが、地域によっては利用できる司法サービスに差があり、高齢者や障がい者、子育て世代にとっては大きな負担となっています。

地域司法の充実は、法曹関係者のためだけでなく、県民がどこに住んでいても安心して司法サービスを受けられる環境を守るための取組です。県内における地域司法充実を求める各地協議会には、我が会派からは佐久市の小山議員、大町市の奥村議員がおり、県議会の中にも、協

議会が存在する佐久、大町、木曽地域の議員がそれぞれおられますが、県全体の課題との認識から今回質問をさせていただきます。

まず、本県における地域司法の現状と課題についてどのように認識しているか、伺います。また、地域司法充実のための協議会連合会をはじめ、地域における関係団体の取組に対し、これまでどのような連携や支援を行ってきたのか、総務部長に伺います。

地域司法の充実、県民の権利保障や地域の安心につながる重要な課題です。このため、関係団体との連携をさらに広げ、司法アクセスの向上に取り組むとともに、裁判所の人的体制の強化や地域の裁判所機能の維持など、国が担うべき課題についても全国知事会等を通じて国に働きかけていくべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

最後に、長野県人権尊重の社会づくり条例案について質問します。

条例案に基づく制度は、将来にわたり長く運用されていくものであり、その過程で恣意的な運用がなされたり人権オンブズパーソンの中立性や公正性が損なわれたりするようなことがあってはならないと考えます。

こうした観点から、本条例案には、人権オンブズパーソンを含む人権救済制度の適切な運用を担保する仕組みがどのように備えられているのか、伺います。あわせて、令和7年11月に新政策議員団で提言した内容を踏まえ、実効性ある救済制度として、本条例に対する知事の思いについて伺います。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、私立通信制高校に対する県の監督体制の課題と今後の体制についてでございます。

私立学校に対する調査はおおむね3年に1回、新設校については、開校後3年間は毎年実施しているところです。現地に赴いて、学校の運営、教育活動、財務等の状況を確認し、私立学校法や高等学校設置基準等に適合しているかを確認しています。

これは、私立通信制高校でも同様です。御指摘のとおり、近年、本県でもその設置数が増加していることに加え、通信制高校特有の調査項目として、通信教育連携協力施設の状況、教員の配置状況、スクーリング・面接指導の実施状況など、多くの項目を確認する必要があることから、調査を実施する職員の負担が大きい状況ではあります。

調査体制につきましては、担当職員の調査スキルの向上、経験者の活用、業務の効率化などを行いながら中長期的な調査の事務量を踏まえて検討してまいります。

2点目でございます。私学行政に関する知見をどのように継承、蓄積しているかについてでございます。

担当職員に異動があっても私学行政に停滞を生じさせないためには、知見、スキルを継承す

ることが欠かせません。このため、担当課内では、私立学校に対する監督結果や不適切事案の職員間での共有、調査の着眼点や留意事項のチェックリストの整備、担当する学校種を毎年度ローテーションで変更し、一つの学校種に複数の担当職員で対応する、管理職や副担当職員との定期的な相談の場を設け事務の見落としを防止するといった取組を行い、知見の継承、蓄積に努めています。加えて、他県との情報交換を通じて私立学校に対する監督基準や不適切事案の事例共有を行い、新たな傾向の把握にも努めているところです。

3点目、私立高校の生徒や保護者が相談できる仕組み、第三者的なチェック機能の現状認識と今後についてでございます。

私立学校は、私立学校法等に基づき、学校法人が自主的、自律的に運営基盤の強化と教育の質の向上に努め、所轄庁である県の関与は必要最小限にとどめることが基本とされています。一方で、近年、他県で発生した通信制高校における不適切事案を踏まえ、国では、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定や、サテライト施設の情報公開、外部の専門家による学校評価の活用促進などを講じてきているところでございます。

県では、法令やガイドラインに基づき、定期的に学校の状況を調査しています。国が委託する外部事業者、これは有識者でございますが、同行し、第三者の視点も加味した調査を、件数に限りはありますが、行っています。

また、担当課では日常的に保護者や生徒から相談を受けており、過去には、教員配置や授業の実施状況に関する情報提供に基づき、定期的な調査とは別に事実確認を行ってきたところでございます。これらによりチェック機能を果たしているものと認識しております。

今後も、これらの取組を継続することに加え、都道府県間の連携を一層強化し、複数の都道府県にまたがる広域通信制の情報共有を進める必要があると認識しております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には4点御質問をいただきました。

まず、第4通学区をはじめ、県立高校の志願者減少の要因についてでございます。

4月に県内中学校を対象として、高校授業料無償化の影響に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、第4通学区をはじめ全県的な県立高校受検者の減少については、まず、経済的負担の軽減に伴い、進学先の選択肢に私立高校を加える生徒が増加したこと、特に、私立高校が多い第4通学区の都市部において通学圏内にある私立高校への関心が高まったことがあると考えております。

また、私立高校が進学先の選択肢に加わる中で、私立高校の推薦入試や専願入試を活用し、早期に進路を決定することで安心感を得たいと考える受験生が増加したことが考えられます。

加えて、近年の傾向として、私立通信制高校や県外高校を含め、生徒自身が多様な学び方を選択するようになってきていることなどが主な要因であると分析しているところでございます。

続きまして、県立高校の魅力向上についてでございます。

議員御指摘のとおり、県立高校の魅力向上には、教育内容の充実とともに、施設の整備が重要であると認識しております。学校現場からも要望が多いトイレ設備の改修については、令和11年度末までに原則全てのトイレを洋式化する方針として、令和8年度当初予算に11億4,000万円余を計上し、計画的に整備を進めているところでございます。

また、近年の猛暑の長期化を踏まえ、夏季に使用する全ての特別教室に空調設備を設置する方針として、令和7年度11月補正に10億8,000万円余、令和8年度当初予算に1億9,000万円余を計上し、令和9年夏までに整備が完了するよう取組を進めているところでございます。

I C T環境の整備については、全ての県立高校において必要な電子黒板や通信環境等は整備を完了しており、機器更新等に要する経費として令和8年度当初予算に8億4,000万円を計上しているところでございます。

施設設備の観点からの魅力向上については、こうした生活や学習の基盤となる環境整備に加え、特色のある学びを実現するための環境整備も重要であると考えております。

今後は、国の支援策も最大限に活用しながら、県立高校の特色化、魅力化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、県立高校の特色ある教育活動の積極的な情報発信についてでございます。

県立高校の情報発信の強化・充実については、令和7年度から2か年で全校のホームページを外部委託によりリニューアルし、各校の特色ある取組や生徒の活動をタイムリーに発信できるよう、予算を確保し、進めているところでございます。また、昨年10月には、各校の特色や生徒によるP R内容を地図上に記載した高校配置図を作成し、県内全中学校に配付したところであります。

さらに、本年度から、全中学校の進路指導担当者を対象にオンラインによる研修を実施しており、その中で、専門学科の高校生が自分の学校の特色をプレゼンテーションする機会を設けるなど、高校の特色について中学校への周知を図っているところでございます。

加えて、生徒自らが学校の特色化、魅力化に資する事業を企画提案し、発信する、高校生による県立高校の魅力化プロジェクトも実施しているところでございます。

今後は、これらの取組を一層充実させるとともに、各校の教育活動を中学生や保護者に対しにより積極的に発信し、選ばれる県立高校の実現に取り組んでまいります。

続きまして、県立高校が地域の中で担う役割や存在意義についてでございます。

県立高校は、どの地域においても、全ての生徒に対し、家庭の経済状況や地域差にかかわら

ず、進学や就職などの卒業後の進路を保障するため、社会生活に必要な基礎学力を育て、社会の一員としての資質を育む役割を担っていると認識しております。

現在、県立高校では、生徒一人一人が自身の希望や進路に応じた学びを選択できるよう、きめ細かな指導や探究的な学びの充実、地域との連携の推進など、指導体制や教育内容の工夫により魅力づくりに努めているところでございます。

今後は、さらなる特色化を推進するとともに、施設改修等による教育環境の整備を進めることで一層の魅力向上を図ってまいります。社会の状況が急激に変化する中、各校が地域や中学生、保護者のニーズに応え、主体的に特色化を進めることはもちろん、県教育委員会といたしましても、その推進に向け、スピード感を持ち、積極的に関わってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、私立高校に対する支援、関与の方向性という御質問でございます。

私立高校の授業料無償化の進展や通信制高校の増加によりまして、高校教育を取り巻く環境は大きく変化してきているというふうに考えております。こうした中、私学の建学の精神に基づき多様で特色ある教育の役割は、大変重要になってきているというふうに考えております。

一方、教育の無償化により公費の関与が拡大する中で、教育の質の保障や適正な学校運営に対する社会的要請が高まっているということも県として十分意識して対応していくことが必要だと考えております。

このため、県としては、私学振興と教育の質の確保の両面から、次のような方向性で支援と関与を行っていきたいと考えております。

まず一つ目に、特色ある教育の推進に対する支援の充実でございます。各私立高校が持つ専門性や独自性、特に通信制課程における柔軟な学びの提供等を生かした教育の充実に向けて財政支援を重点的に行ってまいります。

二つ目に、教育の質の保障に向けた適切な関与でございます。無償化により公費負担が拡大する中、教育内容や教員の配置状況、施設設備の規模、学習成果の実態把握を丁寧に行い、必要に応じて助言を行ってまいります。

そして、三つ目には、情報公開の推進と透明性の確保でございます。教育内容や進学・就職状況等について県民の皆様方や保護者などに分かりやすく情報発信を行うよう促すことで、高校選択に資する環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県としては、私学の自主性を尊重しつつ、公教育としての質の担保とのバランス

を図りながら、質の高い多様な高校教育の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。
続きまして、地域司法の充実と国への要望という御質問でございます。

これまで、地域司法充実のための協議会連合会の皆様方と懇談等を行わせていただき、改めてこの司法の地域における実情を把握させていただいたところでございます。

住民の皆様方が安心して暮らしていくためには、各地域の裁判所が適切に整備、運営されることが重要であり、司法において地域間格差があってはいけないというふうに考えているところでございます。

人口減少が進む中であって、地域における司法機能が低下することがないよう、裁判所の人的体制の強化やその機能の維持が、司法を受ける権利を守るという観点からも大変重要だというふうに考えております。

私も、この地域司法充実のための協議会連合会の活動に賛同し、顧問という形で就任させていただいたところであり、今月1日の要望活動には、各地域の協議会の皆様方と一緒に参加してまいりました。知事になって初めて最高裁判所に伺って、最高裁判所に対する要請を行わせていただいたところでありますが、あわせて、財務省に対しても、一つは家庭裁判所における調査官の常駐、それから庁舎のバリアフリー化等の推進、さらには国の予算における裁判所関係経費の拡充について直接要望を行わせていただいたところでございます。

司法アクセスの向上は、本県にとどまらず、全国的な課題だというふうに考えております。来月全国知事会議が開催される予定でございますが、そこで取りまとめる国への提案・要望にも、地域における家庭裁判所の人的組織体制の強化や裁判所庁舎の施設整備の充実などを盛り込むよう本県として意見を提出しているところでございます。今後とも、全国の知事の皆さんと問題意識を共有して取り組んでいきたいと考えております。

最後に、人権条例に関連して、人権救済制度の適切な運用を担保する仕組みがどう備えられているのか、また、本条例に対する思いについて伺うという御質問でございます。

まず、この制度に対する県民の皆様方からの信頼を得るためには、人権オンブズパーソンの中立性や公正性が担保され、恣意的な運用が排除されることが何よりも重要だというふうに考えております。そのため、条例案におきましては、人権オンブズパーソンが公正かつ中立な立場で職務を遂行することを規定しております。

この公正かつ中立な立場を具体的に担保するため、施行規則の制定をこれから検討しますが、一つは、心身の故障や職務上の義務違反などの事由がある場合を除き、その意に反して罷免されないこととしていきたいと思っております。今後の知事も含めて、知事の恣意的な運用を排除しようというふうに考えておりますし、また、人権オンブズパーソンに直接利害関係のある事案に対しては関与することを禁止する、こうしたことを規定していきたいと考えております。

また、制度運用の透明性と客観性を担保するため、勧告あるいは意見公表等の実施状況につきましては毎年度人権政策審議会に報告し、同審議会における検証を受けるということにしてまいります。こうしたことを通じて人権救済制度の適切な運用を担保していきたいと考えております。

今回の条例の検討に当たりましては、県議会の皆様方からも様々な御提言、御意見をこれまで頂戴してきておりまして、大変感謝しているところでございます。今回、こうした御提言、御意見等も十分に踏まえて、実効性のある条例案を取りまとめることができたのではないかと、いうふうに考えております。

いわれなき差別や様々な人権課題に直面し、苦しんでいる方々に寄り添い、誰もが安心して自分らしく生きることができる、そうした人権が尊重される長野県づくりに今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長高橋寿明登壇〕

○総務部長（高橋寿明君）私には本県の地域司法の現状認識とこれまでの関係団体との連携について御質問をいただきました。

県内の家庭裁判所には、長野市にある本庁と六つの支部がありますが、佐久支部には調査官が常駐しておらず、３か所に設置されている出張所は受付事務が中心で、裁判官と調査官が常駐しておりません。また、バリアフリー化が十分に進んでいない庁舎があるなど、地域によって裁判所の利用環境に差が生じている状況にあります。

こうした状況に加えまして、近年は、家庭裁判所で扱う事案が増加傾向にあり、内容も複雑化していることから、期日の調整に時間を要する場合や、当事者が遠方の裁判所へ出向かなければならないケースがあるほか、施設の不十分さにより利用者に不便が生じているものと認識しております。

こうした中で、司法の地域格差の是正に向けて、平成30年に発足した裁判所佐久支部の充実を求める協議会の積極的な活動によりまして、令和７年３月に、同様の課題を抱える県内外の地域協議会で構成される連合会が設立されることになりました。その後、連合会と知事との懇談において課題を共有し、今後の協力について確認したところであります。先ほど知事から答弁がありましたように、今月１日には、知事が顧問として連合会の皆様と共に最高裁判所と財務省を訪問し、直接要望を行うことができました。

今後とも、連合会をはじめ県内の地域協議会など関係団体の皆様と丁寧に意見交換を行いながら、連携して課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） 子供たちの将来に責任を持てる社会であるためにも、分かなければいい、ばれなければいいというような方向性、そういう社会ではなくて、誠実な取組が報われる社会を願います。

また、司法アクセスの充実が一日も早く実ることを祈っております。知事から透明性確保という説明がありました。私学監査の体制の在り方についても、やはり庁内での問題意識にとどめないために、組織の在り方はどうあるべきかということをしっかり検討されるべきだと考えております。

本当は再質問をしようかと思いましたが、知事から透明性という言葉がありましたので、これにて私の質問は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、地域公共交通の維持発展について質問いたします。

長野県地域公共交通計画は、「自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現する。特に通院・通学等の日常生活における移動や観光地への円滑な移動が確保されている状態を目指す」としており、令和8年度一般会計当初予算では、路線バスの減便や廃止というかつてない苦境に対し、公共交通の維持発展や利便性向上へ、県がより主体的に関わる姿勢を明確に強調しました。

具体的な事業としては、信州型広域バス路線支援制度補助金として、従来の赤字補填にとどまらない県独自制度により運行に必要な経費を補助するため、運行経費補助金やバス事業維持・確保事業補助金を創設する等、取組を進めていますが、社会の基本設計をアップデートするにはまだ緒に就いたばかりと感じます。

バス路線維持に当たってのこれまでの課題と、今年度創設した信州型広域バス路線支援制度補助金の今後の方向性について、青木交通政策局長に伺います。

知事は、全国知事会長の立場から、国が一律の政策で地方の交通やインフラを取り仕切るのはもう限界であると言及しておられます。地域公共交通の維持発展に向け、長野県知事として、全国知事会長の立場から、地方の声を届けるため、さらなる提言を期待しておりますが、阿部知事の決意を伺います。

〔企画振興部交通政策局長青木英明君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（青木英明君） 私には、バス路線維持に当たってのこれまでの課題と、信州型広域バス路線支援制度補助金の今後の方向性について御質問をいただきました。

バス路線の維持に当たっては、人口減少や少子化の進行等による利用者の減少、運転手不足の深刻化などにより、バス事業者のみでは採算の確保が困難となっていることが課題となっています。

県としては、従前より、国と協調して、市町村をまたぐ広域路線の運行に対して支援をしてまいりましたが、乗車人数等に応じた減額措置が設けられており、沿線の人口密度が低い地方においては運行に必要な経費を十分賄えない、補助対象が乗合バス事業者に限定されており、市町村等が独自に運行する代替バス等に対する支援ができないなど全国一律の基準が適用されるため、地方の実情に即した十分な支援を講じることができないことが課題となっておりました。

このため、新たに創設した信州型広域バス路線支援制度においては、市町村等による代替バス等も支援対象にしたほか、赤字補填ではなく、運行経費の半分以上を負担することとし、さらに処遇改善に要する経費等も支援するなど、従来の発想にとどまらない公的関与がより強化された制度となっています。

今年度当初予算では、まずは路線の見直し等が先行する木曽、長野両地域を支援対象とし、重複路線の解消や民間事業者撤退後の代替路線の維持確保を図っているところでございます。

今後は、長野県地域公共交通計画に掲げる通院・通学等に必要な移動保証の実現に向けて、信州型広域バス路線支援制度を県下全域で展開してまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、地域公共交通に関連して、その維持発展に向けて、全国知事会長の立場からもさらなる提言を期待するがどうかという御質問をいただきました。

地域公共交通については、まさに地域を支える重要な役割を果たしてきていただいているわけではありますが、今、人口減少が進む中で、事業者の皆様方の自助努力、経営努力だけでは維持発展させていくことには限界があるというふうに考えております。そういう意味では、発想の転換、パラダイムシフトが必要な時期だというふうに考えております。

こうした認識で、先ほど御質問いただいたように、信州型広域バス路線支援制度も創設し、地域公共交通計画に明記しておりますように行政の主体的関与を強めてきているところでございます。御指摘にあったように、まだ道半ばのところはありますが、その方向性は明確に打ち出させていただいているところでございます。

一方で、バス路線の維持であったり、交通空白の解消であったり、こうした身近な移動手段を確保していくためには、現場、地域から遠い霞が関の視点、中央集権的な取組ではなくて、もっと地域が責任を持って交通問題に対して向き合える体制をつくっていくということが極めて

て重要だというふうに考えております。

これまでも交通政策審議会等の場において同じような発言をずっとしていますが、一つは、公共交通の支援に係る予算があまりにも少な過ぎる。飛躍的に増大する必要があるということ。それから、どうしても交通の分野は、省庁再編前の運輸省、いわゆる規制官庁というふうと呼ばれていたわけでありましたが、そうした色彩が今でも強いわけであります。国がほとんど権限を握っており、なかなか地域の実情に合わせた取組は行いづらいということで、様々な規制緩和や権限移譲を強く求めてきているところでございます。

国においても一定程度こうした考え方を受け止めていただき、例えば、公共ライドシェアにつきましては一部制度の見直しが実現される見通しになってきています。これからも国に対して粘り強く問題提起をしていかなければいけないと思っておりますが、全国知事会長の立場としても、国に対して地方の声をしっかりと伝え、地域公共交通に関する予算のさらなる充実、そして地方への権限移譲や規制緩和について強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）地域公共交通の維持は極めて難しい問題ではありますが、知事としてしっかりと取り組んでいただいているということ、その成果がしっかりと上がって県民の足がしっかりと守られることを期待し、さらなる取組をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

空き家対策について質問いたします。

特定空家等や管理不全空家等については、倒壊のおそれや周辺環境悪化など様々なリスクがあるため、除却を進めていく必要があるのは御承知のとおりです。現在、市町村が中心となって進めていますが、どのような課題があるのか、森下建設部長に伺います。

行政としては、危険な空き家を放置し続けることはできませんが、同時に、行政代執行で除却した場合、解体費用を回収できない可能性も大いにあります。回収できなければ、市町村民からの税金による負担となってしまいます。

そうした事態を避けるため、除却後の跡地を一定期間自治体へ無償貸与あるいは寄附することを条件に、所有者へ除却費用を助成し、ポケットパークや日よけ地、駐車場や地域の交流施設などへ転用することで自治体の実質的な負担がなく除却する制度を設けている自治体もあります。

このように、地域の実情により様々な状況が想定され、それに応じた対策が重要だと考えますが、特定空家等や管理不全空家等の対策のため、県として市町村への支援にどのように取り組んでいくのか、森下建設部長に伺います。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）空き家対策について2点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、市町村による空き家の除却に係る課題についての御質問でございます。

空き家の除却に当たっては、相続登記がされていないため所有者が不明となり、その調査に多くの時間や労力がかかること、相続により所有者が多数となったり、一部の所有者が国外に居住している場合、意思確認に困難が伴うこと、所有者に対する除却の必要性の説明やその説得に専門的な知識や経験が必要なことなどの課題があるものと認識しております。

また、管理がされないまま放置されている特定空家等について、市町村が代執行により除却する場合、議員からも御指摘いただきましたが、市町村が費用を一時的に負担する必要がある上、その回収が困難であること。法的手続の専門性が高く、職員に幅広い知識が必要となることなどの課題があるものと考えております。

次に、市町村の空き家対策に対する県の支援についての御質問でございます。

県では、市町村や関係団体で構成する空き家対策地域連絡会を10広域ごとに設置し、それぞれの地域が直面する課題への対応策について協議するほか、連絡会相互の情報共有を図り、好事例の展開やノウハウの蓄積を進めることで市町村による空き家対策を支援しております。また、市町村に対して、特定空家の認定や、権利関係が複雑な空き家の相続人調査などをサポートする建築士や司法書士を派遣するなど、各分野の専門家とも連携しながら空き家の課題解決に向けた取組を支援しております。このほか、市町村担当職員を対象としたセミナーや実務研修会などを実施し、現場で空き家問題に直接対応する職員の支援や人材育成にも取り組んでいるところでございます。

今後、議員から御指摘のあった事例も含め、先進的な取組などを市町村と共有しながら様々な対策について検討を深めるとともに、引き続き市町村の抱える課題やニーズなど地域の実情に応じた支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）御答弁いただきましたように、相続関係などですとか、早めに対応しないとどんどん権利関係が複雑になって手に負えないようになってしまう危険性があります。危険な空き家を一日も早く除却していくように、様々な地域による実情などがあるかと思いますが、ぜひ積極的に市町村と連携して取り組んでいただきますようお願い申し上げて、次の質問に移ります。

スーパーサイエンスハイスクールへの支援について質問いたします。

S S Hは、将来の国際的な科学技術人材を育成するため、先進的な理数系教育や研究開発を

行う高等学校を文部科学省が指定する制度です。県内においては、諏訪清陵高校・附属中学校、屋代高校・附属中学校、飯山高校、松商学園高校、野沢北高校が指定されています。

今年度、先導的改革Ⅱ期が終了する屋代高校・附属中学校も、「科学的思考で新たな価値を生み出す人材を育成するための協創型教育システムの開発」を研究開発課題として、STEAM教育、サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、アーツ、マスマティックスを推進し、進学型単位制による柔軟な教育課程を開発することで、附属中学から高校までの体系的な課題研究プログラムを深化させ、研究開発成果を普及するためのネットワークを発展させ、域内外の理数系教育を牽引。これらの取組を域内外の学校、大学、企業等と協創的に実現することで、先進的な教育システムを構築することを目的に、理数科生の高度な理数系教育プログラムや一貫生の6年間の体系的プログラム、選抜生の文理融合型プログラムを深化させるなど、学年、教科、カリキュラムを横断した教育課程を開発し、個別最適な探究カリキュラムを実現することを目標として取り組んでいます。

しかしながら、このような先進的取組を行っていても、国からの財政的支援には期限があります。国からの経費支援がなくなったSSH指定校に対しては県としても支援を行い、指定校の取組内容を他校に共有するなど県内の教育水準の底上げを図るべきと考えますが、いかがでしょうか。武田教育長に御所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） スーパーサイエンスハイスクール、SSHへの支援についてのお尋ねでございます。

現在、県内において文部科学省のSSH支援事業に関わる県立高校は、認定校を含め4校あり、理数教育の牽引役を担っている状況であります。SSH支援事業は、指定事業終了後も取組の成果を普及展開していくことが求められております。現在、理数教育の充実を図るSSH校を含む県立高校9校が長野サイエンスコンソーシアムを形成し、教育成果の共有や共同でのカリキュラム研究を行ってきているところであります。そのため、SSH指定終了後においてもこのコンソーシアムにおける共同研究は継続されるものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、今後もこのコンソーシアムを中心として県内の理数教育の向上が図られるよう、その取組を支援してまいり所存でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 御答弁いただきました。もう少し具体的な支援について御指摘いただけたらと思っていたので残念なんです。教員の派遣ですとか様々取り組んでいただいていると認識しております。これからもSSH校がその成果をしっかりと発揮して、教育水準の向上に資するよう取り組むようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、勝山秀夫議員。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。不登校支援について伺います。

文部科学省の調査によると、全国の不登校児童生徒数は過去最多となり、増加に歯止めがかかっていません。長野県においても同様の傾向が続いており、不登校児童生徒の割合は全国平均を上回っています。不登校は誰にでも起こり得る課題であり、一人一人の状況に応じた支援体制のさらなる充実が求められています。

まず、保護者への支援について伺います。

不登校支援においては、子供への支援はもちろんですが、保護者への支援も極めて重要です。特に、不登校の初期段階では、自分の育て方が悪かったのではないかと自分を責めたり、悩みを一人で抱え込み孤立してしまう保護者も少なくありません。また、子供の対応のために仕事を辞めたり、働き方を変えるなど、経済的な負担を抱える家庭もあります。

長野市では、小中学校を会場に、不登校の子供を持つ保護者同士が交流する不登校親の会の取組が広がりつつあります。この親の会は、同じ悩みや経験を持つ保護者同士が語り合うピアカウンセリングの場でもあります。専門家による相談支援とは異なり、当事者同士の対話を通じて気持ちを整理し、課題に向き合う力を育むことが期待されています。

参加した保護者からは、悩んでいるのは一人ではないと感じた。安心して話げできた。必要な情報を得ることができた。学校で開催するため参加しやすいといった声が寄せられており、保護者の孤立防止や不安軽減に大きな効果があります。こうした取組は、県内ではまだ一部の地域に限られています。

また、親の会を運営する保護者からは、自分の経験を話すことはできても、参加者の意見を整理しながら会を進行することは難しい。行政によるファシリテーター派遣などの支援があるとありがたいといった課題も伺いました。

教職員からは、保護者の安心につながっている。保護者の声を直接伺い、支援や対応の在り方を見直すことができ、大きな意義があるなどの御意見を伺いました。

そこで、教育長に伺います。小中学校等で行われる不登校親の会の意義をどのようにお考えか。また、その取組の充実や普及に向け、県としてどのように支援していくお考えか、お聞かせください。

次に、オンラインを活用した保護者支援について伺います。

諏訪市では、昨年度から、不登校の子供を持つ保護者や支援者が交流できるオンラインプラットフォーム「とまり木オンライン」を導入しています。専門家による講座や相談会、お

しゃべり会などを通じて学びや交流の機会を提供しています。

オンライン支援は、時間や場所の制約を受けず、自宅から気軽に参加できることに加え、周囲の目を気にせず利用できる利点があります。また、中山間地域が多い本県においては、支援拠点までの距離や交通手段の課題を補う有効な手段でもあります。

そこで、教育長に伺います。オンラインを活用した保護者支援についてどのように認識し、今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお聞かせください。

次に、アウトリーチ支援について伺います。

先日、長野市教育委員会を訪問し、不登校支援におけるアウトリーチ支援とメタバース事業について調査を行いました。不登校の子供の中には、自宅から出られない、学校や教育支援センターなどの支援につながないケースも少なくありません。

長野市では、90日以上長期欠席をしている児童生徒を主な対象としてアウトリーチ支援を実施しています。家庭訪問だけでなく、公園での活動や買物、スポーツなど、子供の関心に寄り添いながら信頼関係を築き、社会とのつながりや次の一步を支援しています。令和7年度は136件の申請があり、89人の児童生徒で状況の改善や目標達成が見られました。保護者からは、親の負担が軽くなった。仕事を続けることができた。教職員からは、担任の負担軽減につながったなど高い評価が寄せられており、支援の有効性が示されています。県全体でアウトリーチ支援を推進すべきと考えます。

そこで、教育長に伺います。県として訪問型アウトリーチ支援を今後どのように推進していくのか、お聞かせください。

続いて、メタバースを活用した不登校支援について伺います。

長野市では、教育版マイクラフトを活用した居場所事業を実施しており、自宅に籠もりがちだった子供が教育支援センターへ通えるようになったり、対面では難しかったコミュニケーションが活発になったりするなどの成果が見られています。長野県においても、今年度からメタバースを活用した不登校児童生徒への居場所支援や相談支援を開始すると伺っております。

そこで、教育長に伺います。事業の概要や今後のスケジュール、期待される効果についてお聞かせください。

先日視察した静岡県のおかずおかバーチャルスクールでは、居場所づくりだけでなく、オンライン教材を活用した学習支援も行っています。子供たちは、小中学校5教科の学習が可能であり、前の学年に戻る学び直しや、先の学年を学ぶ先取り学習など、自分のペースで学習に取り組むことができ、一人一人の状況に応じた柔軟な学びが実現されています。不登校においては、居場所の確保だけでなく、将来の進路や社会的自立につながる学びの保障も重要です。

そこで、教育長に伺います。県のメタバース事業においても、居場所や相談支援に加え、今

後学習支援機能を取り入れていくべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

最後に、メタバースの多様な分野での活用について伺います。

近年、通信環境やデジタル機器の進化により、メタバースは、教育分野にとどまらず、観光、産業振興、交流促進など幅広い分野で活用が進んでいます。その背景には、通信環境の高速化や、スマホ、パソコンなどの性能向上により、誰もが気軽に3次元の仮想空間を利用できるようになったことがあります。2022年度の国内メタバース市場は1,377億円でしたが、2028年度には1兆8,700億円に拡大するとの予測も出ており、今後この分野のさらなる活用に注目が集まっています。

先進事例を御紹介します。

岩手県では、県産品の販路拡大を目的とした商談会を開催し、移動を伴わず、現地に行かずとも、出展者とリアルに近い商談が可能。動画や資料などの情報を正確かつスピーディーに共有できるなど、高い評価と実績を上げています。

静岡県では、Metaverse SHIZUOKAを活用して、県政に対する声を集めるタウンミーティングの開催、建設技術関係企業とのマッチングイベントの開催、写真や絵画を常設する展示ルーム、婚活イベントなどを開催。2026年4月末時点で6万5,000件を超える累計アクセスがあったとのこと。

メタバースには、場所や時間の制約を超えられることと、双方向のコミュニケーションが可能であること、現実では難しい体験を提供できるなどの特徴があります。長野県においても、県産品や伝統工芸品のPR、販路拡大、善光寺や上高地などの観光資源の発信、登山、ジップライン、ラフティングなどアクティビティのバーチャル体験を通しての観光誘客、移住促進、県民との対話、特に阿部知事が力を入れている若者との意見交換など、多様な分野での活用ができるのではないかと考えます。

そこで、知事に伺います。長野県としてメタバースの可能性をどのように認識し、今後どのような分野での活用を検討していくのか、御所見をお聞かせください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）不登校支援について5点質問をいただきました。

まず、不登校親の会の意義と今後の支援についてでございます。

不登校児童生徒の保護者は、子供の状況への戸惑いや将来の不安など様々な悩みを抱えておられると考えております。とりわけ、初期段階において、保護者同士が悩みを共有し支え合う親の会は、孤立感などの軽減につながる重要な取組であると認識しております。

また、親の会は、単に負担を和らげるだけでなく、他の保護者の経験や考えに触れることで子供への理解を深めたり、対応のヒントを得たりする機会となり、結果として学校との関係づ

くりにも資する有意義な取組であると考えております。

このため、県教育委員会では、関係部局と連携し、昨年度に引き続き保護者同士の交流と相互理解の促進を目的とした「学校に行かない・行けない子の理解を深める「保護者」の集い」を8月に開催する予定でございます。さらに、親の会の取組事例を掲載したリーフレット等を作成し、その取組について広く周知するなど、学校や地域の自主的な取組を尊重しながら、情報提供や関係機関との連携を通じて親の会の取組を支援してまいります。

続きまして、オンラインを活用した保護者支援についてでございます。

オンラインを活用した支援は、時間や場所の制約が少なく、居住地にかかわらず専門的な支援につながるができるため、保護者の不安軽減や孤立防止に資する有効な手だてであると考えております。

本年度県教育委員会が実施するメタバースを活用した不登校支援においては、参加する児童生徒を通じて、保護者がスクールカウンセラー等の専門職とオンラインで相談できる環境を整備しているところでございます。今後は、こうした取組の効果や課題を検証するとともに、対面を中心とした市町村の取組を補完する形で、保護者同士がつながることができる環境づくりなど、オンライン支援の効果的な活用について研究をしてまいります。

続きまして、アウトリーチ支援の推進についてでございます。

県教育委員会では、これまで、国の補助事業等を活用し、市町村と連携しながらアウトリーチ支援に取り組んできたところでございます。アウトリーチ支援を通じて、支援員が子供のニーズを捉え、関係機関へつなげることで、オンラインによる授業への参加や、フリースクール等多様な学びの場へ通うなど、子供に変化が見られる事例も見られているところでございます。今後は、こうした取組により得られた知見や事例を市町村と共有しながら、それぞれの地域の実情に応じた不登校支援の充実につながるよう取り組んでまいります。

続きまして、メタバースを活用した不登校支援事業についてでございます。

本事業は、既存の支援につながりにくい不登校児童生徒に対し、安心して人と関われる居場所と相談の機会を提供し、オンライン上での人間関係づくりを通じ、社会的自立への一步を支援するものでございます。オンラインでの交流やイベントや個別相談等を通して自尊感情や自己肯定感を育み、対面での支援へつなげていくことを目指しております。

現在、事業開始に向けた準備を進めているところであり、7月に支援の試行や関係機関への周知を行い、9月初旬に利用者の募集を開始し、9月中旬から本格的に事業を開始する予定でございます。本事業により、これまで支援につながりにくかった子供が支援につながるとともに、メタバース空間での交流をきっかけにして、対面での支援や直接的な関わりへと段階的に移行し、社会的自立や学びの再開へとつながっていくことを期待しているところでございます。

最後に、メタバース事業における学習支援機能の導入についてのお尋ねでございます。

本事業では、まずは人との関わりに不安を抱える児童生徒に対し安心して参加できる居場所を提供し、人間関係を築くきっかけとすることを主な目的としております。一方で、不登校児童生徒の支援においては、自尊感情や自己受容感を育むとともに、学習の機会を確保していくことも重要であると認識しております。

今後については、本事業の利用状況や効果等を検証しながら、どのようなメタバース支援の機能が子供にとって適切であるかを見極め、学習支援機能の導入についても一つの選択肢として研究をまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはメタバースの多様な分野での活用についてという御質問を頂戴しました。

御質問にもありましたように、メタバースはいろいろなメリットがあるというふうに思います。地理的・物理的制約の解消、匿名性による参加に対する心理的ハードルの低下、また、様々な人との交流を行うきっかけになるといったようなことがあります。県としても、こうした利点を生かして、先ほどの不登校児童生徒への支援のほか、子ども・若者総合相談センターにおける相談方法の選択肢、また、メタバースによる婚活イベントを行ってまいります。

相談事業においては、昨年度、北信と中信地域でメタバース相談を開始して、これまで延べ30件の利用がありました。また、今年度、新たに東信地域でメタバース相談を始めていこうとしております。また、メタバースの婚活イベントは令和6年度から開始しておりますが、定員の倍近くの申し込みがあった回もあり、こうしたメタバースを使った婚活イベントは、参加される方にとっては、ある意味参加のハードルを下げる部分もあるのかなというふうに受け止めているところでございます。

非常に広大な県土を有し、また、毎回毎回移動していただくためには時間的にも費用的にもコストがかかるのが本県であります。そういう意味では、このメタバースは様々な可能性を有しているというふうに考えております。社会の動向、他自治体の事例もよく踏まえていく必要があるというふうに思いますが、例えば、若者の皆様方との対話をはじめとする若者政策にはもっともっと活用する余地があるのではないかなというふうにも思いますし、また、観光であったり、移住であったり、本県の魅力の発信につながる活用の仕方もあるのではないかなというふうに思います。様々な分野におけるメタバースの活用の可能性について検討していきたいと考えております。

以上です。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）メタバースの活用に関しては、阿部知事の似顔絵のアバターをつかって若者の皆さんと意見交換をするのはいかがでしょうか。真面目な知事のアバターというだけで若者の皆さんも意見が言いやすくなるのではないかと思います。ぜひお願いいたします。

不登校支援についてですが、長野市でなぜアウトリーチを始めたのですかと伺ったら、メタバースにも参加できない児童生徒を支援したいからとのことでした。誰一人取り残さないというとても大事な視点だと思います。子供一人一人のウェルビーイングの実現のため、不登校支援に関しては、保護者の支援、子供の居場所の確保、学びの保障をさらに推進していただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後１時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

奥村健仁議員。

〔６番奥村健仁君登壇〕

○６番（奥村健仁君）大町市の奥村でございます。

私は、これまで、本会議において、人口減少の県土づくりや若者の定着について質問をしてまいりました。人口減少そのものを止めることは容易ではありません。しかし、人口が減少する中であっても、地域で暮らし続けられる環境を整え、若者や移住者が地域で夢を持ち、挑戦できる社会をつくることは、行政の重要な役割であると考えています。その観点から、本日は、空き家及び空き店舗の利活用を通じた若者の定着と地域活力の維持について質問いたします。

総務省の住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家件数は過去最高を更新しています。本県においても、人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加が大きな課題となっています。空き家は、防災、防犯、景観の面から様々な問題を引き起こします。適切に管理されなければ倒壊の危険性もあり、地域住民の安心・安全に影響を及ぼします。

一方で、空き家を単なる地域の負の遺産として捉えるべきではないと考えております。見方を変えれば、空き家は地域に残された貴重な資産であります。私の地元、大北地域においても、働きたいが住む場所がない。移住したいが住宅が見つからない。空き家があると聞くが情報が出てこないという声を多く耳にいたします。住宅が不足している一方で、空き家が存在している。このミスマッチを解消することが、人口減少対策や若者定着につながるのではないでし

うか。

そこで、建設部長にお伺いいたします。

県内の空き家の現状と課題をどのように認識しているのか。また、利活用可能な空き家の活用促進と、空き家の改修等に係る取得支援の充実について、市町村と連携しながら今後どのように取り組んでいくか、お考えをお伺いします。

次に、空き家の利活用による移住促進と住まいの確保についてお伺いいたします。

地域には活用されていない空き家が数多く存在しており、住まいを求める人と空き家との間に大きなミスマッチが生じているのが現状であります。最近では、建築資材や人件費の高騰により住宅取得や新築の負担が増えているほか、金利上昇の影響もあり、若い世代にとって住宅確保のハードルは高くなっています。

空き家は、人口減少の象徴として語られることが少なくありませんが、私は、空き家を単なる課題として捉えるのではなく、若者の定着や移住促進、さらには地域コミュニティの維持活性化につながる貴重な地域資源として活用すべきであると考えます。こうした観点から、空き家の利活用をしっかりと位置づけた上で空き家の改修支援や取得支援の充実を図り、移住・定住施策の推進につなげていくべきと考えます。

そこで、企画振興部長にお伺いいたします。

県内では、空き家バンクに登録されていない空き家が多数存在する一方で、移住希望者や地域の担い手からは住まい不足の声が聞かれています。このような需給のミスマッチを解消するため、県として空き家バンクへの登録促進や未活用物件の掘り起こしに今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、空き店舗の活用についてお伺いいたします。

大町市をはじめ県内各地では、商店街や市街地において空き店舗が増加しています。郊外に銀行やスーパーなどが集まる場所が移動し、中心市街地がどこなのか分からなくなっている現状もあります。地域のにぎわいの低下や地域全体の活力を失わせる要因にもなっております。

一方で、地域を歩いていますと、別の実態も見えてきます。外から見ると空き店舗であっても、建物所有者がその場所に住み続けているケースが少なくないということです。店舗部分は使われていないものの、上階や奥では生活をされています。こうした方々にお話を伺うと、貸したい気持ちはある、地域のために活用してもらいたいという声も少なくありません。しかし、実際には、トイレや台所などの水回りが共同であること、改修費用の負担、どのような人に貸せばよいのか分からない不安、契約やトラブルへの心配などから活用に踏み出せない状況があります。私は、このような潜在的空き店舗こそ、地域活性化の大きな可能性を秘めていると考

えています。

現在、出店希望者が、いつか自分の店を持ちたい、地域で事業を始めたいという夢を持っています。また、長野県への移住希望者の中には、飲食業や小売業、サービス業などで小さく起業したいと考える方も少なくありません。しかし、現実には、初期投資の大きさや物件確保の難しさが壁となり、その挑戦を断念してしまうケースもあります。

そこで、産業労働部長にお伺いいたします。

県内の商店街や市街地における空き店舗活用の現状と課題をどのように認識しているのか。また、人口減少地域においては、小規模の創業による空き店舗の活用も地域経済を支える重要な存在であります。商店街の空き店舗を増やさないための事業承継、空き店舗の所有者と創業希望者をつなぐ小規模創業や第二創業、若者活力を取り込むにぎわいづくりについてどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

最後に、知事にお伺いいたします。

私は、人口減少が進む時代において、若者や移住者が地域で住み、働き、挑戦できる環境を整えることは、地域活力の維持に直結する重要な政策課題であると認識しています。そうした視点に立てば、空き家や空き店舗の活用を、若者定着や移住促進政策、創業支援、地域コミュニティの強化など各種政策に結びつける総合的な地域活力維持政策として位置づけるべきであると考えております。特に、中山間地域では、1軒の住宅が移住者の暮らしを支え、1軒の店舗が地域住民の交流拠点となります。新たな雇用を生み出し、町の明かりを守る存在となり得ます。

空き家や空き店舗の活用は、まさに地域の未来への投資であります。こうした視点も踏まえ、持続可能な地域づくりをどのように実現していきたいと考えているのか、その思いと今後の方向性についてお伺いいたします。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君） 私には空き家の現状と課題、活用促進などに係る支援について御質問をいただきました。

令和5年の住宅・土地統計調査によりますと、県内の空き家は、賃貸・売却用として流通しているものや別荘を除くとおよそ9万2,000戸となっており、5年前の前回調査から約8,000棟増加しております。

これら空き家の一部については、移住・定住の受皿として地域の活性化に資する潜在力を有しているものの、一方で、長期間放置されることにより、老朽化に伴う倒壊の危険や、地域の景観の悪化、犯罪の誘因などが懸念されております。そのため、適切な利活用を促すことが必要になりますが、空き家は、所有者の強い思い入れや家財整理の手間などがネックとなり、中

古住宅市場に流通しづらいことから、利活用が進まないといった課題がございます。

県では、長期間空き家のまま所有することに伴う負担やリスクの理解を促進し、空き家になる前に売却や活用が進むよう空き家予備軍の所有者を対象としたセミナーや相談会を市町村と連携して今年度新たに開催する予定としております。

また、県及び市町村では、空き家の取得やその後の改修を対象とした様々な補助制度を設けておりますが、市町村と共にこれら制度を分かりやすく周知し、県民の活用を促すことで空き家の利活用が進むよう、今後も市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には空き家バンクの登録促進や未活用物件の掘り起こしについて御質問をいただきました。

長野県は、移住したい都道府県ランキング20年連続ナンバー1と移住人気県ですが、市町村、特に小規模町村からは、移住を促進したいが住まいがないという悩みを聞きます。市町村及び県宅地建物取引業協会の会員が登録する空き家・空き地バンクの専用サイトの閲覧数は月平均1万3,500件を超えていますが、登録されている物件は、6月23日現在981件にとどまります。

空き家の登録に抵抗感のある所有者の方からは、知らない人に親族の思い出が残る家売りたいくない、家財整理の負担が大きいといった声が聞こえてくるところです。このため、県では、首都圏在住の空き家所有者を対象とした相談会を開催するなど、所有者の不安の解消と利活用の促進に取り組んでいます。

また、市町村が空き家を関係人口づくりに役立てるモデルを創出するため、令和4年度から6年度まで、空き家を参加者が改修するDIYイベントを市町村と開催し、令和6年度末には、これらの成果を共有・発信するフォーラムを開催いたしました。こうしたイベントは、参加者と所有者や地域を結びつけ、流通の心理的ハードルを下げる意味でも効果があったと認識しております。

さらに、取組を進める中で、空き家の利活用には相続、税制、建築などの幅広い専門知識が課題となると分かったため、そうした知識を持つ人材育成にも現在取り組んでおります。今後も、地域の実情に応じた対策を講じ、空き家の利活用が進む環境を整えてまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には空き店舗の関係で2問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、商店街等における空き店舗活用の現状と課題についてでございます。

県が令和6年度に実施した商店街実態調査によると、県内商店街の空き店舗率は9.9%と、全国平均の13.6%を下回っているものの、前回調査からは1.2ポイント上昇しており、空き店舗は増加傾向にあると認識しております。

また、空き店舗のうち店舗として利用する意向がないものが40.6%、貸したい意向はあるものの借手が見つからないものが38.9%となっており、十分な活用には至っていない現状がございます。この背景としては、後継者不足に加え、家主と出店希望者との条件調整の難しさ、さらには商店街における人の流れを生み出す新たな取組が十分でないことなど複合的な要因が課題であると認識しております。

次に、商店街の空き店舗を増やさないための事業承継、創業、伴走支援、にぎわいづくりについてのお尋ねです。

空き店舗対策には、事業承継に向けたマッチング機会の提供に加え、資金面の支援や創業後の伴走支援など多角的な支援が重要と考えております。このため、県では、現店主が実名で後継者を募る事業承継マッチングイベントの開催、空き店舗の改修費も対象とするソーシャル・ビジネス創業支援金の交付などの取組を実施しているほか、市町村や商工団体、金融機関等と連携し、開業後に専門家等の派遣をすることにより、創業後の伴走支援を実施いたしております。

さらに、商店街の活力創出には、個々の店舗支援に加え、商店街全体の魅力向上と集客力の強化が重要と考えており、このため、女性・若者が創る商店街賑わい創出事業を実施し、女性や若者が主体となる団体等による空き店舗活用のイベントやチャレンジショップの取組を支援し、人を呼び込む新たな機会の創出を図っています。

昨年度の採択事業では、子育て世代や若者の居場所づくりとして、空き店舗を活用したキッズスペースや学生向け自習・休憩スペースの整備など、商店街を地域課題の解決にも資する場として活用する取組を支援いたしました。

こうした取組により、創業や事業承継を通じて新たに担い手となった若者等が地域活動や交流の場づくりにも関わることで、担い手確保とにぎわい創出の相乗効果につながるものと考えており、今後も市町村や商工団体等関係者としっかり連携をして、各地域商店街の特性に応じた支援を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、空き家や空き店舗の活用に関連して、持続可能な地域をどう実現していきたいと考えているのか、その思いと今後の方向性という御質問をいただきました。

空き家や空き店舗は、今各部長が御答弁申し上げたように、県内は非常に増加基調にありま

す。しかしながら、私が県内のいろいろなところを訪問させていただくと、非常に有効に空き家・空き店舗を活用して様々なおしゃれなお店をつくられたり、あるいは移住者を受け入れたり、負の遺産のようには見えますが、活用する可能性が非常に大きいのがこの空き家・空き店舗の問題ではないかというふうに受け止めております。

各部長から申し上げたように、それぞれの視点で様々な取組を進めてきているところでありますけれども、これから地域の活力を維持向上させていくためには、私もこの空き家・空き店舗にしっかり着目していかなければいけないというふうに思っております。そのためには、建設部は建設部、企画振興部は企画振興部という取組だけでなく、より全庁で方向感や問題意識を共有しながら取り組んでいくということが重要になってきているというふうに受け止めております。

この空き家・空き店舗の問題は、若者の定住や居場所づくりということにもつながりますし、また、先ほども企画振興部長の答弁にもありましたように、私も現場に行くと、せっかく住みたいのに住む適切な場所がないということで移住を断念される方もいらっしゃいます。様々な方たちが意欲を持って起業されて、商店街の活性化に寄与していただいていますし、そうした取組が県全体のまちづくりにもつながっていくというふうに思っています。今申し上げたようなそれぞれの分野ごとの視点だけではなく、それを空き家・空き店舗を活用するという観点で横串を刺して県全体で総合的な政策を組み上げていくということが重要になってきているというふうに考えております。

この地域の負の遺産を、まちづくりの資産にぜひ転換していきたい。そのために、県庁全体で問題意識と方向性を共有するということが必要だと思いますので、改めて推進体制の在り方について検討し、この空き家・空き店舗の活用が進められるように県として取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

今、知事の思いを私も共有できたのだなというふうに思っております。今後の展開を期待したいというふうに思っております。

先ほど建設部長より御答弁いただいたように、最近終活という言葉聞くようになりました。家についてどう処分していくのかということもぜひとも考えながら進めていただければというふうに思うところでございます。

最後に一言申し上げたいというふうに思っております。

一昨日、大町市において市内の女性が熊に襲われるという大変痛ましい事故が発生いたしま

した。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈り申し上げますというふうに思っております。

大町市では、これで4年連続熊による人身被害が発生しております。住民の皆様の不安は大変大きなものであると思っております。県におかれましては、林務、環境、危機管理など関係部局が一体となり、大町市に対して部局横断による徹底した熊対策を講じていただくことをお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。本年度に入ってから本日に至るまで、多くの団体の総会に出席し、意見交換の中で様々な問題提起、厳しい現状をお聞きしてまいりました。以下、それらの声を盛り込みながら、通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、長野県150周年の取組について質問します。

長野県150周年記念の事業の一環として、県内201か所、77市町村全ての観光スポットを巡るデジタルスタンプラリーが10月20日まで行われています。201か所は、文化・歴史施設、温泉、酒蔵・ワイナリーなどで構成されており、行きたいスポットを選び、足を運び、スマートフォンでチェックインしてスタンプを獲得。スタンプ獲得数に応じて抽選で豪華賞品が当たるという仕組みです。県民は信州の魅力を再発見でき、県外の方にとっては信州ファンを増やす仕掛けとなっており、周遊により経済波及効果も期待できることより、とても面白い150周年にふさわしい興味深い取組です。

さて、皆さん、このスタンプラリーが行われていることは御存じでしょうか。また、実際に周遊されている方はいらっしゃいますでしょうか。ちなみに、私は、先月、長野県150周年特設サイトのイベント情報などを調べる過程でたまたまこのスタンプラリーを発見しまして、そのコンセプトに触れた瞬間、スタンプラリー好きの私は心を奪われてしまいました。翌日から活動の合間に周遊を始め、本日までに40のスタンプを獲得しました。信州の魅力に触れ、理解を深めるためにも、もちろん目標は201か所全てのスポットのコンプリートであります。

話を隣県に移します。

お隣の群馬県では、県内の温泉、自然、食、文化などが紹介され、県内各地を認め印、スタンプを集めて回るGUNMA PASSPORTを先月5月に作成したところ、県内外から申込みが殺到し、初日で発行総数の1万件に達したため、新規受付を締め切ったことがメディアに大きく取り上げられました。そして、このほど3万部の増刷を発表するほどの人気となっております。

一方、本県のデジタルスタンプラリーでは、本年10月20日まで実施されていますが、実施さ

れていることを知らないという声を多く聞きます。より多くの方に周知され、参加してほしいという観点より、現在の参加状況について確認するとともに、今後どのように周知し、参加を促していくのか、伺います。

また、このスタンプラリーを契機に、一過性の取組として終わるのではなく、来年以降も多くの方々が県内を周遊し、県内の様々な魅力に触れられる継続的な仕組みづくりを進めるべきと考えますが、県民文化部長の見解を伺います。

150周年イヤーも残り半年となりましたが、さらなる機運の醸成に向けて今後どのように取り組んでいくか、伺います。さらに、来年以降、この取組を県の未来に向けてどのように生かしていく決意なのか、知事に伺います。

次に、地域おこし協力隊について質問します。

地域おこし協力隊とは、過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、各地の課題解決に資する地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持強化を図っていくことを目的として2009年度に総務省によって制度化され、隊員の報償費や活動費は地方自治体に特別交付税措置されています。2004年には、全国1,794の自治体のうち65%に当たる1,176の自治体で7,910人の隊員が活躍。政府は、今年度までに1万人に隊員を増やす目標を掲げています。

県内においても、地域おこし協力隊を経て起業される方や市町村議会議員、さらには首長として御活躍されている方がいらっしゃる一方、こんなはずではなかったといった失望感により、任期途中で辞められたり、定住に結びつかない方もいらっしゃいます。

私は、生まれは佐久ですが、その後県外で育ち、20年前に信州に移住した移住者の一人です。その立場より、隊員の皆様には、各地にこれまでなかった新たな見方、発想、行動が長く暮らす方々との間で化学反応を生み、地域の新たな活力を生み出していくことを期待していますが、東京一極集中の是正という観点からも、地域おこし協力隊の皆様の活動、定住されての発展した活動に大きな期待を寄せています。

エールを送る視点より、順次質問いたします。

国の調査によると、令和7年度の長野県の隊員数は477人と全国2位ですが、隊員の長期的な定住が望ましいことは論をまちません。定住率は全国平均の70.3%。これは、令和2年から6年度で任期を終えられた隊員に対し本県は78%で全国4位と発表されましたが、近年の率の推移を伺います。また、これまでの県の定住者数について伺います。

次に、県内全ての隊員を対象とした地域おこし協力隊サミットが令和6年度より開催されていますが、成果と今後の展開について。以上2項目を企画振興部長に伺います。

最後に、東京一極集中の是正の観点より、県内の地域おこし協力隊員への期待について知事

に伺います。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には150周年記念事業であるデジタルスタンプラリーの状況、参加促進と、来年以降への仕組みづくりについてお尋ねいただきました。

デジタルスタンプラリーは、開始から約2か月で1万人を超える方が参加登録し、集められたスタンプ総数は3万個に達するなど、多くの方に楽しんでいただけていると認識しています。こんなすてきなスポットがあるなんて知らなかった。このような機会がなければ訪れなかったという参加者の声も届いています。

他方で、残念ながら知らなかったとの声もあることから、さらに周知を図る必要があると認識しております。今後は、夏休み期間の参加促進を狙い、民放テレビとのタイアップや県広報パートナーによるSNS発信などを通じ、幅広い層、特に若年層への周知拡大を図ってまいります。

来年以降の継続的な取組としては、本番を迎える信州デスティネーションキャンペーンにおいて、本県を訪れる観光客の皆様の周遊促進を検討中であると承知しています。こうした検討に当たりまして、本デジタルスタンプラリーの結果の分析やノウハウが生かされ、多くの方々が地域の多様な魅力に触れられる施策となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問をいただきました。

まず150周年に関連して、さらなる機運の醸成に向けてどう取り組むのか。また、来年以降この取組を未来に向けてどう生かしていくのかという御質問でございます。

まず、大井議員におかれましては、デジタルスタンプラリーに御参加いただきまして大変ありがとうございます。また、この場でも何度も申し上げているように、せっかくいいことをやっているのに発信力が弱いという御指摘は謙虚に受け止めなければいけないというふうに思っております。

今回の150周年記念事業は、「自らを知り 互いを知り 高め合おう「私たちの長野県」」というコンセプトで取り組んでおります。このため、県民の皆様方の参加を強く意識して事業を展開してきております。県歌「信濃の国」を題材とした投稿キャンペーン、市町村や企業、団体等との連携事業や記念商品、こうしたものに多くの皆様方に御参加いただいているところでもあります。今後も楽しみながら参加できる取組を広げていきたいというふうに思っております。

自らを知る取組、互いを知る取組、それから高め合う取組をそれぞれ進めてきているわけで

ありますけれども、先ほどの御指摘にもありましたように、こうした取組についてはさらにしっかりと発信をして、多くの皆様方に参加いただけるようにしていくということがまずは重要だというふうに思っております。

また、県全体で盛り上げを図っていくため、今後、マスメディアの皆様方やコンビニエンスストアとのコラボレーションによるプロモーション等を本格的に展開していきたいというふうに思っております。

加えて、あらゆる年齢層の皆様方に御参加いただくということで、昨日からは、俳句、短歌、キャッチコピーで本県の魅力や未来を表現する第2弾の投稿キャンペーンを開始しています。こうしたものもしっかりお伝えしていかなければいけないというふうに思いますし、また、次の時代を担う若者層への浸透ということで、新聞コンクールと連携し、地域を題材とする探究学習の推進や、独自の県民性をいろはかるたのスタイルで表現したポスター展も今後予定しているところでございます。いろいろな企画を用意しておりますが、そうしたものが県民に伝わらなければ意義が半減してしまいますので、そうしたところにも一層意を用いて取り組んでいきたいと考えております。

また、今後の県政にどう生かしていくかということにつきましては、例えば、投稿キャンペーンでは、県民の皆様方の様々な思いが寄せられてまいりますので、長野県の価値を改めて見つめ直し、キャッチコピーや写真等の作品で表現された地域の魅力を様々な発信に活用していきたい。そうしたもので信州ブランドの強さをさらに磨き上げていきたいと思っております。

また、子供たちに参加してもらう探究学習などを通じて生まれた発想を、これからの地域づくりや人材育成にもぜひ生かしていきたいと考えております。また、企業や著名人の方々から記念商品やお祝いのメッセージを頂戴する中でつながりができてきていますので、そうした皆様方との関係性を生かした発信の強化や価値づくりにもつなげていきたいと考えております。

今回の150周年を契機に、豊かな自然や地域の絆を未来につなぎ、子供たちや若者が夢や希望を持って挑戦できる活力ある長野県を実現できるように引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、地域おこし協力隊員に対する期待についてという御質問でございます。

私は、県内各地を回らせていただいて、いろいろなところで地域のために活躍している地域おこし協力隊の皆様方と接するたびに、本当に頑張ってもらってうれしいと思うと同時に、長野県のよさや価値を非常に鋭く見ていただいているということに感謝しているところでございます。

本県は、地域おこし協力隊の数、定住率ともに全国の中では高い県ではありますが、さらにこうした隊員が活躍できるようにしていきたいというふうに思っております。県でも地域おこ

し協力隊を活用させていただいておりますし、また、それぞれの地域で活躍していただくだけではなく、協力隊員同士が問題意識や取組の方向性を共有していただくようなネットワークもつくらせていただいております。引き続き長野県の価値を高めていくための地域おこし協力隊の役割は非常に重要なものがあるというふうに思っておりますので、彼らの活躍を市町村と共にしっかり応援していきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地域おこし協力隊について2点御質問をいただきました。

まず、県内の地域おこし協力隊員の定住状況についてでございますが、本県隊員の定住率の推移は、総務省の地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果によると、令和元年度の64.2%から令和7年度の78.0%へと13.8ポイント上昇しており、全国平均の7.5ポイント上昇を大きく上回る伸び率となっております。また、定住率の全国順位で申しますと全国4位でございますが、令和4年度からはずっと全国10位以内の高順位をキープしております。また、市町村への照会結果によると、これまで任期終了した隊員1,280名のうち令和8年4月1日現在で本県に定住している者は930名と把握しております。

次に、しあわせ信州「地域おこし協力隊サミット」の成果と今後の展開についてお答えいたします。

しあわせ信州「地域おこし協力隊サミット」は、県内の地域おこし協力隊員、卒隊者、市町村担当職員が一堂に会し、地域を超えて交流と学びを深める機会として、令和6年度から開催しております。令和7年度は、講師の総務省アドバイザー等を交え、隊員同士がミッションや任期後のことについて話し合う交流研修会や、起業等について学ぶ分科会をサミットの中で実施いたしました。参加者からは、様々な方との交流は活動の手助けになる。事例や考え方を知ることができたなどの声が寄せられており、隊員の孤立防止や定住率の向上につながっていると考えております。

今後も、サミットを通じて隊員同士のつながりの場を確保するとともに、隊員が学びを深め、市町村で活躍できるよう支援してまいります。

以上です。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

150周年の取組の中で、GUNMA PASSPORTについて触れました。他の自治体でよい取組については徹底的にパクレ、略してTTPという言葉があります。信州デスティネーションキャンペーンと連携し、二番煎じであっても、スタンプラリーの先に信州パスポート

(仮称)の発行を期待するものであります。

次に、鳥獣害対策について質問します。今回は、鳥獣害の中でも、熊ではなく鹿について取り上げます。それは、私が暮らす佐久地域において、鹿による被害が日ごとに深刻化していると多くの指摘を受けたからであります。

さて、長野県の猟友会員は令和7年度末で4,035人と、北海道の全国1位の5,749人に次いで全国2番目の会員を有する狩猟が盛んな県でもあります。そして、本年度、長野県猟友会は設立100周年を迎え、会員を増やし、さらに活動を活発化させようという機運が盛り上がっています。この機を逃さず、猟友会と自治体が信頼関係を深め、連携や情報共有を密にし、その活動を支え、後押ししていくことが不可欠であります。

その考えより、順次質問いたします。

鹿が隣接する他県の鳥獣保護区にて繁殖し、県境をまたいだ食害が拡大していると高原野菜を栽培する農家からお聞きしましたが、県境や広域をまたぐ鳥獣被害について把握できているか、伺います。また、どのように対策に取り組んでいるか、伺います。

県は、鹿の捕獲目標を、第4期ニホンジカ管理計画、これは平成28年からの計画でありまして現在は第5期になっておりますが、平成28年より年間捕獲目標を4万頭としています。なぜ4万頭かということ、年間4万頭の捕獲で推移した場合は、将来減少または増加が抑制されるとの予測からであります。ちなみに、1万頭少ない年間3万頭程度の捕獲で推移した場合は、将来全ての地域で生息数が増加すると予測されています。

一方、本県のニホンジカ捕獲頭数は、近年においては平成25年の4万頭に若干足りないところでありますけれども、3万9,663頭をピークに減少傾向にあり、令和6年度の実績で3万3,435頭と、前年度令和5年の実績2万9,216頭から増加しているものの、4万頭とは6,565頭と大きな乖離があることから、この状況をどのように認識しているのでしょうか。また、いかにして捕獲頭数を目標の4万頭に近づけるのか、伺います。

捕獲活動は、わな猟のほか、グループ猟においては勢子や射手などから成るチームプレーですが、仕事等の都合により思うように人が集まらず、少人数で行われることも多いと聞きます。その背景には、狩猟には猟銃や弾頭などの維持・購入に加え、ガソリン価格等の高騰なども要因であると伺っています。仕事を休んで捕獲活動をするにも、労力に見合う最低限の収入が得られなければ、そこまで本気になって捕獲をするモチベーションが湧かない。行政の支援がもう少しあれば、よし、目標のために頑張ろうという気になるのだがという率直なお話を地元猟友会の総会において伺いました。

一方で、長野県猟友会では、さきに述べたとおり、100周年の年でもあるので、何とか頑張って捕獲目標4万頭を達成しようという粋な意気込みもあると猟友会の会長より伺ったとこ

ろです。

熊被害の増加を背景に、熊捕獲には本年度より1頭8,000円の報奨金が県より支払われることになりましたが、農業従事者や猟友会にとって、鹿が勝つか、我々が勝つかの瀬戸際だとの悲壮感をお聞きする中で、佐久地域において鹿との戦いはぎりぎりの状況にあると感じています。猟友会、狩猟者の思いに応えるためにも、鹿の捕獲に対しても現場の取組を後押しするインセンティブが必要と考えますが、いかがでしょうか。以上3項目を林務部長に伺います。

次に、特定分野に特異な才能のある児童生徒、一般的にギフテッドと呼ばれていますが、この言葉には様々な受け止めがあり、本県の教育においては特定分野に特異な才能のある児童生徒と呼称されているため、この呼称の下、児童生徒を伸ばす信州教育について質問します。

一昔前では、このような特性を持つ児童生徒は、指導が難しい、どのように接していいかわからないなどネガティブに捉えられることが多く、その結果、学校になじめず不登校となり、社会ともなじめず、あふれる才能があるにもかかわらず活躍の場が見いだせず、ひきこもりになってしまったという話も耳にしてきました。このような状況を例えるなら、磨けば光る多くのダイヤの原石を失ってきたとも言え、もしうまく導ける教育が行われていたらと思うと、やるせない気持ちになります。

芸術家、学術界やスポーツ選手、ビジネス界など、世界的な活躍をされている方々は、幼少期を振り返る対談などにおいて、今自分があるのは、誰々先生との出会いがあったからだと言われていることがあります。自分を認め、評価し、才能を伸ばそうとする先生との出会いによって、これまで時に暗かった人生がぱっと明るくなり、道が開けたのです。特別な才能を有するがゆえに周囲と同じ速度で学ぶことができないなど、時に多くの悩みを抱えている児童生徒が孤立しないよう、いかに寄り添い、理解し、才能を伸ばしていくか。少子化が進行する中、信州の教育の役割、期待はさらに大きくなっています。

そこで、以下質問いたします。

国においては、次期学習指導要領において、支援の必要性に応じて算数・数学、理科などで部分的に高校や大学の授業を受けられるようにすることを盛り込む案が示されましたが、本県においては、国の方針を注視しつつ、あらゆる取組を検討すべきと考えます。個人の特性を伸ばすためにも、モデル校を設置し、対応した教育を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、県内において特定分野に特異な才能のある児童生徒の状況をどのように把握し、対応した教育がなされているのか、教育長に伺います。

最後に、魚がすみ、戻ってくる河川について質問します。

私の住まいの近くには千曲川が流れており、遠くにそびゆる浅間山や八ヶ岳とともに、佐久を代表する風景として、時には荒々しく自然の猛威を振るいながらも、その清流は人々の癒や

しとなり、時にはイベント会場となり、生活の一部として存在してきました。

特に、初夏はアユ釣りをする釣り人でにぎわい、佐久における初夏の代表的な風景となってきましたが、近年、その姿をほとんど見るができなくなっていました。その理由は単純で、アユをはじめとした魚が釣れなくなったからであります。

では、なぜ釣れなくなってしまったのか。魚がすみ、戻ってこなくなったのか。その原因については様々な指摘がなされていますが、県内河川や湖沼でも同様の事態が起きているとも伺っています。

そこで、県の認識を確認するため、順次質問いたします。

県内河川における釣り人やアユをはじめとした魚の減少した原因について、1として、観光資源としての観点から、釣り人が減少傾向という認識があるのか、観光スポーツ部長に伺います。

2として、遊漁券の販売状況を基に、釣り人の人数について把握できているか、伺います。

3として、放流した魚の生存率や漁獲量への影響を知る参考として、魚の放流量の状況について伺います。以上2点は農政部長に伺います。

県においては、国からの法定受託事務として定期的に水質検査を行っていますが、千曲川上流においては、雨が降るとすぐに濁る川になってしまった。昔はこうではなかったとの指摘もあることから、千曲川上流において降雨後を対象とした水質検査の実施状況について伺います。また、農薬含有量については検査できているのか、環境部長に伺います。

野菜のマルチ栽培により、雨が土壌に浸透し切れず、川に流出した土砂との因果関係についてどのように認識しているか、伺います。また、畑からの土砂流出を防ぐことを目的としたグリーンベルトの整備が川の濁り対策として有効と考えますが、農政部長の所見を伺います。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には鳥獣害対策について3点御質問をいただきました。

まず、県境や広域をまたぐ鳥獣被害の把握状況とその対策についてのお尋ねでございます。

ニホンジカにつきましては、市町村等からの情報に加え、捕獲した地点のデータや個体群の直接確認により生息状況の把握に努めております。令和6年度の時点で県内全市町村において生息が確認されるなど、分布域が拡大している状況でございます。

こうした分布拡大に伴いまして、農林業被害は近年増加傾向にあり、高原野菜や造林木の食害など深刻な影響が生じております。また、県境周辺では両県をまたいで往来することから、広域的な被害の拡大も見られる状況にあります。このため、県では、群馬県をはじめとする隣接県との情報共有を行い、県境を越えた個体の移動や被害の発生状況の把握に努めるとともに、GPS首輪やセンサーカメラ等を活用して広域的な行動実態の把握を進めております。

対策につきましては、県境を越えた関係市町村や捕獲従事者と連携しながら、囲いわなやくくりわな等を活用した効率的な捕獲の実証を進め、あわせて、防護柵の整備費用への補助により被害の未然防止に努めているところでございます。

次に、鹿の捕獲目標と達成状況についてでございます。

県では、ニホンジカによる農林業被害の軽減と適正な生息密度の実現に向けまして年間4万頭の捕獲を目標としておりますけれども、実績は御指摘のとおり未達成となっております。その要因としましては、捕獲従事者の高齢化や担い手の減少に加え、里地の生息密度が低下したことによる捕獲効率の低下、さらに、近年では、高標高域や別荘地など捕獲が困難な地域への分布の拡大などが挙げられております。

捕獲目標の達成に向けては、まず捕獲の担い手確保育成を進めておりまして、市町村の被害対策実施隊への活動経費の支援や、初心者向けのハンターデビュー講座の開催など若手人材の確保と狩猟免許取得の促進に取り組んでいるところであります。

あわせて、関係市町村や猟友会と生息状況や捕獲目標を共有するとともに、くくりわなの遠隔監視装置をはじめとするICTを活用した省力化への支援などにより捕獲頭数の底上げに努めております。

今後、捕獲の強化、そして効率化、それから担い手の確保、これらを総合的に進めまして、年間4万頭の捕獲目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、鹿捕獲に対するインセンティブについてでございます。

ニホンジカの捕獲につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、例えば、ジビエとして利用する場合には1頭当たり9,000円、焼却施設へ搬入する場合には8,000円といった捕獲報奨金の支援を行うとともに、県単独事業により市町村が捕獲者に対して支援する経費への助成も実施しているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、農業従事者や猟友会の皆様は大変厳しい状況の中で捕獲活動に取り組まれているということは認識しておりまして、捕獲に伴う労力や捕獲した個体の処理負担の軽減等も含めたインセンティブが重要であるというふうに考えております。このため、今後は、捕獲報奨金の活用を基本としつつ、食肉利用を拡大するための処理搬出作業の省力化など総合的な検討を進め、御苦労され、活動に取り組む猟友会の皆さんを後押ししてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対応した教育についてのお尋ねでございます。

子供はそれぞれに個性を有し、興味関心も多様でございますが、これまでの学校教育は、一斉一律に指導する傾向が強く、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒の力を十分に伸ばし切れていなかったと認識しております。県教育委員会では、国の特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の採択を受け、昨年度及び本年度ともに12校の実証協力校において取組を進めているところでございます。

特定分野に特異な才能を有するがゆえに、授業内容に物足りなさを感じたり、自らの興味関心に基づく学びをより深めたいと願っている児童生徒について、民間団体と連携し、大学生等がオンラインで個別に支援する新たな学習プログラムを実施しているところでございます。これにより、児童生徒が自らの興味関心に基づいて探究を深める機会を提供しているところでございます。こうした取組の中で生き生きと追求する児童生徒の姿も見られており、今後、より有効な支援の在り方を研究してまいります。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君）私には観光資源としての釣り人が減少傾向にあることの認識についてのお尋ねをいただきました。

本県は、千曲川や天竜川、木曽川をはじめとする豊かな清流や、諏訪湖、野尻湖などの多様な湖沼に恵まれるとともに、県内各地には多くの釣堀などがあり、釣りは貴重な観光資源の一つであると考えております。

観光スポーツ部では、釣りを目的として訪れる観光客数の統計調査は実施しておりませんが、総務省の社会生活基本調査では、いわゆる海釣りを含め、釣りを行った人数を調査しております。その調査結果によると、全国では2016年に釣りを行った人数は981万人でしたが、2021年には872万人と109万人減少しており、長野県は同期間に12万7,000人から12万6,000人に微減となっております。

県としましては、これまでも長野県観光公式サイト「G o N A G A N O」で溪流釣りの魅力などの情報の掲載をしてきましたが、今後も同サイトやSNSを通じた情報発信などを行い、釣りを目的に本県を訪れる観光客の誘客に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君）3点の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、遊漁券の販売枚数とその動向、また釣り人の数についても御質問があったかと思いますが、遊漁券の販売枚数につきましては、毎年度、漁業協同組合から報告を受けております。令和6年度の販売枚数は約9万3,000枚で、10年前の平成27年度と比較いたしますと7割程度まで減少したものの、近年は横ばいで推移しております。

なお、遊漁券を購入された方が実際何人釣りをされたかということは把握されておりません。したがって、遊漁券の販売枚数のみをもちまして釣り人の数を正確に把握することは困難であるというふうに考えております。

続きまして、魚の放流量でございますが、令和6年度は約54トンでございます。10年前の平成27年度比で7割程度となっております。

最後でございますが、河川への土砂流入の因果関係と土壌流出対策についての御質問でございます。

河川への土砂の流入経路は様々でございます。一概に農地からの土砂流入が河川の濁りの直接的な原因と特定することは困難であると認識しております。

一方、堆肥の施用などコストをかけて土づくりを行った土壌が失われることは、農業者にとりまして大きな損失でございます。また、病害虫の拡散防止の観点からも、やはり土壌流出対策は重要であるというふうに考えております。

グリーンベルトにつきましては、土壌流出を抑制する手法として一定の効果がございますが、圃場内の滞水やトラクターのスリップなど営農上の課題もございます。このため、県といたしましては、グリーンベルトの整備のほか、畝間への稲わら束の設置、緑肥作物の作付など様々な対策を検討しながら農地からの土壌流出の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）千曲川上流における水質検査の実施状況についてのお尋ねでございます。

河川の水質については、お話がございましたとおり、水質汚濁防止法に基づき、国からの法定受託事務として検査を行っており、検査項目には、水の汚れの指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）や、濁りを示しますSS（浮遊物質）、それから、チウラム、シマジンなどの農薬成分が含まれております。

水質検査の方法に関する国の通達では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶことと定められていることから、降雨後の採水は行っていないところでございます。これは、降雨後は一般に河川の濁りが増加し、また、逆に水量の増加により農薬も含めた有害物質などの濃度が低下する可能性があることから、平常時の河川の状態を評価できないためであると承知しております。

近時の千曲川上流の水質は、農薬成分については検出されておらず、BODやSSについても環境基準をほぼ達成している状況でございます。今後、県内の河川・湖沼の水質の調査研究を行っております諏訪湖環境研究センターにおいて化学物質の残留実態調査を行うこととして

おり、この調査の中で、環境基準項目として定められていない農薬成分についても検査を行うべく、測定分析項目を幅広く設定することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

先ほど、観光スポーツ部長より、県内の釣り人は12万6,000人というふうに答弁をいただいたところでありますけれども、では、12万6,000人の釣り人がどこで釣りをしているかといいますと、恐らくほとんどが県内ではなくて他県での海釣りに向かっているんじゃないかなというふうに感じております。せっかく県内には様々な美しい河川があるのにもったいない。豊かな自然を生かし切れていないと感じています。

各地の漁協の皆様や、定期的な清掃活動をされている団体など、各地河川を愛する皆様の御尽力により、県内の河川が美しく、魚が戻り、すみ続ける河川、湖沼であってほしい。そのためのたゆまぬ取組を要望しまして、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時17分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。

それでは、通告に従い、上伊那地域における児童相談所機能の充実について4点、気候変動に対応した農業振興について2点、一括にて質問をいたします。

上伊那地域への児童相談所設置については、子供や家庭を地域で支える体制の充実を求める声として長年にわたり地域からの要望が寄せられてきました。私自身も、平成30年度に上伊那PTA連合会長及び上伊那教育七団体連絡協議会の議長としてこの課題について要望を重ねてきた経緯があり、強い問題意識を持って取り組んでおります。

現在、上伊那地域は、医療、教育、福祉、行政、生活圏の面で一体性の強い地域であります。一方で、児童相談所の管轄は、伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村が諏訪児童相談所、駒ヶ根市、飯島町、宮田村、中川村が飯田児童相談所と、諏訪と飯田に分かれております。

児童相談所は、単なる相談窓口ではなく、専門的な相談対応、一時保護、施設入所や里親委

託等の対応、市町村への専門的・技術的支援など、子供の安全確保と家庭支援に直結する重要な機関であるわけであります。したがって、児童相談所がどこにあり、どのような体制で市町村や関係機関と連携ができるのかは、子供の命と安全、そして家庭を支える地域の力に大きく関わるものであります。

もちろん、児童相談所の設置には、人材確保、専門職の育成、施設整備、既存児童相談所との役割分担、県全体の広域的な配置の在り方など様々な課題があることは理解しております。そのため、県においてもこれまで直ちに具体的な設置検討に進むことは容易ではなかったものと受け止めています。

しかしながら、近年、子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。県内の児童虐待相談対応件数は高止まりしており、令和6年度は2,833件と、前年度から増加しております。虐待内容も、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトなど多様であり、家庭が抱える課題は複雑化していると感じております。

また、上伊那地域に関係する相談件数を見ましても、令和6年度に諏訪児童相談所及び飯田児童相談所に寄せられた上伊那地域分は合計で475件となり、前年度からやはり増加しております。これらの相談は、両児童相談所においても一定の割合を占めており、上伊那地域の支援ニーズの高さがうかがえるわけであります。

しかも、生活圏としては一体でありながら児童相談所の管轄が二つに分かれていることは、単に行政上の管轄の問題にとどまらず、子供や家庭への支援の在り方に関わる重要な課題であると考えます。

例えば、虐待通告があった際に、児童相談所の職員が諏訪や飯田から現地に向かうため、子供の安全確認や一時保護の判断までに時間を要します。また、市町村が養育困難や虐待リスクを抱える家庭に対応する中で、児童相談所の専門的助言を求めたい場合にも、日常的、継続的な相談対応や共同対応がしづらい場面があるのではないのでしょうか。

さらに、上伊那地域内で転居や転校があった際、生活圏としては同じ上伊那であっても、管轄児童相談所が変わることがあります。支援が継続して必要な子供や家庭にとって、情報共有や支援方針の引継ぎに時間を要することは、支援の切れ目につながりかねません。

加えて、施設入所等が必要となった場合に、子供が地域を離れざるを得ないケースも考えられます。子供の最善の利益を考えれば、できる限り地域とのつながりを保ちながら支援をする体制が重要であります。

また、児童相談所職員が諏訪、飯田から上伊那地域へ出向くことに伴う移動距離や移動時間も実務上無視できない課題であります。移動に要する時間が大きければ、その分、相談対応、家庭訪問、関係機関との協議、市町村への支援に充てられる時間が限られてくるわけでありま

す。これは、地域住民の利便性だけでなく、児童相談所職員の業務効率化や専門性を十分に発揮できる体制という観点からも考える必要があると感じています。

こうした具体的な場面を考えますと、上伊那地域への児童相談所設置、あるいは、より身近な児童相談所機能の配置は、地域からの要望にとどまるものではなく、初動対応の迅速化、市町村支援の強化、管轄をまたぐ情報共有の円滑化、子供と地域とのつながりの確保、そして児童相談所職員の専門性をより有効的に発揮するための体制整備であるわけであります。

こうした中で、県では、昨年度から、上伊那地域の児童相談・支援体制について、関係市町村、民間事業者、児童相談所、上伊那広域連合も交えた検討会を始めていただいております。長年の地域要望を受け止め、まずは現状把握と児童相談・支援機能の強化に向けた検討を進めていただいていることについては、ようやく具体的に動き出したものと前向きに受け止め、心から感謝しているわけであります。

ただ、一方で、地域が求めてきたのは、単に相談窓口を増やすことではないわけであります。子供や家庭が困難を抱えたときに、より身近な場所で専門性のある支援につながり、市町村や学校、医療、福祉、民間支援団体が一体となって早期に継続的に切れ目なく支えられる体制をつくることであります。その意味で、上伊那地域への児童相談所設置、あるいは児童相談所機能の配置強化は、地域要望であると同時に、県全体の児童相談体制をより実効性のあるものにしていくための課題でもあると受け止めています。

そこで、酒井こども若者局長に3点、阿部知事に1点伺いたします。

まず1点目として、上伊那地域の分割管轄に対する県の評価についてであります。

上伊那地域が一体的な生活圏でありながら児童相談所の管轄が諏訪児童相談所と飯田児童相談所に分かれている現状について、県は子供・家庭支援の体制としてどのように受け止め、評価しているのか、伺いたします。

2点目として、検討会で把握された現状と課題についてであります。

県では、昨年度から、関係市町村、民間事業者、児童相談所、上伊那広域連合と共に上伊那地域の児童相談・支援体制について検討を進めていただいておりますが、これまでの検討を通じてどのような現状と課題が把握されたのか、伺いたします。

3点目として、令和8年度以降の児童相談・支援機能の強化についてであります。

県として直ちに児童相談所を設置することについては様々な課題があるものと理解しています。その上で、上伊那地域において、より身近に児童相談所の専門性を活用できる体制づくりが重要であります。例えば、サテライトデスク、巡回相談、常駐相談拠点、オンライン相談、事例検討会への児童相談所職員の参加など、児童相談所機能を段階的に地域に近づける取組について、令和8年度に着手できる具体的な取組としてどのような内容を想定しているのか、お

伺いたします。

そして、将来的な児童相談所設置を含む最適配置の検討について阿部知事にお伺いたします。

上伊那地域では、長年にわたり児童相談所設置を求める声があります。まずは児童相談・支援機能の強化を進めることを前向きに受け止めつつも、将来的には、本所または支所の設置も含め、児童相談所機能の最適配置を検討していく必要があると考えます。

県として、上伊那地域における児童相談所機能の最適配置について、今後どのような観点を踏まえ検討を深めていくのか、お伺いたします。

次に、気候変動に対応した農業振興について質問いたします。

上伊那地域は、稲作、果樹、野菜、花卉、畜産など多様な農業が展開されている本県で重要な農業地域であります。昼夜の寒暖差、豊富な日照などの地域特性を生かし、リンゴ、梨、米、花卉など幅広い品目が生産されていますけれども、近年、その生産基盤を大きく揺るがしているのが気候変動に伴う気象変化であります。

現場の皆さんから話を伺っておりますと、異常気象は、もはや一過性のものではなく、毎年の経営課題として強く意識されていることが伝わってきます。実際、J A上伊那においても、令和6年度は、春先の低温や夏場の高温の影響により、多くの品目で生産量が減少したと言及されております。

加えて、J A上伊那との意見交換の場では、各品目に共通する課題として、耐病性や暑さ対策に資する品種改良の重要性が指摘される一方で、そのための試験研究予算が減額されており、新たな品種が現場に普及するまでには長い時間を要するとのことのお話も伺いました。気候変動への対応は待ったなしであるにもかかわらず、研究開発と現場実装の間に時間差があることも大きな課題であります。

また、上伊那の農家の皆さんからは、果樹では高温、降雨の影響による着色遅れ、胴割れ、カメムシ被害、花卉では高温による生育不良や出荷本数の減少、水稻では生育の前進や作業時期の前倒しなど、各分野で栽培管理の難しさが増しているとの声が耳に届いてきます。単に暑いという話ではなく、品質、収量、出荷時期、販売計画、さらには作業の安全性まで、経営全体に影響する問題として受け止められています。

加えて、現場からは、県の高温対策事業の継続を望む声に加えて、申請手続きが分かりにくい、補助制度が使いにくい、施設資材や機械の高騰で導入に踏み切れないといった切実な声もあります。

果樹では、かん水施設や多目的ネット、防ガ灯の活用、野菜では、遮熱、冷却、かん水設備の整備、米穀では品種比較試験や飼料用米の取組など、現場では様々な工夫と努力が続けられ

ておりますけれども、異常気象、資材高騰、高齢化が重なる中で、生産者だけの努力では限界があります。上伊那では、アスパラガス、白ネギ、ブロッコリーなどの生産拡大が進められておりますが、猛暑の影響や出荷コスト、施設更新負担など、新たな課題も生じております。

こうした中で、県は、令和8年度当初予算において、持続可能な農業の実現に向けた施策を進めています。また、信州農業生産力強化対策事業では、夏期高温による農業生産の不安定化を踏まえ、高温対策メニューの拡充を図っております。農政部が、現場課題を踏まえ、制度面で対応を前進させていることは、大いに評価するところであります。

一方で、上伊那の実情を踏まえれば、求められるのは、高温対策にとどまらない総合的な適応策と現場で活用しやすい支援体制の構築であります。

そこで、根橋農政部長に次の2点についてお伺いいたします。

1点目として、県が拡充した高温対策事業について、上伊那地域でも防ガ灯や多目的ネット、遮熱、冷却、かん水設備などの要望がありますが、現在の補助申請はどのような状況であるのか。また、多様な品目構成を有し、気候変動の影響が現れている本県の地域事情を踏まえ、県として品目ごとにどのように支援をしていく考えなのか、お伺いいたします。

2点目として、県として今後どのように気候変動対策を進めていく考えか。また、技術指導や制度の活用支援、さらに将来を見据えた品目転換など、生産現場への具体的な対応についてお伺いいたします。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、上伊那地域で児童相談所の管轄が分かれていることに対する評価についてでございます。

現在、県内の児童相談所は、人口、地理的条件、交通事情等を踏まえて5か所設置しております。これは、児童虐待への迅速な対応に加え、パーマネンシー保障に向けた里親委託等を専門性を有する一定規模の職員で推進するため、国の参酌基準も参考にしたのですが、上伊那地域は諏訪と飯田の二つの児童相談所で管轄している状況にあります。

上伊那地域の関係者の方からは、二つの児童相談所が管轄していることに対し、圏域内の全市町村で連携して進める他の福祉部門の取組等と整合を図ることが大変。管轄エリアをまたぐ支援が必要な場合、情報共有が図りにくい等の声が寄せられており、そうした不安、心配が生じない体制づくりが大切と認識しております。

このため、県では、上伊那地域を所管する諏訪・飯田の両児童相談所で連携して上伊那地域の地域懇談会や研修会を開催するほか、本年度は、上伊那地域の市町村によるこども家庭センターの統括支援員会議等に両児童相談所職員が参加し、情報交換や助言等を行い、圏域を二つ

の児童相談所が所管することによる課題が生じない一体的な児童相談・支援が行える体制確保に取り組んでまいります。

次に、上伊那地域の児童相談・支援体制の充実に向けた検討を通じて把握した現状と課題についてでございます。

昨年度、地元関係者からの御要望も踏まえ、上伊那地域の市町村、児童福祉施設関係者と県とで連携し、上伊那地域における児童相談・支援に関する課題の整理と支援の充実を図るため、上伊那地域の児童相談・支援体制に関する検討会を計３回開催しました。

この検討会では、まず現状として、近年、困難を抱える子供や家庭が増加し、支援するケースも多様化、複雑化していること、さらには、上伊那地域は全市町村にこども家庭センターが設置され、教育委員会との連携も十分に図られていることや、構成市町村で定期的に統括支援員会議が開催されていることなどに強みがあるとの確認をいたしました。

また、課題としては、家庭を支える民間支援が十分とは言えないことや、児童相談所が遠く、虐待通告時の初動対応の遅れが心配であること、さらには、市町村の業務が拡大する中、児童相談所職員からの専門的な支援の強化が必要などの御意見をいただきました。

こうした現状、課題につきましては、中間取りまとめとして整理し、関係者で確認するとともに、今後も連携した検討や取組を進めてまいります。

最後に、上伊那地域の相談支援機能の強化に向けた本年度の取組内容についてでございます。

昨年度の検討会での検討成果を踏まえ、本年度、まず県では、児童相談所職員による定期的な事例検討会への参加を強化し、市町村職員のケース対応に係る相談機会の充実を図ります。加えて、今年度、新たに諏訪児童相談所の児童福祉司と伊那市の福祉職との間で交流研修を開始し、地域の専門性向上を図ってまいります。

また、市町村では、家庭支援事業のうち、保護者の病気や育児疲れ等に施設等で対応するショートステイ事業の受皿拡大のため、地域の協力家庭を活用するすくすくパートナー事業の本格運用に県内でも先進的に取り組みいただいております。

さらに、民間事業者においては、県と日本財団との連携協定に基づき、里親登録者が上伊那地域において緊急的に保護を要する子供を一時的に預かる事業が開始される予定であるなど、里親養育の基盤強化に取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には上伊那地域における児童相談所機能の最適配置について今後どういう観点を踏まえて検討を深めるのかという御質問をいただきました。

まず、向山議員の御質問にもありましたように、昨年度、上伊那地域の児童相談・支援体制

に関する検討会を地元の皆様方と共に開催し、まずはソフト面の充実から進めていこうということで取組を始めております。

チーム養育の強化、専門性の向上や人材育成、市町村への支援充実、こうした取組の方針の下、今年度から、諏訪児童相談所と伊那市とで福祉職の人事交流や乳幼児を緊急時に里親委託する体制構築等を開始したところでございます。こうした取組を推進するとともに、児童相談所職員の専門性も高め、困難を抱える子供の支援に係る県としてのモデル地域となるよう取り組んでいきたいと考えております。

一方、県全体の児童相談所の配置の在り方については、私としても重要な課題だというふうに考えております。できるだけ身近なところに対応してほしいというニーズと、児童相談所はやはり一定程度専門性を上げていかなければいけないと、ある意味相反する要素があるわけがありますけれども、今後は、子供虐待相談件数や地理的な条件、また、児童相談所として果たすべき機能、さらには、関係者、市町村等との役割分担、あるいは連携の在り方、こうしたことを勘案して検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長根橋幸夫君登壇〕

○農政部長（根橋幸夫君） 気候変動への対応に関しまして2問の御質問をいただきました。

まず、高温対策事業の活用状況と品目ごとの支援に係る考え方についての御質問でございます。

信州農業生産力強化対策事業で拡充いたしました農作物の高温対策の申請状況でございますが、全県で15件でございます。上伊那地域からも、果樹のかん水設備、花卉の遮熱資材の導入などの要望があったところでございます。審査の結果、このうち11件を採択いたしまして、この夏に間に合うよう順次資材の導入が進んでいるところでございます。

園芸品目における高温等の具体的な影響といたしましては、果樹における果実の日焼け、施設野菜や花卉類における樹勢の低下、着花不良、露地野菜における干ばつによる生育不良の発生などが見られております。

これらへの対応といたしまして、果樹では日焼け果防止のための多目的ネット、野菜、花卉におけるハウス栽培では遮光・遮熱カーテンや換気装置、露地野菜ではかん水設備などの高温対策資材の導入を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、気候変動対策と生産現場への具体的な対応についての御質問でございます。

県では、気候変動、とりわけ温暖化が農業生産に及ぼす影響に的確に対応するため、試験場の農業技術ステップアッププログラムに基づきまして、高温による影響評価、高温耐性品種の開発、栽培管理技術の研究、この3点を重点的に進めております。

これらの研究成果は、農業農村支援センターがＪＡや市町村等関係機関と連携いたしまして、生産現場への速やかな普及定着に取り組んでいるところでございます。具体的には、上伊那地域におきまして水稻の高温耐性品種の現地適応性試験を実施するとともに、アスパラガスやカーネーションのハウス栽培におきまして遮光・遮熱資材の実証試験を進めているところでございます。また、生産者の皆様が施設整備や機材導入に係る補助事業等を円滑に活用できるよう、制度内容の丁寧な周知や申請手続の支援にも努めているところでございます。

今後とも、将来の気候変動を見据えまして、技術の研究普及を一層進めるとともに、各種制度の活用支援や新たな品種、品目の導入支援などを通じまして、地域の実情に即した持続的で安定的な農業生産の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）それぞれ御答弁をいただきました。

まず、上伊那地域における児童相談所機能の充実についてであります。

上伊那地域の分割管轄による課題や、検討会で把握された現状の県としての受け止め、令和8年度以降の児童相談・支援機能の強化に取り組んでいただく方向性について確認することができました。特に、阿部知事から、県として上伊那地域を児童相談機能の一つのモデル地域として進めたいという御趣旨の御答弁をいただいたことは、大変心強く受け止めております。

大切なのは、この検討を一過性のものとせず、子供や家庭、市町村、関係機関が実感できる具体的な体制整備につなげることであります。児童相談所機能の充実、子供の安全を守るための体制強化であるのと同時に、対象となる家庭が孤立することなく、配慮も含めて必要な支援につなげていくための取組でもあります。そうした視点を大切にしながら、上伊那地域における支援体制の充実をさらに進めていただくことを望みます。

また、気候変動に対応した農業振興につきましては、県として、高温対策事業の拡充に加え、技術指導、研究成果の現場実装、さらには、品目転換も含め、総合的な対応を進めていく方向性を確認させていただきました。

上伊那地域をはじめ、現場で必要とされる対策が、申請しやすく使いやすい制度として確実に届き、生産者の経営継続と産地の維持につながるよう、今後も引き続きの支援をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。

学校での先生方の働き方改革と生徒の主体性を育むことにつながった取組が下伊那郡の松川

中学校で行われています。毎日行っていた清掃活動を縮減し、その時間を「みんなの時間」と称した活動として位置づけて、25分間、もしくは帰りの学活と組み合わせた約40分間を学力向上に向けた取組や生徒の主体的な活動に向けた取組に充てるとともに、職員の会議時間や学級事務、家庭訪問などを勤務時間内に保証することにもつなげようとしているそうです。学校の諸課題を解決するための踏襲的な日課を見直した新しい挑戦と言えます。

もともと松川中学校には無言清掃が伝統的に根づいており、先生方の反対意見もありましたが、議論を重ねる中で、令和6年秋から取りあえずお試しでやってみることになりました。なお、清掃がない日の午前中には、地域の方に委託支援をお願いして、トイレや手洗い場周りを中心に衛生面の確保に配慮しているそうです。

お試し期間は、「学習パワーアップ月間」と題して、2学期と3学期の期末テストに向けたスタディタイムを日課に位置づけ、全校同一步調で学習計画を立てたり、個々に学習を進めたりしました。

1か月のお試し期間を終えて全校生徒にアンケートを実施したところ、家庭での学習時間が1時間半も延びたとか、自分のやるべきことを可視化できたので勉強する気が生まれたなど、パワーアップ月間を通して学習への関心、意欲が高まり、パワーアップできたと答えた生徒が67%に上りました。その効果が実証されるよい結果が得られたことで、令和7年4月から、年間を通して「みんなの時間」が正式に日課に位置づけられることになりました。

一方、掃除の機会が少なくなったことにより、学校の中が汚く感じられるようになったことも事実で、毎日の掃除の効果を実感したと教頭先生は振り返っています。

そうすると、やはり掃除の時間を復活させたほうがよいのではとなりそうです。ところが、そのことに生徒たち自身がいち早く気づき、考え、判断して、そのための解決策を自分たちで考えようと積極的に動き、全校生徒による清掃に関する話し合い集会が開かれたそうです。

生徒たちからは、ごみが落ちていたら進んで拾う。ごみを出さない工夫をすればよい。1回ずつの掃除の質を上げることが大切。消しゴムの消しかすを落とさないように心がけるなどの意見が。また、無言清掃に対しても、なぜ無言でやっているのか、無私語清掃のほうが仲間とのコミュニケーションも取れて清掃の質が上がるのではないかと活発な意見交換が行われました。

そして、週2日の掃除の時間は、1年生から3年生までの縦割り班による清掃を取り入れたことにより、3年生が1、2年生の手本となる清掃が展開され、先輩としての自覚と責任ある活動、そして、それを見習い、模倣する後輩とのチームワークにより、以前に比べて掃除の質が大幅に向上したそうです。掃除の機会が少なくなった分、より集中して本気モードで取り組まなければと、掃除に対する生徒たちの自覚と意識に変化が見られるそうです。

現在、木曜日のスタディータイムでは、分からないところを自由に聞きに行ける質問ルームを設けて、教員がきめ細やかな指導も行っています。

月曜日は、生徒に計画を委ねる生徒集会、学年レク、部活動、学級の時間、また、学期末には大掃除の松中クリーン作戦など、その時々に応じた柔軟な活動を交えた「みんなの時間」になっています。

水曜日とはいうと、15時には完全下校となり、先生たちの会議も早めに始められます。学年内の情報共有、教科会の臨時の打合せ、フリースクールに出向いての全員研修会、不登校生徒宅への家庭訪問などなど、退勤時間までの1時間40分を有効に活用した様々な業務や対応が柔軟かつタイムリーにできており、こうした余白の時間の創出は、働き方改革を推進する上で非常に有効であると言えます。

「自ら考え、正しく判断し、行動できる生徒」という学校目標を掲げ、勉強も掃除もその他の活動も、自主性を重んじ、自分で何をすべきかを考えて、自主的に行動できる生徒の育成につながっているこの松川中学校の掃除の時間の改革を、教育委員会はどう評価しますか。学校の当たり前を変えたことにより、先生の働き方が改善され、生徒のやる気を起こしたこの松川中学校の取組を、全県の学校に広げていく考えはありませんか。以上2点を武田教育長にお聞きします。

今年4月11日、阿南町の国道151号線で、のり面崩落により通行止めが起きました。飯田建設事務所と建設事業者の対応でゴールデンウィーク直前には片側通行となり、現在も復旧工事が進んでいるところです。

現在通行止めとなっている県管理の道路はほかにもあります。南信州は、ほかと比べてそういう事例が多いのではないかと、建設部に過去5年のデータをまとめてもらいました。令和3年から令和7年までに県管理道路で落石やのり面崩落等で通行止めとなった全県85か所中、飯田建設事務所管内は最多の25か所で、2番目の大町の11か所に2倍以上の差をつけてぶっちぎりの1位です。これは、危険箇所が多いということだと思いますが、その危険箇所の解消に向け、どのように取り組んでいるのでしょうか。

もう一つ気になるのが、南信州地域の道路改良率です。県平均70%で、飯田建設事務所は53.1%です。他の地域と比較して一番低い状況となっていますが、その要因についてどのように認識しておられるのか。また、今後、南信州における道路改良率の低い状況を踏まえ、効果的に道路改良を行うべきと考えますが、どのように進めていかれるのか。以上2点を森下建設部長にお聞きします。

1年前に、新田副知事が南信・木曽担当として任命されました。これは、この広い長野県で、北にある県庁から見ていただけでは南信の遠いところまで目が届かない。北高南低を感じてい

る特に南信州地域の思いを受け止めるための任命であると私は思っています。

南信担当として就任されてから1年がたった今、南信地域の課題感とそれを踏まえた今後の抱負をどうお考えか、新田副知事に伺います。

例えば、2週間滞在を年4回行うなど、今よりももっと新田副知事には南信地域に足を運んでほしいと思いますが、阿部知事のお考えを伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には2点質問をいただきました。

まず、松川中学校における学校改革の取組についてでございます。

松川町立松川中学校において、生徒による全校清掃を従来の週5日から2日に見直すことで、生徒及び教職員が活動できる時間を生み出しているということは承知しております。このことにより創出された時間は有効に活用され、生徒が自ら取り組みたい活動を考える機会となっているほか、教職員においても生活の中にゆとりが生まれていることを実感していると聞いております。

生徒や教職員がゆとりを持って主体的に過ごす時間を生み出すため、従来の在り方にとらわれず教育活動を見直した松川中学校の取組を、県教育委員会としても注目しているところでございます。

続きまして、松川中学校の実践を全県に広げていく考えはないかというお尋ねでございます。

自分たちの校舎を自分たちで磨くということは、意味ある教育的な活動であり、長野県の学校においてはこれまで伝統的に清掃活動が大切にされてきたところでございます。一方、松川中学校の取組は、従来の当たり前を見直し、日課の中に余裕をつくり出したものであると考えております。

現在県教育委員会で進めておりますウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）の取組は、今までの当たり前を子供の側から見直すことであり、子供や保護者、地域と共に、それぞれの学校が特色ある教育を創出することにあります。そうした意味においても、松川中学校の取組は、一つの事例として大切にしていまいりたいと考えております。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には南信州地域の道路整備に関して2点御質問をいただきました。

初めに、落石などの危険箇所の解消に向けた取組についてお答えいたします。

南信州地域におきましては、地形的に急峻な山間地が多く、落石やのり面崩壊などの危険箇所が他地域に比べ多い状況にございます。

このため、管轄する飯田建設事務所が管理する道路では、落石などに伴う全面通行止めが、議員御指摘のとおり、直近5年間で25件発生しており、県内の他の建設事務所の中でも最多の

発生件数となっております。

県では、道路防災点検や日常的な道路パトロールなどにより、落石や崩壊のおそれがある箇所を把握した上で、危険性や通行への影響などを踏まえつつ、計画的にその対策を実施しているところでございますが、飯田建設事務所管内におきましては、現在、落石防止対策やのり面対策などの工事を全県でも最多の33か所で進めているところでございます。

引き続き、関係機関とも連携しながらこれらの対策を推進し、危険箇所の早期改修を図ることと、南信州地域における安全な通行の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、南信州地域における道路の整備状況と今後の整備についてお答えいたします。

飯田建設事務所管内における道路改良率は53.1%であり、議員御指摘のとおり、県平均の67.0%と比較して低い状況にございます。

先ほども御説明したとおり、飯田建設事務所管内は急峻な山間地に位置する道路が多く、道路整備に多くの費用と時間を要することから、他地域に比べ相対的に改良率が低くなっているものと認識しております。

また、改良率は、大型車が安全にすれ違うことが可能な幅員が確保された道路の割合で表されますが、飯田建設事務所管内には大型車の交通量が少ないために、そこまでの幅員を求められない路線も多く、このような箇所の改良工事については改良率に反映されないことも一因であると考えております。

改良率は、道路の整備水準を表す指標の一つではありますが、道路整備においては、改良率の向上だけでなく、緊急輸送道路の防災対策強化や災害時における迂回機能の強化、大規模プロジェクトの効果増進のための関連道路整備など、地域の様々なニーズや課題に応じて進めることが重要であると考えております。

南信州地域においては、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を広く波及させることを目的とした関連道路事業を重点的に進めるなど、地域のニーズに応じた効果的な道路整備を推進してまいります。

以上でございます。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） 私には南信地域の課題感と今後の抱負について質問をいただきました。

私が南信・木曽地域を担当する副知事に就任してから1年3か月が経過いたしました。この間、管内全ての市町村を訪問し、各市町村への訪問回数は、振り返れば延べ80回になり、南信・木曽地域の様々な現場に足を運んでまいりました。行政としての訪問に加え、各地の祭りや伝統行事にも参加し、地域文化の豊かさや住民の皆様の地域への思いに触れてまいりました。また、建設、農業、林業、ものづくり、水道の現場や、病院、学校などを訪問し、地域を支え

る皆様の声を直接伺ってまいりました。そうした中で、地域医療を支える人材の確保、地域公共交通の維持、産業の担い手不足、インフラの維持管理など、人口減少社会における課題を改めて深く認識したところであります。

一方で、南信・木曽地域は、三遠南信自動車道の整備やリニア中央新幹線の開業を控え、長野県の中でも大きな発展の可能性を秘めた地域であると感じております。今後も、知事を補佐しながら、市町村や関係機関と連携し、現場で伺った声や課題認識を県政運営や県土のグランドデザインの検討に反映させるとともに、自動化技術やＡＩなど先進技術の社会実装、地域医療や交通の確保、産業振興に取り組み、南信・木曽地域の強みと可能性を将来につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、新田副知事が南信地域２週間滞在を年４回行うなどもっと足を運んでほしいと考えるが、私の考えはどうかという御質問をいただきました。

今新田副知事から御答弁申し上げたように、新田副知事にはかなり精力的に南信・木曽地域を訪れていただき、現場に足を運んでいただいて、県民の皆様方の声を聞いてきていただいているわけですが、私もそうした役割はこれからもしっかり果たしてもらいたいというふうに思っております。

しかし、一方で、新田副知事の所管業務はこの地域担当だけではなく、建設、農政、林務といった部局を担当していただいていますし、また、県土のグランドデザイン、デジタルトランスフォーメーションの推進、直面する県政課題への対応など、県政全体に関わる重要な役割も担っているという状況であります。

また、私も、これまで、移動知事室や執務週間ということで、できるだけ長期で県庁を離れて県内各地域に滞在させてきていただいているところでありますが、本県は非常に広い県土がありますので、これは、知事が誰になろうとも、やはりこうした姿勢は継続していかなければいけないのではないかというふうに思っておりますし、知事がそうした現場に出向いている際は、やはり副知事には県庁でいかなる事態が生じても対応できるように代理を果たしてもらうということが必要だというふうに考えております。そのため、御提案があったような２週間、年４回というような形でかなりまとまった期間県庁を離れていただくということについては、なかなか現実的には難しいものというふうに考えております。

長野県は広くて様々な地域のそれぞれの課題や取組の方向性がございますので、今後とも、関副知事、新田副知事、両副知事としっかり仕事を分担しながら、各地域を訪れて、地域の声をしっかりお伺いしながら県政を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）伝統や前例を踏襲することにこだわるのではなく、毎日の教育活動の中で現状の課題解決につながる手だてを講じるためには、それなりの時間が必要です。今までやっていた何かを減らしたりなくしたりしなければ、時間をつくれません。ぜひ松川中学の取組を広げていただきたいと思います。

通行止めにより、迂回路がなく孤立する集落があったのも南信州のみでした。本定例会の道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告にも、落石による損害賠償がありました。住民の安心・安全を守るために道路整備をお願いいたします。

県予算による恩恵のイメージを、県内四つの地域別にどうなるか、チャットGPTに聞いてみました。北信が星五つ、中信が星四つ、東信が星三つ、そして、南信は星二つでした。私が抱いていた印象と同じでした。

スポーツで上を目指したい中学生は、東信、中信の高校へ流れていってしまいます。長野オリンピックのときは、聖火ランナーが走っただけでした。南信州出身の県職員の多くは長野市に家を建てているそうです。南信州の中を公共交通機関で端から端へ移動すると3時間かかりますが、つながっていることがうれしいです。

新田副知事におかれましては、たまには東京へ行く用事の際に飯田からバスに乗ってみるとか、名古屋へ出てみるとか、お祭りのときではない日常の南信州を体感していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時6分延会

令和 8 年 6 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和 8 年 6 月 26 日(金曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 青 木 英 明
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 柳 井 和 則

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

下 條 伸 彦
根 橋 幸 夫
千 代 登
森 下 淳
平 林 高 広
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一
議事課委員会係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 査 赤 地 佳 菜

議 事 課 主 査
総務課課長補佐兼
庶 務 係 長
総務課経理係長
総務課担当係長

石 坂 太 朗
村 田 吉 弘
萩 原 晴 香
東 方 啓 太

令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、早川大地議員。

〔9 番早川大地君登壇〕

○9 番（早川大地君）おはようございます。飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

5 月 27 日、リニア中央新幹線の沿線自治体でつくる建設促進期成同盟会の総会が開催され、片山さつき財務大臣や、阿部知事をはじめ沿線の知事の皆さんより、静岡工区について大きな期待を寄せている旨、言及がありました。

3 月末に、静岡県は、J R 東海に解決を求めた 28 項目の課題を全て了承し、大井川流域の首長も了解し、6 月 22 日に住民説明会が完了いたしました。6 月 23 日の静岡県議会で、鈴木知事

は、静岡工区の着工の判断に必要な材料は確実に整いつつあると認識しており、それほど遠くない時期に何らかの考えをお示しできると述べました。さらに、関係者によると、鈴木知事は、県議会閉会日の7月7日に着工の容認を正式に表明し、法令の手続などが順調に進めば、7月12日にＪＲ東海と静岡県の自然環境保全条例に基づく協定を締結する方向で最終調整していると一部報道がありました。静岡工区の着工に期待が高まります。

さて、リニア中間駅が設置される長野、岐阜、山梨、神奈川の４県が共同で申請した地域再生計画が3月31日に内閣府に認定されました。共通テーマとして、生活・交流、産業・しごと、観光、交通ネットワークを設定し、４県連携事業に新たな圏域の交通ネットワーク形成事業、圏域を超えた新しい暮らし、魅力の創造事業、次世代のビジネスフロンティア形成事業を掲げております。期間は本年3月31日から５年間となります。その地域再生計画を踏まえた県としての取組について今後どのように進めていくのか、阿部知事に所見を伺います。

リニア長野県駅の駅前広場や二次交通について、下伊那郡町村会は、4月15日、飯田市と長野県との意見交換会を初めて開催しました。飯田市は、県駅北側にバス、タクシー、一般車の乗降場所や駐車場を含む交通広場を整備する計画ですが、具体的なバスの路線についてはまだ想定されていないことが明らかになりました。

また、停車場は、タクシーは北側２台、南側２台の計４台、バスは北側３台、多目的空間３台の計６台と聞いております。

飯田・下伊那の公共交通や昼神温泉等の観光施設の民間バス、さらに、上伊那においては、上伊那の公共交通や駒ヶ根市の早太郎温泉等の観光施設のバスを考えた場合、やや不十分だと思われる。

ＪＲ東海より一日当たりの便数が発表されていない中、想定は難しいのかもしれませんが、上伊那も含め、公共交通や民間バスの需要を丁寧に検証し、交通広場の活用についてもっと経済合理性を追求すべきと考えますが、長野県としての所見を平林リニア整備推進局長に伺います。

さらに、一部の地元町村長から、飯田線のリニア駅の乗換駅について再考してはどうかとの意見があります。現在の飯田線の元善光寺駅は、リニア駅まで1.3キロメートルですが、乗換駅を想定した場合、約300メートルまで短縮され、徒歩圏内になります。

下伊那の首長の皆さんからも指摘されておりますが、上伊那や諏訪圏の皆さんは、飯田線とのアクセスを大変気にかけております。当然ながら、周辺住民の生活への配慮、想定される乗換新駅の設置コスト約10億円も念頭に慎重に進めるべきと理解しておりますが、隣県の山梨県駅は高速道路と直結、岐阜県駅はＪＲ中央線と接続を予定しており、長野県駅の交通アクセスが見劣りしないよう、乗換駅を含めて検討していく必要があります。阿部知事の所見を伺いま

す。

また、リニア長野県駅へのアクセスについての意見は、本年度中に再開する方向のリニア駅アクセス検討会議で聞いていくと思いますが、リニア長野県駅の利活用や二次交通も含めた上伊那地域や諏訪地域の意見はどのように取り入れていくのか、平林リニア整備推進局長に所見を伺います。

以上のとおり、リニアに関して、長野県では多くの課題を現場で抱えております。

一昨年(2016年)の11月定例会の一般質問や一昨年(2015年)12月の南信州執務週間では、長野県駅近くへの県リニア整備推進局の移転について阿部知事より前向きなコメントがございました。そして、昨年(2017年)6月定例会の一般質問では、リニア整備推進局のサテライトオフィス設置を検討する旨、阿部知事より答弁いただいております。今定例会では、長野県駅から県内各地への人の流れを目的別に予測・分析し、需要をシミュレーションする事業の補正予算を提出しており、大変心強く感じております。長らく停滞していた静岡工区の着工が年内に見込まれる中、リニアバレー構想を具現化するためにも、リニア整備推進局のサテライトオフィスの現地設置を進めるべきと考えますが、阿部知事の所見を伺います。

次の質問に移ります。

高市早苗政権が打ち出す各地方に先端技術の集積地をつくる地域未来戦略に対応し、部局横断で地域産業のクラスター計画や成長プランの策定を進めるべく、長野県は3月17日に長野県地域未来戦略推進本部を立ち上げ、第1回会議を開いており、今後の展開に期待が高まります。

政府が日本成長戦略会議で示した戦略17分野の中で、長野県として航空・宇宙分野が最も可能性の高い分野の一つと考えます。なぜならば、2014年より長野県、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県の5県の大手機体メーカーや中堅・中小サプライヤーの工場用地など、102地区288の企業・団体がアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区として国より指定を受けております。欧米先進地域と肩を並べ、新興国の追随を許さない一大集積地の形成のため、特区の区域に指定されております。長野県では、飯田・下伊那、上伊那・諏訪エリアの企業が多数含まれております。

国が定めるクラスター計画は3パターンに分かれ、熊本のT S M Cや北海道のラピダスのような、都道府県を超えた国が主導する大規模投資を想定した戦略産業クラスター計画が、最上位となります。また、地域産業成長プランとしては、市区町村をまたぐ都道府県単位の地域産業クラスター計画、市区町村から都道府県単位の地場産業成長プランがあります。

5県の航空・宇宙産業の取組は、まさに最上位の戦略産業クラスター計画に当てはまると考えられますが、戦略産業クラスター計画となるよう、今後ほか4県とどのように連携して取り組んでいくのか。

また、戦略産業クラスター計画に採用された場合、今までのクラスター形成特区以上に大手機体メーカーである三菱重工や川崎重工業といった大手企業との協業を強化することにより、南信地区の中小企業にとって飛躍的に成長できる大きなチャンスと考えますが、どのように取り組んでいくのか。

さらに、愛知県、静岡県、三重県は南海トラフ地震のリスクが非常に高いため、三遠南信自動車道や中部横断自動車道を活用しながら、中長期的には南信に優良企業の工場移転を促す好機と考えます。以上、米沢産業労働部長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

様々な事情で親元を離れざるを得ない子供たちは、乳児院や児童養護施設で暮らしてきましたが、2016年の児童福祉法の改正により、子供の権利保障のため、家庭と同じ養育環境が重視されるようになりました。

しかしながら、全国的に里親登録数や里親への委託率は低迷しております。長野県では、実親と離れて暮らす子は2025年3月時点で県内に556人で、このうち里親家庭やファミリーホームにいる子は119人で、全体の21%程度です。また、里親登録は266家庭にとどまっております。

里親を支えるには、現状、児童相談所だけでは不十分であり、県内では、乳児院等が母体となり、里親支援センターを5か所、また、民間フォostリング機関を3か所、ここ数年で設置されております。また、本年4月、長野県は日本財団と里親の普及に向けた協定を結び、里親が乳幼児を数か月預かる緊急里親事業などに取り組む3団体に計4,692万円の資金援助をしています。

長野県社会的養育推進計画では、2030年3月までに現在の2倍に近い500家庭の里親登録を目標に掲げておりますが、実態としては、里親への理解や認知度の低さからかなり厳しいと考えますが、今後、目標の実現に向けて、里親の普及活動の強化をはじめどのように取り組んでいくのか。

また、里親委託を推進する上で、社会的養護に関する専門性を有する乳児院や児童養護施設の皆さんの協力が不可欠だと思いますが、今後どのような協力を得て里親委託の推進に係る補完体制を実現していくのか、酒井こども若者局長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

ここ10年で、長野県内では、病気になった子供を一時的に預かる病児保育が拡大しております。長野市、松本市、東信、上伊那等で、病児保育室を増やしたり、民間が参画したり、家庭に保育士を派遣する訪問型も広がりを見せております。

近年の働く女性の増加を受け、今後も地域の医療・介護等を支えるエッセンシャルワーカーのためにも、急に体調不良を訴えた子供を看病できる体制を整備する必要があります。当然な

がら、病気の子供を預けてまで働くことに抵抗感を示す方々がいることも承知しております。特に先進的に取り組んでいる上伊那地域では、現在、伊那市、箕輪町、駒ヶ根市、飯島町、昨年からは辰野町、中川村と合計6市町村の病院やクリニックで病児保育に取り組んでおります。

一方、私の地元飯田・下伊那では飯田市に一つのみで、下伊那北部の皆さんは上伊那の施設を利用せざるを得ないのが実態です。

国や県は病児保育の広域連携を推進しておりますが、香川県や大阪府より広い飯田・下伊那では、下伊那南部や西部から片道40分から1時間かけて飯田市の病児保育施設に預けることは現実的ではなく、2024年度は、阿南町など7町村の利用者はゼロでした。

一方、そのような状況下においても、飯田市の施設では例年600人程度が利用し、予約がいっぱいでお断りした人数やキャンセル数を考慮すると、利用者の倍近いニーズがあると考えられます。

2024年より、こども家庭庁は、当日キャンセルに対し補助する等、国を挙げて取り組んでおりますが、地元小児科医の先生方のお立場や各自治体の厳しい財政を考慮すると、自治体によって温度差があるのは否めません。長野県として、今後、病児保育の地域格差の是正に向けてどのように取り組んでいくのか、酒井こども若者局長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

昨年11月、国家公安委員会の規則の改正で、警察官がライフル銃で熊を駆除できることになり、長野県警は緊急時にライフル銃を使った駆除ができる熊駆除対応プロジェクトチームを本年6月9日に発足しました。

県警のプロジェクトチームは、本部と熊が出没したエリアの警察署などで構成され、ライフル銃を使うのは射撃班です。出動するケースは、市街地などに熊が出た際に猟友会を確保できないときや市町村による緊急銃猟が難しい場合と想定されております。本年も熊の目撃情報は急増しており、県警のプロジェクトチームへの期待は非常に高まっております。

その中で、ライフル銃を扱える警察官の確保は重要な課題であります。2028年、信州やまなみ国スポでビームライフル競技が正式種目になりますが、ビームライフル競技に取り組んでいる高校・大学の射撃部出身の学生の新卒採用ということも考えていく必要があると思います。大学においては、50以上の大学で射撃部を擁しています。また、ライフル銃に熟練した方の中途採用も前向きに検討すべきと考えます。

以上より、ライフル銃を使用できる者を警察官として新卒採用並びに中途採用し、人材の裾野を拡大させることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。また、熊を駆除するに当たり、本部と警察署の連携が改めて重要であります。対応状況についてはどうでしょうか。さらに、現場で対応する警察官の安全確保も重要であります。いかがでしょうか。以上、阿部

県警本部長に所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはリニアに関連して3点御質問をいただきました。

まず、地域再生計画を踏まえた取組についてという御質問でございます。

今回認定された地域再生計画は、リニア中間駅が設置される4県が広域連携を進めて中間駅の存在感を高めていこうということで共同で策定したビジョンであります。

当該計画を踏まえた本県の取組といたしましては、伊那谷地域を東京一極集中から多極分散型国家の実証モデル都市圏域にしていくということを目指すものでございます。

その実現に向け、広域的な交通体系の構築、次世代先端産業等へのチャレンジ、世界に選ばれる観光地域づくりと広域観光の推進、新たな暮らし方・働き方の先導モデルの形成など、部局連携による検討を進めてまいります。そのためにも、まずはリニア駅から各地に向けた人流データの調査分析を行うこととし、今定例会に補正予算案を提案させていただいたところでございます。

また、4県の共通テーマとして、生活・交流、産業・しごと、そして圏域をつなぐ観光、これらを支える交通ネットワーク、こうした4分野がございます。本県としても、各県との連携をしっかりと行いながら取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、長野県駅の交通アクセスについて、乗換駅も含めてよく検討していく必要があると思うが所見を伺うという御質問でございます。

リニア中央新幹線の長野県駅への交通アクセスにつきましては、まずは道路ネットワークをしっかりと生かしていこうと。本県は、リニア開業に向けてインフラ整備を進めて、東京に対して伊那谷人口の85%を90分圏域内、名古屋に対しては伊那谷人口の60%が60分圏域内となるようリニア関連道路の整備事業を進めてきているところでございます。そうした観点で、諏訪湖スマートインターチェンジや座光寺スマートインターチェンジが既に供用開始されているところでございます。加えて、県としては、座光寺スマートインターチェンジと長野県駅を直結する座光寺上郷道路の整備を行っているところでございます。

飯田線との接続方法につきましては、駅周辺整備を進める飯田市が主体となって検討し、乗換新駅ではなく、今後の時代の変化や技術進歩を踏まえ、新しい交通システムを考慮した既存駅への接続方法を検討することといたしております。このことについては、伊那谷自治体会議を通じて関係市町村とも認識を共有しているところでございます。

県としては、長野県駅の交通アクセスは、伊那谷全体、ひいては長野県全域にリニアの効果を及ぼしていくため、極めて重要なことだというふうに考えております。今後、リニアバレー構想を具体化していくわけでありますが、リニア開通の効果を県内多くの地域が最大限享受で

きるよう、交通アクセスの向上について関係市町村と共に鋭意検討を行っていきたいと考えております。

最後に、リニア整備推進局の現地設置について御質問をいただきました。

リニアバレー構想の具体化に向けては、今後、市町村とデータに基づく議論を積み重ねながら具体的な地域振興策の構築も進めていきたいと考えております。そのためには、南信州地域振興局や関係する地域振興局とリニア整備推進局がしっかり連携して、市町村をはじめ地元の事業者、経済団体といった多くの皆様方と問題意識や方向性を共有して共に進めていくということが重要だというふうに考えております。

円滑なコミュニケーションを行っていく上では、より身近な南信州地域でこうしたリニア関係の県の業務を行っていくことが有効ではないかというふうに考えております。そのため、リニア整備推進局の機能移転について、昨今の静岡工区の着工に向けた動きやリニアバレー構想の実現に向けた市町村との議論の本格化など状況が変化してきておりますので、こうした変化を踏まえて早急に具体化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部リニア整備推進局長平林高広君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（平林高広君） 私にはリニア整備推進について2点御質問をいただいております。

まず、リニア長野県駅の交通広場についてでございます。

リニア長野県駅前の交通広場については、現在、その一部について、令和10年度の供用開始に向け、設置主体の飯田市において整備が進められているところでございます。現在の設計は暫定的なものでございまして、乗車場等将来不足時の増設や次世代モビリティの普及による価格の変動性に対応できるよう柔軟な計画となっていると承知しております。

県としては、今後、南信州や上伊那地域の関係市町村と共にリニアバレー構想の具体化を図ってまいります。その基盤となるのが公共交通を含む二次交通であり、交通のハブとなる交通広場は、利便性を確保し、かつ効率的、合理的なものであるべきと認識しておるところでございます。

今後は、リニアバレー構想の具体化の検討とともに、関係市町村や交通事業者などから構成されるリニア駅アクセス検討会議において二次交通などの議論を進めてまいります。それらの議論を交通広場の設計、最終的な姿につなげていきたいと考えております。

続きまして、リニア長野県駅の利活用や二次交通について、諏訪地域、上伊那地域からの意見の取り入れ方についてでございます。

リニアバレー構想においては、リニア長野県駅の利用が多く見込まれる上伊那・南信州地域

を、伊那谷交流圏として、リニアの整備効果や地域発展について一つの枠組みとして検討を進めていくこととしております。

今後、リニアバレー構想の具体化のために地域振興策や二次交通の検討の場を設ける予定でございますので、リニア駅アクセス検討会議とともに、上伊那地域の意見も丁寧にお聞きしてまいります。

加えて、伊那谷交流圏と隣接する諏訪地域につきましては、飯田線や中央自動車道を利用した二次交通による長野県駅のアクセスを検討することが諏訪地域の振興に資するものと考えておりますので、今後、諏訪地域の皆様にもリニアバレー構想の具体化のための検討の場へ参加をお願いし、リニアの開通の効果を最大限生かせるよう取り組んでまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には国が進める戦略産業クラスター計画について3問御質問をいただきました。

まず、愛知、岐阜、三重、静岡の4県との連携についてのお尋ねです。

これまで、本県では、2014年6月に指定を受けたアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区の枠組みの下、愛知、岐阜、三重、静岡の4県と連携し、規制緩和の活用や設備投資の促進、海外展開支援などに取り組み、航空・宇宙産業の一大集積地の形成を進めてきたところです。

こうした取組は、各県の産学官が広域的に連携して発展してきたものであり、議員御指摘のとおり、国が主導する戦略産業クラスター計画に合致する取組であると認識しております。そのため、中部経済産業局においては、航空・宇宙・防衛分野を対象に、管轄区域を超えた長野県を含む5県を対象とした戦略産業クラスター計画の素案を策定し、本年5月に公表したところです。

この公表については、長野県においてもしっかりと管轄区域を超えた内容に取り組んでいたできるように申出をしてきたところです。本素案では、特区の取組を基盤としつつ、5県が一体となって産学官連携による研究開発、人材育成、実証試験等を推進し、戦略的な産業集積の形成を目指すこととしております。

戦略産業クラスター計画は、特に民間の大規模投資と産業を支えるインフラの整備が重要な要素となっていることから、現在策定を進めている本県の地域産業クラスター計画の取組の中で、県内事業者の投資計画の把握や本県の航空・宇宙産業振興の取組を中部経済産業局と共有するとともに、他県と連携して特区における県境を超えた一体的な取組をより充実させることによって戦略産業クラスターとして採択されるように、中部経済産業局としっかり連携して取り組んでまいります。

次に、戦略産業クラスター計画に採用された場合の大手機体メーカーとの協業の取組についてです。

本県においては、先ほど申し上げたアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区や、これまでの10年間にわたる長野県航空機産業振興ビジョンに基づく取組により、三菱重工や川崎重工業といった大手機体メーカー等との取引に結びつく県内企業も生まれるなど、着実に成果を上げてきたところです。

大手機体メーカー等との連携強化は、本県中小企業の高度な技術力を生かした新たな市場の獲得につながる重要な機会であるとともに、連携によって技術の高度化や生産体制の強化が進むことによる本県産業の発展にもつながるものと認識しております。国が計画する戦略産業クラスター計画策定により、さらに大手機体メーカーとの結びつきが強まる好機と捉えております。

このため、県内企業の受注機会の拡大に向けて、国と連携した企業間マッチングの強化や、求められる技術・品質水準への対応支援、試験研究機関の開発、試験機能の強化など国の計画の策定に併せて充実を図り、さらに大手機体メーカーとの協業の実績を上げられるように取り組んでまいります。

最後に、航空・宇宙産業の優良企業の工場誘致についての考え方です。

国の戦略産業クラスター計画が採択された場合に、今後、航空・宇宙産業の主要企業が集積する東海地域との広域連携が一層強化されることが見込まれます。また、三遠南信自動車道や中部横断自動車道の整備により交通アクセスのさらなる向上が期待され、サプライチェーンの最適化や災害時のリスク分散の観点から、本県の立地環境としての優位性は一層高まるものと認識しております。

さらに、南信地方をはじめ、本県には、精密加工や電子・電気機器分野など高度な技術力を有する企業が集積しており、これら事業者との連携は県外企業にとっても大きな魅力となっているものと考えております。

このような状況を踏まえ、県としては、国の戦略産業クラスター計画や、本県において検討を進めている航空・宇宙分野の地域産業クラスター形成の取組の中で、市町村と連携しながら事業者のニーズをしっかりと把握し、誘致企業の具体化について着実に取組を進めてまいります。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、里親委託の推進に向けた今後の取組についてでございます。

県では、社会的養護が必要な子供に対し、愛着形成を基盤とした健全な成長を支援するため里親委託を推進しており、県社会的養育推進計画では、令和11年度までに里親委託率を乳幼児75%、学童期以降50%と目標設定しております。

里親委託の推進には、登録、マッチング、定着といった段階に応じた支援が必要ですが、子供に適した里親家庭を見つけやすくする上で、里親登録数を増やすことが何より重要です。県では、SNS広告、里親特設ホームページへの里親インタビューの掲載等を行ってまいりました。また、今年度は、地域の商店や企業等への啓発ポスターの掲示を行い、認知度向上に取り組んでおります。

さらに、登録や委託後の心理的ハードルを下げたり、委託後、安心して養育ができるよう、相談、研修、マッチング、委託後支援等を一体的に行う里親支援センターを本年度までに5か所設置し、きめ細やかな支援を行っております。

また、昨年度、民間企業等と協働し、登録後から委託先決定までの取組を効果的に進めるため、実親への説明マニュアルや子供と里親の適合性を確認するマッチングシートを作成したところであり、本年度から関係者で活用し、支援を強化してまいります。今後、これらの取組に、関係機関を増やしたり連携を強化しながら取り組んでまいります。

次に、里親委託の推進における乳児院、児童養護施設による補完体制についてでございます。

里親委託を進める際は、里親家庭だけが養育を担うのではなく、児童相談所、里親支援センター、乳児院や児童養護施設等が連携し、地域全体で里親家庭を支える体制づくりが重要と認識しております。

特に、乳児院や児童養護施設は、様々な背景を持つ子供への養育により専門的な知見を有しており、これまで、里親等への研修や養育支援等を、また、乳児院等は里親支援センターの運営による包括的な支援など、施設入所だけでなく、里親推進等に係る重要な役割も担っていただいております。加えて、里親家庭や里子の事情で里親委託の継続が困難となり、やむを得ず委託解除した場合にも速やかな保護や入所の対応をいただいております。

一方で、県計画の目標実現には、乳児院や児童養護施設、市町村等の関係機関と連携した取組を一層強化する必要があります。このため、県では、先ほど申し上げました里親に関する県の取組を進めてまいります。

また、乳児院や児童養護施設には、専門性の高い入所ケアは維持していただきつつ、里親支援センターや里親を含む地域の家庭への支援を行う児童相談の専門支援機関である児童家庭支援センターへの多機能化の推進等により、議員御指摘の補完機能を一層発揮いただくことが大切であると考えております。

今後、地域全体で里親委託の推進や児童虐待の未然防止に向けた支援が進むよう、県では児

童相談所の支援力強化や地域懇談会において議論を行うなどしながら地域の体制強化に取り組んでまいります。

最後に、病児保育の地域格差是正に向けた取組についてでございます。

病児保育は、働く保護者が安心して子育てと仕事を両立する上で重要なものであり、現在、広域利用を含めると、約9割の69市町村で利用が可能となっております。

一方で、地域によっては病児保育を実施する施設数が限られていること、広域利用時の移動に多くの時間を要する場合があること、予約が取りづらい場合があることなど、利用のしやすさの面で地域差が生じている状況もございます。また、保育士や看護師の人材確保、運営コストの負担など、安定的な実施に向けた課題もあると認識しております。

県では、県内のどこに住んでいても必要なときに病児保育が利用できる環境の整備に向け、市町村が実施する病児保育の施設整備や事業運営に対して補助を行っております。また、国においても補助単価の引上げが順次図られているところであり、引き続き市町村に対してこれら支援制度の有効活用を促してまいります。

また、県と市町村による子育て支援合同検討チームにおいて病児保育に関する全国の先進事例の共有や意見交換を行うとともに、市町村へのヒアリングを通じて課題やニーズの把握等も行いながら病児保育の取組を支援し、保護者が必要なときに安心して病児保育を利用できる体制づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には2点御質問をいただきました。

1点目のライフル銃を使用できる人材の採用についてお答えいたします。

熊の駆除におけるライフル銃使用につきましては、平素から、ハイジャック等重大テロ事件や銃器使用の凶悪犯罪等の発生に備え、ライフル銃の取扱いや射撃について必要な訓練を行い、習熟している機動隊員に熊駆除任務の特性を踏まえた追加的な教養、訓練を行うことで対応することとしており、ライフル銃使用の資格、技能を有する方を特別採用することは現時点では考えておりません。もとより、多種多様な事案を取り扱う警察において、人材の裾野の拡大は望ましいと考えており、今後とも様々な経験、技能等を有する人材の確保に努めてまいります。

2点目の警察本部と警察署の連携と現場で対応する警察官の安全確保についてお答えいたします。

熊駆除任務の遂行に当たっては、警察本部と警察署が緊密に連携し、一元的指揮の下、一体となって対応することが極めて重要でありますことから、このたび、長野県警察熊駆除対応プロジェクトチームを発足させたところであります。同プロジェクトチームの下で、関係部門合

同で教養・訓練を実施するとともに、現場の指揮に当たる警察署長や生活安全課長を対象とした研修会も実施し、対応要領や留意事項について関係者間で意思統一を図ったところであります。

また、現場で対応する警察官の安全確保につきましては、各警察署に対しヘルメットやプロテクター等の熊対策専用装備品を配備しているほか、今後も必要な装備品を計画的に整備することとしております。

今後とも、現場で活動する警察官の安全にも十分配慮しながら、地域住民の安全確保を最優先とした対応に万全を期してまいります。

以上です。

〔9 番早川大地君登壇〕

○9 番（早川大地君）全ての執行部の皆さんより御答弁いただきました。

リニア静岡工区の着工に期待が高まる中、沿線自治体との連携並びに長野県駅の駅前広場や二次交通を含めたインフラ整備が今後一層重要となってきております。

阿部知事におかれましては、昨年、おととの御答弁とやや環境が変わったということで、力強いお言葉をいただきました。サテライトオフィスではなく、リニア整備推進局自体の現地への移転について早急に具体化を図りたいと、そういったお言葉をいただき、大変頼もしく思います。

また、政府が進める地域未来戦略における産業クラスターに関しては、政府方針をしっかりと受け止め、いかに創出していくのか、長野県の発展のために丁寧に検証していく必要があります。航空・宇宙産業においては、長野県として、もしかしたら唯一と言える戦略産業クラスター計画の枠組みに入る大きなチャンスでございます。

南信担当・木曾担当の新田副知事におかれましては、南信に行く際は、ぜひとも財界や行政並びに航空・宇宙産業に関わる企業や団体を訪問したり、また、愛知県の副知事と三河港活用についてお話しする際は、クラスター計画についてもぜひとも意見交換していただければ幸いです。

さらに、地域の安心・安全のために、熊対策の取組、里親制度への理解、病児保育の地域格差の是正についてもスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。信州の子供たちの健やかな成長を願い、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、垣内将邦議員。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8 番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従い順次質問いたします。

まず、主伐・再造林への体制づくりについて伺います。

上伊那地域、木曽地域、下伊那地域をはじめ、県内には急峻な地形を有する森林地域が数多くあります。こうした地域で森林を適切に管理し続けることは、地域産業を守るだけでなく、県民全体の安心・安全を守ることにも直結いたします。

現在、戦後に植林された人工林が本格的な利用期を迎える中で、「伐って、使って、植えて、育てる」主伐・再造林への転換を進めることは、長野県林業にとって避けて通れない課題であります。県としても、限られた予算の中で、今後、主伐・再造林に重点的に予算を配分していく方向であると認識しております。私も、この方向性は必要であり、いつまでも間伐だけを中心とした事業体系では、地域林業も森林組合の経営も将来的には成り立たないと考えております。

これからの林業は、補助金に依存する体質から脱却し、木材をしっかり搬出して県産材として活用し、付加価値を高め、地域で稼ぐ林業へと転換していかなければなりません。そのためには、主伐・再造林を軸とした新たな事業体系を構築する必要があります。

一方で、現場の実態を見ますと、全ての地域が同じ速度で主伐・再造林へ移行できるわけではありません。急峻な地形、作業道の整備状況、所有者との調整、森林経営計画の内容、高性能林業機械の導入状況、人材確保の状況などにより、地域ごとに条件は大きく異なります。これまで間伐を主体として森林整備を進めてきた地域や森林組合にとっては、主伐・再造林への転換が必要であることは理解していても、機械、人材、路網、販売先、再造林後の保育体制が整わないまま急激に事業構造を変えることは容易ではありません。

私は、間伐をいつまでも続ければよいと申し上げているものではありません。むしろ、間伐中心の事業体系から主伐・再造林を軸とする事業体系へ地域の森林組合や林業事業体が着実に移行できるよう、県が伴走して支援することが重要だと考えております。

そこで、千代林務部長に伺います。

県として主伐・再造林に重点的に予算を配分していく方向は理解いたしますが、間伐主体で事業を行ってきた地域、または森林組合や林業事業体が主伐・再造林を軸とする事業体系へ移行するためには、一定の準備期間と伴走支援が必要であります。県は、こうした移行期にある地域や森林組合等の実情をどのように把握し、円滑な転換をどのように支援していくのか、伺います。

また、主伐・再造林への重点化を進める一方、移行期の地域において雇用や事業量が急激に失われることがないように、間伐、路網整備、機械導入、再造林体制づくりを一体的に支える必要があると考えますが、県の見解を伺います。

とりわけ、我が上伊那地域における足元の造林予算の配分状況を見てみますと、全体枠の確

保や松くい虫対策への配慮をいただいたものの、現場の計画との乖離を懸念しております。再造林は要望どおり満額になった反面、森林整備の基盤である間伐等の予算は減少したと聞いております。しかも、その多くが里山整備へ重点配分された結果、奥山を中心に実直に間伐を計画してきた地元の林業事業体からは、これでは計画どおりの施業は進められないという切実な声が上がっています。

特に、上伊那地域は、近隣の木曽地域などとは異なり、地域を支える民間の林業事業体が非常に多いという明確な特性を持っています。だからこそ、主伐・再造林への移行期においては、個々の事業体が置かれた個々の事情や雇用の維持という現場の実態をきめ細かくしんしゃくしていく難しさがあると考えます。

そこで、予算配分の急激な重点化がもたらしている現場の戸惑いに対し、県として今後追加配分の可能性を模索するなど、事業体の個別事情に寄り添った柔軟な対応をどのように検討していくのか、見解を伺います。

次に、主伐・再造林の実態把握と急峻な地形における施業の在り方について伺います。

主伐・再造林を推進する上で重要なことは、本県において主伐された森林のうち、実際に植え替えが行われている再造林率の現状を把握することです。主伐を進めても、その後の植栽、下刈り、獣害対策、防護柵の維持管理が十分に行われなければ、森林の循環は成り立ちません。特に、急峻な地形では、下刈りや獣害対策の作業は苛酷を極め、コストも高く、転倒や転落などの労働災害リスクも高くなります。

主伐・再造林を進めるに当たっては、どの地域でどのような地形条件の下で再造林が行われているのか、また、再造林後の保育管理が現実に継続できているのかを把握することが政策判断の出発点になると考えます。

急峻な地形においては、主伐・再造林を進める場合でも、路網、機械化、低コスト再造林、保育管理を一体的に設計しなければなりません。一律に主伐を進めるだけでなく、地形や災害リスクを踏まえ、主伐すべき森林、間伐を重ねながら公益的機能を維持すべき森林を見極めることが重要であります。

そこで、千代林務部長に伺います。

本県における主伐後の実際の再造林率の現状を伺います。また、急峻な地形等により再造林しにくい人工林もあると考えますが、現状はどうか、伺います。

また、急峻な地形において主伐・再造林を進めるためには、地形条件を踏まえた施業の選択、低コスト化、保育管理体制の確保が不可欠であります。県として急峻地形における主伐・再造林をどのように現実的に進めていくのか、伺います。

次に、保安林制度の時代に応じた見直しについて伺います。

水源涵養や土砂流出防備など、住民の命と暮らしを守る保安林の重要性は言うまでもありません。長野県のような森林県において、保安林は県土の安全を支える重要な制度であります。

しかしながら、制度がつくられた時代と現在とでは、森林を取り巻く環境が大きく変化しております。気候変動による災害の激甚化、林業現場の深刻な人手不足、森林所有者の高齢化、担い手不足などにより、現場は大変厳しい状況にあります。

保安林制度の趣旨は守りながらも、急峻な地形や人手不足の実態に即してどのように森林を維持し、更新して、災害に強い山づくりを進めるのか。時代に合った運用を検討していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、千代林務部長に伺います。

保安林内の森林整備は、人口減少や高齢化に伴う担い手不足に加え、急傾斜地での作業負担の大きさが課題となっています。このような中で、保安林内での再造林は、植栽本数などの要件が厳格に定められており、現場実態に即した施業要件の緩和が必要と考えますが、県の見解を伺います。

次に、森林経営計画における属人計画の運用と森林資源の持続可能性について伺います。

主伐・再造林を進め、持続可能な林業へ転換していく上で、森林経営計画の役割は大変重要であります。森林を計画的に伐採し、再造林し、保育し、次の世代へ健全な森林を引き継ぐためには、長期的な見通しに基づいた森林経営が必要であります。

その中で、富士見町議会からも属人計画の適切な運用と持続可能な森林整備を求める意見が出されております。ここで言う属人計画とは、面的な区域を基準にする属地計画とは異なり、森林所有者や経営受託者など人や事業体を単位として作成する計画であります。

効率的な施業や主伐・再造林の集約化に有効である一方、この計画が拡大すると、地域全体の森林整備方針との整合性が見えにくくなる懸念があります。森林経営の基本は、地域の資源バランスを取りながら木材生産と森林の公益的機能を両立させることです。木材やバイオマス需要の盛り上がりを背景に主伐へ極端にかじを切れば、持続可能性や防災、水源涵養、景観など多面的機能とのバランスが損なわれかねません。特に、個々の事業体が属人計画で施業を急ぐ一方で、市町村や地域住民との協議が不足すれば、どの山を切り、どの山を育て、どの山を守るのかという地域全体での面的な森林管理の視点が弱まるのではないかと懸念しております。

私は、属人計画そのものを否定するものではありません。主伐・再造林を進め、林業を成長産業へ転換していくためには、一定の規模の施業を確保し、効率的に森林整備を進める仕組みは必要であります。しかし、その運用に当たっては、地域の森林資源の成長量と利用量の均衡、地域森林計画や市町村森林整備計画との整合、さらには地域住民への説明と合意形成が欠かせません。

そこで、千代林務部長に伺います。

まず、森林経営計画における属人計画について、県はその制度の意義と役割をどのように認識しているのか、伺います。

また、属人計画の活用が進む中で、地域単位での森林資源の成長量と利用量の均衡、面的な森林管理、市町村森林整備計画との整合性を県としてどのように認識し、担保していくのか、伺います。

あわせて、属人計画の認定や運用に当たっては、市町村、地域森林事業体、地域住民への十分な説明と協議の機会を確保することが重要であると考えますが、県としてどのように取り組むのか、伺います。

次に、高性能林業機械をはじめとしたスマート林業の推進について伺います。

間伐中心の事業体系から主伐・再造林を軸とする事業体系へ移行していくためには、高性能林業機械の導入、架線系作業システム、路網整備、人材育成が不可欠であります。しかし、高性能林業機械は非常に高額であり、森林組合や森林事業体にとって導入負担は大きいものがあります。地形条件が厳しい地域ほど機械化が必要である一方、採算性の見通しや事業量の確保が難しく、機械導入に踏み切れない現実もあります。

急峻な地形であっても安全性を確保し、労働負担を軽減し、若い担い手にとって魅力ある林業にしていくためには、高性能林業機械に加え、ドローンの苗木運搬、3Dレーザースキャナーによる森林解析、ICT技術を活用したスマート林業を推進していく必要があります。林業は、きつい、危険、稼げないというイメージを持たれがちであります。しかし、最新技術を活用し、若者が挑戦したくなる格好いい最先端の仕事へと変革していくことが担い手確保にもつながると考えております。

そこで、千代林務部長に伺います。

主伐・再造林の転換を進める上で、高性能林業機械をはじめとしたスマート林業は不可欠であります。県は、急峻な地形を有する森林地域における機械化、スマート林業の必要性をどのように認識し、今後どのように支援していくか、伺います。

また、高性能林業機械の導入費用は高額であり、地域の林業事業体にとって大きな負担となっております。国に対して急峻な地形を有する中山間地域での高性能林業機械導入に対する事業枠の拡大や、地域の実情に応じた支援制度の充実を求めていくべきと考えますが、県の見解を伺います。

次に、長野県産材のブランド化と今後の林業の展望について伺います。

木材価格が低迷したままでは、上伊那地域をはじめとする急峻な山で危険な作業に従事する現場の皆さんに十分な賃金を支払うことはできません。林業を持続可能な産業とするためには、

木材を単なる素材として安く売るのではなく、長野県産材の価値を高め、需要を拡大していく仕組みを構築することが必要です。

長野県独自の高付加価値なブランド群として確立するとともに、新たな市場や需要を県が先頭に立って発掘していく積極的な姿勢が必要であると考えます。ブランド材の魅力を県自らが可視化し、首都圏の大手ハウスメーカー等へ知事自らがトップセールスで強力に売り込んでいくべきではないでしょうか。

そこで、阿部知事に伺います。

長野県産材を長野県独自の価値を持つ高付加価値のブランド材として位置づけ、県がトップセールスで首都圏や大手ハウスメーカー等に売り込み、需要を拡大していく仕組みをどのように構築していくのか、伺います。

最後に、長野県林業は、主伐・再造林への転換、急峻な地形での施業、森林経営計画の適切な運用、スマート林業の推進、森林組合の経営安定、県産材のブランド化など大きな転換点に立っております。

主伐・再造林への方向性は必要であり、間伐だけに依存する事業体系から脱却しなければ、地域林業の将来はありません。しかし、その転換を現場が受け止めるためには、地域ごとの地形条件、森林組合の経営実態、担い手の状況を丁寧に見極め、機械化、路網整備、人材育成、県産材の販路拡大を一体的に進める必要があります。

補助金に依存する林業から付加価値を生み出し、若者が誇りを持って働ける稼ぐ林業へと転換するためには、県が明確な将来像を示し、移行期の現場を力強く支えていくことが重要であります。

そこで、阿部知事に伺います。

持続可能な農林業を実現し、中山間地域の雇用と森林の公益的機能を守りながら主伐・再造林を軸とした稼ぐ林業へ転換し、長野県産材の価値を高め、若者が将来を描ける林業へと進めていくため、県としてどのような決意で取り組むのか、伺います。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には、主伐・再造林への体制づくりをはじめ、森林・林業に関して合わせて10の御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

最初に、森林組合等の実情把握及び円滑な主伐・再造林への転換に向けた県の支援についてでございます。

森林組合等の実情につきましては、まず県が行う各種統計調査により、林業事業体ごとの従事者数や機械保有台数、主伐・間伐ごとの素材生産量や労働投下量などを毎年度把握しております。このほか、造林補助事業の事業者向け説明会や各地域振興局林務課に配置された林業普

及指導員による日頃の事業体との対話を通じまして、主伐への対応や再造林に関する課題、現場における困り事等を把握しております。

そうした中、特に主伐・再造林への移行期にある地域においては、再造林経費を十分に賄えるのか、これまで間伐を軸に森林所有者から整備の同意を得ていたものをいかに転換していくかといった懸念が上がっているところであります。

こうした懸念に対応するため、今年4月に策定しました主伐・再造林推進ガイドラインの実践編の活用や現地研修会の開催など、林業普及指導員の活動を通じまして、森林組合等の取組を後押しすることで、主伐・再造林への円滑な移行につなげてまいります。

続いて、再造林を一体的に支える体制についてお答えいたします。

主伐・再造林を軸とした持続的な林業へ転換していくためには、地域の実情を踏まえながら、森林組合等の経営や雇用の安定に十分配慮し、段階的な移行を図ることが重要であるというふうに認識しております。

このため、県では、主伐・再造林の推進と併せて、引き続き間伐や森林作業道等の路網整備への支援を行うとともに、高性能林業機械の導入等についても事業体のニーズに応じた支援を行っているところでございます。

また、主伐・再造林への移行を進める中で、雇用や事業量の急激な変動が生じないように、10広域ごとに異なる課題を明確化し、それぞれの地域の実情に応じた林業普及指導を重点的に実施してまいります。

次に、事業体の個別事情に寄り添った柔軟な対応についてでございます。

間伐などの森林整備については、森林経営計画等に基づき事業体があらかじめ計画していたものを中心に、依然として多くの要望が寄せられております。このため、先般、事業者向け説明会を開催し、間伐関連予算にも配慮することをお示したところでありまして、現在は事業体等の皆様に活用していただけるよう準備を進めております。引き続き森林組合や林業事業体との個別の対話を重ね、各地域の実情や現場の課題を的確に把握した上で、県として効果的な間伐関連予算の配分に努めてまいります。

続きまして、主伐後の再造林の現状等についてお答えいたします。

本県の民有林における主伐後の再造林率は近年約6割となっておりまして、全国平均並みの水準となっております。また、人工林の面積のうち急峻な地形や道から遠いなどの理由で効率的な林業経営が難しい森林は、民有林人工林の約7割を占めております。ただし、こうした急峻な地形等であっても、林道が整備されている箇所や土壌条件に恵まれるなど優良な木材の生産が見込まれる森林については、主伐・再造林を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、急峻な地形における主伐・再生林の進め方をどうするのかといった御質問でございます。

県林業総合センターのシミュレーションによれば、急峻な地形であっても、おおむね2ヘクタールを超えるまとまりがある森林では、作業道を開設する方法よりも木材を空中運搬する架線による集材のほうが効率的であることが明らかとなっております。

この架線集材のコスト低減やその後の保育管理に向けては、ドローンや架線を活用した苗木等の造林資材の運搬を効率化すること、枝葉を含めた伐採木全体の集材によりバイオマス利用を進め、資源の有効活用と収益性の向上を図ること、下刈りの回数を縮減することなどの取組が有効であると考えておりまして、これらの技術や手法の普及導入を支援してまいります。

今年2月には、架線集材技術の継承と今後のさらなる展開に向けまして、架線集材全国サミットを木曽町において開催し、森林組合等の林業事業体から架線集材に対する前向きな反応を得たところでありまして、今後も現場研修等により継続的な支援を行ってまいります。

次に、保安林制度の運用見直しについてのお尋ねでございます。

保安林制度では、森林の公益的機能の高度発揮のため、伐採の方法や間伐率、植栽本数などの施業要件が定められております。これらについては、森林施業を取り巻く環境の変化を踏まえ、国において適宜見直しが行われているところでございます。

令和4年度には、造林作業の省力化を図る観点から、植栽本数について、低密度植栽など地域で普及している標準的な本数まで縮減できるよう、現場実態に即した制度の見直しが行われたところであります。県としても、人口減少社会を迎え、今後一層重要となる様々な省力化の取組を保安林においても適用できるよう国に対して要望してまいります。

次に、森林経営計画における属人計画の制度の意義と役割についてお答えいたします。

森林経営計画は、一体的なまとまりのある森林を対象とする属地の計画と、森林所有者や受託者など人を単位として100ヘクタール以上の面積を基に計画する属人計画の両方で運用されておりまして、計画的な管理と持続的経営を目指すものであります。

属人計画の意義としては、小規模分散的な所有形態が多く、整備が進みにくい本県において、一定規模の面積を持つ森林所有者については、この属人計画に基づいて森林整備や路網整備などに主体的に取り組むことで経営の効率化が図られるほか、長期的な経営視点での木材生産が可能となるということでございます。

なお、県内の森林経営計画のうち、属人計画は件数では7%にとどまるものの、認定されている面積では52%を占めており、長期的な計画による森林整備を通じて、所有者の意思を反映した柔軟な木材生産のみならず、森林の持続的な管理と適正な利用の両立が図られているというふう認識しております。

属人計画の認定確認と地域の合意形成についてでございます。

県が行う属人計画の認定・審査に当たりましては、森林整備の計画書を図面や市町村長の意見書等を基に確認しております。確認のポイントとしましては、詳細な地形図や現場確認を通じて、災害防止の観点から、効率的かつ一体的な路網整備の計画になっているかどうか、また、森林資源の持続的な利用の観点から、森林の成長量を超える過度な伐採になっていないかどうかを確認しております。

加えて、属人計画の運用段階におきましては、森林法に基づく届出書等によりまして、伐採量や再造林の実施状況を把握し、必要な指導を行うことによって、認定内容との整合性を担保しております。

あわせて、主伐など地域への影響が大きい森林整備については、属人計画の策定者に対しまして、県独自の主伐・再造林推進ガイドラインに沿って地域住民への十分な説明や協議を行い、地域の理解と協力が得られるよう指導しているところでございます。

続きまして、スマート林業の必要性和県の支援策についてのお尋ねでございます。

現在、林業におきましては、航空レーザー計測やA Iを活用した森林境界の明確化、ドローン映像による下刈りの必要性の判定、さらには架線集材機の遠隔操作化など、日進月歩で技術革新が進んでおります。特に、急峻な地形に対応する上でも、安全で働きやすく効率的な林業を実現するスマート林業は、若者の意欲に応え、挑戦心を引き出す魅力ある新しい林業の形であるというふうに考えております。

県の支援としましては、これまで、最先端技術の現場実装に向けた実証事業への補助やスマート林業技術の導入支援、人材育成研修の実施に取り組んでおり、県内では、延べ70の事業体においてドローンや衛星情報を活用した高精度な森林測量システムなどの活用が進んでおります。

今後も、引き続き、例えばI C Tや位置情報を活用した下刈り作業の遠隔化といった省力化と安全性向上につながる技術の導入支援を進めるなど、時代に即した支援に取り組んでまいります。

最後に、高性能林業機械の導入に対する国への要望についてでございます。

生産性や安全性の向上に不可欠な高性能林業機械につきましては、森林組合等の林業事業者からの支援要望も強く、全国知事会において必要な予算の十分な確保について毎年度継続的に国に対し提案や要望が行われております。本県におきましても、高性能林業機械の導入促進に係る予算の確保を毎年度求めているところであります。さらに、自動運転架線集材機の開発など、現場の実情や課題を踏まえた具体的な提案や要望を行っております。

今後も、急峻な地形を有する本県の実情を踏まえ、スマート林業の推進に資するよう、国に

対し必要な提案を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には林業に関連して2点御質問をいただきました。

まず、長野県産材のブランド化に関連して、今後需要を拡大していく仕組みをどう構築していくのかという御質問でございます。

県産材の需要の拡大を図っていくためには、まず認知度を高めていくこと、そして、ブランド化を進めていくことが非常に重要だというふうに考えております。このため、丸太については、高品質なものを木曽ヒノキや信州プレミアムカラマツとして差別化を図るとともに、製材品につきましては、強度が高い特性を有するカラマツ集成材などとして首都圏における非住宅分野での利用を進めてきたところでございます。

これまでも、私を含む県幹部職員等が首都圏の自治体やゼネコンに対して直接セールスを行ってきているところでございます。その結果、首都圏のビルや学校等で県産材の使用が広がってきているという状況にあります。例えば、今、東京駅近くの丸の内東京海上日動の20階建てのビルが建とうとしておりますけれども、その一部にも本県産のカラマツ集成材が採用されているところでございます。

今後も、建築物の施工者、設計者など幅広い関係者に認知していただくため、県としての営業活動の強化を図っていきたいと考えております。

また、近年、生物多様性等に配慮した森林認証材のニーズも高まっておりますので、こうした付加価値の高い県産材をしっかりとアピールし、安定供給体制を構築する中で需要の拡大につなげていきたいと考えております。

続きまして、今後の林業の展望についてという御質問でございます。

今年は長野県150周年という年でありますが、やはり森林・林業政策は非常に長いスパンで物事を考えていくことが極めて重要だというふうに考えております。

しっかり将来を見据えた取組を行っていくことが必要だと思いますが、150年前、森林・林業は今とは全く違う位置づけだったというふうに思っております。エネルギーにしても、様々な生活用品にしても、あるいは住宅にしても、かなりの部分が木、森林から生み出されてきたわけであります。しかしながら、時代を経るにしたがって、ほかのものがこの木材が主流を占めていた領域を言わば侵食してきています。

ただ、いま一度この森林や木材の重要性というものが見直されてきているわけでありまして、先ほど申し上げたように、都市部のビルにおいて国内の木材を使おうという動きなど、まさにこれまでとは違った大きな変革が起き始めているというふうに考えております。

また、森林は非常に公益的な機能を有しているわけでありまして、防災にもつながりますし、また、私たちの暮らしを支える水資源の涵養にも役立っているわけであります。そうしたことを考えますと、今、時代が大きな転換点を迎える中で、この林業という分野は、まさに若い人たちが夢を描くことができる産業になりつつあるというふうに思っています。

一方、るる御質問いただきましたように、とはいえ、現状様々な課題が多いということも事実でありますので、我々としては、林業関係者や地域の皆さんと向き合いながらそうした課題を一つ一つ解決し、林業の明るい未来をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

そして、そうしたものを実現するためにも、何よりも安定的な収益を確保できるような産業にしていくということが重要だというふうに考えております。そのために、御質問にもありましたように、主伐・再造林をしっかり進めていかねばいけないというふうに思いますし、また、ドローンや高精度な森林測量システムをはじめとするスマート林業への転換もしっかり県として後押しをしていかねばいけないというふうに思っております。

また、森林空間を健康、観光、教育、様々な視点で活用していく森林サービス産業を県としても支援しておりますが、こうした新しい分野における森林の活用ということもこれからの若者が未来に夢を持てる取組にしっかりつながっていくものというふうに考えております。

このような取組を通じて、若い人たちから職業として選んでいただける林業をつくと同時に、持続可能な森林づくりに県として全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8 番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

我が長野県には、日本屈指の歴史と伝統のある御柱祭がございます。この祭りが示すとおり、先人が大切に守り育ててくれた豊かな山を、現代の私たちが荒らすことなく、また、無計画に消費するものでもなく、知恵を絞って大切に活用していくこと、これこそが命がけでこの豊かな自然を受け継いでくれた先人たちへの本当の感謝につながると考えております。

山の恵みに感謝しながら大切に活用し、自らの生活を向上させ、また次の世代へ引き継いでいく、これこそが本県の林業の原点であり、我々の使命であると考えております。

県におかれましては、現場の切実な声にしっかり寄り添い、実効性のある施策を力強く講じていただくことをお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、グレート無茶議員。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）長野県では高校再編が進められ、日本一のそば部がある長野吉田高校戸隠分校も統合対象となっております。私は、今回、この再編そのものの是非について議論をするつもりはございません。統合については既に決定されており、地域の皆様も苦渋の決断として受け止められております。

しかし、その一方で、統合後の戸隠分校をどうするのかという議論はまだ十分ではないのかと感じております。学校がなくなることと戸隠という教育資源を失うこととは全く別の問題だということです。

戸隠は、日本三大そばの一つである戸隠そばの里であり、豊かな自然や歴史、地域文化に恵まれています。そして、戸隠分校には、全国高校生そば打ち大会上位入賞常連であるそば部があります。単なる部活動ではなく、地域と学校が一体となった貴重な教育の場であり、そこには教科書だけでは学べない実践的な学びがあります。また、この地で受け継がれたそば文化は、長野県の大切な財産であり、次の世代へ継承していかなければならないものだと考えております。

そして、戸隠の自然環境や人とのつながりを生かした学びの場は、実際に現代社会が抱える問題の解決に大いに寄与しており、これからの教育において大きな可能性を持っていると言えます。また、県としても、観光や地域振興の場面で戸隠分校そば部を活用し、長野県のそばのPRとして紹介してきた経緯も多々あります。つまり、戸隠分校は、単なる高校ではなく、地域と教育を結びつける拠点として機能してきたということです。だからこそ、私は新しい学校でそば部をやればよいというような単純な話ではないと考えています。

さらに、近年は、不登校や生きづらさを抱える子供たちの増加、通信制教育へのニーズの高まりなど、教育環境も大きく変化しております。そうした中で、戸隠の自然や文化、人とのつながりを生かした学びの場は、むしろこれからの時代にこそ必要になってくるのではないのでしょうか。

私も、実際、長野県を「そば県」にする議員の会でそば部の生徒さんたちにそば打ちを教えてもらい、交流を持たせていただいたことがありました。生徒たちが皆そばに対して真剣で、そば打ちに自信を持ち、そして、全国大会優勝に向けて一丸となって取り組む姿に感動を覚えました。その様子は、最近テレビで特集されています。実際、彼らの中には、人と関わるのが苦手だった子や会話ができない子などがいましたが、そば部の活動を通じて自信を持ち始め、仲間と目標に向かって輝く姿を見ると、この戸隠でのそば部の活動は、そば県信州としても長野県の宝であり、今後も継承していくべきだと感じました。

この自然に囲まれた戸隠には、都市部の校舎では得られない体験や交流があります。戸隠の環境で学ぶことに意味があるのであり、戸隠という地域そのものが教育資源です。人との関わ

り方を学び、地域との接点を持ち、信頼する仲間と協力し、自分の役割や居場所を見つける。
そうした教育の価値が今改めて見直されていると私は感じています。

そこで、教育長にお伺いいたします。

県教育委員会は、戸隠分校が長年培ってきた地域連携教育やそば文化を活用したそば部の活動や学びについてどのように評価しているのでしょうか。また、戸隠分校の優れた実践を財産として今後どのように教育に活用していくのか、教育長に伺います。

統合後の戸隠分校の校地、校舎については、長野市の所有物であると聞いていますが、単なる施設処分や用途未定の状態とするのではなく、新校のサテライト機能、探究学習拠点、体験学習施設、あるいは不登校支援や通信制教育を補完する学びの拠点として活用する可能性を検討しているのでしょうか。例えば、そばに特化した学校にしてしまうこともありかと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 戸隠分校の学びの評価と今後の教育への活用についてを含め、長野吉田高校戸隠分校のそば部に関する取組について2点の御質問をいただきました。

長野吉田高校戸隠分校においては、地域と連携した実践的な学びが長年にわたり積み重ねられてきております。特に、そば文化を活用した学びは、授業における体験的な学習にとどまらず、そば部の活動を通して、生徒が主体的に地域文化や技術の継承、発信に関わってきた点に大きな意義があると認識しております。

そば部は、一本棒丸のしという戸隠伝統の打ち方により、全国高校生そば打ち大会で2年連続優勝するなどの実績を上げているほか、地域ボランティアやイベント等を通じて他者と積極的に関わり、生徒の自己肯定感を高める貴重な機会となっております。さらに、地元の店舗だけでなく、海外の飲食店に就職する生徒もおり、そば文化の普及に貢献してきている点も優れた実績であると考えております。

県教育委員会といたしましても、戸隠分校で培われてきた教育の成果やそば部の活動、地域と共に歩んできた経過を受け止めており、統合後においてもこうした特色ある学びの成果を可能な形で今後の教育活動に引き継ぎ、生徒の成長につながるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、統合後の戸隠分校の活用についてでございます。

新校の校地については、懇話会における意見交換を経て、長野東高校とする方向が既に決まっているところでございます。

一方、統合後の戸隠分校の校地、校舎については、これまで学校が果たしてきた役割や地域の思いを十分に踏まえつつ、関係部局や地元関係者とも連携を図りながら、今後その在り方を

検討してまいる予定でございます。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）10年ぐらい前、当時できたばかりのそば部の子供たちを、私はテレビの番組で取材させてもらったことがありました。10年たった今でも、生徒たちのそば打ちに対する自信を持った生き生きとしている姿は、当時の生徒たちと全く変わっていませんでした。しっかりそば愛が受け継がれています。

彼らは、日本三大そばの一つである戸隠そばのプライドを背負って日本一のタイトルを獲得し続け、そばの文化を継承し続けようと努力しています。そば県信州の未来はここにしっかりと育っています。ぜひ一度足を運んでいただいて、生徒たちの生き生きした姿、日本一のタイトルをみんなで取るぞという取組を見てほしいと思います。

独りじゃない。そして、必要とされる。そこには、決してマニュアルにはない、そして、マニュアルでは決して対応できない本来の教育の姿の原点があるのではないかと思います。ぜひそば部のこの活動を維持させていただきたいと思います。

次に、長野県の住みやすさと県民が抱える生きづらさについて質問いたします。

長野県は、各種の住みたい県ランキングや移住希望地ランキングにおいて常に上位に位置し、多くの方から暮らしやすい県として評価されています。

外から見る長野県は非常に魅力的に映っているわけですが、しかし、その一方で、見過ごすことができない課題があります。それが、全国でもワーストクラスの若者の自殺率の高さです。住みたい県として高い評価を受けながら、なぜ若者たちは苦しみ、生きづらさを抱えているのでしょうか。私は、ここに長野県特有の課題があるのではないかと感じています。

長野県は、全国的に見ても教育熱心であり、真面目で責任感が強く、勤勉な県民性を持つと言われています。規律を重んじ、周囲への配慮を大切にする文化もあり、地域のつながりも深い県です。それは、本県の大きな強みであり、美德でもあります。しかし、一方で、迷惑をかけてはいけない、弱音を吐いてはいけない、地域に合わせなければならない。そうした見えない圧力が存在していると感じる県民も少なくありません。また、移住者の方からも、地域に入りづらい、人間関係の距離感が独特だという声を聞くことがあります。

つまり、長野県は、外から見ると優しい県に見える一方で、中に入ると人間関係の濃さや地域文化の強さに苦しむ人がいるという現実もあるのではないのでしょうか。そして、私は、この生きづらさが、若者の自殺率の高さや孤立、自己否定感にもつながっている可能性があるのではないかと考えています。

そこで、知事にお伺いします。

他県から長野県に来られ、16年間県政を担ってこられた立場から、県民自身が気づきにくい長野県特有の県民性や社会風土、また、若者の自殺率の高さなどに見られる生きづらさについて感じていることがあればぜひお聞かせください。

地域コミュニティの結束が強い長野県では、移住者や若者、異なる価値観を持つ人が自らをよそ者と感じてしまうという声も少なくありません。コミュニティの外から来た人、若者や移住者、価値観の異なる人たちがここにいていいと思える長野県をどのようにつくっているのか、併せて知事のお考えをお聞かせください。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

多様な人々が暮らしやすい県づくりということで、まず、若者の自殺率の高さなどから見える生きづらさの現状についてどう受け止めているのかという御質問でございます。

本県におきましては、学びを大切にし、自主自立の精神の下、地域の課題を自ら解決しようとする風土があります。また、広い県土の中で地域ごとの文化が育まれ、多様な地域の個性が受け継がれてきたことは、本県の大きな財産だというふうに思っております。

一方で、県民の皆様方と対話を行う中では、地域によっては年功序列や同調圧力、あるいは固定的性別役割分担意識が残っており、若い人たちや女性、さらには移住された方々が息苦しさ、生きづらさを感じる場面があるという声も伺っているところでございます。こうした声は我々としても真摯に受け止めなければいけないというふうに思っております。

議員御指摘の若年層の自殺については、我々としても重く受け止めているところでございます。子どもの自殺危機対応チームを設置するなど対応を進めてきているわけではありますが、令和6年には二十歳未満の自殺死亡率が全国平均を下回ったところであります。ただ、一人でも尊い命が失われるということは決してあってはならないというふうに思っておりますので、引き続き自殺対策に全力で取り組んでまいります。

また、この自殺危機対応チームの分析では、希死念慮を抱く若者の背景には、進路問題であったり、あるいは家庭の不和であったり、全国共通の課題が多く、必ずしも県民性や地域性だけで説明できるものではないというふうに受け止めております。

県民性や地域性と生きづらさや孤立との関係を単純に結びつけることはできませんが、人と人とのつながりが強い地域だからこそ多様な価値観や生き方を認め合う寛容さを育んでいくことが重要だというふうに考えております。誰もが自分らしく安心して暮らし、挑戦できる長野県を目指して、地域のつながりのよさも生かしながら、多様性が尊重される県づくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、ここにいていいと思えるような長野県にしていくため、どのような取組を進め

るのかという御質問でございます。

今もお話し申し上げたように、やはり地域社会において異なる価値観を持つ方も受け入れられるような寛容性を持つということが長野県全体にとって必要になってきているというふうに思っております。信州未来共創戦略においても、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりという方向性を出して取組を進めております。

若者政策、女性政策をいろいろと進めているわけでありまして、地域においては、今、未来のNAGANO創造県民会議で「地域の教科書」の取組を進めようというプロジェクトも進んできているわけでありまして、こうした様々な取組を総合的に進めていきたいと思っております。

私は、かつて、銀座NAGANOで、長野県と関わりを持つ長野県出身者、そして長野県出身でない若い人たちと一緒に話をしたことがあります。その若者たちは、長野県のある地域と非常に密接につながって地域で活動してもらっています。

そうした若者に、どうしてこの地域にそんなにコミットして協力してくれているのかという質問をさせていただいたところ、その地域の人たちは、学生だからということで上から目線で話をしたりすることがないと。そうした対等な立場で私たちを受け入れてくれるだけでなく、地域の困り事や悩み事についても何とかしてもらえないかということで逆に相談をされたりするというふうにおっしゃっていました。

温かく受け止めてもらうだけではなく、違う属性の人間だということではなく、一緒に地域を支える、地域をつくっていく仲間という意識を持っていただくことで、その若者たちは特定の地域を応援していこうと、そうした地域の力になりたいというふうに思っているようでありました。

このことは非常に重要なことだというふうに私は思っております。昨日も地域おこし協力隊についての御質問がありましたけれども、地域社会にずっと暮らしているとある意味当たり前になってしまっている人間関係や価値観の枠組みにどうしてもとらわれてしまいますけれども、一歩そのコミュニティーの外側、人間関係の外側から見たときに、本当にこれでいいのかという気づきを私たち一人一人がしていくことが必要ではないかというふうに思っております。

そういう観点でジェンダー平等の推進や若者活躍の推進に取り組んでいきますが、今申し上げたような視点もしっかり持ちながら県として取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）おいしいとすごく評判のお店にわくわくして期待して行ってみたら、そうでもないじゃないということが起きないように。長野県は、今、非常に高い評価をいただ

いています。長野県に来た人が、おいおい違うじゃないかと、こう思わないような長野県をぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

また、知事は、知事会の会長としてすばらしいポジションにいらっしゃいますけれども、そんな知事がいる長野県だからやっぱりすごいと思われるような、住んでいる人も幸せ、来る人も幸せ、そんな長野県をぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。

すごくハードルが高い長野県になっていますけれども、その期待値を上回るような長野県にしていだけるのは知事だと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に一つだけ言わせていただきたいと思いますけれども、昨日、大井さんがスタンプラリーで40件行ったと言っていましたけれども、私、51件行っています。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）日本共産党県議団の毛利栄子です。

まず、憲法改正について知事に伺います。

高市総理は、5月の自民党大会で、憲法改定について、「時は来た。改正の発議にめどが立った状態で来年春の自民党大会を迎えたい」と、今年1年で国会発議に道筋をつける考えを表明しました。憲法尊重擁護義務を負う現職首相が時間を区切った改憲に向けて旗振り役をするのは前代未聞であり、許されない行為ではないでしょうか。

そこで、知事に伺います。

憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。この規定からいっても、高市総理の言動は容認できないと考えます。県のトップを務める知事として憲法99条に対する所見を伺います。

国会の憲法審査会では、憲法9条に自衛隊を書き込む問題や緊急事態条項を書き込む問題が議論されています。選挙困難事態における衆院議員の任期延長や、内閣が緊急事態と認定すれば国会の議決を経ずに法律に代わる政令を制定できるとする緊急政令などが主な論点です。

過去には、明治憲法の緊急勅令など緊急事態条項を濫用し戦争反対の声を封じて侵略戦争に突き進んだ歴史があります。9条に自衛隊を明記すれば、海外派兵や集団的自衛権の禁止など

様々な制約を外し、災害救助と専守防衛の自衛隊から米軍と共に戦争をする自衛隊に変えることになることが懸念されています。

1947年8月に文部省が発行した中学校1年生の社会科教科書副読本「あたらしい憲法のはなし」では、「こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」と書かれ、おびたしい大戦の犠牲と反省の下に、戦後、民主主義国家として日本国憲法を制定し、戦争のない社会を進んでいく決意が示されています。

この問題は、戦後の原点に立ち返って考える必要があると考えます。今国民が切実に求めているのは、物価高騰対策であり、国民世論の大勢が改憲を求めている中で、憲法9条に自衛隊を書き込む問題や緊急事態条項を書き込む問題について知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問いただきました。

まずは憲法99条についての所見という御質問でございます。

憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされているわけでありまして、私自身も含めて、公務員はこの憲法の尊重擁護義務をしっかりと遵守していくことが大変重要だというふうに考えております。

一方、この99条の解釈については、かつて質問主意書に対して政府見解が示されています。「憲法第99条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている」というふうにされておりまして、私も基本的にそのとおりだというふうに受け止めております。

続きまして、憲法9条への自衛隊明記及び緊急事態条項の創設についてという御質問でございます。

まさにこれらの点については、国会において憲法改正の検討が始まっているところであります。昨日も参議院の憲法審査会で、これは知事会からも憲法改正等も含めて抜本的に考えてもらいたいと言っている参議院の合区の議論が行われているところでありますが、最終的にはこの国会の発議に基づいて主権者である国民の皆様方が判断するものでございます。

私としては、これまでの日本国憲法の基本理念、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、こうしたものについては、今後とも堅持されなければいけないというふうに考えております。

国会においては、日本の未来を展望して丁寧な議論を行っていただき、国民一人一人が主体的に判断できる環境を整えていただくことが重要だというふうに考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君） 今、知事からは、憲法99条遵守義務、それからまた改憲に関わる議論について前向きな御答弁をいただけたというふうに受け止めさせていただきました。ぜひその思いを今後の議論の中でも貫いていっていただきたいと思います。

防衛省は、南西諸島での激しい戦闘を想定し、自衛隊那覇病院では、有事にベッド数を4倍に増やすため、建て替え工事を計画しています。自衛隊福岡病院は、平時の200床から有事には350床まで増やせるように救急科と脳神経外科を新設し、自衛隊横須賀病院では、100床を有事には200床に増やせる準備をし、救急科と放射線科、総合診療科を新設するとの報道もあります。有事の際に亡くなった自衛隊員に対応するため、自衛隊と葬祭業者の全国団体との協定も締結されています。

長野県では、これまで、2006年の岡谷市の災害、2014年の御嶽山噴火、2019年の台風19号など、災害時には自衛隊が駆けつけ、行方不明者の搜索や救助、被災者支援、災害ごみの撤去など、昼夜を分かたず貢献していただきました。その若い隊員の皆さんが、今度はもしかすれば命を失う危険にさらされ、他国の軍隊の命を奪うことになるかもしれないわけで、改憲の動きは看過できない状況になっています。

憲法改正は国民世論を受け止めて丁寧に時間をかけて対応すべきと申し上げて、次に移りたいと思います。

どの子にも学校給食を無償化することについて、教育長並びに県民文化部長に伺います。

4月から国の制度として公立小学校の給食費無償化制度が始まり、関係者から、物価高騰の折、生活費が大変なので本当に助かっていると歓迎の声が聞かれています。しかし、県内10の市町村では、国の基準を超える部分は保護者負担となっています。国の重点支援交付金や自治体の努力の中で一般財源から手だてされ、無償化を実施しているわけですが、同じ県内に住みながら格差があることについて、設置者の対応に任せているだけでいいのか見解を伺うとともに、県が自治体の負担分の半分を持つことで全ての自治体が同じように完全無料化を実施できる可能性が広がります。ぜひ実施していただきたいが、いかがでしょうか。

今回の制度からは、私立小学校に通う児童は除外されています。県内には、軽井沢のように、軽井沢町私立等小中学校食材費給付事業などを行って、町内に住民票があり私立学校等に通う

児童生徒の保護者に対して、申請を行うことで食材費・給食費相当分を給付して公私の区別なく支援している自治体もあります。

県は、私立小学校給食費負担軽減事業で、食材費値上げ分についてこれまで支援対象にしてきました。私立の小学校についても、公立同様の支援策を実施していただきたいと考えますが、いかがですか。県民文化部長に伺います。

アレルギー食持参や不登校・長期休業中の児童やフリースクールに通う児童などが給食費無償からは除外され、保護者からは、置いてきぼりにされているようでつらい、差別ではないかとの声が上がっていますが、もっともだと思います。

国は、5月29日、改めて給食費負担軽減交付金実施要領の一部改正についての通知を発出し、非喫食者支援について、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の理由などによる場合は、学校給食費相当額の金銭給付、現物給付であることを明確化し、実施計画を策定の上、大臣に提出するよう支援策を示しています。県の非喫食者への対応状況はどうなっているか、教育長に伺います。

東京、青森、和歌山、栃木では、中学校給食費も県の支援で無償化を実施しています。長野県でも既に3分の1の自治体で中学校給食費を無償にしています。義務教育はこれを無償とするという考え方に立てば、長野県としても中学校への拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。その場合の必要経費についても伺います。

次に、特別支援学校の緊急な施設設備の修繕について教育長に伺います。

特別支援学校の環境改善については、もう何度も取り上げさせていただいてまいりましたが、老朽化、狭隘化はなかなか改善せず、ようやく着手できた若槻支援学校と松本支援学校の改築も、実際に児童生徒が使えるようになるまでには相当程度の時間がかかる見通しです。応急的な増築、修繕改修等も10年計画でやるとの答弁を繰り返しいただいておりますが、教室不足は変わらず、先日の文科省調査結果では、長野県で小中高合わせて68の教室が不足していると公表されています。これらの対応も急いでいただきたいわけですが、今回は児童生徒の安全性に関わる緊急修繕について伺います。

過日、50年以上使用し老朽化した安定器が原因で発煙し、異臭が発生した長野支援学校を視察させていただきました。全面LED化を目指し、少しずつ修繕の対応はされつつあるようですが、2階でダンスをしていたら、振動で蛍光灯の器具の一部が階下で外れて宙ぶらりんになっている状態なども伺わせていただきました。そればかりではありません。階段の手すりもぐらぐらしていたり、外壁のモルタルが剥がれ落ちそうになっていたり、雨漏りで天井や壁が変色しカビ臭くなっていたり、FF式のストーブや冷暖房機が年代物で、およそ役割が果たせないようなものが設置されていたりと、驚くことが少なからずありました。

学校は、児童生徒にとって、まず第一に安全な場所でなくてはなりません。長野支援学校の場合を例に挙げさせていただきましたが、安全を脅かす学校環境は一日も早く解消しなければならないと思います。

特別支援学校で緊急な修繕を必要とする現状について、毎年各学校から切実な要望が上がっていると思います。必要な予算を確保して緊急に対応することが求められていると思いますが、教育長の見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には4点質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、国の基準額超過分の給食費を県と市町村で折半して支援することについてでございます。

公立小学校における給食費については、国の基準額超過分について保護者に負担を求めている自治体があることは承知しております。一方、公立小学校における給食費の負担軽減は全国一律で実施している施策であり、ナショナルスタンダードの観点から、国が責任を持って必要な財源を確保し、最低限の水準を保障することが不可欠であると考えております。このため、県教育委員会といたしましては、物価動向や各自治体の実態を的確に把握した上で、学校給食費の基準額が実情に即したものとなるよう国に対して要望を行っているところであり、直近においては、6月8日に私自身が文部科学省に赴き、直接要望したところでございます。引き続き国における負担軽減に関する議論や制度設計の動向を注視してまいりたいと思います。

続きまして、非喫食者支援に係る県の対応状況についてでございます。

非喫食者への支援については、国の示す考え方が一部の例示にとどまっており、それ以外の個別事案は学校設置者の判断に委ねられていることから、自治体ごとに解釈や対応方法に差異が生じる可能性があるものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、こうした国の取扱いを踏まえ、全国都道府県教育長協議会を通じ、支援対象となり得る非喫食者の範囲や自治体の対応例等について早期に具体的な考えを示すよう国に要望したところでございます。

非喫食者支援の取扱いを含め、給食費負担軽減事業に関する市町村からの問合せについては引き続き国に対し適宜疑義照会を行い、その結果を速やかに情報共有するとともに、制度の円滑な運用が図られるよう必要な助言や周知に努めてまいります。

続きまして、中学校の給食無償化と必要経費についてのお尋ねでございます。

先ほども申し上げましたように、中学校給食費の負担軽減についても国が責任を持って行うものであると認識しております。このため、中学校給食費の負担軽減においても、国の責任において早期に実現するよう国に要望しているところでございます。

また、中学校の給食費に係る実際の食材費相当額の総額についてでございますが、令和5年度学校給食実施状況等調査における市町村ごとの給食費月額に生徒数を乗じ、さらに近年の物価動向を加味して試算した場合、約37億円になると承知しております。

続きまして、特別支援学校の施設設備の修繕についてでございます。

特別支援学校においては、学校現場等から安全確保を望む環境整備への要望が多く寄せられており、施設設備の修繕等への対応は重要な課題であると認識しております。

計画的に修繕を要する箇所については、学校現場からの要望に加え、指導主事等による学校訪問により現場の状況確認を行い、対応してきているところでございます。また、緊急度や安全性への影響などを踏まえ、特に児童生徒の安全や人権に関わるものについては優先的に対応しております。さらに、年度途中において緊急に修繕が必要となった場合は、個別の状況に応じて速やかな対応に努めているところでございます。

児童生徒の安全確保は極めて重要な課題であると考えております。今後も、各学校と連携しながら施設の状況を的確に把握し、計画的かつ着実に修繕を進め、安全・安心な教育環境の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には私立小学校の給食費に対する支援実施についてお尋ねいただきました。

給食が子供たちの健やかな成長を保障するものであることに鑑みますと、学校の設置主体にかかわらず子供たちが等しく支援を受けられる環境を整えることは重要でございます。ナショナルスタンダードとして全国一律の支援制度の導入に向けた検討が進められるよう、全国知事会等を通じて国に対して求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）不登校の子供を持つお宅では、一人で置いておけないために保護者が仕事を辞めざるを得ない場合や、仕事も正規から非正規に変更せざるを得ない場合も少なからずあります。昼食やおやつの用意など、時間的、精神的な負担に加えて、財政的な負担ものしかかり、一層追い詰められる状況が発生しています。その保護者に対して給食費相当分の金銭給付が行われることは、大きな応援になるのではないのでしょうか。

先ほど、教育長から、個別事案について文科省から詳細が示されていないというお話がございましたが、全国的には、不登校であるとか、あるいはアレルギーで自分たちの食を持参している子供とか、そういう子供たちに対してしっかり実施しているわけですから、若者や女性に

喜ばれる、歓迎される長野県というのであれば、ぜひ全国に先駆けてこの問題に対応していただきたいと思います。

特別支援学校の緊急修繕は待ったなしです。既に現場は確認されていることと思いますが、そこで生活する児童や、安全確保のために心身をすり減らしながら頑張っている先生方など、当事者の立場に立った早急な対応をお願いいたします。

次に、歴史的建造物についてのやり取りが先番の議員の質問でありましたが、私からは重要文化財の保護について県民文化部長に伺います。

長野県内には、国指定の国宝や重要文化財が191あります。中でも、善光寺や松本城は国宝ですが、過去の人々の歴史や文化、建築や技術、人々の暮らしや信仰などを生きた証拠として大切に守り、保存され、現在に至っています。観光資源としても活用され、私たちの過去、現在、そして未来をつなぐ大きな役割も果たしております。

先日、議会文化財等保護推進議員連盟で諏訪大社上社の神楽殿の修理状況を視察させていただきました。諏訪大社は現在27棟の建造物が国の重要文化財の指定を受けているようですが、1300年の歴史を持つ神社で次々に保存修理が必要となり、平成元年から9年間かけて上社本宮布橋ほか10棟の保存修理が行われています。総事業費は13億円余、うち文化庁がほぼその半分以上を補助し、残りを県、市、大社が負担しているようですが、県が3.5%、諏訪市が10%、33.5%が大社の負担になっているとのことでした。

県内の民間事業者の重要文化財修理保存費用に対し、かつては県の補助率は15%程度あったようですが、平成14年以降補助率が低下し、現在では1から7.5%となっております。近隣の山梨県が約25%、広島県が17～18%と比較しても格段に低いことは否めません。

そこで、部長に伺います。

文化財の持つ重要性に鑑みて、所有者が市町村以外の場合の修理保存事業に対し、補助率をせめて過去に実施していた15%程度に引き上げていただき、所有者の負担軽減を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしくお願いいたします。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）民間所有の文化財修繕に対する県補助率の引上げについてお尋ねをいただきました。

民間所有の国指定文化財に対する県の上乗せ補助につきましては、平成15年度から新規事業への補助を見送っていましたが、平成22年度に、建造物に限り補助対象事業者の財政力に応じて補助率3%から5%で補助を再開し、平成25年度からは補助対象を建造物以外にも拡大した上で、財政基盤の弱い事業者への補助率を最大7.5%まで引き上げ、現在に至っております。

また、今年度からは、新たに国指定文化財の防災設備の保守点検に対する補助制度を設けるなど、文化財保護に対する支援の充実を図ってきたところです。文化財の保護、活用の意義を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）重要文化財は、人間の営みのすばらしさ、偉大さをリアリティーを持って伝えてくれ、暮らしを豊かにし、地域を盛り立てる大きな役割を果たしてくれています。保護と活用がより進むよう県の支援を期待し、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。通告に従い、初めに産業振興と松本空港について質問いたします。

このたびの中東情勢、ホルムズ海峡封鎖による国内経済の混乱は、我が国の経済安全保障の脆弱性と重要性を改めて痛感させられる事案でありました。これまでの国内生産基盤の流出を伴うコストカット経済から脱却し、外的ショックに強く、付加価値と供給力を備えた強い経済構造へと転換していくことが必要です。現政権において、戦略分野への官民投資や重要物資のサプライチェーン強化を進める強い経済の方針が打ち出されてきたところでございますが、その具体化を地方自治体も共有して進めることが求められます。

長野県においても、本県産業の稼ぐ力を高め、高付加価値型の産業構造への転換を進めるとの提案説明がありました。地域産業クラスター計画の第1弾として、航空・宇宙と発酵・フードテック・農業の2分野が方針として掲げられ、本定例会でも多く取り上げられているところです。本方針を進めるに当たって、私からは、それらを支える基盤の強化について質問させていただきます。

昨今の気候変動やAIをはじめとする技術革新等、激動の社会変革にあるなか、これから長野県ならではの競争力ある産業を確立していくためには、それを技術面から支える公設試験研究機関の機能強化が必要不可欠であります。本県の地域未来戦略の方向性を踏まえ、研究テーマの重点化、拠点配置、人員体制、設備更新、予算規模などを見据えた、時代に即したものとしていくことが重要であります。

そこで、開会日の議案提案説明において仮称試験研究機関未来ビジョンを策定すると表明されたところでありますが、昨今の急速な技術革新や地域未来戦略の策定が進む中、本ビジョンは何を目指して策定するものなのか。策定の趣旨、対象となる機関、定める内容について田中産業政策監にお伺いいたします。

研究基盤が戦略の足腰であるとすれば、次に問われるのは、その戦略をいかに全県へ波及させるかであります。県が取り組む航空・宇宙分野は、本県のものづくりの強みを世界市場へ接続する戦略分野であります。南信地域を中核として展開されてきたその取組を、精密機械が集積する中信地域をはじめ全県へ波及させていくことが求められます。

私は、その回路の一つとして、信州まつもと空港を本県産業の稼ぐ力を支える産業インフラとして再評価し、その活用を戦略の中により明確に位置づけていただきたいと思います。

昨年の本会議において、松本空港の産業活用について質問させていただきました。本年3月策定の県航空・宇宙機器産業振興戦略には、フューチャーアクションとして航空機器産業振興における松本空港との連携強化を位置づけていただきました。この際には中期目標とされたところではありますが、今回の地域未来戦略の検討を機に、航空・宇宙産業振興の取組と産業インフラとしての空港活用のそれぞれのギアを引き上げていただき、取組を加速していただきたいと思います。

そこで、地域未来戦略における航空・宇宙産業に関する空港活用についての県の見解を米沢産業労働部長にお伺いいたします。

そして、空港の未来像について伺います。

これまで、信州まつもと空港をめぐるっては、新規就航や国際化、施設整備に向けて、県をはじめ多くの関係者の努力が積み重ねられてまいりました。コロナ禍以降のこの数年間で、コロナショックで大打撃を受けた航空会社とのチャーター便回復交渉、発着枠拡大の地元協議、施設整備の検討着手など、ようやくここまでたどり着いたという思いであり、御尽力いただいた歴代含めた空港当局関係者の皆様には改めて感謝を申し上げる次第です。

FDAから要望を受けているターミナルビル改修のほか、エプロン、誘導路などの施設整備の検討に着手していただいておりますが、施設投資は空港の将来を左右する重要な局面にあり、新規路線開拓の取組とともに地元もその動向を大きな期待を持って注目しています。

昨年末の記者会見において、知事は、松本空港が航空便を利用する人だけの施設という考え方でいいのかという問題意識について言及されました。私は、松本空港を単なる交通インフラとしてではなく、産業と観光、さらにはまちづくりを結びつける拠点として、人、物、企業の往来を一体で促す圏域戦略の中心に据えるべきと考えています。

今後計画されている施設整備や新規路線の開拓を空港を軸とした地域の将来像の中に位置づけてこそ、その投資効果は最大化されることとなり、それは、グランドデザインを描いて臨むリニアによるまちづくりの取組と同じことと考えます。様々な立場の県民が共有できる空港ビジョン、グランドデザインが描かれることで、全県の県民にとって価値を共有できる空港という認識が生まれるのだろうと私は考えます。

知事は、次の4年間の県政に向けて取り組む意向を表明されておりますが、この機会に知事の描く松本空港の機能、そして空港を拠点として戦略的に活用した県政ビジョンを県民に発信していただけたらと思っております。信州まつもと空港の施設整備や今後の新規路線の開拓、これらを生かした空港の未来像についてどのように考えるか、阿部知事の見解をお伺いいたします。

続いて、熊対策について質問いたします。

本年に入り、私の地元松本市では、これまで経験したことのない頻度で熊が市街地に出没し、ツキノワグマ出沒注意報が発出されることとなりました。市街地に出没した熊に対し、市町村長の判断で緊急の銃猟を行うことが可能となりましたが、誰が判断し、誰が現場を担うのかという実動体制の構築が課題となっています。

本定例会でも熊対策は多く取り上げられてきたところでありますが、私からは2点について質問いたします。

まず、熊対策の専門人材の配置についてであります。緊急銃猟が制度上は可能となったとはいえ、その担い手となるガバメントハンター、すなわち自治体が任用する専門人材を各市町村が単独で確保することは容易ではありません。熊の生態に関する知見を有し、緊急銃猟・捕獲の判断や対応などのできる専門人材となれば、その確保は一層難しいのが実態です。現場の市町村からは、広域でガバメントハンターを配置してほしいとの声を伺っております。また、今後の市街地への出沒を防ぐためにも、熊出沒を契機に、改めて里山整備が注目されている今、緩衝帯整備による里山への投資を一層進めていくことが重要と考えます。

そこで、各市町村による人材確保、体制整備に限界がある中、広域的に熊対策の専門人材である熊対策員を配置することについて県の見解をお伺いいたします。また、ゾーニングによる里山等の緩衝帯整備のさらなる促進と財政的拡充が必要と考えますが、今後の見解をお伺いいたします。以上2点、千代林務部長にお伺いいたします。

続いて、吃音の子供に対する支援について質問を移します。

吃音とは、言葉を繰り返す、引き伸ばす、あるいは話し出そうとしても言葉が出てこないなど、滑らかに話すことが難しくなる発話の障がいです。

国立障害者リハビリテーションセンターの2024年の調査では、3歳までに吃音の症状を示したことがある子供は8.9%、およそ10人に1人に上ることが示されました。大人は100人に1人程度吃音の症状があると言われております。吃音は、主に幼児期に発症し、2歳から4歳頃に現れ、その多くは数年で自然に消失するとされていますが、その詳しい発症メカニズムはいまだ十分に解明されていません。

私は、昨年12月、松本市内の小学校で行われた児童を対象とした吃音について理解する授業

を参観させていただきました。講師は言語聴覚士の方と吃音の当事者の方でした。そこで改めて感じたのは、吃音のつらさは、単に話しにくいという一言では片づけられないということです。当事者の方の幼少期の経験談では、教科書の音読でうまく読めずにマイナス評価につながったことや、どもる話し方をまねされ、からかわれたことなどが共有され、そうした体験から話すことに恐怖を感じ、次第に消極的になっていくというお話をお聞きしました。

日直の号令や発表、音読の順番が来ることが怖く、登校を避けたいとなるといったケースもお聞きして、周囲の理解がないことで、吃音の症状のある子供は学校生活の様々な場面で傷ついたり、自信を失ったり、安心して学ぶことが難しくなることもあるということを知りました。

NPO法人全国言友会連絡協議会によりますと、吃音は人口の1%程度に見られ、吃音症状で受診した中高生の4人に1人が不登校という調査報告もあります。近年は、吃音の原因の多くは体質によるものとされていますが、かつては親の育て方や家庭環境に原因があるとする誤解や偏見があった時期もあったようです。そういった背景もあって、吃音症状のある本人と周囲のサポート体制を整える上でも、子供の3歳児健診の場合は、早期発見と正しい理解、早期支援につなげる大切な機会となります。

一方で、国のガイドラインにおいて、幼児期の健診で言語障害の有無を調べるのが規定されているものの、問診票への吃音の項目化は義務化されておらず、具体的な方法は各自治体に委ねられています。実際に、昨年2月の信濃毎日新聞の取材によりますと、県内19市における3歳児健診の問診票において、伊那市、東御市の2市が吃音と明記し、12市がどもり・どもると明記して発話の状況を尋ねていますが、残り5市には項目自体がなかったと報じられました。

超党派の地方議員のネットワークが2024年6月、7月に同様の調査を実施したところ、調査対象となった10都県計343市区町村のうち、問診票に吃音との記載が明記されていた割合は1.2%で、どもり・どもるなどの記載がある自治体を加えても31.2%にとどまったとのことでした。健診の場で吃音を見抜くことは容易ではなく、保護者の不安を拾い上げる機会を逃さないためにも、問診票に吃音と明記し、専門職や相談窓口につなげることが大切だと考えます。

健康福祉部には、県内の吃音の実態把握と問診票記載への県内市町村への働きかけ、吃音に対する正確な理解のための啓発、専門機関への確実な橋渡しなどの環境整備をぜひお願いしたいと思います。

学校現場でも、発達障がいへの理解は広がってきた一方で、吃音への理解はなお十分とは言えません。吃音のある子供は、言語障害通級指導教室、いわゆることばの教室で学ぶことができますが、大切なのは、通常学級の担任をはじめ、学校全体が吃音を正しく理解し、適切な配慮を行えることです。そのためにも、教職員研修において吃音に触れていただくなどの取組が求められます。

保健、医療、教育、そして保護者が同じ方向を向いて子供を支える環境整備が求められています。吃音に悩む子供たちが自分らしく育っていける環境を整えていただきたい、そのことを強く願い、2点について質問いたします。

まず、県として吃音のある子供の実態把握を進める上で、3歳児健診における吃音に関する問診が重要と考えますが、市町村が実施する3歳児健診の問診項目の内容や、県内における吃音のある子供の把握状況についてどのように認識されているか。また、これらを踏まえ、保健、医療、教育等の関係者や保護者に対し吃音への理解促進を図る取組についての見解を笹渕健康福祉部長に伺います。

また、学校においても、吃音のある子供たちへのサポートは大切です。

県内では、ことばの教室において言語障害のある子供たちが学んでいます。教員への研修など吃音のある子供たちに対しどのようにサポートをしていくか、武田教育長の見解をお伺いいたします。

地域の官民連携による持続可能な公共インフラマネジメントについて最後に質問します。

人口減少と全国的な担い手不足が進む中、高度経済成長期に一齐に整備された公共インフラを支える技術人材は、自治体、民間の双方で構造的に不足しており、県民の安全・安心の基盤を将来にわたって守り続けることが課題となっています。

県は、昨年11月の県と市町村との協議の場で、公共インフラワーキンググループを設け、土木職員の確保とインフラ老朽化への対応を検討しています。本年2月の危機管理建設委員会の質疑において、県内77市町村のうち50町村で技術職員が不在であること、県の土木技術職員も50代以上が57%を占め、今後の大量退職が見込まれるとの見通しが示されました。

担い手不足は、官の側だけではありません。帝国データバンクの本年1月の調査では、建設業の69.6%が正社員不足により受注に支障が出ていると回答し、現場人材から設計を担う建設コンサルタントに至るまで、民間の技術人材も全国的に細っていくと見込まれています。こうした官民双方の人材不足を見据えれば、自治体の束、技術者の束、事業者の束を一体としてマネジメントする、いわゆる群マネの取組が今後の鍵となります。

そこで、本年3月に始動した公共インフラワーキンググループにおける共同アウトソーシングやインフラDX、そして民間も含めた群マネの検討について、現在の進捗状況を森下建設部長にお伺いいたします。

本年2月の建設委員会では、県も市町村も技術職員が減っていく中、民間の力をお願いしなければインフラの維持管理は難しく、県として新たな仕組みをつくっていききたいとの答弁をいただきました。このたび、公共インフラワーキンググループと並行して、国土交通省で実施している民間提案型官民連携モデリング事業に長野県が応募し、モデル構築団体として選定され

ました。

長野県は、同事業のニーズ募集段階では、県全体のインフラマネジメントの最適な仕組みづくりの検討を提示しており、選定結果では、工事を含めた道路・橋梁マネジメント手法の構築を都内企業と共に調査するとして公表されています。

本事業を生かした持続可能な公共インフラの仕組みづくりに県の主導的な役割を期待する一方で、この際懸念されるのが、地元建設産業への影響です。この都内企業がシーズ提案を行った段階では、インフラの包括管理やマネジメントを最適に行う仕組みづくりとして、都内企業の下でのJVに地元企業が参加し、自治体から一括受注していく仕組みを構築するとの内容が示されており、その内容を見るに当たって、地元建設産業への影響を懸念する声が聞かれます。

これまで県内のインフラを支えてきたのは、県や市町村、そして地域の建設産業の皆さんであります。地方における持続可能な公共インフラの実現には、その地域特性を熟知する地域の官民が一体となって対応していくための基盤や仕組みを構築していくことが重要であると考えます。

本県の広域性、中山間地、豪雪といった地域特性に応じて、これまで公共インフラを支えてきた県、市町村、地域の建設産業が一体となり、県民の安全・安心の基盤を将来世代へ確実に引き継いでいく仕組みへと育てていただきたいと思います。県が応募した国の民間提案型官民連携モデリング事業の内容と、地域の官民一体による持続可能な公共インフラの実現に向けた取組の方向性について、県の見解を森下建設部長にお伺いいたします。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には県の公設試験研究機関未来ビジョンの策定趣旨、対象機関、内容についてのお尋ねをいただきました。

技術革新や担い手不足の深刻化により、本県の産業を取り巻く環境は急速な変革の中にあります。とりわけ、近年は、AI、ロボティクスの技術など産業分野を超えた技術の相互活用や連携が広がり、農林業、製造業といった従来の分野の境界は薄れつつあるものと考えております。また、本県におきましても、地域産業成長プランの策定を進める中で、本県の強みを生かした稼ぐ産業の成長の方向性を定めていくところでございます。

こうした中、県が設置しております試験研究機関として分野を超えた技術の融合を進め、急速な技術革新や産業構造の変化に適応し、あわせて、現在策定を進めております地域産業成長プランで目指す県内産業の成長を技術面から支えることが大変重要な役割となってきます。

その実現に向けて、将来に向けた共通の方向性を見える化し、関係者と共有することが必要であることから、今般、仮称でございますが、長野県試験研究機関未来ビジョンを策定することとしたものでございます。本ビジョンでは、産業分野の試験研究機関であります工業技術総

合センター、農業関係試験場、林業総合センターを対象機関とし、その内容は、中長期的な視座から2040年を見据え、試験研究機関の目指す姿、果たすべき役割、研究開発、技術支援等の強化すべき機能・取組、その基盤となる機能等の共通化・効率化の方向性などについて定めることとしております。

このような大転換期の中で、県内産業の持続的な成長と世界で勝ち抜く競争力を支え、地域に頼られる試験研究機関であり続けるため、有識者や現場の意見を踏まえながら本ビジョンの策定に向けた取組を着実に進めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には地域未来戦略における信州まつもと空港の活用についてお尋ねをいただきました。

信州まつもと空港の活用については、本県の航空・宇宙機器産業の振興を図る上で重要な視点であると考えており、本年3月に策定した長野県航空・宇宙機器産業振興戦略においても、信州まつもと空港との連携強化を施策の柱として位置づけたところです。現在策定を進めている航空・宇宙分野の地域産業クラスター計画は、本戦略をベースとして策定していく予定であり、その中では、信州まつもと空港についても重要なインフラとして位置づけていく予定です。

信州まつもと空港の活用方法としては、エアライン等から収集した空港地上設備などのニーズを県内企業とマッチングし、その試作品について空港で実証等を行う製品化につなげる取組、また、県内企業が生産する航空・宇宙機器に組み込まれる小型部品等を信州まつもと空港を発着する航空機により輸送する取組などを含め、今後検討を進めてまいります。

また、今後策定する他の分野の地域産業クラスター計画においても、空港が有する広域的な交流・物流の結節点機能は重要な要素となると考えていることから、空港の機能をどのように生かすことが本県の勝ち筋を描くことにつながるのかということ、事業者、市町村、専門家等の御意見を踏まえながらさらに検討を進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州まつもと空港に関連して、施設整備、今後の新規路線の開拓、そしてそれらを生かした空港の未来像についてどう考えているのかという御質問でございます。

信州まつもと空港につきましては、多くの皆様方の御理解、御協力をいただく中で、この3年、利用者数が過去最高水準の25万人規模で推移しておりまして、昨年度は、利用率も75.5%ということで、過去2番目に高い利用率となりました。こうした中、FDAや地元の経済界の皆様方などからは、施設整備等様々な御要望を頂戴しておりまして、ある意味空港発展に対す

る大きな期待を寄せていただいているものというふうに受け止めております。

また、地元4地区の皆様方には、昨年12月に発着枠の拡大について合意をいただくなど、これまで県の取組に大変な御理解、御協力をいただいております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

そうした中、空港施設につきましては、入国審査施設や駐車場の整備を行ってまいりました。今後、1日当たり20便の就航を見据え、国際線、国内線の供用を前提として、ターミナルビルロビーの拡張や保安検査レーンの増設、搭乗待合の拡張など、利便性を高めるための基本設計に着手していきたいと考えております。

また、新規路線の開拓についてですが、昨年度、沖縄チャーターについては過去最高の22便が運航され、12月にはFDAによるプログラムチャーターが実現いたしました。一昨年、4年8か月ぶりに再開した国際チャーターにつきましては、韓国便など10往復20便が運航されるなど、こちらも着実に実績を積み重ねてきております。国内線、国際線の新たな定期便の就航に向けて航空会社等への働きかけを一層強化していきたいと考えております。

空港の未来像ということであります。

こうした施設の設計に着手する段階ではありますが、やはり未来に向けて、長野県の空の玄関口として様々な機能を果たせるような空港にしていくことが必要だというふうに思っております。基本的に、ビジネス交流、観光誘客、施設整備等を通じてこうしたものがさらに充実するように取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また、御質問にもありましたように、空港を核として、やはり地域の産業が元気になるような取組も考えていかなければいけないというふうに思います。

加えて、松本空港は松本平広域公園と一体でございますので、周辺の皆様方をはじめ、県民の皆様方の憩いの場、集っていただくにぎわいの場、そうした場になっていくことも必要ではないかというふうに考えております。

そういう観点から、利用者の皆様方の利便性、快適性を一層向上するとともに、県民、地域の皆様方からも愛され、親しまれ、そして産業や観光の振興発展に貢献する空港となるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君） 私には熊対策について2点御質問をいただきました。

まず、広域的な熊対策員の配置についてお答えいたします。

現在、北アルプス地域にツキノワグマ出没警報、木曽及び松本地域に注意報を発出し、注意喚起を行っているところであります。6月23日には大町市で人身被害が発生するなど、市街地

や集落周辺での熊の出没事案が発生しており、従来にも増して迅速な現場対応が求められています。

県では、熊の出没や被害が発生した際に、現地における出沒要因の分析や抑止対策に関する助言等を行う熊対策員12名を広域的に配置し、市町村等と連携しながら対応に当たっているとあります。しかしながら、ドローン操作や麻酔による捕獲など専門的な技術を有し、緊急対応が可能な人材は限られておりまして、その配置も地域的な偏在が見られるなど、県内全域を十分にカバーできる体制には至っていないものと認識しております。このため、地域間の偏在解消に向け、野生鳥獣対策の知見を有する県職員OBの活用をはじめ、専門人材の確保育成を一層進めてまいります。

次に、ゾーニング管理による緩衝帯整備の促進と財政的拡充についてでございます。

ゾーニング管理は、人の生活圏と熊の生息域を区分し、すみ分けを図ることで出沒や被害の未然防止につなげる重要な取組であります。

県では、導入の加速化を図るため、本年3月に全県を対象としたゾーニング案を作成するとともに、市町村職員を対象とした研修会を開催するなど、全市町村での導入を目指しており、現在15市町村で導入済みであるほか、53市町村において導入に向けた準備や検討が進められているところであります。ゾーニングに基づく里山等の緩衝帯整備として、間伐や山際の刈り払い、河川敷の支障木の伐採などについて、市町村や地域住民の皆さんと連携し、推進してまいります。

なお、こうした取組を持続的に進めていくため、国に対して十分な予算措置を引き続き要望するとともに、森林づくり県民税を活用した関連予算を充実しているところであります。今後とも、市町村と連携し、ゾーニング管理のさらなる普及と実効性の向上に取り組むとともに、必要な財政支援の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には子供の吃音についての把握状況と理解促進の取組についてのお尋ねでございます。

3歳児健診は、母子保健法に基づき市町村が実施する健診です。県では、言語発達や運動機能障害といった大きなくくりでの有所見者数については全ての市町村から報告いただいておりますが、その問診項目における吃音の有無や3歳児健診において確認された吃音の子供の数といった具体的事項については把握しておりません。

議員御指摘のとおり、吃音は幼児期に発症することが多く、子供自身とその周りの方が吃音について理解することを含め、子供が安心して話せる環境を早期から整えることが重要と認識

しております。このため、県としては、まず3歳児健診の問診項目や健診における吃音のある子供の状況について市町村を通じて実態の把握を行ってまいります。

そして、その結果については、研修や会議の機会を捉え、保健、医療、教育等の関係者に共有し、吃音の早期発見の重要性も含め理解を深めていただき、あわせて、関係者から保護者への理解促進の働きかけにつなげてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）吃音のある子供たちへのサポートについてのお尋ねでございます。

吃音のある子供たちを支援するためのことばの教室は、現在、県内の小学校に58教室を設置しております。吃音のある子供たちへの支援に当たっては専門性の向上が重要であることから、ことばの教室をはじめとする通級指導教室の担当者を対象とした研修会や関係者による会議を実施しているところでございます。

また、新規採用教員を対象とする研修においても吃音に関する内容を取り入れ、正しい理解を深めるとともに、適切な支援にどうつなげていくかといった内容を取り入れているところでございます。

今後は、健康福祉部とも連携しながら、医師や保健師など保健・医療の専門家を招き、研修内容の一層の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターとの連携をはじめ、教職員がチームとして子供たちを支援するよう、研修を通じて広く認識の共有を図ってまいります。引き続き、吃音のある子供たちが安心して学校生活を送り、自信を持って成長できるよう、きめ細かな支援を推進してまいります。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には官民連携による持続可能な公共インフラについて2点御質問をいただきましたので、順にお答えいたします。

まず、公共インフラワーキンググループの進捗状況についての御質問でございます。

市町村における土木技術職員の確保及びインフラ老朽化への対応策について協議するため本年1月に設置されました公共インフラワーキンググループにつきましては、これまでに2回開催され、主に効率的、効果的なインフラマネジメントに係る議論を進めているところでございます。

ワーキンググループのこれまでの議論では、県や市町村において持続可能なインフラメンテナンスの体制を確立するためには、官民連携を含めた地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネの取組が重要であるとの共通認識が得られたところです。

今後、まずは課題の多い道路分野を対象とし、県と市町村による広域連携体制の構築やシス

テムの共同利用、民間事業者との連携などの観点から群マネの検討を進めることにしております。引き続き、市町村などの実務者との意見交換やワーキンググループでの議論を深め、民間事業者と協働する新たなインフラマネジメントの仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、官民一体による持続可能な公共インフラの実現に向けた取組についての質問でございます。

国の民間提案型官民連携モデリング事業は、地方公共団体の抱える課題に対し民間事業者から提案された手法により解決に取り組もうとするモデル事業であり、このたび長野県が示した官民連携を含めたインフラマネジメントに係るニーズに対し、民間事業者から新たな官民連携手法について御提案いただいたところでございます。

提案いただいた手法は、県、市町村が管理する道路・橋梁を対象とし、デジタル技術を活用した業務の効率化を進めるとともに、計画立案や工事の発注など、これまで自治体職員が担ってきた多くのマネジメント業務を民間事業者が包括的に担うことで、自治体の土木技術職員不足に係る課題解決を図ろうとするものです。

今後、提案者と共に制度設計に係る具体的な検討を進めてまいります。点検・診断、補修設計、修繕工事などの実務については、これまでどおり地域の建設関係企業に参画いただくことを考えており、引き続き地域特性を熟知する地域の調査設計業、建設業を営む皆様とも意見交換をしながら、官民一体となった公共インフラの新たなマネジメントシステムの実現を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ答弁をいただきました。

群マネの手法は、技術職が不足する官民にとって今後不可欠な取組となります。今回の国によるモデル事業活用だけでなく、県単独による群マネの取組というものも積極的に展開していただきたいと考えております。建設産業が直面する人手不足を解消するとともに、これまでインフラを支えてきた地元企業が取り組めるような長野県のインフラマネジメント体制を構築していただくようお願いいたします。

吃音支援については、県内の実態をまずは調べていただけるということでありました。健診問診票への吃音項目の記載について、ぜひ、県内市町村の実態調査とともに働きかけを進めていただき、この吃音症状のある子供の把握という部分に努めていただきたいと思います。

また、正しい理解を促すための啓発リーフレットを配布する団体もあります。吃音に関する県のホームページ等も、特に現状、今はない状態でございますが、正しい理解を促す啓発の取組というものを今後検討していただければと思っております。

先ほど紹介したとおり、吃音の子供の不登校の実態などがあるということもありまして、吃音症状によってつらい思いをすることのない長野県の環境整備、また、実態調査等も含めて取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

熊対策については、これから着手していかなければならない課題も多いところであります。市街地の出沒によって、子供の送迎に伴う保護者の負担にもつながっているというお話もお聞きしていますが、この市町村市街地への出沒抑制のために、熊の個体研究やデータ蓄積などの科学的検証を進めるとともに、里山整備の抜本的な拡充によりまして里山機能復元が一層進むようをお願いしたいと思います。

最後に、空港発展についてでございますけれども、空港発展に期待を寄せる県民に対して、松本空港の夢、未来の姿を知事にもぜひ発信していただくことをお願い申し上げまして、私の全ての質問を終結したいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行でございます。通告に従い順次質問させていただきます。

まず、沖縄県との交流、長野・沖縄若者交流プログラムについて。

本年3月に開催された長野・沖縄若者交流プログラム参加者による長野沖縄交流促進議員連盟への報告会において、参加者から三つの提案をいただきました。一つ目が、参加者の若者交流の関わりで、先輩として事業へ関わる場の創出。二つ目が、両県のつながりを支える仕組みで、年度をまたいだ交流やきっかけ、活動を支援するプラットフォームの構築。三つ目が、世代にかかわらない多様な交流への発展です。県においては、こうした参加者の提案を取り入れ、本事業が今後よりよいものとなるよう努めるべきと考えるが、いかがか。こども若者局長に伺います。

本年4月、信州まつもと空港から沖縄チャーター便が運航されました。このチャーター便を利用し、関副知事を中心とした理事者の皆様と、私も長野県議会議員の1人として沖縄県を訪問してまいりました。

沖縄県議会の中川京貴議長や沖縄県在中の長野県人会である沖縄・信濃ふるさと会の皆様との懇談、個人的には長浜善巳恩納村長や長野県の沖縄交流促進議連に当たる沖縄県議会沖縄県観光・スポーツ振興議員連盟の西銘啓史郎会長等と懇談するとともに、イオン那覇店とマックスバリュ座喜味店をのぞいてまいりました。

今回の訪問で感じたことは、沖縄県で最も飲食料品を扱うイオン系店舗において、長野県産日本酒の品ぞろえの少なさと、対照的な新潟県産日本酒の多さ。また、長野県フェア開催時を

除くと長野県産食品の扱いがほぼないと店舗の方にお聞きし、残念に思いました。酒蔵数において新潟県が1番で長野県は2番ですが、その差は僅かです。なのにこの違いはと驚きました。

恩納村の食堂等では、長野県の日本酒を提供しているお店がたくさんありました。また、お話しした沖縄県民の方の中には、泡盛より日本酒を好まれる方もおり、まだまだ長野県産の日本酒のおいしさが全県に広がっていないなというふうに思います。

沖縄県最大のショッピングモール「イオンモール沖縄ライカム」内のイオンスタイルライカムに行かれた関副知事も同様のことをおっしゃっていましたが、県としてもっと県産の日本酒を沖縄県民にPRする機会を増やし、イオン琉球へ取扱品種・品目を増やしてもらえるよう働きかけないかと考えます。食料品についても、果物等の季節限定の品物でだけでなく、信州そばや七味唐辛子など、沖縄県の似て非なる長野県産品も売り込んだらと考えますが、営業局長に見解を伺います。

また、沖縄・信濃ふるさと会の皆様には、スズキ・メソードにいたバイオリニストや様々な分野の会社経営者など、お仕事も人それぞれ多岐にわたっております。長野県と沖縄県の連携協定に盛り込まれている各種交流について、この皆様方にもお手伝いしていただき、推進できないかと考えます。庁内における沖縄県と長野県との連携・交流戦略チームの責任者である関副知事に、今回の沖縄訪問における交流成果及びそれを踏まえた今後の取組をお伺いいたします。

次に、がん患者支援について。

本県は、地域保健・健康増進事業報告、厚生労働省調査による統計（令和4年度）で、40歳から69歳を対象年齢としたプロセス指標では、大腸がんと子宮頸がん、乳がん検診の受診率は全国とほぼ同程度であるものの、胃がん、肺がん検診は全国をかなり下回っております。早期発見・早期治療でがんによる死亡リスクを軽減するためのがん検診はとても重要です。県として受診率を上げる取組について伺います。

現在、日本には約44.8万人の働きながら治療を続けているがん患者がいます。一方で、がんと診断された後に退職や解雇などで職を離れてしまう人が約35%に上るなど、就労継続や収入減少への対策が課題となっています。

公明党の粘り強い働きかけによって、傷病手当金の対象が支給開始日から最長1年6か月だったのが、休んだ日の通算で同期間分に達するまで受け取れるように改正されました。しかしながら、職場・企業の理解がなかなか得られずに、治療と生活の維持に大変苦しんでいるがん患者の現状が依然としてあります。

本県は、がん対策推進条例の制定など、がん患者等に対して就労への相談体制など患者支援に取り組んでこられたと承知しておりますが、がん患者の就労の現状認識について伺います。

また、経営者等の理解を一層進めていただき、就労との両立を図っていただきたいと考えます。長野県とがん対策の推進に賛同する企業及び77市町村で結んでいる長野県がん対策推進企業等連携協定について、協定締結企業数の推移と協定締結後の効果、今後の取組を伺います。

乳がんや婦人科がんの治療後に発症することが多く、手足などが腫れ上がるリンパ浮腫。がん治療直後から数年あるいは数十年後に発症する例もあるため、正確な患者数を把握することは難しいとのことですが、国内には約15万人から20万人の患者がいると推測され、患者の9割以上は女性とのこと。重症化すると、深刻な外見上の問題はもちろん、日常生活や仕事の制限も含め、生涯にわたってクオリティー・オブ・ライフ、QOLに大きく影響を及ぼします。これも早期発見と適切な治療で重症化を防ぐことができると言われています。

リンパ浮腫ネットワークジャパン代表の岩澤玉青さんによると、同団体が令和5年に行ったアンケート調査では、医療環境に困った経験のある患者が8割もいます。違和感を感じてがんの主治医に相談しても、気のせい、様子見と言われ、リンパ浮腫を発症し症状が悪化するまで放置されたケースが少なくない。専門外来を紹介されても、病院の診療枠が少なく、半年先しか予約が取れなかったなど深刻な問題となっているとのこと。リンパ浮腫の相談、がん治療から切れ目なくリンパ浮腫治療につながる体制を本県に望むところですが、本県におけるリンパ浮腫外来病院の状況について。以上を健康福祉部長に伺います。

次に、難病患者支援について。

現在、国はパーキンソン病など348疾病を指定難病として、病院で診断を受け自治体の窓口で書類を提出することで患者は医療費助成を受けられる制度があります。しかし、この疾患に付随した転倒や骨折といった傷病への医療費助成が受けられなかったケースがあると知りました。本県でこうしたケースが発生しないよう、改めて付随した傷病への医療費助成についての周知を医療機関にお願いしたいと思いますが、いかがか。

指定の難病患者には受給者証が発行されております。栃木県や群馬県等では、この受給者証を提示すると、美術館や博物館、スポーツ施設等の県立施設や多くの民間施設の利用料金が減免される制度があります。長野県内でも、イオンシネマや松本城など身障者と同様に入館料や使用料等が割引や無料となる施設がありますが、県立の施設については同様のサービスが見当たりません。

県立美術館や県立歴史館、県有スポーツ施設等の入館料や使用料を障害者手帳をお持ちの方と同様に減免し、難病患者の皆様の外出や文化・スポーツ活動への社会参加を後押ししていただきたいと考えます。

難病患者の支援を所管している健康福祉部が中心となって検討を進めていく必要があると考ええるが、いかがか。以上、健康福祉部長に見解を伺います。

次に、排尿障害に関する取組について。

女性用トイレだけではなく、最近では男性用トイレ等へのサニタリーボックスの設置が多くの公共施設で進んでおり、大変うれしく思っております。

一方、尿漏れや頻尿等があっても、年のせいだからと医療機関で言われたり、本人自身もそのように思って専門医を受診、相談しないケースが多いとも聞きます。

滋賀県では、誰もが気持ちよく排せつできることによるＱＯＬの維持向上を目指し、排尿サポーターや排尿支援員の養成等を行い、排せつ支援に向けた予防・医療・ケア体系の構築に取り組んでおります。本県における排尿障害による悩みを抱えている方々のため、滋賀県の取組を参考に、本県でもＱＯＬ向上の取組を望みますが、健康福祉部長に所見を伺います。

最後に、本年２月議会で質問した高次脳機能障害者支援に加え、今回取り上げたがん患者や難病患者支援、排尿障害など、いずれも県民の生活の質、ＱＯＬに直結する重要な課題です。様々な疾病や障がいを抱えた方でも自分らしく生きがいを持って暮らせる長野県を実現するためにどのような方向で政策を推進していくのか、知事に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には沖縄県との若者交流事業に参加者意見を取り入れ、進めることについて御質問をいただきました。

本事業は、両県の若者が相互に訪問し、自然、文化、歴史など相互の魅力に対する理解を深め、郷土への愛着を育み、地域づくりの核となる人材の育成を目的に昨年度から実施しております。

昨年度末に開催した報告会で、参加者からは、体験活動を通じて絆が深まった。地元を愛することの大切さを伝えていくとともに、地域貢献に向けた活動を起こしていきたいなど、参加を前向きに捉える御意見が多数出されるとともに、プログラム終了後も参加者同士がＳＮＳでつながり合うなど、日常的な交流も生まれているところです。

こうした成果は、一過性のものとせず、広がりを持たせるべきと考えておりますので、いただいた御提案も踏まえ、昨年度の参加者の方々に先輩として今年度の事前学習の場に参加いただいたり、参加者同士のネットワークづくり等を促し、交流や活動の機会を広げてまいります。また、今後も、先輩参加者の御意見を大切に、共に事業を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、本事業をよりよいものとするため、ＳＮＳを有効活用した参加者募集の強化や本県の魅力をより体験できるプログラムとしていくほか、交流会の動画を広く発信し、多くの若者や県民の皆様にも両県の魅力を深く知っていただくことにも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君） 私には沖縄県における長野県産品のPRについての御質問をいただきました。

県では、令和5年の沖縄県との交流連携協定締結を契機に、沖縄県内での長野県産品の販路拡張や需要拡大を目的として、商談会やフェアの開催、物産交流などに取り組んでおります。

本県と包括連携協定を結ぶイオングループのイオン琉球と連携し、計39店舗で毎年秋に開催される長野県フェアにおいて、本県を代表する農産物や加工食品等とともに県産日本酒をPRし、販売しております。また、恩納村観光協会と連携し、国内外の観光客が利用する大型リゾートホテル等において県産日本酒やワインを提供するフェアを開催しております。これらの店舗やホテルでは、フェアでの取扱いを契機に定番化され、継続的に販売、提供されるようになった商品が着実に増えているところでございます。

また、議員御提案の信州そば等につきましては、今年秋のイオンモール沖縄ライカムで開催する長野県フェアにおいて、新たにそば打ち実演を取り入れ、異なるそば食文化を持つ沖縄県の皆様に対し、長野県のそば文化の発信と併せた効果的なプロモーションを実施する予定でございます。

今後も、連携団体等と協力し、PRをさらに充実するとともに、県内へバイヤーの方を招き、直接商品を売り込んだり、また、取組の好事例を横展開するなど、フェア以降の継続取引の拡大にもつながる取組を組み合わせながら、沖縄県における長野県産品のさらなる販路拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君） 私には沖縄訪問における成果と今後の取組についてのお尋ねであります。

長野県と沖縄県との交流連携協定締結から3年を迎える節目に当たり、両県の交流連携を一層深め、そして、チャーター便の就航に合わせて、この4月に沖縄県を訪問させていただきました。

沖縄県の大城副知事との懇談では、観光、文化、若者交流など本年度実施予定の事業の連携について確認させていただきました。また、これまで本県の県立高校の修学旅行は旅費上限の制約がありましたが、今年度新たに各学校の裁量としたということを説明申し上げ、沖縄県側からは、修学旅行生の増加に期待が示されたところであります。

また、本年11月の首里城正殿の完成を記念し、琉球舞踊を長野県内で公演することについても協力依頼がありました。あわせて、人材・労働力不足の共通の課題について、両県での人材育成や繁忙期の違いを生かした人材交流の可能性を探っていくことを確認したところであります。

す。

今回初めて春にチャーター便を運航していただいたJTA（日本トランスオーシャン航空）には、年度内のさらなる運航を要請するとともに、旅行会社にはチャーター便を利用した旅行商品の造成への協力を依頼し、いずれも前向きな感触を得たところであります。

今回の訪問を踏まえまして、今後の定期便就航を目指して、プログラムチャーターなどチャーター便のさらなる運航拡大や、その利用促進にもつながる沖縄県での信州の認知度向上のための情報発信、信州ならではの冬の魅力や、そば、日本酒、ワインなどの食のPRなどに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、齊川長野沖縄交流アドバイザーや、議員からも御指摘をいただいた沖縄・信濃ふるさと会の皆さん、そして、若者交流の参加者とも連携した情報発信、人的交流の掘り起こしを行うなど、文化、環境、健康などを含めた多様な分野における取組を充実させ、両県の交流連携のさらなる拡大に努めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には6点お尋ねがございました。

初めに、がん検診受診率向上に向けた取組でございます。

これまで、県では、長野県がん対策推進条例に定める「がんと向き合う週間」を中心に、市町村、医療関係者、企業等と連携し、街頭啓発や講演会など各種啓発活動を実施してまいりました。

また、検診を受診しやすい環境づくりとして、乳がんと子宮頸がんについては、市町村が配付する受診券で居住地以外の医療機関においても検診が受けられる市町村間相互乗入れ制度を市町村や県医師会と連携して運用しております。

引き続き、このような取組を通じて、がん検診の実施主体である市町村をはじめとした関係者と連携しながらがん検診受診率の向上に努めてまいります。

次に、がん患者の就労の現状認識、協定数の推移と取組の効果、そして今後の取組についてでございます。

近年は、医療の進歩により治療を受けながら働く方が増えており、国の国民生活基礎調査でも、その人数は平成22年の32.5万人から令和4年の49.9万人と増加しております。また、県内11のがん相談支援センターにおける就労に関する相談者数も、令和3年の91人から令和7年の130人と増加傾向にあることから、治療と仕事の両立のニーズは一層高まっているものと認識しております。

次に、長野県がん対策推進企業等連携協定の協定締結企業数の推移についてですが、平成22

年３月に３社との締結を契機に開始し、現在では、市町村を含め、615社等となっております。協定締結により、協定締結企業の特徴を生かしてピンバッジを作成するなど県の啓発活動に御協力いただいているほか、各企業が他の企業の優良事例を自社の取組に生かすなど、協定が企業側においても有効に活用されていると認識しております。

今後につきましては、既存の取組を継続しつつ、この協定を活用し、治療と仕事が両立できる体制づくりについても企業に働きかけてまいります。

三つ目に、リンパ浮腫外来の状況についてでございます。

がん診療においては、手術や放射線治療によってリンパ浮腫が生じることがあり、リンパ浮腫への対応はがん患者支援として重要であると認識しております。

県内の各圏域においてがん診療の中心的役割を担うがん診療連携拠点病院等では、12医療機関のうち9医療機関にリンパ浮腫専門外来が設置されており、後遺症としてリンパ浮腫が認められた場合には、切れ目なく外来受診につなぐ体制が整えられていると承知しております。また、これらの医療機関においては、ほかの医療機関でがん治療を受けた患者の受診や相談にも対応しており、長野県の診療状況は他県と比べても充実しているものと認識しております。

県としましては、治療を必要とする方が適切な医療を滞りなく受けられるよう、引き続き拠点病院等を中心とした診療連携を進めるとともに、リンパ浮腫外来の周知を今後行ってまいりたいと考えております。

四つ目に、難病に付随した傷病への医療費助成についてでございます。

難病医療費助成においては、指定難病そのものの治療に係る医療費に加え、当該難病に付随して生じた傷病に係る医療費についても助成対象となるものと承知しております。

指定難病の症状や経過は患者ごとに多様であることから、新たに生じた傷病が助成対象に該当するかどうかについては、個々の症状等を踏まえ、主治医である難病指定医等が医学的観点から判断するものと考えております。県としましては、こうした制度の適切な運用のためには指定医の制度への理解が重要であると考えており、指定医の更新申請時などの機会を捉えて周知に努めてまいります。

五つ目に、難病患者の県有施設における利用料減免についてでございます。

県有施設の入館料や使用料の減免については、料金が発生する施設ごとに、その設置目的や利用状況等を踏まえ、各施設の管理者が基準を定めております。

一方で、議員御指摘のとおり、難病患者の社会参加を後押しするという観点からは、公共施設に気軽に足を運ぶことができる環境を整えることは重要であり、利用料減免といった取組は難病患者の社会参加を促し得るものと認識しております。

このため、健康福祉部では、所管する障がい者福祉センター「サンアップル」において、難

病患者についても障がい者と同様に体育施設や会議施設の利用料を徴収しておりません。施設を所管するほかの関係部局に対しましては、まずは健康福祉部の取組を紹介するとともに、障がい者と同様に生活上の困難を抱えている難病患者への減免措置の意義について共有してまいりたいと考えております。

最後に、排尿障害に対する取組についてでございます。

令和5年度に一般社団法人日本排尿機能学会が行った疫学調査によりますと、尿意切迫感を伴ってトイレが間に合わないといった症状を呈する過活動膀胱の有病率は、20歳以上で11.9%、40歳以上で13.8%と、年齢とともに上昇することが報告されております。この調査の結果を踏まえますと、高齢化が進む本県においても、排尿障害の悩みを抱えている方が一定数いるものと考えられます。これらの方々は、他の疾患と同様に、症状に応じて当事者が自らの判断で医療機関を受診している現状であると認識しております。

一方で、徐々に進行する排尿障害については、生理的な現象や加齢によるものと受け止められることが多く、医療機関への受診につながりにくい可能性がございます。排尿障害は、適切な治療を行うことで症状の改善が期待でき、QOLの向上にもつながるものもあるため、県としましては、まずは医療機関等へ現在の課題感等を確認しつつ、滋賀県などの先進的な事例を参考にしながら、早期の相談から適切な診療につなげるための取組について検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には様々な疾病や障がいを抱えた方でも自分らしく生きがいを持って暮らせる長野県を実現するため、どのような方向性で政策を進めるのかという御質問でございます。

こうした方をしっかり支えていくためには、医療面、生活面の両面から取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

県では、信州保健医療総合計画におきまして、保健、医療、福祉が連携した切れ目のない地域包括ケア体制の構築を基本方針として、高次脳機能障害や難病等における診療拠点病院の設置、がん患者や難病患者等に対する相談支援体制の構築、各種医療費助成による経済的負担の軽減などの取組を複合的に進めてまいりました。

一方、医療の高度化により多様な療養生活が可能となっている状況を踏まえますと、県内どこに住んでいても必要な医療が受けられる体制の構築や、また、通院しながら働く方の治療と仕事の両立、あるいは就労への支援の充実、こうしたことを今後一層力を入れて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。そのため、専門の医療機関と地域の医療機

関の役割分担と連携強化によります診療体制の確保や、本年４月に改正労働施策総合推進法が施行されましたが、職場における治療と仕事の両立支援の環境整備が事業主の努力義務とされました。これを契機として、多様な働き方について事業主の一層の理解の促進を図っていくことが重要というふうに考えております。

引き続き当事者の皆様方の思いに寄り添った支援の充実を図り、誰もが希望と生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる長野県の実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

沖縄県とは、人的及び物産、文化等さらなる交流を期待するとともに、沖縄定期便就航の早期実現への引き続きの取組にも期待いたします。

心身に悩みや疾患、障がいのある方でも生きがいや希望を持って前向きに人生を送れる県の支援体制が一層進むように願い、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時47分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）初めに、県立高等学校の特色化について質問いたします。

これからは偏差値による進路選択から脱却し、生徒一人一人が興味や関心、将来の夢や希望に応じて、この学校で学びたいと思える進路選択ができる環境づくりが重要と考えます。

高校では、時代の変化や地域の実情を踏まえ、各校がこれまで果たしてきた役割を生かしながら特色ある学校づくりを展開しております。専門学科を有する高校については、その教育内容や学びの特色を比較的打ち出しやすい一方、普通科高校は、大学進学だけでなく、探究活動や地域連携、国際教育など、それぞれの学校ならではの魅力をどう構築し、発信していくかが課題であると感じております。また、少子化が進む中、高校は選ばれる学校へと転換していく必要もあります。

そこで、伺います。

県立高等学校の特色化、特に普通科高校の特色化について、生徒や保護者から学びたい学校

として選ばれる学校づくりをどう進めるのか、教育長の所見を伺います。

高校の特色化が進み、生徒が、偏差値だけではなく、自らの興味や関心、学びたいことを基準に学校を選ぶようになれば、一つの学校の中でも、学力や個性、卒業後の進路希望はこれまでに以上に多様になることが想定されます。生徒一人一人に寄り添い支える教職員にとっては大きな挑戦であり、負担増を懸念する声もあります。

しかし、小中学校では、一人一人の好きや楽しいという気持ちを大切にしながら主体的な学びを育む教育、T O C O - T O N（トコトン）が進められており、高校教育もその延長線上にあるべきであります。偏差値による進路選択から脱却し、生徒一人一人が自分らしい学びを選択できる高校づくりを進める上で、高校の特色化に込める教育長の思い、そして目指す高校教育の姿について伺います。

続いて、自転車についてです。

4月から、自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。自転車利用者の交通ルール遵守を徹底し、事故防止を図る趣旨は理解します。一方、自転車は原則として車道通行となり、地域の幹線道路では、これまで歩道を利用していた自転車の高校生などが車道を走行する姿を見かけるようになりました。地元からは、歩道に歩行者がほとんどいないのに交通量の多い車道を自転車が走り、自転車も自動車も危険を感じるとの声が寄せられています。

道路交通法では、安全確保のためやむを得ない場合は歩道通行も認められておりますが、新制度の導入により原則車道という認識だけが先行し、地域の実情との間に戸惑いが生じております。

そこで、質問します。

自転車の交通反則通告制度導入後の県内の状況をどのように認識しておりますか。また、道路状況に応じた適切な通行方法について、安全面の観点から、県民に対して県警として分かりやすく周知すべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、阿部県警本部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県立高校の特色化について2点御質問をいただきました。

まず、普通科高校の特色化についてでございます。

生徒の生活環境や背景が多様化する中、普通科高校は、生徒の多様なニーズに応える受皿として、不登校経験のある生徒や特別な支援を必要とする生徒を含め、誰一人取り残さない学びの環境を整える重要な役割を担っていると認識しております。

このため、生徒一人一人の興味関心に応じた柔軟な学びを実現するために、学校内で完結す

ることなく、地元自治体や企業、大学等と連携協働した学びや、特色ある部活動、生徒会活動など生徒が主体的に取り組む活動が重要であり、これらを普通科高校の強みとして一層充実発展させていく必要があると考えております。

引き続き、各校の強みを特色として打ち出し、分かりやすく発信することで、中学生や保護者から選ばれる高校づくりに取り組んでまいります。

続きまして、高校特色化への私の思いと目指す高校教育の姿についてでございます。

生徒がたくましく成長するためには、信頼され、その主体性に任せられる経験を積むことが重要であると考えております。失敗や挫折を経験することもございますが、それを支え、次の成長に向け伴走するのが教師の役割であると考えております。

幸い、長野県の高校には、生徒の自主的、自律的な活動を重視してきた伝統がございます。高校の特色化においても、生徒の力を信じ、生徒と共に取組を進めてまいりたいと考えております。

また、少子高齢化の急激な進行や、A I、D Xの急速な進展など、社会が大きく変化する時代においては、柔軟であることが重要であると考えております。さらに、生徒の学び方や価値観が多様化し、一斉一律の教育システムでは対応が難しくなっている中、多様性を受け止める寛容さも求められていると考えております。

新しい時代にふさわしい高校教育を実現するために、前例や固定観念にとらわれがちな学校の当たり前を見直し、生徒を中心に据え、多様性に対して柔軟かつ寛容な姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

公立学校は、地域の課題や願い、また生徒や保護者のニーズに応え、学習者主体の学びを実現することが最も重要であると考え、それを目指し、特色化を推進してまいり所存でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には自転車の交通反則通告制度導入後の状況に関する認識と自転車の通行方法の周知について御質問をいただきました。

自転車事故の発生件数を見ますと、本年5月末時点で178件であり、前年比マイナス20件と、青切符制度導入は事故防止に一定の効果があるとの見方ができると考えております。

他方で、自転車の通行方法に関する問合せが多数寄せられているほか、自転車事故のうち自転車側に何らかの交通違反がある事故が全体の約8割を占めているなど、自転車の交通ルールのさらなる周知が必要であると認識しております。

問合せの中で特に多い歩道通行の可否につきましては、普通自転車は道路標識等がある場所や13歳未満の方など特定の方が運転するとき、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認

められるときには歩道を通行することができます。

ここで、「やむを得ないと認められるとき」とは、道路工事や連続した駐車車両のため車道の左側を通行することが困難なときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、車道を通行すると事故の危険があるときのことであり、このように、自転車は車道通行が原則であるものの、歩道通行も多くの場合に可能となっております。

また、自転車の違反取締りの基本的な考え方といたしまして、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった悪質危険な行為に重点を置いており、単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に指導警告で原則対応することとしております。

このようなルールや制度の周知を図るため、県警察では、例えば自転車の交通ルールや取締りの考え方等を分かりやすくまとめた資料、「自転車のルールブック～高校生編～」を作成して県下の高等学校に配付し、必要に応じ警察官が学校等に赴き、直接生徒の皆さんに説明し、内容の周知を図っております。

引き続き様々な機会を利用して、自転車の交通ルールや制度の内容を丁寧かつ分かりやすく説明し、周知を図ってまいり所存であります。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御答弁いただきました。

まず、高校の特色化ですけれども、教育長の思いを伺いました。ちょっと変わった目線になるのですけれども、地元の高校を回ってまいりました。その中で、各校は少ない予算で特色化について頑張っておりました。

さらなる支援としてお願いしたいという部分が、再編統合の新校ではない学校の施設の改修ということになります。学校選びという話をさせていただきましたが、古い校舎の学校と新しい学校では、その時点で子供たちの受けが全く異なります。特色化が正当に評価されるためにも、学校や生徒の頑張りが正当に評価されるためにも、これは知事部局かもしれませんけれども、施設の改修を強く要望したいと思います。

自転車について本部長からお話いただきました。やはり、分かりにくいというのが一番かというふうに思います。ぜひ、お話しいただいたような形で、高校生、また自転車を運転する方々に理解していただけるような説明をしていただければと思います。

しかし、この原則車道というのは、どうしても地方では危険が増していると思っております。危険が増せば事故が起きると思いますので、これは、知事、ぜひ知事会長として、地方の実情として国への提言をお願いしたいと思います。

続いて、観光地づくりの質問をしたいと思います。

本県は、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進しており、今月から徴収が始まりました宿泊税の用途としても大きなウエートを占めていると考えます。その中で、山小屋や山荘は、宿泊機能に加え、登山道の維持管理、安全確認、遭難時の避難場所や救助活動への協力、登山者への情報提供、自然環境の保全など、多面的な役割を担う山岳観光の重要な基盤であります。

一方、山岳地域という特殊な立地に加え、物価高騰や施設の老朽化により、維持管理や大規模改修、建て替えは大変厳しい状況にあります。

そこで、伺います。

山小屋の実態把握や財政支援を含め、山岳観光インフラとしての維持存続を支える新たな支援策を検討すべきと考えますが、公助と自助の適切な役割分担の下で、長野県独自の新しい山岳インフラ支援制度についての見解を伺います。

11月定例会で提案いたしました、本県では、宿泊税を活用した山岳観光の振興策として、自然・文化・アクティビティーに関するガイドを養成するとともに、ガイドの認定制度を検討しております。もちろん、ガイドには、安全管理の知識や技術、自然や歴史文化に関する専門的な知識、さらには外国人観光客への対応力などが求められていることは言うまでもありません。

一方で、単に山を案内するだけではなく、また長野の山に来たい、次は家族や友人を連れてきたいと思っていただくことが重要であり、そのためには、登山者や観光客との信頼関係を築くコミュニケーション能力やおもてなしの心、地域の魅力を伝える力こそこれからのガイドに求められる資質であり、ガイドは長野県の山岳観光の最前線に立つ観光大使とも言える存在となります。

そこで、伺います。

宿泊税を活用したガイドの養成に当たり、コミュニケーション能力や接遇力、地域の文化や暮らしの魅力を伝える力、人間力を高める視点をどのように取り入れていくのでしょうか。以上を柳井観光スポーツ部長に質問いたします。

本県は森林県であり、ツキノワグマの生息域は県内全域に広がっていることから、山には熊がいるという認識を県民や登山者、観光客が共有することが重要であります。人里で目撃された熊については、追い払いから緊急銃猟まで、その個体の行動特性を踏まえながら、人身被害防止を最優先に対応しているものと認識しております。

一方、登山道は熊の生息域であり、近年は、登山やトレッキング客の増加に伴い、熊との遭遇リスクも高まっており、本県が世界水準の山岳高原観光地を目指すのであれば、景観や利便性だけでなく、安心して楽しめる環境の整備が不可欠であります。

そこで、伺います。

県は、熊などの野生動物との共生を前提としながら、登山者の安全確保をどのように図り、世界水準の山岳観光地として安全対策を進めていくのでしょうか。千代林務部長に伺います。

昨年11月の定例会で、地域住民が幸せに感じることができる観光振興ということで知事に答弁をいただきました。今回は、まず、世界水準とは、雄大な自然や観光資源だけではなく、誰もが安心して山岳高原を楽しみ、安全に帰ることができる環境が備わってこそ実現するものの視点で質問したいと思います。

知事は、本県の山岳高原の安全性について、世界に誇れる水準にあると考えておりますか。また、世界水準の山岳高原観光地をさらに進化させるためには、今後長野県はどのような姿を目指していくべきでしょうか。図らずも知事の任期最後の質問となりましたが、その決意と展望を伺います。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君）私には世界水準の山岳高原観光地の実現について2点お尋ねをいただきました。

まず、多面的な役割を担う山小屋への支援についてでございます。

山小屋は、本県の山岳観光において、登山者の安全確保や快適な滞在を支えるとともに、登山道の維持や遭難対応などの公益的機能を担っております。安全登山と山岳の適正利用において欠かせない存在であり、世界水準の山岳高原観光地を目指す上でも、その役割は不可欠であると認識しております。

一方で、多くの山小屋は国立公園などの自然公園内に位置し、生活に必要なインフラの届かない苛酷な立地条件にあり、また、昨今の物価高騰の影響により、山小屋の維持管理が厳しい状況にあると受け止めております。

こうした中、観光スポーツ部では、これまで、山小屋の公益的機能の維持のための支援金の支給や、「ガチなが」などのクラウドファンディングを活用した寄附金の募集、分配を行ってきたほか、現在は、快適な滞在環境の向上や予約管理などのデジタル化、エネルギーコスト負担軽減に資する補助制度などにより支援を行っているところです。

また、環境部では、山小屋が行っている登山道や標識、看板の整備に対してふるさと信州寄付金などを活用した支援を行っているほか、環境配慮型トイレの整備に対する国の補助制度の積極的な活用を促しております。

山小屋は、防災や環境保全といった側面も有する山岳観光インフラであることから、今後も引き続き山岳関係者の意見を伺うとともに、関係部局とも連携しながら支援の在り方について検討してまいります。

次に、ガイド養成に当たり求められる能力についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、本県が世界水準の山岳高原観光地を目指す上で、観光ガイドが有するコミュニケーション能力や接遇力などは極めて重要な要素であると認識しております。

現在、県では、宿泊税を活用して、本県の豊かな自然、歴史文化を生かした体験型観光、いわゆるアドベンチャートラベルをサポートできる質の高い通訳ガイドを養成、認定する仕組みづくりを進めております。

養成に当たっては、接遇・ホスピタリティーの研修や、観光資源の魅力をより効果的に伝えるための解説スキルの習得にも重点を置き、座学だけでなく、ロールプレーや実地研修などを組み合わせることで実践的な対応力を身につけられるカリキュラムとなるよう検討を進めております。

これらの取組を通じて、本県の魅力を的確かつ効果的に伝え、リピーターの増加にもつながる質の高いガイドの育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には熊などの野生動物との共生を前提とした登山者の安全対策について御質問をいただきました。

本県は、森林が県土の大部分を占めておりまして、熊はどこにでも生息しているという基本認識に立つことが重要であると考えております。特に、登山道や山林内は、本来熊の生息域であることから、登山者自らが熊と出会わない行動を徹底していただくことを基本としております。

県といたしましては、外国人を含む登山者に対し、多言語リーフレットの配布や注意喚起看板の設置などにより具体的な回避行動の周知に努めているところであります。具体的には、音の出るものを持ち歩く、ごみは持ち帰る、複数人で行動するといった対策であります。

今後とも、観光スポーツ部とも連携し、情報発信と注意喚起の充実を図り、山岳域における安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、まず世界水準の山岳高原観光地の実現に関連して、本県の山岳高原の安全性について世界に誇れる水準にあると考えているのか、また、世界水準の山岳高原観光地をさらに進化させるためにどのような姿を目指していくのかという御質問を頂戴いたしました。

まず、本県の山岳高原は、雄大な自然景観、豊かな自然環境を有し、国内外から多くの方々

を今日引きつけており、世界に誇るべき貴重な観光資源がたくさんある県だというふうに思っております。そういう観点で、来訪される方が安全・安心にお楽しみいただける環境をつくっていくということは重要な観点だというふうに考えております。

安全性について世界に誇れる水準かどうかという御質問でございますが、世界の観光地、山岳高原観光地ごとに、それぞれ自然条件や登山文化、安全性に対する考え方等が必ずしも一律ではないので単純に比較することはなかなか難しいのではないかと考えておりますが、本県は、これまで、全国に先駆けて、登山安全条例の制定、登山の難易度を山ごと、登山路ごとに評価して情報提供する信州山のグレーディングであったり、あるいは、独自の登山ガイドであります信州登山案内人制度など、安全登山に関する様々な取組を進めてきたところであります。本県の安全登山の取組は日本の中では非常に進んでいるものというふうに考えております。

今、世界から多くの皆様方が長野県にお越しいただいております。インバウンドのお客様に対する対応をしなければいけないと同時に、様々な課題にも対応していかなければいけません。そういう観点で、私どもは、やはり海外の優れた事例にも謙虚に学んでいくということが不可欠だというふうに思っています。

日本だけを見ていると、どうしてもこれが当たり前という話になりますが、世界の観光地に行くといろいろな工夫や仕組みがあったり、観光客にとって非常に便利な対応をいただいているところもたくさんありますので、そういうことに対してもっともっと敏感でなければいけないというふうに思っております。

多言語による情報発信や表示、語学も堪能な山岳ガイドの育成、安全・安心につながるような情報の提供など、快適性と安全性を一層高めていくように海外に学びながら努力をしていくことが重要だというふうに考えております。

また、世界水準の山岳高原観光地のどういう姿を目指すかという御質問ですが、10年以上前にこの世界水準の山岳高原観光地を構想した際、幾つか重要なポイントがございました。

一つは、やはりコンセプトに基づいた独自の価値が提供されているということ、それから、世界の観光市場の中でしっかりと認知されているということ、また、マネジメント体制が整っているといったようなことを目指して取組を始めたところでございます。

例えば、今の御質問にも関連しますが、やはり上質なものを提供していくことや、海外に学びながら新しい観光スタイルを長野県として提供していくこと、さらには、年齢や国籍、身体能力の差違にかかわらず多くの皆さんにお楽しみいただけるユニバーサルな環境をつくっていくこと、また、本県が守り続けてきた自然環境を保全しながらも、そうした自然を積極的に生かしていくこと、さらには必要な安全性を担保していくこと、こうしたことを行いつつ、一方で、県民の皆様方がこの長野県の観光地に誇りを持てる、愛着を持てる、そうした観光地づく

りを進めていくことがこれからも重要だというふうに考えております。

世界水準というのは、世界のどこかのまねをするということではなく、本県の豊かな自然と山岳文化をしっかりと守り育てながら、世界中の方々から信頼され、何度でも信州に来たいな、訪れたいなというふうに思っただけの価値をつくり続けることだというふうに考えております。その実現に向けて、関係の皆様方と力を合わせて、不断の挑戦を続けていきたいと考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御丁寧に答弁をいただきました。

時間の都合上全てに返すことはできませんが、地元からも、そして世界中からも愛される山岳高原観光地となることを期待しております。

以上です。

○議長（依田明善君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。第27号「収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任について」及び第28号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●決算特別委員会の設置並びに同委員会に令和7年度長野県一般会計及び令和7年度長野県特別会計の決算状況に関する事項並びに令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和7年度長野県流域下水道事業会計、令和7年度長野県電気事業会計及び令和7年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項付託

○議長（依田明善君）次に、決算特別委員会の設置並びに同委員会に「令和7年度長野県一般会計及び令和7年度長野県特別会計の決算状況に関する事項」並びに「令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和7年度長野県流域下水道事業会計、令和7年度長野県電気事業会計及び令和7年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項」付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

●決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員にお手元に配付いたしました名簿のと通りの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員に名簿のと通りの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「4 決算特別委員会委員名簿」参照〕

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。ただいま選任されました決算特別委員会の委員中、委員長に小林あや議員を、副委員長に向山賢悟議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に小林あや議員を、副委員長に向山賢悟議員を選任することに決定いたしました。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る２月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「５ 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「６ 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第１号

更生保護活動への支援の強化を求める意見書案提出書

令和８年６月２５日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東 一 郎 小 山 仁 志

清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

宮	本	衡	司	服	部	宏	昭	萩	原	清
佐々木	祥	二		西	沢	正	隆	小	池	清
丸	山	栄	一	山	岸	喜	昭	堀	内	孝人
酒	井		茂	共	田	武	史	寺	沢	功希
大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦	竹	内	正美
丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫	山	田	英喜
向	山	賢	悟	早	川	大	地	垣	内	将邦
青	木		崇	荒	井	武	志	高	島	陽子
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢一
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿子
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和明
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グレート		無茶
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智行
勝	山	秀	夫	和	田	明	子	両	角	友成
山	口	典	久	藤	岡	義	英	宮	澤	敏文
小	林	君	男							

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法
整備の早期実現を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥 二

賛成者

小	山	仁	志	服	部	宏	昭	萩	原	清
風	間	辰	一	西	沢	正	隆	宮	本	衡司
小	池		清	丸	山	栄	一	山	岸	喜昭
堀	内	孝	人	酒	井		茂	共	田	武史
寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克彦

竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木		崇	小	池	久	長
百	瀬	智	之	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト	清	水	純	子
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	宮	澤	敏	文				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

中山間地における地域防災力の強化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二

賛成者

小	林	東	一	郎	服	部	宏	昭	萩	原		清
風	間	辰	一		西	沢	正	隆	宮	本	衡	司
小	池		清		丸	山	栄	一	山	岸	喜	昭
堀	内	孝	人		酒	井		茂	共	田	武	史
寺	沢	功	希		大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	美		丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜		向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦		青	木		崇	荒	井	武	志
高	島	陽	子		続	木	幹	夫	埋	橋	茂	人
花	岡	賢	一		望	月	義	寿	佐	藤	千	枝
丸	山	寿	子		竹	村	直	子	小	林	陽	子
林		和	明		小	山	仁	志	小	池	久	長
百	瀬	智	之		清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	仁		グ	レ	ー	ト	清	水	純	子
川	上	信	彦		加	藤	康	治	勝	野	智	行

勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 和 田 明 子
両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

自衛隊員の処遇改善等を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る取組の推進を求
める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提出者

小林 東一郎

賛成者

佐々木 祥二	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	丸山 栄一	山岸 喜昭
堀内 孝人	酒井 茂	共田 武史
寺沢 功希	大畑 俊隆	宮下 克彦
竹内 正美	丸茂 岳人	大井 岳夫
山田 英喜	向山 賢悟	早川 大地
垣内 将邦	青木 崇	荒井 武志
高島 陽子	埋橋 茂人	続木 幹夫
花岡 賢一	望月 義寿	佐藤 千枝
丸山 寿子	竹村 直子	小林 陽子
林 和明	小山 仁志	小池 久長
百瀬 智之	清水 正康	小林 あや
奥村 健仁	グレート無茶	清水 純子
川上 信彦	加藤 康治	勝野 智行
勝山 秀夫	毛利 栄子	和田 明子
両角 友成	山口 典久	藤岡 義英
宮澤 敏文	小林 君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

義務教育の更なる充実を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田 明善 様

提出者

小林 東一郎 毛利 栄子

賛成者

佐々木 祥二	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司

小	池	清	丸	山	栄	一	山	岸	喜	昭
堀	内	孝	酒	井	茂		共	田	武	史
寺	沢	功	大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	青	木		崇	荒	井	武	志
高	島	陽	埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫
花	岡	賢	望	月	義	寿	佐	藤	千	枝
丸	山	寿	竹	村	直	子	小	林	陽	子
林		和	小	山	仁	志	小	池	久	長
百	瀬	智	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	グ	レ	ー	ト	清	水	純	子
川	上	信	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	和	田	明	子	両	角	友	成
山	口	典	藤	岡	義	英	宮	澤	敏	文
小	林	君	男							

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小林東一郎

賛成者

佐々木	祥二	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	丸山	栄一	山岸	喜昭
堀内	孝人	酒井	茂	共田	武史
寺沢	功希	大畑	俊隆	宮下	克彦
竹内	正美	丸茂	岳人	大井	岳夫
山田	英喜	向山	賢悟	早川	大地

垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	続木幹夫
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見

書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小林東一郎 小林陽子

賛成者

小山仁志	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	林和明	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

地域の裁判所の充実を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志 丸山栄一 小林東一郎

清水純子 毛利栄子

賛成者

佐々木祥二 服部宏昭 萩原清

風間辰一 西沢正隆 宮本衡司

小池清 山岸喜昭 堀内孝人

酒井茂 共田武史 寺沢功希

大畑俊隆 宮下克彦 竹内正美

丸茂岳人 大井岳夫 山田英喜

向山賢悟 早川大地 垣内将邦

青木崇 荒井武志 高島陽子

埋橋茂人 続木幹夫 花岡賢一

望月義寿 佐藤千枝 丸山寿子

竹村直子 小林陽子 林和明

小池久長 百瀬智之 清水正康

小林あや 奥村健仁 グレート無茶

川上信彦 加藤康治 勝野智行

勝山秀夫 和田明子 両角友成

山口典久 藤岡義英 宮澤敏文

小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

交通安全に向けた取組の一層の強化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 山 仁 志

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東一郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

ケアラーを支えるための基本的な考え方を整備し、支援
する制度を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東 一 郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 山 秀 夫
勝 野 智 行	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

住まいの安定確保に向けた居住支援の抜本的強化を求め
る意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史

寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木		崇	小	林	東	一郎
荒	井	武	志	高	島	陽	子	埋	橋	茂	人
続	木	幹	夫	花	岡	賢	一	望	月	義	寿
佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子	竹	村	直	子
小	林	陽	子	林		和	明	小	山	仁	志
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	子	和	田	明	子
両	角	友	成	山	口	典	久	藤	岡	義	英
宮	澤	敏	文	小	林	君	男				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第14号

医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等の適正化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥二	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子		

賛成者

丸山	栄一	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	山岸	喜昭	堀内	孝人
酒井	茂	共田	武史	寺沢	功希
大畑	俊隆	宮下	克彦	竹内	正美
丸茂	岳人	大井	岳夫	山田	英喜
向山	賢悟	早川	大地	垣内	将邦

青	木	崇	荒	井	武	志	高	島	陽	子	
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢	一
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和	明
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	和	田	明	子	両	角	友	成
山	口	典	久	藤	岡	義	英	宮	澤	敏	文
小	林	君	男								

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第15号

中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを守る
ことを求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥二	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子		

賛成者

丸山	栄一	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	山岸	喜昭	堀内	孝人
酒井	茂	共田	武史	寺沢	功希
大畑	俊隆	宮下	克彦	竹内	正美
丸茂	岳人	大井	岳夫	山田	英喜
向山	賢悟	早川	大地	垣内	将邦
青木	崇	荒井	武志	高島	陽子
埋橋	茂人	続木	幹夫	花岡	賢一
望月	義寿	佐藤	千枝	丸山	寿子
竹村	直子	小林	陽子	林	和明

小 池 久 長 百 瀬 智 之 清 水 正 康
小 林 あ や 奥 村 健 仁 グレート無茶
川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「更生保護活動への支援の強化を求める意見書案」、議第3号「中山間地における地域防災力の強化を求める意見書案」、議第4号「自衛隊員の処遇改善等を求める意見書案」、議第5号「こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る取組の推進を求める意見書案」、議第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、議第7号「義務教育の更なる充実を求める意見書案」、議第8号「持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書案」、議第10号「地域の裁判所の充実を求める意見書案」、議第11号「交通安全に向けた取組の一層の強化を求める意見書案」、議第12号「ケアラーを支えるための基本的な考え方を整備し、支援する制度を求める意見書案」、議第13号「住まいの安定確保に向けた居住支援の抜本的強化を求める意見書案」、議第14号「医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等の適正化を求める意見書案」及び議第15号「中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを守ることを求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第2号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第9号「包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）議第9号「包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見書案」の提案理由の説明を申し上げます。

近年、インターネットやSNSの普及により、子供や若者を取り巻く環境は大きく変化しています。その利便性が高まる一方で、SNSを通じた性被害や性的搾取、性に関するトラブルは深刻化しており、全国的にも被害の低年齢化が指摘されています。

警視庁の統計などを見ましても、SNSをきっかけとする犯罪被害は依然として発生しており、子供たちが知らず知らずのうちに危険に巻き込まれる事例も少なくありません。また、インターネット上には真偽の不確かな情報があふれ、性に関する誤った知識や偏った価値観に触れる機会も増えています。

そのような中で、子供や若者が自分自身を守り、他者の尊厳を尊重しながら健やかに成長し

ていくためには、発達段階に応じた正しい知識を身につけることが重要です。

包括的性教育は、単に生殖や体の仕組みを学ぶものではありません。自分の体を大切にすること、相手を尊重すること、多様な生き方や価値観を理解すること、そして、困ったときには適切に相談し、支援につながることを学ぶ教育です。こうした学びは、性暴力や性被害の予防、望まない妊娠の防止、人権意識の向上にもつながるものであり、子供たちが安全に安心して暮らしていくための基盤となります。

長野県教育委員会においても、子供たちの生きづらさの背景に多様性が十分に尊重されていない状況があると認識し、自他を大切にすること、人権教育の重要性が高まっているとしています。また、性に関する指導が科学的知識の伝達にとどまりがちであり、児童生徒一人一人の生き方や人権尊重といった視点が十分に体系化されていないことを課題として明確に示しています。この点からも、包括的性教育の考え方を取り入れた指導の充実、県教育委員会としても子供のウェルビーイングの向上につながると認識されているところであります。

一方で、学校現場では、教員が性に関する相談を受ける機会が増えているにもかかわらず、十分な研修機会や教材、外部専門人材との連携体制が必ずしも整っているとは言えません。また、学校だけでなく、家庭や地域においても学ぶ機会には大きな差があり、必要な支援にたどり着けない子供や若者も存在しています。

長野県においても、子供たちが安心して成長できる環境づくりは重要な課題であります。誰もが自らの尊厳を守り、他者の権利を尊重できる社会を実現するためには、学校、家庭、地域社会、行政が連携し、社会全体で子供や若者を支える仕組みを充実させていかなければなりません。

本意見書案は、その実現に向けて国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育を学習指導要領に位置づけること、教員研修や外部講師の活用への支援を強化すること、学校のみならず家庭や地域での学習機会の充実を図ること、そして性被害の未然防止や早期発見のための相談支援体制を強化することを国に求めるものであります。

子供たちや若者が自分らしく安心して生きることのできる社会を次の世代へ引き継いでいくことは、私たち大人の責務であります。本意見書案の趣旨を御理解いただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（依田明善君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決

定いたしました。

質疑の通告がありませんので、本案につき討論をいたします。

竹内正美議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）自民党県議団を代表して、議第9号「包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見書案」に反対の立場から討論いたします。

私は、これまでの一般質問で、性被害に関して何度か取り上げてきました。また、自民党全国女性議員研修会において、性被害の当事者と性被害者支援団体の担当者から性被害についての実情や抱えている課題などもお聞きしてまいりました。

そこで、まず申し上げたいのは、性教育の推進や子供・若者を性被害から守るための対策の充実、そのための相談体制や支援体制の強化については何ら異論はありません。近年、SNS等を介した性犯罪や性被害は深刻化しており、子供たちが正しい知識を身につけ、自分自身を守る力を育むことは極めて重要です。また、被害を受けた方が安心して相談できる体制を整えることも必要不可欠であります。

しかしながら、本意見書案には賛同できない点が幾つかあります。

第一に、包括的性教育という言葉そのものの定義が曖昧であることです。本意見書案では、その定義や具体的な内容が十分示されないまま包括的性教育の推進を求めています。教育現場で新たな教育内容を位置づける以上、何を指すのか、その目的や範囲を明確にすることは不可欠です。しかし、本意見書案は、その説明が十分とは言えません。

第二に、本意見書案では、国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づく内容を学習指導要領へ位置づけるよう求めています。国際的な知見を参考にすること自体を否定するものではありません。しかし、日本には、長い歴史の中で培われた日本の教育制度や文化、家庭教育、地域社会があります。国際的な指針をそのまま学習指導要領へ位置づけることが本当に我が国の教育に適しているのかについては慎重な検討が必要です。

第三に、本意見書案は、現場への配慮が十分とは言えません。1番目の項目では、単に学習指導要領への位置づけを求めています。十分に整理されていない、また、十分に受入れ態勢が整っていない現段階で、定義が明確でない内容を学習指導要領へ位置づけた場合、学校現場や教職員に混乱を生じさせるおそれがあります。教育は、理念だけでなく、現場で実践できる内容でなければなりません。

意見書は、提出することに意義があるものではないと考えます。意見書は、実現のために提出されるべきものです。学習指導要領へ位置づけるという結論だけを求めるのではなく、どの

ような制度設計で実施し、現場を支えていくのかまで議論されるべきではないでしょうか。

現在でも、学校では、「生命の安全教育」をはじめ、性犯罪や性暴力の防止に向けた取組が進められています。包括的性教育や国際セクシュアリティ教育ガイダンスについて、拙速に導入や位置づけを求めるのではなく、まずはこうした既存の教育や取組を十分に充実させ、その成果や課題を検証し、同時に本県の研究検討を深めることが本来であると考えます。

意見書とは、課題解決に向けて、今まさに必要な施策を求めるべきものであるべきです。本意見書案は、理念が先行し、要望の前提となる内容の整理や説明が十分とは言えず、県議会として提出する意見書としては適当ではないと判断いたします。

以上の理由により、本意見書案に反対するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（依田明善君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて55人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（依田明善君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（依田明善君）投票の結果を報告いたします。

投票総数 54 票

白 票 31 票

青 票 23 票

以上のとおり白票が多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

竹 村 直 子	小 林 陽 子	勝 山 秀 夫	グレート無茶
奥 村 健 仁	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	小 林 君 男
勝 野 智 行	加 藤 康 治	小 林 あ や	清 水 正 康
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	山 口 典 久	藤 岡 義 英
川 上 信 彦	百 瀬 智 之	小 山 仁 志	高 島 陽 子
荒 井 武 志	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	中 川 博 司
両 角 友 成	清 水 純 子	小 池 久 長	小 林 東 一 郎
毛 利 栄 子	和 田 明 子	宮 澤 敏 文	

原案可決を否とする者の氏名

青 木 崇	垣 内 将 邦	早 川 大 地	向 山 賢 悟
山 田 英 喜	大 井 岳 夫	丸 茂 岳 人	竹 内 正 美
宮 下 克 彦	大 畑 俊 隆	寺 沢 功 希	共 田 武 史
酒 井 茂	堀 内 孝 人	山 岸 喜 昭	丸 山 栄 一
小 池 清	宮 本 衡 司	西 沢 正 隆	風 間 辰 一
佐々木 祥 二	萩 原 清	服 部 宏 昭	

○議長（依田明善君）次会は、来る7月3日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時38分散会

令和 8 年 7 月 3 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第6号)

令和8年7月3日(金曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 柳 井 和 則
農 政 部 長 根 橋 幸 夫

林 務 部 長 千 代 登
建 設 部 長 森 下 淳
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一

議 事 課 主 査 石 坂 太 朗
総務課担当係長 東 方 啓 太

令和8年7月3日（金曜日）議事日程

午後1時開議

各委員長の報告案件

議員派遣の件（日程追加）

本日の会議に付した事件等

各委員長の報告案件

議員派遣の件

午後1時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「7 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（依田明善君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、環境文教委員長の報告を求めます。

加藤康治委員長。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）環境文教委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

福島県の磐越自動車道で部活動の遠征中に発生したマイクロバスの衝突事故などを受け、部活動の移動における安全確保について複数の委員から質問がありました。

教育委員会からは、ワーキングチームにおいて現在移動手段や安全管理体制などに関する幅広い実態調査を実施しており、今後その結果を踏まえて指針を策定するとともに、その指針を実効性のあるものとするための支援策を検討していくとの答弁がありました。

また、法に基づく重大事態としての対応が必要と判断された県立高校でのいじめ事案に対しては、早急な調査と再発防止を求める意見のほか、生徒の自治活動において問題が発生した際の教員の関わり方についてその考え方をただす意見が出されました。

このほか、教員不足の解消についても様々な議論が交わされ、指導主事の配置の見直しや定年退職した教員などの人材活用について意見が出されたところであります。

次に、環境部関係であります。

環境部からは、世界的に顕在化している気候変動への適応策をさらに進めていくほか、中東情勢が緊迫化する今こそ我が国のエネルギー構造の転換を図る好機であり、新たな省エネルギー運動の展開と再生可能エネルギーの一層の導入を推進していくとの説明がありました。

委員からは、2050ゼロカーボンの達成に向けて、省エネ家電への切替えや屋根ソーラーの普及への支援をはじめ様々な施策を一層推し進めていくべきとの意見があったほか、本県が国に先駆けて実施する新築住宅のZEH水準適合の義務化に関し、中東情勢の影響による資材不足や物価高騰への対応を求める意見がありました。

また、水道水の水質に関して検査が義務化されたPFOS及びPFOAの検査結果の確実な周知やマイクロプラスチックへの対応などについても意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君） 次に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

山口典久委員長。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

長野県人権尊重の社会づくり条例案に関連して、複数の委員から、人権オンブズパーソンの施行時期や人選の考え方、また人権侵害行為の是正要請の公表のあり方について質問が出されました。

県民文化部からは、人権オンブズパーソンを核とした救済体制の整備に当たり、運用基準の策定、人権分野に精通した人材の選任や制度の周知などに十分な期間が必要であることから、施行時期を令和9年4月としていること、また、人権侵害行為の再発防止を目的とした是正要請等の公表に当たっては、対象者の特定につながらないように配慮し、適切に運用していくとの答弁がありました。

このほか、外国人県民の増加を踏まえた外国人施策の取組状況や今後の方向性、若者の居場所となるユースセンターの設置促進に向けた取組についてなど様々な質問が出されたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

委員からは、第10期長野県高齢者プランの策定に関連して、プランの策定に当たり実施した高齢者等実態調査の結果に対する受け止めと、今後の高齢化の進展や介護人材不足等の課題を踏まえたプラン策定の方向性について質問が出されました。

健康福祉部からは、高齢者等実態調査では住み慣れた地域や自宅での生活を望む方が多いとの結果が見られたことから、本人や家族の希望に沿ったサービスが利用できる環境の整備が重要と認識していること、また、プラン策定に向けては、2040年に向けて、医療と介護の複合的なニーズを抱える高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が減少していく中での介護サービス提供体制の持続可能性の確保や地域包括ケア体制の深化等について検討してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、今年度から着手する新たな地域医療構想の策定に当たり、地域の実情や住民の声をよりの確に踏まえ、長野県の独自性も加味した医療提供体制を構築すべきとの要望が出されるとともに、障がい者の就労機会拡大に向けた取組の一層の強化や、どの地域でも誰もがが必要な産後ケアを受けられる体制の確保など様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

望月義寿委員長。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）農政林務委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

農政部からは、米の情勢について、現在、民間在庫が過去最高の水準となっており、さらに生産量も昨年を上回る見込みであることから、米の価格は今後も下がっていくことが懸念されるため、国に対して政府備蓄米の早期の買戻しなどを要請するとともに、関係者と連携しながら需要に応じた安定的な生産に取り組んでいくとの説明がありました。

委員からは、米の民間在庫や価格の動向について県としてもしっかりと見通しを立てながら米政策を進めるべきとの意見があったほか、新たな水田政策については生産者に混乱や不公平感が生じないように進めるべきとの意見が出されました。

このほか、農業の担い手確保については、年齢に関わらず意欲のある多様な人材が就農できるように取り組むべきとの意見や、これからの畜産振興について、より具体的な将来像を数値目標を定めて示していくべきとの意見がありました。

次に、林務部関係であります。

林務部からは、ツキノワグマによる人身被害が発生している状況を受け、今後は緊急対応体制を強化していくとともに、熊をはじめとする野生動物が人の生活圏に入らないようにするために緩衝帯の整備などを進め、人と野生動物のすみ分けを図る環境づくりに取り組んでいくとの説明がありました。

委員からは、市町村におけるガバメントハンターの活用を支援するとともに、里山の森林整備を強化すべきとの意見がありました。

このほか、県内の林業事業体が主伐・再造林へと移行していく中でも必要な間伐を実施できるよう丁寧に意見を伺うべきとの意見があったほか、北アルプス森林組合から事業経営計画及び補助金返還等支払計画が提出されたことを受け、返済期間や経営の安定化に向けた県の支援方針について議論が交わされました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

山田英喜委員長。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、産業労働部関係であります。

中東情勢の緊迫化に伴うナフサをはじめとする原材料価格の高騰及び供給の目詰まりについ

て、委員からは、とりわけ小規模事業者への影響が深刻であるとの指摘があり、低利融資による資金繰り支援を評価しつつも、既往債務の返済等により借入が困難な事業者もいることから、実態に即した支援を求める意見がありました。

産業労働部からは、現場の実態を踏まえ必要な施策を検討するとともに、ナフサ依存からの脱却を含めた産業構造転換にも取り組む旨の答弁がありました。

また、地域産業クラスター計画第1弾で検討中の分野に関する質疑では、特に航空・宇宙分野において精密加工技術を軸とした取組方針が示されたほか、価格転嫁支援の成果等についても議論が行われました。

次に、観光スポーツ部関係であります。

観光スポーツ部からは、本年6月1日に制度を開始した宿泊税の活用事業等について説明がありました。

委員からは、宿泊税活用施策の効果検証方法、長野県特有の産業、文化、食等の地域資源を活用した観光コンテンツの整備、インバウンドを含む旅行者の受入れ環境整備、各地域と連携したサイクルツーリズムの推進などについて多様な意見が出されました。

このほか、信州デスティネーションキャンペーンにおける全県的な周遊促進につながる事業展開や成果の継承、国スポ・全障スポを契機としたスポーツツーリズムの推進、オーバーツーリズムへの対応など幅広い観点から議論が行われました。

次に、企業局関係であります。

委員からは、さきに開催された上田長野地域水道事業広域化協議会での議論や今後の方針について質問がありました。

企業局からは、協議会において、上田市の独自検証が必要との問題意識は尊重しつつも、基本計画に沿って着実に協議を進めていく方向性が確認された旨の答弁がありました。

このほか、令和7年度決算に関連し、将来にわたる安定的な事業運営の確保や、AI活用等による効果的、効率的な事業展開、技術職員の確保についても質問や意見が出されました。

以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

大井岳夫委員長。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

建設部からは、五輪大橋の有料道路業務完了に伴う道路公社解散の同意や県出資金の権利放棄について説明がありました。

委員からは、五輪大橋の整備による事業効果について質問が出され、建設部からは、長野冬季オリンピックをはじめとして、産業や経済など地域発展に寄与し、効果的な整備であったとの答弁がありました。続けて、委員から、通行料金無料化の情報が対象者に確実に伝わるよう十分な広報を求める意見が出されました。

また、複数の委員から、住宅の耐震改修補助金の交付金申請事務に係る市町村への損害賠償について詳細な説明を求めるとともに、県が全額負担する理由について質問が出されました。

建設部からは、県が補助率の解釈を誤ったことにより市町村に損害を生じさせてしまったこと、また、国からの法定受託事務として県がその権限により市町村に補助率の説明を行っており、市町村が県の解釈誤りに気づくことは難しい状況であったとの答弁がありました。続けて、複数の職員による組織的なチェックなど慎重な制度検討を行うことで再発防止に努めたいとの答弁がありました。

次に、危機管理部関係であります。

11月に予定されている長野県・新潟県国民保護共同実働・図上訓練について、委員から実施方法などについて質問がありました。

危機管理部からは、新潟県からの避難者の受入れを想定した訓練を関係機関と緊密に連携して実施していくことや、実施に当たり、県民に国民保護制度を理解していただくため、丁寧に広報を行っていくとの答弁がありました。

このほか、消防防災ヘリコプターの運航状況や学校における救助袋の設置基準や使用訓練などについて様々な議論が交わされました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

宮下克彦委員長。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

委員から、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺、ニセ警察詐欺などの特殊詐欺が依然として高水準で推移していることから、被害防止対策のさらなる強化と、少年の加担防止に向けた取組の推進を求める意見が出されました。

警察本部からは、被害状況の分析に基づき、効果的な広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関・団体等と連携した少年の加担防止対策を強力に推進していくとの答弁がありました。

このほか、県内で相次ぐ熊の出没を受けて編成された熊駆除対応プロジェクトチームについて、委員からは、県民の命と暮らしを守るため、引き続き市町村等と緊密に連携し取組を進めるよう意見が出されました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

「県民提案・投票制度～信州みらいスイッチ～」について、委員からは、県民や企業等の多様な提案、知見を県政に生かす取組として評価する一方、不採択となった提案者への配慮や制度の継続性の確保、投票制度の透明性の向上など実効性ある政策形成ツールとしてさらなる充実に求める意見が出されました。

企画振興部からは、提案内容の実現可能性を十分に検証するとともに、公平性・透明性の確保に努め、多様な世代や地域からの参加促進を図りながら制度の改善を進めていくとの答弁がありました。

また、人口減少対策について、委員からは、二地域居住などの関係人口の創出や移住者の受け入れ環境の整備などを総合的に進めることが重要であるとの意見が出されました。

このほか、韓国江原特別自治道との友好交流協約締結10周年を契機とした交流促進や、補助金事務に係る不適切事案の再発防止に向けた取組の推進など様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和8年度長野県一般会計補正予算案」及び報第1号「令和7年度長野県一般会計補正予算の専決処分報告」につき一括して討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、各委員長の報告はいずれも原案可決または原案承認であります。本案それぞれ、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ各委員長の報告どおり

可決または承認されました。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（依田明善君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

●議員派遣の件

○議長（依田明善君）次に、議員派遣の件を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔議案等の部「8 議員の派遣について」参照〕

○議長（依田明善君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会に提出いたしました議案につきまして、それぞれ慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、心から御礼申し上げます。

また、審議を通じて議員各位から賜りました数々の御意見、御提言につきましては、県政を前に進めていく上で大変貴重なものであり、今後の県政運営に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、私の知事としての任期も残すところ2か月となりました。この16年間、ひたすら県民の皆様のためにとの思いで職員の力を借りながら県政を進めてまいりました。今日まで歩み続けてくることができたのは、ひとえに県民の皆様方の御理解と御協力、そして議員各位の

真摯な御議論と温かな御支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

再び県政を担わせていただくことができましたならば、これまでの成果の上にさらに新たな挑戦を重ね、議会の皆様方をはじめ多くの県民の皆様と力を合わせ、信州の明るい未来を切り開くため、誠心誠意全力を尽くしてまいる決意であります。

結びに、長野県のさらなる発展と、議員各位のますますの御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後 1 時26分閉会

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 8 年 6 月 18 日上程・令和 8 年 7 月 3 日可決)

第 1 号	令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案	1
第 2 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	8
第 3 号	長野県県税条例の一部を改正する条例案	9
第 4 号	長野県人権尊重の社会づくり条例案	14
第 5 号	一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案	27
第 6 号	長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案	35
第 7 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	36
第 8 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	37
第 9 号	松本空港航空灯火等更新工事請負契約の締結について	38
第 10 号	伊那文化会館舞台音響設備改修工事請負契約の締結について	39
第 11 号	決済端末の購入について	40
第 12 号	交通事故に係る損害賠償について	41
第 13 号	交通事故に係る損害賠償について	43
第 14 号	県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について	45
第 15 号	県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について	46
第 16 号	一般国道 418 号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について	47
第 17 号	一般国道 292 号道路改築工事（大川トンネル）変更請負契約の締結について	48
第 18 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）変	

	更請負契約の締結について……………	49
第 19 号	一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工 区）変更請負契約の締結について……………	50
第 20 号	権利の放棄について……………	51
第 21 号	長野県道路公社の解散について……………	52
第 22 号	一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託 契約の締結について……………	53
第 23 号	急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償につ いて……………	54
第 24 号	交付金申請事務に係る損害賠償について……………	55
第 25 号	情報通信機器の購入について……………	57
第 26 号	児童手当の事務処理に対する国家賠償請求事件に係る和 解について……………	58
報第 1 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処 分報告……………	62
報第 2 号	令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 2 号）の 専決処分報告……………	71
報第 3 号	長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告……………	73

（令和 8 年 6 月 18 日上程）

報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	83
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	86
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	88
報第 7 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	90
報第 8 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	95
報第 9 号	交付金申請事務に係る損害賠償の専決処分報告……………	100
報第 10 号	訴えの提起の専決処分報告……………	103
報第 11 号	訴えの提起の専決処分報告……………	105
報第 12 号	訴えの提起の専決処分報告……………	107
報第 13 号	訴えの提起の専決処分報告……………	109
報第 14 号	高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	111
報第 15 号	高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	113

報第16号	令和7年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告……………	115
報第17号	令和7年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しにつ いて報告……………	129
報第18号	令和7年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報 告……………	130
報第19号	令和7年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報 告……………	131

(令和8年6月23日上程・令和8年6月26日可決)

第27号	収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任について……………	60
第28号	教育委員会委員の選任について……………	61

(2) 議員提出議案

(令和8年6月26日上程・同日可決)

議第1号	更生保護活動への支援の強化を求める意見書(案)……………	132
議第2号	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法 整備の早期実現を求める意見書(案)……………	133
議第3号	中山間地における地域防災力の強化を求める意見書 (案)……………	134
議第4号	自衛隊員の処遇改善等を求める意見書(案)……………	135
議第5号	こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る取組の推進を求 める意見書(案)……………	136
議第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)……………	137
議第7号	義務教育の更なる充実を求める意見書(案)……………	138
議第8号	持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書(案)……………	139
議第9号	包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見 書(案)……………	140
議第10号	地域の裁判所の充実を求める意見書(案)……………	141
議第11号	交通安全に向けた取組の一層の強化を求める意見書 (案)……………	142
議第12号	ケアラーを支えるための基本的な考え方を整備し、支援 する制度を求める意見書(案)……………	143

議第13号	住まいの安定確保に向けた居住支援の抜本的強化を求め る意見書（案）	144
議第14号	医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等 の適正化を求める意見書（案）	145
議第15号	中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを守る ことを求める意見書（案）	146
2	諸般の報告	
	（令和8年6月18日報告）	
	説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	147
	第6次長野県男女共同参画計画の策定について	148
	長野県公営企業経営戦略2026の策定について	149
	令和7年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況 について	150
	持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について	151
	長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について	152
	現金出納検査結果	153
	（令和8年6月23日報告）	
	人事委員会意見回答	157
3	発言通告者一覧表	158
4	決算特別委員会委員名簿	159
5	請願・陳情文書表	160
6	陳情取下願	163
7	委員会審査報告書	
	環境文教委員会	164
	県民文化健康福祉委員会	171

農政林務委員会	176
産業観光企業委員会	181
危機管理建設委員会	185
総務企画警察委員会	190
決算特別委員会	195
8 議員の派遣について	196

更生保護活動への支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
法 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

更生保護は、犯罪や非行をした者の再犯防止や円滑な社会復帰を図るため、本人の自助努力に加え、地域社会が一体となって支援を行う日本特有の制度であり、国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」において保護司が紹介されるなど、国際的にも高い評価を受けている。

しかしながら、地方における更生保護施設では、出所者の特性の多様化や複雑化、都市部の施設を希望する傾向から定員に満たないことなどによる経営の悪化に加え、保護司についても高齢化や精神的負担等により担い手が確保できないなど、制度の維持に深刻な課題が生じている。

また、安全で安心な明るい地域社会の実現に向けては、更生保護の社会的役割について「社会を明るくする運動」などを通じた、若者や子育て世代を含む幅広い世代からの理解が不可欠であり、地域社会や犯罪情勢等が大きく変化する中、本運動の時代に即した見直しも求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、更生保護制度を持続可能なものとし、その理念を国際社会及び次世代に確実に引き継いでいくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 更生保護施設の安定的な運営のため、委託費支弁基準の大幅な引上げを図ること。
- 2 保護司の人材確保と活動充実に向けて、実費弁償金以外の新たな財政的支援を創設すること。
- 3 更生保護を含む法務行政全般について、国と地方自治体間の更なる連携強化を図ること。
- 4 「社会を明るくする運動」の活動内容を見直すとともに、歴史ある当該運動を国際協調に資するメッセージとして国際社会に発信すること。

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
宛 て
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、我が国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としない」こと、及び「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」ことの二案が示されており、これらは既に多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要請する。

中山間地における地域防災力の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国による南海トラフ地震発生時の被害想定の見直しが行われ、本県では36市町村で震度6弱以上の揺れが予測されている。加えて、県独自調査により53市町村で孤立集落の発生が見込まれており、中山間地域を多く抱える本県においては、地域特性を踏まえた防災対策の強化が不可欠である。

特にこれらの地域では、通信の途絶や輸送手段の不足、外部支援の円滑な受入れが困難となることなどにより初動対応が遅れ、被害の拡大につながるおそれがある。

災害直後には、被災状況を的確に把握し、ニーズに応じた支援を迅速に行う必要があるが、小規模自治体では人口減や財源不足等により、単独での対策強化には限界があることから、孤立集落の発生防止に向けた対策はもとより、発生した場合にも対応できるよう、国による支援の充実が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中山間地における地域防災力を強化し、災害発生時における国民の生命及び安全の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 衛星通信等の代替的通信手段の整備に向けた支援を充実すること。
- 2 ドローン等を活用した物資輸送体制の構築に向けた支援を充実すること。
- 3 受援体制整備に対し、専門人材の派遣や技術的助言など、実効性を高める支援策を講じること。

自衛隊員の処遇改善等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
防 衛 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、自衛隊の活動は、我が国の防衛はもちろん、災害救助活動や復旧活動に加え、熊被害への支援活動など多岐にわたっている。まさに自衛隊は私たちの生活に欠かすことのできない存在であり、日々の活動や努力に対し、敬意を表するところである。

しかしながら、先日、国会において議員から「経済的に厳しい子どもたちが自衛隊に行く。豊かな子どもたちはならない」との発言があった。直後に撤回したものの、これは事実と反し、職業差別や偏見を生じさせるとともに、自衛隊員本人のみならず、その家族にまで影響を及ぼすものであることから、到底容認できない。

隊員の入隊動機は、国を守りたいという使命感や災害派遣での貢献など様々であり、家庭環境と結びつけるべきではない。少子化等により入隊者が減少傾向にある中、こうした発言は隊員確保を一層困難にするとの懸念があり、国民の安心・安全な生活や我が国の安全保障体制にも影響を与えかねない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、自衛隊員の処遇改善に努めるとともに、隊員に対するイメージアップや理解促進、十分な人材確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 隊員及びその家族に対し、偏見や差別が生じることがないように、自衛隊の活動等についての啓発及び理解促進に積極的に取り組むこと。
- 2 近年の災害の頻発化・激甚化を鑑み、地方部隊への人材配置促進に向け、地方勤務を選択する隊員に対する手当の増額や制度の創設を行うこと。
- 3 現代の生活水準に適合した、国設無料宿舎の建設を推進し、隊員及びその家族の生活環境を整えること。
- 4 演習場への移動環境も含め、訓練及び演習環境の整備を行うこと。
- 5 自衛隊のみならず、全ての職業に対し、偏見や差別の無い社会の実現に向け、取組を強化すること。

こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る
取組の推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 宛 て
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
警 察 庁 長 官
こ ども 家 庭 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、スマートフォン等の利用の低年齢化が進む中、SNS等のトラブルに巻き込まれ、性被害を受けるこどもや若者が増加している。性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期間にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

性犯罪の件数が増加する背景には、被害者が以前より声を上げやすくなった社会的変化も指摘されるが、依然として安心して相談できる社会的サポートは十分とは言えない。また、身近な者からの被害も後を絶たない中、誰もが加害者、被害者及び傍観者にならないための教育・啓発の充実が求められている。

情報が氾濫する現代社会において、性被害を未然に防ぐためには、幼少期から正しい知識を身に付けることが不可欠であり、学校や地域の実情、発達段階を踏まえた上で、就学前の教育や保育を含め、学校教育のみならず地域や保護者等の協力を得ながら、総合的な取組を推進しなければならない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、こどもや若者を性犯罪・性暴力から守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国が進める「生命（いのち）の安全教育」の実施率に、都道府県や政令指定都市ごとに差が生じていることから、更なる推進に向けた取組を強化すること。
- 2 教職員の負担増にならないよう、外部講師の活用等に対し、必要な財政措置を講ずること。
- 3 学校等に限らず、不登校の児童生徒や保護者、社会人等を対象とした学習機会を増やす取組を推進すること。
- 4 性被害の未然防止及び早期発見が図られるよう、相談や支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境整備を推進すること。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策及び防災・減災事業の実施に加え、D Xの推進、脱炭素化の実現等においても、担うべき役割が増大しており、これに必要な財政措置及び人材確保が課題となっている。

これらの多様なニーズに対応し、行政サービスの質を確保するためには、政府が地方公共団体の行政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたものの、地方公共団体は、長期化する物価高騰への対応を引き続き迫られるとともに、食料品に対する消費税の減税が実施された場合に懸念される、社会保障財源の減少を踏まえた財政運営が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に果たすため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策、D X推進等の地方公共団体の行政需要を的確に把握し、反映させるとともに、人材の育成・確保に向けて、人件費の充実を図ること。
- 2 地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能の強化を図るとともに、地域間の税源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 3 軽油引取税の当分の間税率や自動車税等の環境性能割の廃止などに伴う恒久的な代替財源を確保し、新たに減税政策を検討する際は地方財源への影響に配慮するなど、自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 地方財政計画における地方創生推進費については、持続可能な地域社会の維持・発展のために継続・拡充すること。
- 5 地域医療を安定的に確保するため、公立病院に対し、物価や人件費の上昇などに対応した十分な財政支援を行うこと。

義務教育の更なる充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国はこれまで、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校に加え今年から、中学校でも35人学級を段階的に整備することとし、少人数教育を推進している。

一方、学校現場では、いじめや不登校児童生徒の増加、アレルギー等の健康問題など、こどもが抱える課題は多様化・困難化し、個々の事情を踏まえた丁寧かつ専門的な対応が求められている。

児童生徒に寄り添い、豊かな学びを保障していくためには、安定した財源の下、事務職員や栄養教諭等も含めた教職員の配置基準を改善するとともに、学校における業務の精選・見直しを着実に進めるための自治体への財政支援を通じて、教職員が一人ひとりにゆとりをもって向き合うことのできる教育環境を整備することが不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に行き届いた質の高い教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級の一層の推進及び教職員の働き方改革の加速化など、義務教育の更なる充実を図るよう強く要請する。

持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国において急激な高齢化が進展する中、全産業平均と比べて著しく低い賃金や過酷な労働環境などを背景に介護人材の不足が深刻化しており、高齢化率が極めて高い本県においては、介護の現場は限界に達しつつある。

こうした中、中山間地域や人口減少地域の人員配置基準を緩和することができると特定地域サービスは、職員1人当たりの仕事量を増大させ、かえって離職を促進するおそれがあることから、地方の介護提供体制そのものを喪失させかねない。

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができる社会を実現するためには、介護サービスの担い手の確保と現場の状況に応じた適切な支援が求められ、迅速かつ抜本的な対策が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、介護サービス利用者の生活を守り、持続可能な介護提供体制を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 全産業平均水準との賃金格差の是正に向けて、介護従事者の基本報酬の底上げによる抜本的な処遇改善を図ること。
- 2 ケアマネジャーの労働環境改善のため、付随業務にも対応する柔軟な報酬体系の整備に加え、高齢者の様々なニーズを適切な関連事業等につなげる地域ケア会議の実効性を確保すること。
- 3 介護テクノロジーの導入支援や社会保険の手続き等に係る事務代行など、介護現場の業務改善に資する施策を一層推進すること。
- 4 特定地域サービスの導入の際は、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう適切に運用するとともに、対象地域に係る著しい負担増加を防ぐため、財政支援を十分に行うこと。

包括的性教育の推進及び性被害対策の
拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣
警 察 庁 長 官
こ ども 家 庭 庁 長 官
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、SNS等を通じたこどもや若者の性被害が増加しているが、性に関する悩みや不安について、こどもや若者が安心して相談できる社会的サポートが十分に保障されておらず、声を上げられない現状がある。

また、こどもや若者の性に関する課題は、真偽が不確かな情報の氾濫や多様な性のあり方など、従来よりも複雑化しているが、正確な知識やリテラシーを育む機会が乏しい状況にある。

誰もが自らの尊厳と他者の権利を尊重できる社会の実現のためには、学校等において幼少期から正しい知識を学ぶとともに、家庭や地域社会なども連携して、社会全体でこどもや若者を性被害等から守り、確実な支援につなげる体制を構築しなければならない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育を学習指導要領に位置付け、発達段階に応じた教育のための手引きを策定すること。
- 2 教員に対する実践的な相談スキルを身に付けるための研修や外部講師による授業の実施などの取組に対し、必要な支援を行うこと。
- 3 学校に限らず、家庭や地域コミュニティなどにおいても学習機会を増やす取組を推進すること。
- 4 性被害の未然防止、早期発見のための相談・支援体制の充実を図ること。

地域の裁判所の充実を求める意見書（案）

年 月 日

最 高 裁 判 所 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
法 務 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。
記

国民の司法アクセス向上、手続の迅速化及び事務の効率化等を目的に、司法分野においてもデジタル化が進められているが、他方で、個人の価値観の変化や家族形態の多様化等を背景に家事事件等は複雑化している。

事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決を図るには、裁判官、家庭裁判所調査官、調停委員等による対面での細やかな対応や信頼関係の構築が重要であり、デジタル化の推進と有人対応の充実の両者を調和させることでより質の高い司法サービスの実現が期待される。

また、近年の法改正では、子どもの最善の利益の確保や成年後見制度の適正な運用等において、家庭裁判所の果たす役割が一層重要になっており、その責務にふさわしい専門職の配置及び施設環境の整備を推進する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域の裁判所の充実により、全ての国民の裁判を受ける権利と司法アクセスを実質的に保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 裁判官、家庭裁判所調査官が常駐していない地方・家庭裁判所支部の解消に向け、人的体制の充実を図ること。
- 2 裁判所庁舎の完全バリアフリー化を早期に実現するとともに、利用者の利便性や安全性の向上に資する施設整備を推進すること。
- 3 司法DXの推進に当たっては、利用者特性や事件内容に応じて柔軟な運用を図るとともに、デジタル機器の利用が困難な者も、身近な裁判所で十分な支援を受けられる体制を充実させること。
- 4 家庭裁判所出張所の運用改善及び人的体制の充実を進め、出張事件処理の件数を増加させ、各地の出張所を実質的に機能させること。
- 5 裁判官その他の裁判所職員について、多様な人材が継続して活躍できるよう、柔軟な人事運用及び勤務環境の整備を推進すること。

交通安全に向けた取組の一層の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
警 察 庁 長 官
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

自転車による事故や危険運転が社会問題となる中、本年4月に改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に対し、いわゆる青切符制度が導入されるなど、これまで以上に交通ルールの遵守が求められるようになった。

自転車は誰でも利用できる身近な交通手段であることから、本制度の導入を契機として、多くの市民が、具体的な違反行為や取締り基準等、交通規則の理解を深め、事故の発生を未然に防ぐことが重要であるが、車道走行の原則等、通行実態との間には、ずれもあることから、利用者に混乱が生じている。

したがって、本制度の実効性をより高めるためには、自転車専用通行帯の整備や歩道における通行空間の分離といった、安全かつ円滑な通行に資する道路環境の改善が急務であり、幹線道路だけでなく生活道路等における整備も実現するには、大幅な予算の拡充が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、実際の道路環境に即した制度運用を行うとともに、道路整備に係る財源を十分確保するなど、交通安全に向けた取組の一層の強化を強く要請する。

ケアラーを支えるための基本的な考え方を
整備し、支援する制度を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担は、肉体的・精神的な疲弊にとどまらず、経済的困窮や学業・就業の機会喪失など、生活のあらゆる側面に深刻な影響を及ぼしており、本人や家族の努力だけで解決できるものではないことから、社会全体で取り組むべき課題となっている。

とりわけ近年、ケアラーの多様な形態が顕在化しており、ヤングケアラー、ワーキングケアラー、高齢ケアラーなど、その立場や年齢、就労の有無を問わず、誰もが当事者となりうる状況にある。

しかしながら、現行の制度は、介護や子育てといったケアを必要とする人に応じた支援が中心となっていることに加えて、地域や自治体によって差が生じていることから、ケアラー本人に着目した包括的な支援の仕組みの構築が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、ケアラー一人ひとりが尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 ケアラー支援の基本的な考え方を明確にし、国、地方公共団体、事業者及び関連機関が連携して支援を行う体制を整備すること。
- 2 実態把握調査、相談支援、情報提供等を一体的に推進するとともに、分野横断的な法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的かつ継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 4 ケアラー支援の重要性について国民の理解を深めるため、普及啓発の充実を推進すること。

住まいの安定確保に向けた居住支援の
抜本的強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

住まいは社会生活の基盤であり、地域社会とのつながりや就労による自立を支える重要な役割を担っているが、長引く物価高騰等により低所得世帯や子育て世帯等では、住宅費の負担が重くなり、生活困窮に拍車がかかっている。

特に、高齢者等においては、賃貸住宅における入居拒否、老朽化した住まいの安全確保、孤独死への不安など、住まいにおける課題が複雑化しており、深刻な状況にある。

現行の居住支援制度は、安定した住まいの確保に一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないとは言えず、誰もが安心して住み続けられる社会の実現のためには、普遍的な社会保障施策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府においては、居住支援の抜本的強化を通じて住まいの安定を確保するため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 低所得者、子育て世帯の住居負担を軽減するため、既存の住宅支援制度や家賃補助制度の拡充、対象要件の弾力化等を図ること。
- 2 居住サポート住宅の整備や居住支援法人の活動支援、ＩｏＴ技術の活用による遠隔見守りサービスの普及等を通じて、高齢者等の住まいにおける不安解消に努めること。
- 3 生活保護の住宅扶助基準額について、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とするよう見直すこと。

医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等の
適正化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療・介護現場においては、高齢化の進展に伴うサービス需要の増加が見込まれるほか、診療報酬等の公定価格の下では十分な処遇改善が困難であることなどにより、人材流出や採用困難を招き、慢性的な人手不足が続いている。

こうした中、現場では人材確保の手段として有料職業紹介事業を利用せざるを得ない状況が続いているが、紹介手数料は高額化の傾向にあり、物価高騰や人件費の上昇等も相まって、医療・介護事業者の経営を圧迫しており、安定的かつ持続可能な医療・介護提供体制の確保が喫緊の課題となっている。

また、国においては、職業紹介事業の許可条件の厳格化や事業者に対する職種別手数料率の実績公開等の義務化を講じているが、法令遵守の徹底と雇用仲介事業の見える化に重きが置かれ、手数料そのものの適正化には至っておらず、本来の用途にそぐわない公的財源の支出が生じており、断じて容認できない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療・介護分野における人材確保の推進と有料職業紹介事業等の適正化を図り、持続可能な提供体制を構築するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 紹介手数料について、医療・介護の提供体制の持続性を脅かすことがないよう、現場の実情を十分踏まえ、上限規制の導入を含め必要な制度的措置を速やかに検討すること。
- 2 有料職業紹介事業者について、早期離職に伴う医療・介護事業者の負担を軽減するため、返戻金制度の義務化及び返戻水準の標準化を図ること。
- 3 ハローワーク、ナースセンター等の公的職業紹介機関について、機能強化、利便性向上及び広報の充実により、利用促進を図ること。
- 4 医療・介護事業者の円滑な人材確保を支援するため、求人広告費その他採用活動に要する費用に対する支援制度の創設を検討すること。

中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを
守ることを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は国連憲章及び国際法に対する重大な違反行為である。また、この軍事行動が引き金となり、イランによる報復攻撃やホルムズ海峡の事実上の封鎖、さらには停戦の模索と再攻撃が繰り返されるなど、中東地域を巡る緊張は極めて不安定な状態が続いている。

こうした中東情勢悪化に起因する原油・ナフサの供給不足及び価格高騰は、プラスチック製品、塗料、建設資材など、あらゆる基礎物資の調達難及びコスト上昇を招き、県内の製造業、建設業、農業、医療分野など幅広い産業に深刻な影響を及ぼしている。

このように国際的な軍事的緊張の継続が地域経済にまで波及している現状を踏まえると、事態の早期沈静化を図るためには、我が国として主体的かつ積極的にその実現に関与することが不可欠であるにもかかわらず、政府が立場を明確にしていない状態は看過できない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中東情勢の早期解決に向け、国際社会と連携した外交努力を強化するとともに、物価高騰から国民の暮らしを守るため、迅速かつ抜本的な対策を講じるよう強く求める。

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和8年6月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部 長	矢 島 武
企画振興部 長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	青 木 英 明
(6月23日から6月26日までの会議)	
総 務 部 長	高 橋 寿 明
県 民 文 化 部 長	小 池 広 益
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
(6月23日から6月26日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
(6月23日から6月26日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	柳 井 和 則
観 光 ス ポ ー ツ 部 国スポ・全障スポ大会局長	下 條 伸 彦
(6月23日から6月26日までの会議)	
農 政 部 長	根 橋 幸 夫
林 務 部 長	千 代 登
建 設 部 長	森 下 淳
建設部リニア整備推進局長	平 林 高 広
(6月23日から6月26日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者 公 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛 範
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

7 人権第206号
令和 8 年（2026年） 3 月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

第 6 次長野県男女共同参画計画の策定について（報告）

第 6 次長野県男女共同参画計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年条例第50号）第 3 条第 1 項の規定により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

8企本第138号
令和8年(2026年)6月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県公営企業経営戦略2026の策定について(報告)

「長野県公営企業経営戦略2026」を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例(平成17年条例第50号)第3条第1項の規定により、報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

8 健増第97号
令和8年(2026年)6月5日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和7年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の
実施状況について（報告）

長野県歯科口腔保健推進条例（平成22年条例第28号）第14条の規定により、県
が講じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7ゼ第532号
令和8年（2026年）3月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について（報告）

長野県脱炭素社会づくり条例（令和2年条例第39号）第15条の規定により、2024年度（令和6年度）において県が講じた標記施策の実施状況につきまして、下記報告書のとおり報告いたします。

記

送付部数

長野県ゼロカーボン戦略	2024（令和6）年度成果報告書【概要】	1部
長野県ゼロカーボン戦略	2024（令和6）年度成果報告書	1部

（別冊は掲載を省略する）

(写)

8 産技第105号
令和 8 年(2026 年) 6 月 11 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について（報告）

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和 5 年条例第15号）第15条の規定により、令和 7 年度に県が講じた伝統的工芸品産業振興に関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

8監査第3号
令和8年(2026年)4月3日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和8年3月30日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和8年2月28日現在の令和7年度2月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙1のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で895,000円であった。

2 企業局所管関係

令和8年2月28日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙2のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和8年2月28日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙3のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和8年2月28日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙4のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

8 監査第 3—2 号
令和 8 年(2026年) 5 月19日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 4 月 30 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度 3 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895, 000 円であった。

(写)

8 監査第 3 - 3 号
令和 8 年(2026年) 6 月 9 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 5 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 8 年 4 月 30 日現在の令和 7 年度 4 月分（期外分）の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに令和 8 年度 4 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895,000 円であった。

2 企業局所管関係

(1) 令和 7 年度 3 月分

令和 8 年 3 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 8 年度 4 月分

令和 8 年 4 月 30 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

(1) 令和 7 年度 3 月分

令和 8 年 3 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 5 の

とおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 8 年度 4 月分

令和 8 年 4 月 30 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 6 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

(1) 令和 7 年度 3 月分

令和 8 年 3 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 7 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 8 年度 4 月分

令和 8 年 4 月 30 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 8 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

8人委第75号
令和8年(2026年)6月18日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和8年6月18日付け8議議第19号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 8・6 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	小 池 久 長	（新政団・ 4 0）	9 分	県政一般について
2	風 間 辰 一	（自民党・ 5 4）	2 0 分	県政一般について
3	荒 井 武 志	（改革信・ 3 4）	1 5 分	県政一般について
4	小 林 君 男	（無所属・ 1 2）	8 分	県政一般について
5	林 和 明	（改革信・ 3）	1 2 分	県政一般について
6	小 山 仁 志	（新政団・ 2 7）	8 分	県政一般について
7	佐 藤 千 枝	（改革信・ 1 0）	1 1 分	県政一般について
8	宮 下 克 彦	（自民党・ 2 9）	2 0 分	県政一般について
9	竹 内 正 美	（自民党・ 2 8）	2 0 分	県政一般について
1 0	続 木 幹 夫	（改革信・ 3 6）	1 0 分	県政一般について
1 1	丸 山 寿 子	（改革信・ 1 1）	1 0 分	県政一般について
1 2	加 藤 康 治	（公明党・ 1 4）	1 3 分	県政一般について
1 3	百 瀬 智 之	（新政団・ 2 6）	8 分	県政一般について
1 4	丸 茂 岳 人	（自民党・ 2 0）	2 0 分	県政一般について
1 5	高 島 陽 子	（改革信・ 3 3）	1 0 分	県政一般について
1 6	山 口 典 久	（共産党・ 2 3）	1 4 分	県政一般について
1 7	両 角 友 成	（共産党・ 3 8）	1 4 分	県政一般について
1 8	小 林 陽 子	（改革信・ 2）	1 1 分	県政一般について
1 9	川 上 信 彦	（公明党・ 2 5）	1 0 分	県政一般について
2 0	小 林 あ や	（新政団・ 1 5）	8 分	県政一般について
2 1	望 月 義 寿	（改革信・ 2 2）	1 0 分	県政一般について
2 2	勝 山 秀 夫	（公明党・ 4）	1 0 分	県政一般について
2 3	奥 村 健 仁	（新政団・ 6）	8 分	県政一般について
2 4	大 井 岳 夫	（自民党・ 1 9）	2 0 分	県政一般について
2 5	向 山 賢 悟	（自民党・ 1 7）	1 9 分	県政一般について
2 6	竹 村 直 子	（改革信・ 1）	1 0 分	県政一般について
2 7	早 川 大 地	（自民党・ 9）	1 9 分	県政一般について
2 8	垣 内 将 邦	（自民党・ 8）	1 9 分	県政一般について
2 9	グレート無茶	（新政団・ 5）	8 分	県政一般について
3 0	毛 利 栄 子	（共産党・ 4 7）	1 5 分	県政一般について
3 1	青 木 崇	（自民党・ 7）	1 9 分	県政一般について
3 2	勝 野 智 行	（公明党・ 1 3）	1 0 分	県政一般について
3 3	清 水 正 康	（新政団・ 1 6）	8 分	県政一般について

特 別 委 員 会 委 員 名 簿

(8・6 定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委 員			
		自 民 党	改 革 信	新 政 団	公 明 党
決算特別	12	向 山 賢 悟	高 島 陽 子	小 林 あ や	勝 山 秀 夫
		山 岸 喜 昭	埋 橋 茂 人		
		大 畑 俊 隆	林 和 明		
		竹 内 正 美			
		丸 茂 岳 人			
		早 川 大 地			
					藤 岡 義 英
					共 産 党

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 加 藤 康 治

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為補正」中の一部

第 25 号 情報通信機器の購入について

第 26 号 児童手当の事務処理に対する国家賠償請求事件に係る和解について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

環 境 文 教 委 員 会 請 願 審 査 報 告 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 加 藤 康 治

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 17号 さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育
予算確保と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求め
る意見書提出について

環境文教委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 加藤康治

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 745号 特別支援学級の学級編制基準の見直しについて

陳第 749号 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 加藤康治

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- | | |
|---------|---|
| 陳第 21号 | 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて |
| 陳第 40号 | 代替講師不足への柔軟な対応について |
| 陳第 63号 | 専科教員の配置および教育体制の支援強化について |
| 陳第 64号 | 学校司書配置のための県費支援事業の創設について |
| 陳第 65号 | 運動部活動の地域移行に係る支援について |
| 陳第 66号 | 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について |
| 陳第 67号 | 学級編制に関することについて |
| 陳第 93号 | 木曽谷の教育振興について |
| 陳第 124号 | 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について |
| 陳第 125号 | 義務教育における教育環境の充実について |
| 陳第 127号 | 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて |
| 陳第 233号 | 登校支援に係る加配教員の配置拡充について |
| 陳第 235号 | 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について |
| 陳第 236号 | スクールソーシャルワーカーの拡充について |
| 陳第 297号 | へき地手当支給率の改善について |
| 陳第 301号 | 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について |
| 陳第 305号 | 不適応・不登校児童・生徒への支援充実について |
| 陳第 306号 | 宿泊行事に関する人材確保について |
| 陳第 308号 | 全国学力・学習状況調査等の扱いについて |
| 陳第 309号 | 学校における感染症対策について |

陳第 310号	学校自己評価制度について
陳第 311号	学校における働き方改革について
陳第 313号	教員の人事異動・任用について
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について
陳第 381号	県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 498号	中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
陳第 523号	高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
陳第 541号	小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
陳第 542号	L D等通級指導教室の増設・新設について
陳第 543号	学校給食費の無償化に伴う財政支援について
陳第 544号	多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて
陳第 545号	公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
陳第 547号	高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 548号	特別支援教育の充実について
陳第 549号	臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 550号	定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 551号	部活動と小学校の課外活動について
陳第 553号	30人規模学級の継続について
陳第 554号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 555号	養護教諭に対する代替措置について
陳第 556号	教育予算の確保について
陳第 557号	教職員の生活について
陳第 558号	大町市の学校再編について
陳第 567号	県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

- 陳第 623号 小規模小中学校への教育支援について
- 陳第 624号 高校再編における中山間地存立校の存続と教育環境の整備について
- 陳第 639号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 642号 教育環境の整備について
- 陳第 651号 環境保全対策の推進について
- 陳第 680号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 683号 教育環境の整備について
- 陳第 692号 環境保全対策の推進について
- 陳第 714号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 715号 教職員の配置について
- 陳第 717号 木曽郡の実情に合わせた高校づくりについて
- 陳第 744号 公立義務教育諸学校の加配教職員配置基準の拡充について
- 陳第 755号 高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 山 口 典 久

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費

第 4 号 長野県人権尊重の社会づくり条例案

第 5 号 一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案

第 6 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

第 13 号 交通事故に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 山 口 典 久

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 747号 条件不利地における高齢者福祉施設に対する支援の拡充
について
- 陳第 748号 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る
制度の見直しについて

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 山口典久

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 487号 上伊那地域への児童相談所の設置について
- 陳第 499号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 502号 若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
- 陳第 517号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 528号 国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
- 陳第 559号 児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
- 陳第 560号 子どもの放課後における居場所支援の充実について
- 陳第 568号 私立高校入学時タブレット端末代負担支援について
- 陳第 625号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 626号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 649号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 650号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 690号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 691号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 718号 木曽地域の少子化対策について
- 陳第 746号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 望 月 義 寿

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為補正」中の一部

第 14 号 県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について

第 15 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

農政林務委員会請願審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 望月義寿

次の請願は、採択のうえ、地方自治法第125条の規定により、知事へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定しました。

請第 16号 長野県の地域農業振興に関することについて

農政林務委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 望月義寿

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 741号 農業農村整備の推進について

陳第 752号 国土調査結果反映の迅速化について

陳第 753号 制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施について

陳第 754号 狩猟期間の拡大について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 望月義寿

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

陳第 740号 熊を含む野生動物との共生を目指す政策の実施について
陳第 756号 新規就農者育成総合対策における就農準備資金の運用に
おいて長野県が独自に掲げる基準の見直しについて

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由 なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 山 田 英 喜

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 8 款 商 工 費

第 7 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 山 田 英 喜

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 750号 長野県中小企業融資制度に関する見直しについて

陳第 751号 産業用地整備促進税制の早期創設について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 山田英喜

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直し
について

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

陳第 653号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 694号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 723号 宿泊業の振興について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 大井岳夫

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 4 項 市町村振興費

第 6 項 防災費

第 9 款 土 木 費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為補正」中の一部

第 8 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 16 号 一般国道 418 号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について

第 17 号 一般国道 292 号道路改築工事（大川トンネル）変更請負契約の締結について

第 18 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）変更請負契約の締結について

第 19 号 一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）変更請負契約の締結について

第 20 号 権利の放棄について

第 21 号 長野県道路公社の解散について

第 22 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について

第 23 号 急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償について

第 24 号 交付金申請事務に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 9 款 土 木 費

第 12 款 災害復旧費

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

危機管理建設委員長 大 井 岳 夫

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 大井岳夫

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について
- 陳第 663号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 704号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について

- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和8年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 宮下克彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費

第 10 款 警 察 費

第 2 条 債務負担行為の補正中の一部

第 3 条 地方債の補正

第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案

第 9 号 松本空港航空灯火等更新工事請負契約の締結について

第 10 号 伊那文化会館舞台音響設備改修工事請負契約の締結について

第 11 号 決済端末の購入について

第 12 号 交通事故に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 10 款 警 察 費

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 地方債の補正

報第 2 号 令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告

報第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和8年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

総務企画警察委員長 宮 下 克 彦

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 743号 路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充
について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 宮下克彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 742号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和8年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

決算特別委員長 小 林 あ や

当委員会は、下記の事件を閉会中も継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 令和7年度長野県一般会計及び令和7年度長野県特別会計の決算状況に関する事項
- (2) 令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和7年度長野県流域下水道事業会計、令和7年度長野県電気事業会計及び令和7年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

議員の派遣について

令和8年7月3日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目 的 女性議員研究交流大会
- 2 場 所 東京都
- 3 期 間 令和8年8月25日
- 4 派遣議員 竹 内 正 美 佐 藤 千 枝 小 林 あ や
毛 利 栄 子